

添付資料 1

民間規格等作成団体の審議に係る説明

件 名	[WES 9801:2025 特定認定高度保安実施者による保安検査基準 (コンビナート等保安規則関係)]
① 案件の要望者	日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会 (部会長：石崎 陽一、出光興産株式会社)
② 民間規格等作成団体の承認日	日本溶接協会理事会 2025 年 6 月 11 日承認済 別添 1_第 39 期第 7 回理事会議事録案 民間規格としての規格発行 ; 2025 年 7 月 1 日
③ 民間規格等作成団体における議決の状況	1) 日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会 規格原案作成委員会審議 2024 年 11 月 26 日、委員数 11 名賛成(総人数 12 名、1 名欠席) 欠席者からの事前コメントはなし 別添 5_第 2 回_規格原案作成委員会 議事録 2) 日本溶接協会規格委員会審議 ・ 2025 年 6 月 4 日 別添 2_第 39-5 回_溶接規格専門委員会_議事録案
④ 民間規格等作成団体で提出された主な意見及びその意見への対応概要	・ 主な意見及びその意見への対応については別添 4 の項目 3 参照 別添 3_WES9801 特定認定高度保安実施者による保安検査基準 改定内容について ・ 委員会での議論は議事録参照 別添 4_第 1 回規格原案作成委員会 議事録 別添 5_第 2 回規格原案作成委員会 議事録
⑤ 関係技術基準等への適合性に関する説明	関係技術基準などへの適合について別添参照 別添 3_特定認定高度保安実施者による保安検査基準 改定内容について 別添 6-1_技術上の基準に対する保安検査方法の設定 別添 6-2_WES9801 と KHKS の比較 別添 7_規格体系
⑥ 制定・改定等に係る意見公募の結果及びその意見への対応概要	・ 日本溶接協会の規定に従い、日本溶接協会のホームページでパブリックコメントを実施済 期間：2025 年 3 月 25 日(火)～2025 年 4 月 23 日(水) [30 日間] ホームページ：日本溶接協会—規格委員会—パブリックコメント ・ 日本溶接協会内の部会および委員会の審議済 別添 8_パブリックコメント意見募集要領 別添 9_パブリックコメント意見募集結果

⑦ 定期的改定に関する事項	・圧力設備サステナブル保安部会規格原案作成委員会 委員会規則 第17条に5年以内に改定されない場合は、廃止とすることを明記。 - 別添10_圧力設備サステナブル保安部会 規格原案作成委員会 委員会規則 ・規格原案作成委員会は、委員を通年で委嘱して継続して改定見直しができる体制としており、規格原案作成ワーキングにて次年度改定版発行に向けた作業にも着手開始（6月30日より）。
⑧ 審議記録の保存に関する事項	圧力設備サステナブル保安部会規格原案作成委員会規則 第13条 第7項に永久保存と明記している。 別添10_圧力設備サステナブル保安部会 規格原案作成委員会規則
⑨ 技術的な事項の問い合わせへの対応	圧力設備サステナブル保安部会規格原案作成委員会 問い合わせ対応要領を作成し、ホームページ（日本溶接協会—圧力設備サステナブル保安部会—規格のお問い合わせなど）に公開している。 別添11_圧力設備サステナブル保安部会 規格原案作成委員会 問い合わせ対応要領
⑩ その他、特記事項	なし

添付資料 2

民間規格等作成団体の規則

(提出時に挿入する)

以下、規則類を別添

別添 1 0 _圧力設備サステナブル保安部会 規格原案作成委員会規則

別添 1 1 _圧力設備サステナブル保安部会 規格原案作成委員会 問い合わせ対応要領

別添 1 2 _圧力設備サステナブル保安部会 規格原案作成委員会 不服申立て対応要領

添付資料3

民間規格等作成団体 規格原案作成委員会 委員名簿（順不同、敬称略）

[2025 年 7 月 1 日制定日]

規格原案作成委員会

委員区分	委員名	所属
委員長	南 二三吉	大阪大学
副委員長	小川 武史	青山学院大学
委員	保坂 由文	神奈川県庁
委員	増子 敏昭	ENEOS 株式会社
委員	萩 誠	コスモ石油株式会社
委員	小倉 剛	出光興産株式会社
委員	多田 年孝	日本製鋼所M & E 株式会社
委員	松久 弘典	非破壊検査株式会社
委員	隆 賢治	株式会社 IHI プラント
委員	岡本 茂	徳機株式会社
委員	高橋 淳	日揮グローバル株式会社
委員	中野 正大	株式会社 高田工業所

(参考)規格原案作成ワーキング

委員区分	メンバー名	所属
主査	増子 敏昭	ENEOS 株式会社
委員	福田 健彦	ENEOS 株式会社
委員	吉井 清英	コスモ石油株式会社
委員	鈴木 晴記	コスモ石油株式会社
委員	服部 龍明	昭和四日市石油株式会社
委員	小倉 剛	出光興産株式会社
委員	鈴木 哲平	出光興産株式会社
委員	高橋 淳	日揮グローバル株式会社
委員	大原 良友	大原技術士事務所

添付資料 4

概要説明資料 (提出時に挿入)

別添 3_特定認定高度保安実施者による保安検査基準 改定内容について

添付資料5

審査対象となる民間規格を含む詳細説明資料 (提出時に挿入)

別添 3_特定認定高度保安実施者による保安検査基準 改定内容について

別添 6 - 1_技術上の基準に対する保安検査方法の設定

別添 6 - 2_WE S9801 と KHKS の比較

規格については、別添 1 3 及び 1 4 参照

別添 1 3_WES 9801 特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）

別添 1 4_WES 9802 圧力設備の維持管理基準

自己審査書

技術評価の要件 (附属書 1 および民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)	確認内容
1. 審査対象となる技術基準類が附属書 1 に記載された要件を満たしているか。 ※附属書 1 に対する差異事項がある場合はその説明をすること。	附属書 1 の通り、要件は満たしている。
2. 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。	項目上の対応は取れている。 別添 3 _特定認定高度保安実施者による保安検査基準 改定内容について 別添 6 - 1 _技術上の基準に対する保安検査方法の設定 別添 6 - 2 _WES 9801 と KHKS の比較
3. 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。	既に広く活用されている規格類に沿ったものであり、 いずれも具体的な手法や仕様は明確になっている。 別添 3 _特定認定高度保安実施者による保安検査基準 改定内容について 別添 6 - 1 _技術上の基準に対する保安検査方法の設定 別添 6 - 2 _WES 9801 と KHKS の比較 別添 1 3 _WES 9801 特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係） 別添 1 4 _WES 9802 圧力設備の維持管理基準
4. 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。	国際的に広く活用されている API/ASME 規格並びにこれに代替対応し得る国内規格を基礎母体として構成されており、規格体系として問題なく成立する。 別添 7 _規格体系
5. 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。	基礎母体となる規格は現時点で最新知見に基づいた規格である。 別添 7 _規格体系

以上

以降、別添

第 39 期 第 7 回 定例理事会議事録

一般社団法人 日本溶接協会

1. 日 時 2025 年 6 月 11 日(水) 16:10～16:30
2. 場 所 東京ガーデンパレス 平安
3. 出席者 青山会長〔代表理事〕、藤田副会長、別所副会長
廣瀬会務担当理事〔業務執行理事〕、小池会務担当理事〔業務執行理事〕、
金子裕良、篠崎賢二、末永和之、高橋邦夫、田川哲哉、田中学、坪井竜介、中村好男、
藤本光生、南二三吉、宮崎克雅、山岡弘人、大塚隆史、金子健太郎、
大丸専務理事〔業務執行理事〕 出席 20 名
才田一幸、長堀正幸、各監事
オブザーバ：森本慶樹、水沼渉
事務局：金子、隅田、木口、作道、内海

4. 議事

4.1 理事会の成立確認の件

青山会長から、次の説明があった。

第 39 期第 7 回理事会は、出席者 20 名で理事現在数 23 名の過半数となり、定足数を満たしている旨を報告するとともに本理事会の成立を宣言した。

4.2 理事会の議事録署名者確認の件

定款第 34 条第 2 項により、議事録署名者が青山会長、才田監事、長堀監事であることを確認した。

4.3 第 39 期 副会長・専務理事の選任、議長代行順序の件

< 承 認 >

青山会長から、次の説明があった。

2025 年度定時総会において、5 名(池谷啓司氏、伊藤栄作氏、福田和久氏、森本慶樹氏、水沼渉氏)の理事退任と 5 名(大塚隆史氏、別所正博氏、藤田展弘氏、金子健太郎氏、大丸成一氏)の理事選任が承認された。

定款 21 条に「会長、副会長、専務理事及び会務担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する」とあり、副会長・専務理事の選任、議長代行順序の審議を行った。

青山会長から審議依頼の結果、全員一致をもって、異議なく下表のとおり承認した。

併せて新体制の理事会役員名簿と日本溶接会議(JIW)理事会名簿の確認依頼があった。

第 39 期(2025 年度) 副会長・専務理事の選定

定款・細則上の役職	理事氏名	所属
副会長	藤田 展弘	日本製鉄㈱ 副社長執行役員 技術開発本部長
副会長	別所 正博	三菱重工業㈱ 総合研究所 副所長
専務理事	大丸 成一	一般社団法人 日本溶接協会

第 39 期(2025 年度)議長代行順序

定款・細則上の役職	議長順序	理事氏名	所属・役職
会長	議長	青山 和浩	東京大学 工学系研究科 人工物工学研究センター教授
副会長	議長代行順序 1	藤田 展弘	日本製鉄㈱ 副社長執行役員 技術開発本部長
副会長	議長代行順序 2	別所 正博	三菱重工業㈱ 総合研究所 副所長
専務理事	議長代行順序 3	大丸 成一	一般社団法人 日本溶接協会

4.4 第 39 期第 6 回定例理事会議事録の承認の件

< 承 認 >

事前送付した議事録(案)について、異議なく承認した。

4.5 日本溶接協会規格(WES) 制定・改正の件

< 承 認 >

大丸専務理事から、次の制定 1 件、改正 3 件について説明があった。

【制定：1 件】

- ・ WES 2821 溶着金属のトランス・バレストレイン試験方法

制定理由：2016～2018 年度に溶接材料部会 技術委員会 調査第 4 分科会で実施した「溶接割れ試験方法に関するアンケート調査」の結果を受け、2019 年度から同 共研第 4 分科会で実施したトランス・バレストレイン試験方法による基礎実験の成果をもとに、溶着金属の凝固割れ性を相対的に評価することを目的として制定する。

【改正：3 件】

- ・ WES 8111 建築鉄骨ロボット溶接オペレータの資格認証基準

改正理由：従来、実務運用上の事項として適用していた内容について、定期見直しを機に規格上に明記することとした。

- ・ WES 9801 特定認定高度保安実施者による保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)

改正理由：API 及び ASME 規格の維持管理手法について保安検査基準として適用するために技術的な整理を進め、以下の項目について新たに本規格に反映し、一部補足事項を追記した。

- a) シェル&チューブ式熱交換器のチューブの評価方法
- b) 当て板溶接補修の適用
- c) 安全弁の検査方法の適用

- ・ WES 9802 圧力設備の維持管理基準

改正理由：API 及び ASME 規格の維持管理手法について、国内の圧力設備に適用するために技術的な整理を進め、制定時に検討未了だった次の項目について、検討結果を新たに本規格に反映し、一部補足事項を追記した。

- a) 同じ又は同様の運転下の機器の検査に関する規定
- b) 圧力逃がし装置の検査方法
- c) 一時的な補修のうち、当て板補修の方法

青山会長から、日本溶接協会規格(WES)制定 1 件、改正 3 件について、意見等ある場合は 6 月 23 日までに事務局へ連絡をもらうこととし、連絡がない場合は承認することとした。

4.6 設備技術規格評価委員会規則 改正の件

< 承 認 >

大丸専務理事から、次の説明があった。

「設備技術規格評価委員会規則」の誤字を修正する。

項目	改正前	改正後
(目的) 第 1 条	～コンビナート等保安規則第 94 条の 7 の 13 第 5 項 第 3 号に基づき、～	～コンビナート等保安規則第 49 条の 7 の 13 第 5 項 第 3 号に基づき、～

青山会長から、設備技術規格評価委員会規則改正(案)について審議依頼があり、協議の結果、異議なくこれを承認した。

4.7 設備技術規格評価委員会 委員長交代の件

< 承 認 >

大丸専務理事から、2025 年 5 月 28 日に次の委員長が交代することについて説明があった。

【前任】三宅淳巳氏(横浜国立大学 総合学術高等研究院 上席特別教授)

【後任】菅田淳氏(広島大学 大学院先進理工系科学研究科 機械工学プログラム 名誉教授・客員教授)

青山会長から、設備技術規格評価委員会の委員長交代について審議依頼があり、協議の結果、異議なくこれを承認した。

4.8 2025 年度設備投資計画の追加申請の件 大丸専務理事から、次の説明があった。

< 承 認 >

【申請案件】外国人技能実習生用の電算システムの改修<990,000 円(税込み)>

外国人技能評価試験の現行課題は中板・厚板の種目のみであるが、自動車関連業界等からの要望に応え、薄板ーティグ溶接種目を追加することになった。それに伴い、電算システム(OTIT システム)の改修を希望する。

青山会長から、2025 年度設備投資計画の追加申請について審議依頼があり、協議の結果、異議なくこれを承認した。

4.9 その他

大丸専務理事から、2025・2026 年定例理事会日程、2026 年賀詞交歓会、JWES 親善ゴルフ大会について次のとおり説明があった。

(1)理事会日程の件

< 報 告 >

2025 年

9 月度	9 月 17 日(水)	15:00～17:00	溶接会館
12 月度	12 月 17 日(水)	15:00～17:00	溶接会館又は外部会場 理事会
		17:00～17:30	同 JIW 理事会
		18:00～20:00	同 懇親会

2026 年

2 月度	2 月 25 日(水)	15:00～17:30	溶接会館 2 階ホール
3 月度※	3 月 25 日(水)	15:00～17:00	溶接会館 2 階ホール
5 月度	5 月 20 日(水)	14:30～16:45	溶接会館 2 階ホール
		16:45～17:30	同 JIW 理事会
6 月度	6 月 10 日(水)	14:00～16:00	東京ガーデンパレス「高千穂」 定時総会
		16:00～16:30	同 「平安」 理事会

※3 月度の理事会は予算(案)に修正があった際を想定(書面審議の場合あり)

(2)その他行事

- ・2026 溶接界新春賀詞交歓会：2026 年 1 月 6 日(火) 15：00～17：00
東京プリンスホテル プロビデンスホール(御成門)
- ・2025JWES 親善ゴルフ大会：2025 年 9 月 29 日(月)
厚木国際カントリー倶楽部(厚木市)
なお、JWES 部会・委員会交流会については前日が日曜日のため実施しない。
(ゴルフ参加者で前泊する方の交流会は実施する)

4.10 他学協会等からの協賛方等依頼の件

< 承 認 >

青山会長から、他学協会等からの協賛方等依頼 4 件について審議依頼があり、協議の結果、異議なくこれを承認した。

学協会等名	タイトル	開催月日	会場・地区
①(公社)全国工業高等学校長協会	2025 年度夏期講習会 「楽しく教える溶接のツボ講座」	2025 年 7 月 28 日	ポリテクセンター石川 (金沢市)
		2025 年 7 月 30 日	徳島県立中央テクノス クール(徳島市)
		2025 年 8 月 19 日	秋田県立大曲技術専門 校(大仙市)
		2025 年 8 月 22 日	中央検定場(川崎市)

学協会等名	タイトル	開催月日	会場・地区
②高校生ものづくりコンテスト実行委員会	高校生ものづくりコンテスト 2025東北大会【宮城大会】兼 第25回高校生ものづくりコンテスト 全国大会予選会[溶接部門]	2025年7月19～20日	ポリテクセンター宮城 (多賀城市)
③(一社)エレクトロニクス実装学会	実装フェスタ関西 2025	2025年7月3～4日	パナソニックリゾート 大阪(吹田市)
④(一社)レーザ加工学会	第102回レーザ加工学会	2025年7月10～11日	尼崎リサーチ・インキ ュベーションセンター (尼崎市)

4.11 当協会主催の講習会・試験等の件

<承認>

青山会長から、当協会主催の講習会・試験等5件について審議依頼があり、協議の結果、異議なくこれを承認した。

企画	タイトル	開催月日	会場・地区
①原子力研究委員会	原子炉圧力容器の加圧熱衝撃に対する新しい破壊評価技術-塑性拘束を考慮した破壊評価基準の社会実装-(第59回国内シンポジウム)	2025年9月30日	溶接会館(千代田区) WEB 併用
②溶接技能者教育委員会※ 主管：宮城県溶接協会	溶接技能向上のための講習会 (被覆アーク・学科)	2025年5月24日 9月27日	ポリテクセンター宮城 (多賀城市)
	溶接技能向上のための講習会 (半自動・学科)	2025年6月21日 10月25日	
	溶接技能向上のための講習会 (ステンレス鋼・学科)	2025年8月30日 11月15日	
③溶接技能者教育委員会 主管：広島県溶接協会	溶接技能向上のための講習会 (被覆アーク・学科)	2025年6月21日 8月24日	ポリテクセンター広島 (広島市)
	溶接技能向上のための講習会 (被覆アーク・実技)	2025年8月23日	
	溶接技能向上のための講習会 (半自動・学科)	2025年7月26日 9月28日	
	溶接技能向上のための講習会 (半自動・実技)	2025年9月27日	
	溶接技能向上のための講習会 (ステンレス鋼・学科)	2025年7月13日 9月6日	
	溶接技能向上のための講習会 (ステンレス鋼・実技)	2025年7月12日	
④溶接技能者教育委員会 主管：兵庫県溶接協会	溶接技能向上のための講習会 (半自動・学科)	2025年7月9日 12月16日	ポリテクセンター加古 川(加古川市)
	溶接技能向上のための講習会 (ステンレス鋼・学科)	2025年9月9日 2026年2月17日	
	溶接技能向上のための講習会 (被覆アーク・学科)	2025年10月7日	
⑤溶接技能者教育委員会 主管：沖縄県溶接協会	溶接技能向上のための講習会 (被覆アーク・学科)	2025年9月3日	沖縄県工業技術センタ ー(うるま市)
	溶接技能向上のための講習会 (半自動・学科)	2025年9月4日	

以上の議事録を証するため、議長及び議事録署名者が記名押印する。

2025年6月11日

議長 青 山 和 浩

署名者 才 田 一

署名者 長 堀 正



第 39-5 回 規格委員会 溶接規格専門委員会 合同委員会 議事録案
(ISO/TC 44 及び IEC/TC 26 国内審議委員会/JIW 標準化委員会)

別添 2

日 時 : 2025 年 6 月 4 日 (水) 13:30 ~ 17:15

場 所 : Web 併用会議 (WebEx) / 溶接会館 2 階ホール

出 席 者 : (敬称略, 順不同)

正副委員長・顧問 : 山根(埼大)、中井(元 B.V.)、平田(阪大)

幹事 : 荒谷(レザックス)、池田(阪大)、池庄司(東北大)、大岡(JSNDI)、笹口(笹口技術士事務所)、上野、佐藤(JWES)、斉藤、下山(神鋼)、白旗(都市大)、山田(新日設計)

委員 : 小川(阪大)、岸本(田中貴金属)、岩田(近大)、片山(ナ・デックス)、福島(日酸)、上野(J-FaB)

専門委員 : 松山(SWT)、加瀬(JWES)、仁木(東芝)、北側(阪大)

参与 : 中山(NK)、納(JLWA)、山口(JSNDI)、鹿島(JSSC)、寺下(RTRI)

WES 説明者 : 鈴木(出光)、志村(日溶工)、見波(電機大)、西村(JWES)

オブザーバー : 芦田(AIST)、京極(近大)

事務局 : 金子、今岡、西田、山出

以上 39 名

配布資料 : 省略 [WS-24-161 (規格本委員会_議事次第(2025.02.05)) 参照]

議 事 :

会議に先立ち、本会議では JWES 競争法コンプライアンス規程に従い、競争法上問題になる恐れのあることを議論しない、情報交換しない及び合意しないことを宣言した。

議事次第 (WS-25-000) に基づき、山根委員長の議事進行により議事に入った。

1 規格委員会関係

1.1 前回 (2025/2/5) 議事録 (案) の確認

(WS-25-001)

事務局より、前回本委員会の議事録 (案) が読み上げられ、一部字句修正の上、承認された。

1.2 JWES 規格委員会 下部委員会報告

a) 薄板接合技術小委員会 (SC 6 対応)

(WS-25-002)

7/4 に開催された委員会では、ISO/TC 44/SC 6/WG 3 での抵抗溶接用語の進捗報告、ISO の投票案件の審議、機械式ピール試験の JIS 規格の検討などについて報告があった。次回委員会は、7/14 に予定している。

b) 機械式ピール試験 JIS 原案作成準備会

(WS-25-003)

3/4 にキックオフ会議が開催され、機械式ピール試験 JIS の制定理由、素案の審議、今後の予定の調整などが行われた。次回会議は、7/15 に予定している。

1.3 2024 年度活動報告案及び 2024 年度溶接関係規格 (会務報告)

(WS-25-004, 005)

事務局より、2024 年度活動報告案及び 2024 年度溶接関係規格 (会務報告) について、前回本委員会以降、一部、編集上の修正を行った旨の報告があった。

1.4 第 39 期 規格委員会 構成員名簿

(WS-25-006)

事務局より、改組された第 39 期 規格委員会の構成員名簿の紹介があり、溶接及び AM の両方のメンバーが参画する旨の報告があった。新規格委員会は、溶接・AM 間の規格に関する調整・情報交換を行う場であるとの説明があった。

1.5 第 39 期 溶接規格専門委員会 構成員名簿

(WS-25-007)

事務局より、2025 年度構成員名簿案が紹介され、建設部会は津山委員 (川田工業) から上野委員 (日本ファブテック) に、日本海事協会は松本参与から中山参与にそれぞれ交代された旨の報告があった。また、今回から初参加の委員等より挨拶があった。

1.5 溶接規格専門委員会 運営内規制定

(WS-25-008)

事務局より、本専門委員会に先立って開催された規格委員会において運営内規が制定された旨の報告があった。なお、海外出張旅費の規定で IEC の場合を追加した旨の説明があった。

2 国内規格

2.1 WES 審議

2.1.1 WES の制定・改正・廃止状況 (前回本委員会以降)

前回本委員会以降、3/1 に次の WES の改正 (1 件) 及び廃止 (2 件) があった。

a) 改正

・WES 9009-3:2025、溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生 第3部：有害光（安衛）

b) 廃止

- ・WES 2023、鋼管の長手溶接継手の超音波斜角探傷試験方法及び試験結果の等級分類方法（規格）
- ・WES 2024、鋼板のT及び角溶接継手の超音波探傷試験方法及び試験結果の等級分類方法（規格）

2.1.2 パブコメ及び部会・委員会回覧のための報告及び審議

a) WES 0001 日本溶接協会規格作成基準【追補改正】（規格） (WS-25-009-1, 2)

規格委員会（説明者：事務局山出）より、TRAFAMからのISO/TC 261国内審議委員会の移管、AM技術者認証事業の開始などに伴うAM分野に係るWESの需要があるが、現状の規格ではAMに関する記述は無い旨の説明があった。そのため、暫定的にWES区分にAM分野を追加すべく追補改正するとのことであった。

また、本専門委員会に先立って開催された規格委員会において承認された旨の報告があった。

以上の説明を受けて、パブコメ／部会委員会回覧を実施することとなった。

b) WES 9009-7(仮) 溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生 第7部：レーザ溶接【制定】（安衛）

(WS-25-030-1, 2)

安全衛生・環境委員会（説明者：山根委員長）より、WES 9009-3から切り離された、レーザ光、ハンドヘルドレーザ溶接を含んだレーザ溶接及び切断などに対応したWESを制定する旨の説明があった。

以上の説明を受けて、内容を修正の上、パブコメ及び部会委員会回覧を実施することが承認された。

2.1.3 パブコメ及び部会・委員会回覧（書）報告・原案審議

a) WES 2821(仮) 溶着金属のトランス・バレストレイン試験方法（溶材）【制定】 (WS-25-010-1, 2)

溶接材料部会（説明者：志村氏）より、WES 2821(仮)制定案に対する部会・委員会回覧及びパブリックコメントの結果報告があった。

部会・委員会回覧において、賛成 19 件、コメント付き賛成 7 件（59 コメント）、反対 0 件及び棄権 2 件の投票結果であった。

パブリックコメントは、0 件だった。

以上の報告及び審議を受け、序文の内容を追加し、WES 番号を 2821 と確定の上、6/11 開催の理事会に諮ることが承認された。

b) WES 8111:2021 建築鉄骨ロボット溶接オペレータの資格認証基準（RWO）【改正】 (WS-25-011-1, 2)

建築鉄骨ロボット溶接オペレータ認証委員会（説明者：見波氏）より、WES 8111 改正案に対する部会・委員会回覧及びパブリックコメントの結果報告があった。

部会・委員会回覧において、賛成 21 件、コメント付き賛成 2 件（4 コメント）、反対 0 件、棄権 2 件及び未回答 1 件（安全衛生）の投票結果であった。

パブリックコメントは、0 件だった。

以上の報告及び審議を受け、6/11 開催の理事会に諮ることが承認された。

c) WES 9801:2025 特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）【改正】

（圧力） (WS-25-012-1, 2)

圧力設備サステナブル保安部会（説明者：鈴木氏）より、WES 9801 改正案に対する部会・委員会回覧及びパブリックコメントの結果報告があった。

部会・委員会回覧において、賛成 20 件、コメント付き賛成 2 件（9 コメント）、反対 0 件、棄権 5 件及び未回答 1 件（建設）の投票結果であった。

パブリックコメントは、2 件（9 コメント）だった。

以上の報告及び審議を受け、6/11 開催の理事会に諮ることが承認された。

d) WES 9802:2025 圧力設備の維持管理基準【改正】（圧力） (WS-25-013-1, 2)

圧力設備サステナブル保安部会（説明者：鈴木氏）より、WES 9802 改正案に対する部会・委員会回覧及びパブリックコメントの結果報告があった。

部会・委員会回覧において、賛成 19 件、コメント付き賛成 3 件（12 コメント）、反対 0 件、棄権 5 件及び未回答 1 件（建設）の投票結果であった。

パブリックコメントは、1 件（2 コメント）だった。

以上の報告及び審議を受け、6/11 開催の理事会に諮ることが承認された。

2.1.4 パブコメ及び部会・委員会回覧（書）結果報告

2025/4/30～5/29 に実施された次の 5 件の WES の部会委員会回覧が終了した旨の報告があった。9 月の本委員会でコメント対応結果を報告する予定である。

- ・ WES 1104 インプラント形溶接割れ試験方法【追補改正】（鉄鋼）
- ・ WES 1108 亀裂先端開口変位（CTOD）試験方法【改正】（鉄鋼）
- ・ WES 3003 低温用圧延鋼板判定基準【追補改正】（鉄鋼）
- ・ WES 3008 鋼板及び平鋼の厚さ方向特性【廃止】（鉄鋼）
- ・ WES 3009 溶接割れ感受性の低い高張力鋼板の特性【改正】（鉄鋼）

2.1.5 WES 5 年見直し（2025 年度・2026 年度）

(WS-25-014-1, 2)

2025 年度に到来する WES 定期見直しについて、建築鉄骨ロボット溶接オペレータ認証委員会分が“確認”と回答されたため、見直しが完了した。

2026 年度に到来する WES 定期見直しについて、対応方針の締切り日を 2025/12/31 とし、改正又は廃止の場合は、それぞれの発議締切月までに報告して欲しいとのことであった。

【委員会後メモ】一部 WES の改正年月に誤りが報告されたため、修正した。

2.1.6 2024 年度下期（24/10/1～25/3/31）PDF 版 JSA 販売報告

(WS-24-015)

事務局より、2024 年 10 月～2025 年 3 月の期間に JSA ホームページで販売している WES 規格の PDF 版の販売実績の報告があった。

2.1.7 WES 転載許諾一覧報告（2025/2/7 以降）

(WS-24-016)

事務局より、前回本委員会以降の WES 転載許諾について、委員長決裁による許可が 4 件あった。

2.2 JIS 審議

2.2.1 JIS 規格の制定・改正・廃止状況（前回本委員会以降）

前回本委員会以降、3/21 に次の JIS 規格の改正（2 件）があった。

- ・ JIS C 9300-7:2025 アーク溶接装置—第 7 部：トーチ（電溶機）
- ・ JIS Z 3410:2025 溶接管理—任務及び責任（WE）

2.2.2 JIS 原案作成委員会（公募案件）

(WS-25-017)

a) 2024 年度区分 C（原案作成期間：2024/10/1～2025/5/31）※8 ヶ月

- ・ JIS Z 3001-3:2008 溶接用語—第 3 部：ろう接 改正【ろう・はんだ・SC 7】

委員会：2/14、4/25、分科会：2/14、JSA 様式調整：～25/4/11、JWES 回覧：～25/3/24、JSA 意見受付公告：～25/7/1、JSA 成果物提出：25/5/26

b) 2025 年度区分 A（原案作成期間：2025/4/1～2025/11/30）※8 ヶ月

- ・ JIS Z 3199:9999 鉛フリーはんだ対応はんだこて試験方法（仮） 制定【はんだ】
- ヒアリング：1/9、2/6

c) 2025 年度区分 B（原案作成期間：2025/7/1～2026/2/28）※8 ヶ月

- ・ JIS Z 3211:2008 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒 改正【溶材】
- ヒアリング：25/4/9、契約：25/5/1

2.2.2 JIS 原案作成公募スケジュール

6/4 現在、8/15 を締め切りとする 2025 年度区分 D（原案作成期間：2026/1/1～2026/8/31）を受付けており、規格の制定・改正・廃止を実施する場合、完成度を高めた上で、期日までに提出するよう依頼があった。

2.2.3 JIS 規格委員会内回覧報告

(WS-25-018)

次の 1 件の JIS 規格改正素案に対する規格委員会内回覧のコメント及びその対応結果について報告があった。

- ・ JIS Z 3001-3 溶接用語—第 3 部：ろう接（ろう、はんだ、SC 7）

2.2.4 JIS 問合せ対応報告（2025/2/5 以降分）

(WS-25-019)

事務局より、JWES が取り組む JSA からの JIS への問合せ対応について報告があり、前回本委員会以降、8 件の問合せが寄せられ、7 件回答した旨の報告があった。

3 国際規格関連

3.1 会議報告・予定

a) ISO/TC 44・IEC/TC 26・IHW 関係報告

次の提出された各報告書に基づき、各出席者より報告があった。

日程	国際会議	場所	報告者	資料番号
1/21	ISO/TC 44/SC 14	Zoom	池庄司幹事より報告	WS-25-020-01
2/13	ISO/TC 44/SC 11/WG 4	Zoom	佐藤幹事より報告	WS-25-020-02
2/18	IIW/WG-STAND	Zoom	松山専門委員より報告	WS-25-020-03
2/24	ISO/TC 44/SC 10/WG 6	Zoom	事務局今岡より代読	WS-25-020-04
2/27	ISO/TC 44/SC 6/WG 3	Zoom	松山専門委員より報告	WS-25-020-05
2/27	ISO/TC 44/SC 7/WG 1	Zoom	佐藤幹事より報告	WS-25-020-06
3/5	ISO/TC 44/SC 10/WG 5	Zoom		WS-25-020-07
3/6	ISO/TC 44/SC 8/WG 9	Zoom	上野幹事より報告	WS-25-020-08
3/18	ISO/TC 44/SC 11/WG 2	Zoom	佐藤幹事より報告	WS-25-020-09
3/18-19	IEC/TC 26/WG 1	Vienna/Austria	山根委員長より報告	WS-25-020-10
3/19	ISO/TC 44/SC 11/WG 4	Zoom	佐藤幹事より報告	WS-25-020-11
3/20	IEC/TC 26/WG 5	Vienna/Austria	山根委員長より報告	WS-25-020-10
3/21	IEC/TC 26 Plenary	Vienna/Austria		
3/24	IIW/C-XVIII	Zoom	松山専門委員より報告	WS-25-020-12
3/28	ISO/TC 44/SC 6/WG 3	Zoom		WS-25-020-13
4/1	ISO/TC 44/SC 10/WG 5	Zoom	佐藤幹事より報告	WS-25-020-14
4/9	ISO/TC 44/SC 12	Zoom	事務局今岡より代読	WS-25-020-15
4/24	ISO/TC 44/SC 6/WG 3	Zoom	松山専門委員より報告	WS-25-020-16
4/24	ISO/TC 44/SC 11/WG 4	Zoom	佐藤幹事より報告	WS-25-020-17
5/5	ISO/TC 44/SC 7/WG 1	Zoom		WS-25-020-18
5/6	ISO/TC 44/SC 3	Zoom	斉藤幹事より報告	WS-25-020-19
5/19	ISO/TC 44/SC 6/WG 3	Zoom	松山専門委員より報告	WS-25-020-20
5/20	ISO/TC 44/SC 10	Berlin/Germany & Zoom	佐藤幹事より報告	WS-25-020-24
5/21	ISO/TC 44/SC 11	Berlin/Germany & Zoom		WS-25-020-21
5/21	ISO/TC 44/SC 11/WG 4	Berlin/Germany & Zoom		WS-25-020-22
5/21	ISO/TC 44/SC 8/WG 8	Berlin/Germany	上野幹事より報告	WS-25-020-26
5/21	ISO/TC 44/SC 8/WG 9	Berlin/Germany & Zoom		WS-25-020-27
5/22	ISO/TC 44/SC 8	Berlin/Germany & Zoom		WS-25-020-28
5/22	ISO/TC 44/SC 5	Berlin/Germany & Zoom	白旗幹事より報告	WS-25-020-25
5/23	ISO/TC 44 Plenary	Berlin/Germany & Zoom	山根委員長より報告	WS-25-020-23
5/27	ISO/TC 44/WG 5	Zoom	事務局今岡より代読	WS-25-020-29

b) ISO/TC 44・IEC/TC 26・IIW 関係予定（6/13 現在）

日程	国際会議	場所	出席予定者
6/3	ISO/TC 44/SC 15	Zoom	[不参加]
6/10	ISO/TC 44/SC 11/WG 2	Zoom	中井、松山、佐藤、今岡(事務局)
6/13	ISO/TC 44/WG 5	Zoom	伊與田、今岡(事務局)
6/16	ISO/TC 44/SC 6/WG 3	Zoom	松山、伊與田、北村、加瀬
6/23-6/25	IIW/C-VI	Genoa/Italy	松山、片山、北側
6/24	IIW/C-II	Genoa/Italy	[不参加]
6/25	IIW/C-XVIII	Genoa/Italy	松山、山出(事務局)
6/26	IIW/WG-STAND	Genoa/Italy	松山、山根、山出(事務局)
6/26	ISO/TC 44/SC 10/WG 6	Zoom	鈴木、スタッド協会より
6/30	ISO/TC 44/SC 11/WG 4	Zoom	中井、佐藤、今岡(事務局)
7/1	ISO/TC 44/SC 10/WG 5	Zoom	中井、佐藤、今岡(事務局)
7/2	ISO/TC 44/SC 3	Zoom	斉藤
7/7	ISO/TC 44/SC 7/WG 1	Zoom	山田、中井、松山、佐藤
7/9	ISO/TC 44/SC 6/WG 3	Zoom	松山、伊與田、北村、加瀬
7/15	ISO/TC 44/SC 10/WG 12	Zoom	中井、佐藤、今岡(事務局)
9/17	ISO/TC 44/SC 6/WG 3	Zoom	松山、伊與田、北村、加瀬
9/24	ISO/TC 44/SC 3/WG 2	Zoom	[不参加]
12/3	ISO/TC 44/SC 12	Zoom	はんだ・微細接合部会より
12/11	ISO/TC 44/SC 13	Zoom	ろう部会より

次の提出された報告書に基づき、出席者より報告があった。

日程	国際会議	場所	報告者	資料番号
—	ISO/TC 269/SC 1/WG 3	Web meeting	寺下参与より報告	WS-25-029

3.3 国際規格の制定、改正、廃止

a) 回答を要する ISO/IEC/IIW 文書の処理報告

(WS-25-021)

6/4 現在、SC 3 で 1 件、SC 7 で 1 件、SC 10 で 7 件及び SC 14 で 2 件が未投票であり、投票期限の 1 週間前まで回答を事務局まで送付するよう依頼があった。

b) ISO 定期見直し依頼の件 (WS-25-022)

2025/6/4 締め切りの案件は全て投票完了した旨の報告があった。2025/9/2 締め切りの案件では、IIW で 1 件、SC 5 で 1 件及び SC 6 で 1 件が未投票であり、関係者へ投票期限 1 週間前までの回答依頼があった。

c) アーク溶接材料の ISO 規格（材料）の作成状況 (WS-25-023)

齊藤幹事より、SC 3 関連 ISO 規格案（溶接材料）の進捗状況の内、ISO 16834、ISO 17633 及び ISO 21952 は発行され、ISO 1071 及び ISO 18273 は SR 投票の結果、確認とされた。

d) アーク溶接材料の ISO 規格（材料以外）の作成状況 (WS-25-024)

齊藤幹事より、SC 3 関連 ISO 規格案（溶接材料以外）の進捗状況について、大きな進捗は無い旨の報告があった。

e) 国際規格の当該期間（2025/2～2025/5）の発行及び廃止 (WS-25-025)

ISO/IEC/IIW 規格の発行及び廃止について、発行が 6 件及び廃止が 6 件であった。

3.4 ISO・IIW 及び他団体主管案件の規格開発等

a) ISO と IIW（規格作成 Working Unit）の国内審議委員会 (WS-25-026)

ISO 及び IIW の国内審議委員会の対応が確認された。ISO/TC 261 国内審議委員会の移管に伴い、対応表の ISO と JWES の関係性を一部変更したが報告された。

b) IIW (JIW) (WS-25-027)

IIW 内部で規格開発を行っている WU の進捗状況について報告があった。内容に変更がある場合、事務局まで連絡して欲しいとのことであった。

c) 他団体主管案件報告（溶接関係） (WS-25-028)

規格委員会が他団体へ派遣している団体の規格開発中の案件について、内容に変更がある場合、事務局まで連絡して欲しいとのことであった。

4 今後の予定

- ・溶接規格専門委員会（25/9/8 予、12/2 予、26/2/5 予）
- ・溶接規格専門委員会 幹事会（25/7/10 予、8/25 予、10/7 予、11/13 予、26/1/20 予）

（議事録担当：山出雄介 / 2025 年 6 月 13 日作成）

WES9801

特定認定高度保安実施者による保安検査基準 改正内容について

2025年9月3日
第5回 設備技術規格評価委員会

日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会

説明内容

1. 背景（保安検査概要、規格作成の経緯）

2. WES9801 特定認定高度保安実施者による保安検査基準 主な改正点

説明内容

1. 背景（保安検査概要、規格作成の経緯）

2. WES9801 特定認定高度保安実施者による保安検査基準 主な改正点

保安検査とは

検査基準

経済産業省令で定める**技術上の基準※**に適合していることを**一年に一回確認**しなければならない。

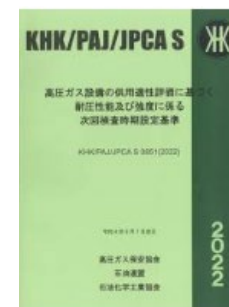
※設備の構造だけではなく設備の設置位置等、様々な基準（70項目以上）が定められている。

（高圧ガス保安法、コンビナート等保安規則）

検査方法

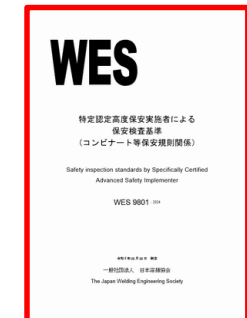
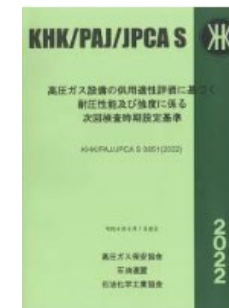
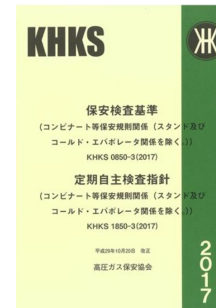
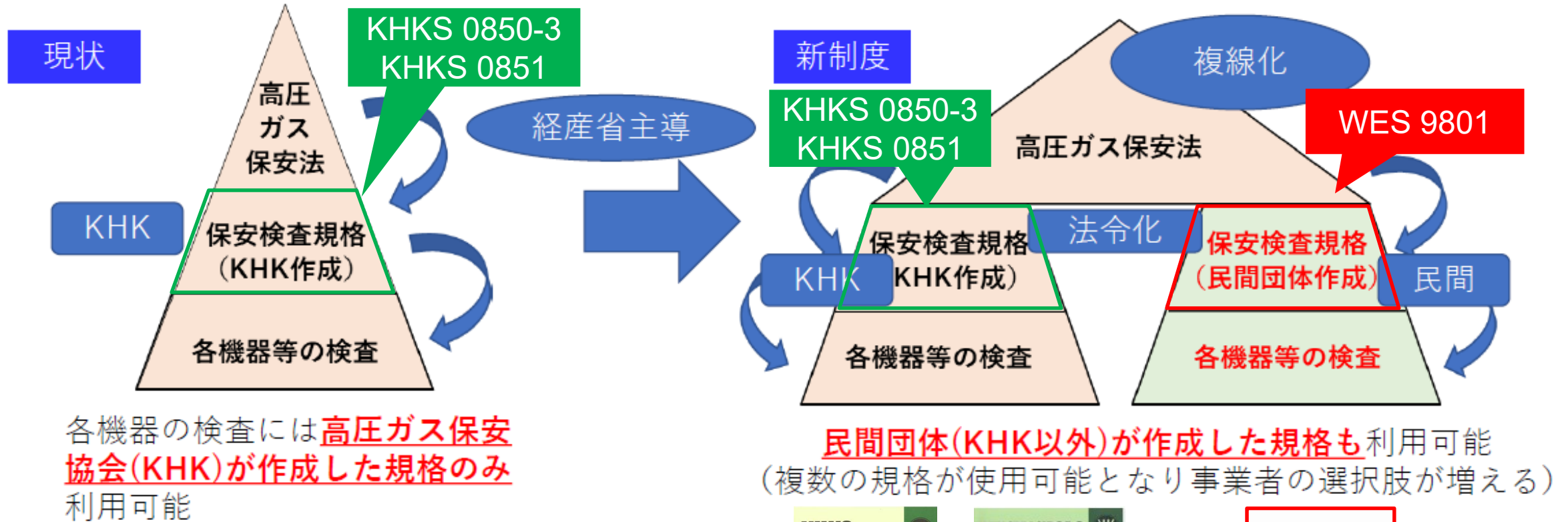
保安検査として**KHKS0850-3 保安検査基準（高圧ガス保安協会規格）**が告示で指定されており、
認定事業者については、**KHKS0851 高圧ガス設備の供用適性評価に基づく 耐圧性能及び強度に係る次回
検査時期設定基準（高圧ガス保安協会規格）**を活用することができる。

（コンビナート等保安規則、保安検査の方法を定める告示、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（通達））



WES 9801_特定認定高度保安実施者（A認定）による保安検査基準の位置づけ

- **A認定事業者を対象に、国が定める要件を満たす民間規格評価機関が承認した検査等に係る規格（基準）であれば、高圧ガス保安法上の適切な検査方法と認める仕組み**



WES9801特定認定高度保安実施者による保安検査基準(2024年7月1日制定)

特定認定高度保安実施者（A認定）向け保安検査規格として作成

- KHKS 0850-3をベースに、API（国際的に広く活用されている米国石油協会）規格及びASME（米国機械学会）規格の維持管理手法を取り入れる。
- 保安検査の検査項目の中で、圧力設備の検査に係る技術的な検査項目について、その技術的な根拠、背景、海外規格など民間規格の活用方法に対してWES 9802を適用する。
- 圧力設備の検査に係る技術的な検査項目以外の検査項目については、KHKS 0850-3を引用して構成する。

WES9802 圧力設備の維持管理基準(2024年7月1日制定)

API/ASMEの規格群の圧力設備の維持管理方法を、国内の圧力設備にも広く取り入れられるよう体系的に整理した規格

- 石油・化学プロセスの圧力設備の維持管理に関する業界基盤規格であるAPI510, API570を骨子として構成し、関連するAPI/ASMEの推奨規格群を引用
- API/ASMEの規格群を国内で適用する場合に、追加及び補足すべき事項、及び適用対象外とする事項を規定

コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)第49条の7の13第5項第3号に基づく保安検査の方法として、設備技術規格評価委員会が承認した民間規格のリストです。

【本委員会が付与する規格番号】 **ESCC P 0001 (2025)**

- 本委員会が承認した日 : 2025年 4月 2日
- 承認した民間規格の規格番号 : WES 9801:2024 (規格票、訂正票)
- 承認した民間規格の名称 : 特定認定高度保安実施者による保安検査基準 (コンビナート等保安規則関係)
- 承認した民間規格の作成団体 : 一般社団法人 日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会
- 承認した民間規格の全体評価書 : 全体評価書 (本文)

資料1 技術評価書 (附属書Ⅰを含む)

資料1 資料1 設備技術規格評価委員会名簿 (2024年11月13日現在)

資料1 資料2 民間規格等作成団体 作成資料 (添付資料1～6)

資料1 資料3 設備技術規格評価委員会における委員からのコメント

資料1 資料4 設備技術規格評価委員会の審議結果に基づくWES 9801:2024「特定認定高度保安実施者による保安検査基準 (コンビナート等保安規則関係)」の正誤票

資料2 民間規格等制定案 (WES 9801:2024「特定認定高度保安実施者による保安検査基準 (コンビナート等保安規則関係)」および訂正票)

資料3 プロセス評価委員会 委員名簿 (2024年12月18日現在)

資料4 設備技術規格評価委員会のホームページにおける募集要領と意見募集結果

資料5 全体評価書(案)に対するプロセス評価委員の意見聴取結果

資料6 解釈Q & A

- 備考 : 上記の民間規格を利用するにあたり、民間規格の作成団体が発行する最新の解釈Q & Aを必ず参照のこと。

説明内容

1. 背景（保安検査概要、規格作成の経緯）

2. WES9801 特定認定高度保安実施者による保安検査基準 主な改正点

2. WES 9801_特定認定高度保安実施者による保安検査基準 主な改正点

(1) 気密試験方法の明確化

- ① ガス設備、導管に対し、開放時の気密テスト方法として段階法適用の明確化（A.4.1、A.7.1.5）
ASME PCC-2を参考に、初版で高压ガス設備に対し段階法を規定したが、**ガス設備と導管について段階法の適用を明確に記載していなかったため明確に規定した。**

A.4.1 ガス設備（高压ガス設備を除く。）の気密構造

可燃性ガス，毒性ガス及び酸素のガス設備（高压ガス設備及び空気取入口を除く。）については，**JIS Z 2330** が規定する漏れ試験方法（発泡漏れ試験，圧力変化による漏れ試験など），ガス漏えい検知器による方法又はガス漏れ検知用赤外線（OGI）カメラのいずれかによる方法のうち，設備の状況，検査条件などを考慮した最適な試験方法（必要に応じ，試験方法を組み合わせる。）を採用し，当該ガス設備の運転状態の圧力で，運転状態のガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を1年に1回実施し，漏えいがないことを確認する。なお，**A.4.4.3.3** の段階法による気密試験を適用してもよい。

A.7.1.5 気密性能

JIS Z 2330 が規定する漏れ試験方法（発泡漏れ試験，圧力変化による漏れ試験など），ガス漏えい検知器による方法又はガス漏れ検知用赤外線（OGI）カメラのいずれかによる方法のうち，設備の状況，検査条件などを考慮した最適な試験方法（必要に応じ，試験方法を組み合わせて）により，当該高压ガス設備の運転状態の圧力で，運転状態の高压ガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を1年に1回実施し，当該高压ガス設備から漏えいがないことを確認する。**なお，A.4.4.3.3 の段階法による気密試験を適用してもよい。**

2. WES 9801_特定認定高度保安実施者による保安検査基準 主な改正点

(1) 気密試験方法の明確化

② 動機器の気密試験方法 (A.4.4.3.1)

軸封部など、停止状態でガスを用いて昇圧すると軸封部から漏えい（洩）する可能性がある設備について、従来から運用されてきた実流体により昇圧して気密試験を実施する方法を採用できることを明確にした。

A.4.4.3 高圧ガス設備を開放した場合の気密試験

A.4.4.3.1 一般[←]

高圧ガス設備を開放（分解点検、整備、清掃などのために行う開放を含む。）した場合、**A.4.4.3.2** 又は **A.4.4.3.3** のいずれかによる気密試験を実施する。

ただし、動機器の軸封部など、停止時にガスを用いて昇圧すると漏洩する可能性がある設備については、これらによらず、実流体により気密試験を実施してよい。

2. WES 9801_特定認定高度保安実施者による保安検査基準 主な改正点

(2) 外部検査による内部検査の代替に関する判断方法 (A.4.3.3.3)

API 510を参考に初版で当該機器の過去の内部検査結果で一定条件（ $CR < 0.125\text{mm/y}$ 、余寿命 $> 12\text{y}$ 、劣化損傷無し等々）を満たす場合は、外部からの非破壊検査で内部検査に代替できる考え方を規定したが、当該機器だけでなく類似設備（同じ又は同様の運転の機器）の内部検査結果からも判断できる考え方を規定した。

（第1版制定時点では、API 510の同規定について十分理解が進んでいなかったため保留していたもの。）

A.4.3.3.3 内部の検査の代替検査

次の高圧ガス設備は、外部からの適切な検査方法（超音波探傷試験、放射線透過試験など）による検査によって、A.4.3.3.1 及び A.4.3.3.2 に定める内部の検査に代替してもよい。

d) 内部の検査のための対象設備への立入りが物理的に可能で、かつ、次の全ての条件を満たす場合。なお、WES 9802:2025 の A.2.6.5 の c)により同じ又は同様の運転下の設備の内部検査結果をもって判断してもよい。

- 1) 減肉速度が 0.125 mm/y 未満である。
- 2) 余寿命が 12 年を超えている。
- 3) 微量成分を含めた腐食環境が、少なくとも 4 年以上ほぼ同じである。
- 4) 外部の検査において異常がない。
- 5) 運転温度が、API 579-1/ASME FFS-1:2021 の圧力設備材料のクリープ下限温度を超えない。
- 6) 取り扱う流体に起因した環境助長割れ、又は水素損傷の対象でない。
- 7) プレートライニングなど、一体的に結合されていないライニングを有しない。

2. WES 9801_特定認定高度保安実施者による保安検査基準 主な改正点

WES 9802 : 同じ又は同様の運転化の設備

A.2.6.5 内部検査, オンストリーム検査, 肉厚測定検査

c) 同じ及び同様の運転の機器 (API 510:2022の6.5.3) の代表検査は, 表A.7の読替え及び補足に従う。

(表A.7抜粋) ただし, 検査結果を群の代表として扱うには, 次のa)~c)を満足しなければならない。なお, **群の中で最も状態が悪いものを代表として扱うことが望ましい** :

a) 2基以上の圧力容器が直列に接続されている場合には, **群の中間点で, 容器の健全性に影響する可能性のある腐食性物質が導入されない又は生成しない。**

b) **群のあらゆる場所の運転条件が同じであり, 同じ損傷要因及び同等の腐食速度と評価される。**

c) 腐食経歴が十分に蓄積されている。

解説 3.5 内部検査, オンストリーム検査, 肉厚測定検査 (A.2.6.5)

API 510:2022の規定は, 適用範囲に関して曖昧だったため, その読替え及び補足を表A.7に追加した。並列の場合と, 直列の場合の条件が規定されており, 使用者は, いずれの場合も**対象範囲が同等の材質で, かつ同じ損傷要因及び同等の腐食速度であることについて, 予測、十分な実績の蓄積などにより確認することが求められる。**例えば次のような場合には, 特に慎重に検討する必要がある。

a) 並列であっても**腐食が偏流の影響を受けやすい環境など、腐食の過酷度に違いが予想される場合**

b) 直列であっても, **上流と下流の構造違い、温度差などにより、腐食速度に違いが予想される場合**

2. WES 9801_特定認定高度保安実施者による保安検査基準 主な改正点

(3) 維持基準として溶接補修方法を整理して規定 (A.4.3.8)

① 溶接補修全般を規格に反映

- ・KHKS0850-3への規定内容に対応するよう、初版では肉盛り溶接補修のみについてAPI 510/570 およびASME PCC-2を参考に規定したが、**維持基準として溶接補修全般を規定**した。

溶接補修全般を規定するにあたり、ASME PCC-2およびWES 7700の規定を反映し、**当て板溶接補修についてはWES 7700-4についてASME PCC-2の考え方に合わせるべく改正を検討中**のため、**ASME PCC-2のみ規定**した。

- ・WES 9801は保安検査基準のため、**溶接補修にあたり必要な法手続きが必要であることを明確に規定**した。

② 耐圧試験免除規定の修正

ASME PCC-2では**当て板溶接補修についても表A-3の耐圧試験が免除される対象となるが、高圧ガス保安法の要求事項から当て板溶接補修については表A-3の対象外**とした。

2. WES 9801_特定認定高度保安実施者による保安検査基準 主な改正点

A.4.3.8 溶接補修

溶接補修を行う場合は法に基づき必要となる許認可に係る手続き（以下、法手続きという。）を実施するとともに、次の a)～e)を満足しなければならない。

- a) 補修対象設備の設計基準に基づき設計し、**WES 9802:2025 の箇条 7**に基づき設計及び施工を実施する。
- b) 溶接管理技術者を任命し、補修要領のレビュー及び施工結果の確認を行う。なお、溶接管理技術者は **WES 8103** の 1 級資格又は同等以上の能力をもつ者とする。
- c) 溶接補修要領に従い、**WES 8103** の 2 級資格又は同等以上の能力をもつ者の指示監督下で実施する。
- d) 適用する基準及び溶接施工要領書に従って溶接前及び溶接後に検査を行い、健全性を確認する。
- e) 溶接補修を行った場合は耐圧試験を行う。

なお、水などの安全な液体を使用して耐圧試験を実施する場合、耐圧試験時重量に対して法で要求される耐震性能を満足しなければならない。また、耐震性能を満足しない場合、当該施設が万一地震で倒壊しても、二次的に周辺施設に危害が生じないような安全措置を講じなければならない。

ただし、**当て板溶接補修以外の**、表 A.3 の基準を満足する溶接補修の場合は耐圧試験を免除してもよい。

注記 都道府県知事等による製造施設の変更許可等が必要な場合は、溶接補修の対象や施工の方法を含め、確認を行う必要がある。

表 A.3—耐圧試験が免除される溶接補修（**当て板溶接補修は除く。**）

項 目	基 準
溶接補修の程度	ASME PCC-2:2022 の Article 502.2 に規定する範囲で、次のいずれかの条件を満たす場合とする。 a) 耐圧部材を貫通していない溶接又はろう付 b) 漏れ止め溶接（シール溶接ともいう。） c) クラッド（プレートライニング、耐食肉盛など）の施工又はその補修 d) 硬化肉盛溶接 e) フランジシート面の補修溶接で、フランジの厚さの 50 %未満の深さの溶接 f) 伝熱管－管板のストレングス溶接で、1 回の運転期間後の伝熱管取替本数が総伝熱管本数の 10 %未満 g) 熱交換器、蒸気発生器及びボイラの伝熱管のプラグ打設、又はスリーブ施工

2. WES 9801_特定認定高度保安実施者による保安検査基準 主な改正点

参考

PCC-2
Article
212

212.3 隅肉溶接部の許容荷重

(a) 最小溶接脚長 $w_{\min}$ をもとに、許容荷重 F_A を算出 (※ $F_A > \text{負荷荷重}$ とすること)

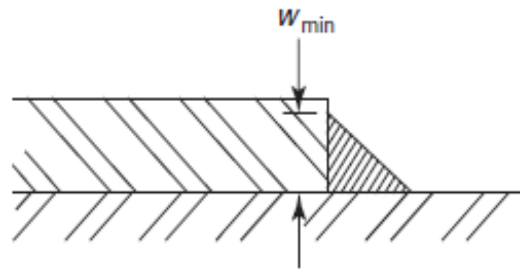
ただし、溶接脚長は、溶接部の母材厚み、当て板厚みのうち薄い方、または40mmを超えないものとする。

(b) 代替として、開先溶接により有効のど厚を増やしてもよい

ただし、有効のど厚は母材厚み、当て板厚みを超えないものとする。

(c) さらに、当て板部分の偏心により生じる応力を考慮して、溶接部の膜応力 + 曲げ応力が許容基準($1.5S_a$)以下となるよう、当て板厚み T を設定すること

(a)



$$F_A = w_{\min} E S_a \quad (4)$$

where

E = weld joint efficiency factor (0.55)

F_A = allowable force on fillet welds, N/mm (lb/in.); $F_A > F_C$ and F_L

S_a = allowable base metal stress, MPa (psi)¹

$w_{\min}$ = minimum weld leg dimension, mm (in.)

NOTE: The maximum design fillet weld size shall not exceed the thickness of the thinner material being joined nor 40 mm (1.5 in.).

$$F_{CP} = \frac{PD_m}{2} \quad (1)$$

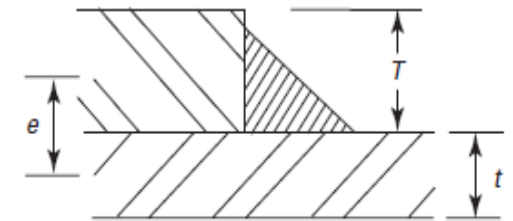
where

D_m = diameter at mid-wall of component, mm (in.)

F_{CP} = circumferential force due to internal pressure, N/mm (lb/in.)

P = internal design pressure, kPa (psi)

(c)



$$S_w = (PD_m/2T) + (3PD_me/T^2) \quad (5)$$

where

e = load path eccentricity $(T + t)/2$, mm (in.)

S_w = calculated weld stress, MPa (psi); $S_w \leq 1.5S_a$

T = wall thickness of patch plate, mm (in.)

2. WES 9801_特定認定高度保安実施者による保安検査基準 主な改正点

(4) 安全弁の検査周期を規定 (A.6.2)

API 570を参考に、日本の連続運転期間を考慮し安全弁の検査周期を規定した。

API 570では、一般的なプロセスで5年、作動不良に至るような腐食および汚れがないプロセスで10年、さらに実績があれば延長可能とされているが、安全弁の型式に関係なく基本周期を4年とし、作動不良に至るような腐食および汚れが確認されていないものについて、その実績から最長8年まで延長可能とした。破裂板については作動試験ができないため、API576に基づき取替とした。なお、作動試験および破裂板の取替周期を適切に見直すことができるよう、目視検査を1年に1回実施することとした。

A.6.2 安全装置

高圧ガス設備の安全装置に係る検査は、次の a)及び b)による。

- a) 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを 1年に 1回目視にて確認する。
- b) バネ式安全弁等を設置した状態又は取り外した状態で、作動検査用器具若しくは設備を用いた作動試験を行う。破裂板については作動試験ができないため取替を行う。

作動試験及び破裂板の取替周期は、1)又は 2)のいずれかによる。なお、検査周期内に安全装置の作動に影響がありそうな汚れが確認された場合は、汚れが問題とならない期間に検査周期の見直しを行う。

- 1) 一般的なプロセス運転下の場合 4年
- 2) 実績により汚れがなく、かつ腐食性がないことが確認されている運転下の場合 8年

2. WES 9801_特定認定高度保安実施者による保安検査基準 主な改正点

(5) その他

① 規格の構成見直し

(1) ～ (4) の変更に伴い、規格の構成および細分箇条を見直した。

・A.4.3.7 余寿命の算定

A.4.3.6 減肉速度と同様に、を、A.4.3.7.1 既存の高圧ガス設備、A.4.3.7.2 溶接補修又は更新を行った設備、A.4.3.7.3 新設又は運転変更を行った設備の構成に見直した。

・A.4.3.8 溶接補修

細分箇条を溶接補修とし、耐圧試験も含め構成を見直した。

・A.6 保安・防災設備

初版ではA.6のすべての項目に対しKHKS0850-3を引用していたが、新たにA.6.2 安全装置についてAPI 570を参考に規定したため、A.6の全項目を規定しA.6.2以外はKHKS0850-3を引用する旨規定した。

② 規格問合せ対応について、附属書Bに詳細を規定した。

2. WES 9801_特定認定高度保安実施者による保安検査基準 主な改正点

(6) その他

③ 初版の設備技術規格評価委員会、プロセス評価委員会での質疑応答を反映した。

・訂正票※1、2、3を規格へ反映

※1_表1－コンビ則技術上の基準条項と対応する検査項目（第9条第6号，第10条第1号）の
対応する細分箇条を修正

※2_A.4.3.3.2内部の非破壊検査 c)文面修正

※3_解説4.2.7.2高压ガス設備の耐压性能及び強度の一般事項（A.4.3.1）

2) API規格に基づき，検査の実施者について資格要件を規定した。また，目視検査など，公的資格制度（JIS Z 2305）のない検査の実施者も含め，特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者として資格要件を定め，検査の施工品質を確保することを規定した。

・解釈を解説に反映

d) 溶接補修（A.4.3.8）

6) 表 A.3 の“a) 耐压部材を貫通していない溶接又はろう付”とは，前処理も含め溶接前の状態で耐压部材を貫通している部位の溶接だけでなく，溶接前の状態では貫通していなくても溶接後に板厚全体にわたって溶け込んだ溶接のことであり，例えば片側肉盛溶接において溶接面の反対側（裏側）の一部が溶融して溶接金属（溶着金属又は溶融部）となった溶接は，耐压試験の免除条件に該当しない。

以上

2024.10.31

圧力設備サステナブル保安部会
第 1 回(第 2 版)規格原案作成委員会
議事録

日時：2024 年 10 月 29 日（火） 13:30～17:00

場所：溶接会館 4 階 AB 会議室

審議規格：

- ・ 特定認定高度保安実施者_保安検査基準(第 2 版) 本体
- ・ 圧力設備の維持管理基準(第 2 版) 本体

出席者(敬省略)： 凡例 ○出席、□WEB、×欠席

規格原案作成委員 (全 12 名 出席 12 名) ⇒委員会成立	○南委員長、□小川副委員長、□保坂 ○多田、○松久、○隆、□岡本、○高橋、○中野 ○増子、□萩、○小倉
説明者	○増子 WG 主査(委員兼任) ○鈴木 WG メンバー
アドバイザー	○大原 WG メンバー、○福田 WG メンバー、 □鈴木 WG メンバー(コスモ)、□服部ワーキングメンバー
オブザーバー	□石崎部会長、○鶴澤幹事、○牟田幹事、 □藤原様(石油連盟)
事務局	○佐古

添付資料

- 資料①_圧力設備サステナブル保安部会 第 5 回規格原案作成委員会 議事録案
- 資料②_【WES 9801 用】規格原案作成委員会 2024 1 回（全委員）_20241021
- 資料③_【WES 9802 用】規格原案作成委員会 2024 1 回（全委員）_20241024 回答提出
- 資料④_WES_9801_第 2 版（修正履歴なし）_R1
- 資料⑤_WES_9801_第 2 版（修正履歴有り）_R6
- 資料⑥_WES_9802_2024 改正案_コメント反映 1024
- 資料⑦_【WES 9801 用】規格原案作成委員会 委員会中コメント
- 資料⑧_【WES 9802 用】規格原案作成委員会 委員会中コメント

1. 規格原案作成委員会成立確認

規格原案作成委員全 12 名のうち、出席者 12 名（会議室：8 名、WEB：4 名）

出席率 100%（委員会成立要件 50%）であり成立することを確認した。

2. （初版）第 5 回規格原案作成委員会議事録案の承認

議事録案（資料①）の紹介。E-mail にて出席委員に確認を取っているが、再度委員会で確認しコメントがないため確定とする。

3. 規格本体の改定内容説明

(1)増子ワーキング主査より、委員からのコメントを受けて修正した規格（資料⑤）をコメントに対する回答(資料②)も含めて説明した。

委員会中のコメントは、資料⑦参照

(2)鈴木ワーキングメンバーより、委員からのコメントを受けて修正した規格（資料⑥）をコメントに対する回答(資料③)も含めて説明した。

委員会中のコメントは、資料⑧参照

4. 今後の予定の確認

11/26 第 2 回規格原案作成委員会

12/23 第 3 回規格原案作成委員会（予備）

未定 日本溶接協会 規格委員会への提出

※第 1 版の民間規格評価機関からのコメントに対する修正（正誤票）の取り扱いにより、提出時期は調整する。

以上

2024.5.14

圧力設備サステナブル保安部会
第 5 回規格原案作成委員会
議事録案

日時：2024 年 5 月 13 日（月） 13:30～15:30

場所：溶接会館 2 階 会館ホール

議題：

- 次の 2 規格のパブコメおよび部会・委員会コメントに対する回答の審議
 - WES 9801 特定認定高度保安実施者による保安検査基準
 - WES 9802 圧力設備の維持管理基準

出席者(敬省略)：

凡例 ○出席、□WEB、×欠席

規格原案作成委員 (全 12 名 出席 12 名) ⇒委員会成立	○南委員長、○小川副委員長、○保坂 ○多田、○松久、○隆、□岡村、○高橋、○中野 ○増子、○萩、○小倉
説明者	○増子 WG 主査、○鈴木 WG メンバー
アドバイザー	○大原 WG メンバー、○福田 WG メンバー、
オブザーバー	○石崎部会長、○牟田幹事
事務局	○佐古

資料

- 資料①_資料②_第 4 回_規格原案作成委員会 議事録案
資料②_資料③_第 4 回_維持管理基準_委員会中_コメント様式
資料③_WES 9801_特定認定高度保安実施者による保安検査基準【修正案】
資料④_WES 9802_圧力設備の維持管理基準【修正案】
資料⑤_コメント票_WES 9801(規格委員会)_回答
資料⑥_コメント票_WES 9801(ガス溶断部会)_回答
資料⑦_コメント票_WES 9802(規格委員会)_回答
資料⑧_コメント票_WES 9802(ガス溶断部会)_回答

- 規格原案作成委員会成立確認
規格原案作成委員全 12 名のうち、出席者 12 名（会館ホール：11 名）
出席率 100%（委員会成立要件 50%）であり成立する。
- 第 4 回規格原案作成委員会議事録の承認
議事録案（資料①）およびコメント一覧表（資料②）。E-mail にて出席委員に確認を

取った上で確定させており、本委員会でも意見はなないため承認とする。

3. パブコメおよび部会・委員会コメントに対する回答

- ・説明者より、資料③④をもとに修正案を説明。
- ・審議結果は資料⑤～⑧を参照
- ・本委員会の結果に基づいた修正版を規格委員会に提出し、解説の前書きは WES 0001 に従うようコメントがあったため、修正の是非を各委員に確認。
確認結果、規格原案作成委員全員が規格委員会からのコメントに基づき修正することに賛成したため、コメントに基づき修正する。
資料⑤の No.37 は『拝承』に変更
資料⑦の No.27 は『拝承』に変更

4. 今後の予定の確認

- ～6/5 第5回規格原案作成委員会の結果を受けて、事前に規格委員会に回答を送付し調整を行う（事務局）
- 6/5 規格委員会 本委員会
- 6/12 日本溶接協会 理事会

以上

資料②

頁番号	箇条番号	図表番号	コメント者氏名	コメントのタイプ①	コメントのタイプ②	コメント	コメントに対する回答	審議内容	審議結果
6	3.2.4		隆委員	一般	充実化	原文には数年の表現が入っていますが使用者側の解釈依存でよいでしょうか？	以下の通り修正します。 外部から代替えできる条件に合わせて4年以上とします。		
6	A.4.1		隆委員	一般	充実化	『危険性のないガス』ですが『不活性ガス等』に限定しなくてもよいでしょうか？	原案通り 内部流体によるため必ずしも不活性ガスに限定する必要はなく、ここでは危険性のない流体としたい。なお、KHK0850-3でも危険性のない流体という表現を使用しています。		
31	A.7.1.5		隆委員	一般	充実化	『危険性のないガス』ですが『不活性ガス等』に限定しなくてもよいでしょうか？	原案通り 内部流体によるため必ずしも不活性ガスに限定する必要はなく、ここでは危険性のない流体としたい。なお、KHK0850-3でも危険性のない流体という表現を使用しています。		
6	3.2.4		松久委員	一般	充実化	「2台以上の圧力容器が・・・」とありますが、「2基以上の圧力容器が・・・」がよいのではないのでしょうか？	ご提案の通り修正します。		
6	3.2.4		松久委員	一般	充実化	「プロセス及び環境条件が数年間にわたり一致しており、・・・」とありますが、「それらのorこれらのプロセス及び環境条件が数年間にわたり一致しており、・・・」とはどうでしょうか？	ご提案の通り修正します。 「これらの」を追記します。		
19	A.4.3.7.1		松久委員	技術	その他	余寿命の算定において、「 $t_{required}$ はチューブ内外面の運転差圧及び腐食形態等を考慮して設定してもよい」とありますが、この規格案としてはチューブを非耐圧部材ではなく耐圧部材として扱うとの理解でよろしいでしょうか？「運転差圧」とは「差圧設計」のことで、 $t_{required}$ は差圧を用いて算出した必要肉厚との理解でよろしいでしょうか？	原案通り 法令上、耐圧部材として取り扱わざるをえないと判断しました。 但し、2/3ルールで設計していれば差圧設計でなくても技術的に問題なく、また、法令違反「高圧ガスの漏洩＝高圧ガス事故」を回避するために運転状態で漏洩しない肉厚を確保するということで、実運転差圧を考慮して設定してもよいとしました。		
19	A.4.3.7.1		松久委員	技術	その他	同じく、上記箇所の「腐食形態」についてですが、具体的にどのような腐食でしょうか？ご教授願います。	原案通り 塔の入口流体と出口流体で熱交換しているケースもあり、この場合万が一漏洩しても、圧力系も同じで、しかも高圧ガス同士であり、製品が混入するだけで全く問題ないケース等もありますが、現行は片側の設計圧力で必要肉厚を算出しています。また、チューブの腐食の場合、多くは全面減肉ではなく面積の小さな孔食であり、実際にはかなり薄肉でも漏洩しないため、これらを考慮し、全面減肉や孔食等の腐食形態を加味して決定してもよいとしました。		

資料③

頁番号	箇条番号	図表番号	コメント者 氏名	コメントの タイプ①	コメントの タイプ②	コメント	コメントに対する回答	審議内容	審議結果
11	3. 38		隆委員	一般	充実化	原文には数年の表現が入っていますが使用者側の解釈依存でよいでしょうか？	以下の通り修正します。 外部から代替えできる条件に合わせて4年以上とします。		
14	8. 2. 2. b. 2)		隆委員	一般	充実化	文末に試験圧力について記載がございますが文意からしますと、試験値は35%よりも25%が優先されるので（35%を記載してしまうと）文章の解釈に混乱をきたしてしまわないでしょうか？（解説に記載した方がよいような気がします。）	文意がより明確になるよう、以下の通り修正します。 「ただし、試験圧力は105 kPa又は設計圧力（高圧ガス設備にあつては常用の圧力）の25 %の小さい方の圧力以上とし、 かつ脆性破壊防止の観点から設計圧力の35%を超えない範囲とする。 」		
23, 24	A. 2. 8. 2. a) 及び表A. 16		隆委員	一般	充実化	本項は一般事項のため全体にかかるようにみえます。一方で文意としてはb項、c項は含まないように読めます。表A. 16の内容から、『一般事項は～』⇒『圧力容器本体は～』と特定する必要はございませんでしょうか？（又は表A. 16内の『圧力容器への』⇒文頭部分の削除が正しいでしょうか？）	文意がより明確になるよう、以下の通り修正します。 「a) 田力容器の一時的な補修に関する一般事項 （API 510:2022の8.2.1）は、表A. 16の通り読み替える。」		
7	3. 38		松久委員	一般	要修正	WES9801改定案を訂正する場合は、同じく訂正をお願い致します。 ・「 2台以上 の圧力容器が・・・」とありますが、「 2基以上 の圧力容器が・・・」がよいのではないのでしょうか？ ・「プロセス及び環境条件が数年間にわたり一致しており、・・・」とありますが、「 それらのorこれらの プロセス及び環境条件が数年間にわたり一致しており、・・・」とはどうでしょうか？	ご提案の通り修正します。 ・「基」に修正 ・「これらの」を追記		
46	4. 4. 2		松久委員	誤記等	要修正	d) 認定UT斜角法検査作業員の文中において、「APIには、UT 射角法 による・・・」を「APIには、UT 斜角法 による・・・」に訂正願います。	ご提案の通り修正します。		

WES

特定認定高度保安実施者による
保安検査基準
(コンビナート等保安規則関係)

Safety inspection standards by Specifically Certified
Advanced Safety Implementer

WES 9801 : 2024

令和 6 年〇月〇日 改正

一般社団法人 日本溶接協会

The Japan Welding Engineering Society

WES 9801 [特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）]

原案作成委員会 構成表

	氏 名	所 属
(委 員 長)	南 二 三 吉	大阪大学
(副委員長)	小 川 武 史	青山学院大学
(委 員)	保 坂 由 文	神奈川県庁
〃	増 子 敏 昭	ENEOS 株式会社
〃	萩 誠	コスモ石油株式会社
〃	小 倉 剛	出光興産株式会社
〃	多 田 年 孝	日本製鋼所 M&E 株式会社
〃	松 久 弘 典	非破壊検査株式会社
〃	隆 賢 治	株式会社 IHI プラント
〃	岡 村 博 行	徳機株式会社
〃	高 橋 淳	日揮グローバル株式会社
〃	中 野 正 大	株式会社高田工業所
(事 務 局)	佐 古 浩 昭	一般社団法人日本溶接協会

原案作成委員会 分科会 構成表

	氏 名	所 属
(主 査)	増 子 敏 昭	ENEOS 株式会社
(委 員)	福 田 健 彦	ENEOS 株式会社
〃	吉 井 清 英	コスモ石油株式会社
〃	鈴 木 晴 記	コスモ石油株式会社
〃	服 部 龍 明	昭和四日市石油株式会社
〃	小 倉 剛	出光興産株式会社
〃	鈴 木 哲 平	出光興産株式会社
〃	高 橋 淳	日揮グローバル株式会社
〃	大 原 良 友	大原技術士事務所
(事 務 局)	佐 古 浩 昭	一般社団法人日本溶接協会

制定年月日 : 令和 6 年 7 月 1 日

原案作成委員会 : 一般社団法人日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会（部会長 石崎 陽一）

規格原案作成委員会（委員長 南 二三吉）

審議委員会 : 一般社団法人日本溶接協会 規格委員会（委員長 山根 敏）

この規格についてのご意見又はご質問は、附属書 B 参照又は一般社団法人日本溶接協会 業務部（〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20）にご連絡ください。

なお、WES は、少なくとも 5 年を経過する日までに一般社団法人日本溶接協会 規格委員会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

ページ

序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
3.1 法令用語	2
3.2 検査用語	5
4 資格	8
5 保安検査の方法	8
5.1 一般	8
5.2 経済産業大臣が認めた保安検査の方法	9
5.3 特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が設定した保安検査の方法	9
5.4 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備の保安検査の方法	9
5.5 使用を中止している製造設備の保安検査の方法	9
6 技術上の基準条項と対応する検査項目の該当箇所	9
附属書 A（規定）保安検査の方法	12
A.1 警戒標等	12
A.2 保安距離・施設レイアウト等	12
A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等	12
A.4 ガス設備（導管を除く。）	12
A.4.1 ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の気密構造	12
A.4.2 ガス設備に使用する材料	12
A.4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度	12
A.4.3.1 一般	12
A.4.3.2 肉厚測定	13
A.4.3.3 内部の検査	14
A.4.3.4 外部の検査	15
A.4.3.5 耐圧性能及び強度の検査の代替方法	15
A.4.3.6 減肉速度の設定	17
A.4.3.7 余寿命の算定	17
A.4.3.8 溶接補修	17
A.4.4 高圧ガス設備の気密性能	18
A.4.4.1 気密性能の確認を必要としない高圧ガス設備	18
A.4.4.2 気密試験の方法	18
A.4.4.3 高圧ガス設備を開放した場合の気密試験	18
A.4.4.4 高圧ガス設備を開放しない場合の気密試験	18

A.5 計装・電気設備	18
A.6 保安・防災設備	18
A.7 導管	19
A.7.1 コンビナート製造事業所間の導管以外の導管（9 条導管）	19
A.7.1.1 設置場所	19
A.7.1.2 地盤面上・下の導管の設置及び標識	19
A.7.1.3 水中設置	19
A.7.1.4 耐圧性能及び強度	19
A.7.1.5 気密性能	20
A.7.1.6 腐食防止措置及び応力吸収措置	20
A.7.1.7 温度上昇防止措置	20
A.7.1.8 圧力上昇防止措置	20
A.7.1.9 水分除去措置	20
A.7.1.10 通報措置	21
A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管（10 条導管）	21
A.8 その他	21
附属書 B（参考）解釈の問い合わせ	23
解説	24

まえがき

この規格は、一般社団法人日本溶接協会（以下、協会という。）の定款及び諸規定に基づいて規格案が作成され、パブリックコメント公募を経て規格委員会の審議及び理事会によって承認された日本溶接協会規格（WES）である。

当協会は、この規格に関する説明責任を有するが、この規格に基づいて使用又は保有したことから生じるあらゆる経済的損害、損失を含め、一切の間接的、付随的、また結果的損失、損害についての責任を負わない。また、この規格に関連して主張される特許権及び著作権などの知的財産権の有効性を判断する責任も、それらの利用によって生じた知的財産権の侵害に係る損害賠償請求に応ずる責任ももたない。そうした責任は、全てこの規格の利用者にある。

この規格の内容の一部又は全部を他書に転載する場合には、当協会の許諾を得るか、又はこの規格からの転載であることを明示のこと。このような処置がとられないと、著作権及び出版権の侵害となり得る。

白 紙

日 本 溶 接 協 会 規 格

特定認定高度保安実施者による保安検査基準
(コンビナート等保安規則関係)

Safety inspection standards by Specifically Certified Advanced Safety
Implementer

序文

この規格は、一般社団法人日本溶接協会（以下、JWES という。）が特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が行う“高圧ガス保安法（昭和 26.6.7 法律第 204 号）（以下、法という。）”第 35 条に定められた保安検査を行うための規格として、**KHKS 0850-3:2017** を基に国際的に広く活用されている米国石油協会（American Petroleum Institute, **API**）規格及び米国機械学会（American Society of Mechanical Engineers, **ASME**）規格の維持管理手法を取り入れ制定した。

1 適用範囲

この規格は、“コンビナート等保安規則（昭和 61.12.13 通商産業省令第 88 号）（以下、コンビ則という。）”で規定された技術上の基準への適合状況を確認するための検査項目及び検査方法について規定する。

この規格は、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が行うコンビ則の適用を受ける製造設備のうち、コンビ則第 34 条第 1 項に規定する特定施設に係る法第 35 条で規定する保安検査に適用する。

ただし、次の **a)** 及び **b)** の設備は対象外とする。

- a)** コンビ則の適用を受ける製造設備のうち、コンビ則第 2 条第 1 項第 9 号の 2 の液化石油ガス岩盤貯槽を有する岩盤備蓄基地、同第 14 号の特定液化石油ガススタンド、同第 15 号の圧縮天然ガススタンド、同第 15 号の 2 の液化天然ガススタンド、同第 15 号の 3 の圧縮水素スタンド、液化天然ガス受入基地（**KHK/KLK S 0850-7** の適用範囲のもの）及びコールド・エバポレータ
- b)** コンビ則の経過措置によって、“一般高圧ガス保安規則（昭和 41.5.25 通商産業省令第 53 号）”又は“液化石油ガス保安規則（昭和 41.5.25 通商産業省令第 52 号）”に規定する技術上の基準を適用する製造設備

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）

を適用する。

JIS B 0190 圧力容器の構造に関する共通用語

JIS Z 2300 非破壊試験用語

JIS Z 2330 非破壊試験－漏れ試験方法の種類及びその選択

JIS Z 3001-1 溶接用語－第 1 部：一般

KHKS 0850-3:2017 保安検査基準 [コンビナート等保安規則関係 (スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。)]

WES 2820:2015 圧力設備の供用適性評価方法-減肉評価

WES 7700-1:2019 圧力設備の溶接補修 第 1 部：一般

WES 7700-2:2019 圧力設備の溶接補修 第 2 部：きず除去と肉盛溶接補修

WES 7700-3:2019 圧力設備の溶接補修 第 3 部：窓形溶接補修

WES 8103 溶接管理技術者認証基準

WES 9802:2024 圧力設備の維持管理基準

API 510:2022, Pressure Vessel Inspection Code: In-Service Inspection, Rating, Repair, and Alteration

API 521:2020, Pressure-relieving and Depressuring Systems

API 570:2016, Piping Inspection Code: In-Service Inspection, Rating, Repair, and Alteration of Piping Systems, **Addendum 1:2017**, **Addendum 2:2018**, **Errata 1:2018**

API 579-1/ASME FFS-1:2021, Fitness-For-Service

API RP 571:2020, Damage Mechanisms Affecting Fixed Equipment in the Refining Industry

ASME PCC-2: 2022, Repair of Pressure Equipment and Piping

注記 **API 510:2022**, **API 570:2016** 及び **ASME PCC-2: 2022** には, **API** 又は **ASME** が承認し, 規定の理解に参考となる日本語翻訳版が発行されている。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は, 次によるほか, **JIS B 0190**, **JIS Z 2300** 及び **JIS Z 3001-1** による。

3.1 法令用語

3.1.1

特定認定高度保安実施者

認定高度保安実施者で, “高圧ガス保安法施行令 (平成 9.2.19 政令第 20 号) (以下, 令という。)” 第 10 条の 2 のただし書きに規定する経済産業大臣の認定に定める基準に適合していると経済産業大臣に認定された者

(出典: 令第 10 条の 2)

3.1.2

認定高度保安実施者

法第 39 条の 13 に基づき, 高度な保安を確保することが可能な者として経済産業大臣に認定された者

(出典: 法第 39 条の 13)

3.1.3

特定認定事業者

認定完成検査実施者（**3.1.4**）又は認定保安検査実施者（**3.1.5**）で、令第 10 条のただし書きに規定する経済産業大臣の認定に定める基準に適合していると経済産業大臣に認定された者

（出典：令第 10 条）

3.1.4**認定完成検査実施者**

法第 20 条第 3 項第 2 号に基づき、製造のための施設又は第一種貯蔵所に係る特定変更工事が完成した時に、法第 8 条第 1 号又は法第 16 条第 2 項の技術上の基準に適合しているか否かについての検査を自ら行うことが可能な者として経済産業大臣に認定された者

（出典：法第 20 条第 3 項第 2 号）

3.1.5**認定保安検査実施者**

法第 35 条第 1 項第 2 号に基づき、特定施設が法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合しているか否かについて、運転を停止することなく自ら保安検査を行うことが可能な者、又は運転を停止して自ら保安検査を行うことが可能な者として経済産業大臣に認定された者

（出典：法第 35 条第 1 項第 2 号）

3.1.6**検査項目**

技術上の基準に適合していることを確認するために、技術上の基準の各条項に対し必要となる検査の区分

3.1.7**気密構造**

（コンビ則における技術上の基準の）内圧のある状態においてガスが漏えいしない構造

（出典：コンビ則第 5 条第 1 項第 15 号）

3.1.8**耐圧性能**

（コンビ則における技術上の基準の）水又はその他の安全な液体を使用して行う耐圧試験、又は経済産業大臣がこれらと同等以上と認める試験に合格する性能

（出典：コンビ則第 5 条第 1 項第 17 号）

3.1.9**強度**

（コンビ則における技術上の基準の）常用の圧力（**3.1.22**）又は常用の温度（**3.1.23**）において発生する最大応力に対し、設備の形状、寸法、材料の許容応力、溶接継手の効率などに応じて必要となる材料特性

（出典：コンビ則第 5 条第 1 項第 19 号）

3.1.10**気密性能**

（コンビ則における技術上の基準の）常用の圧力（**3.1.22**）以上の圧力で行う気密試験、又は経済産業大臣がこれと同等以上と認める試験に合格する性能

（出典：コンビ則第 5 条第 1 項第 18 号）

3.1.11**警戒標**

法の適用を受ける事業所が外部の者に知らせるべき事項を記載した標識

3.1.12**保安距離**

コンビ則における技術上の基準に基づき、製造施設と保安対象物との間に確保すべき距離

(出典：コンビ則第 5 条第 1 項第 2 号～第 8 号)

3.1.13**コンビナート製造事業所**

コンビナート地域内にある製造事業所 (**3.1.14**) (専ら燃料の用に供する目的で高圧ガスを製造、又は専ら高圧ガスを容器に充填する事業所であって、貯蔵能力が 2 000 m³ 又は 20 t 以上の可燃性ガスの貯槽を設置していない事業所、及び専ら不活性ガス及び空気の製造をする事業所を除く。)

(出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 22 号イ)

3.1.14**製造事業所**

処理能力が 100 m³ (不活性ガス又は空気にあつては 300 m³) 以上の処理設備を有する製造設備 (**3.1.15**) を使用して高圧ガスを製造する事業所

(出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 20 号)

3.1.15**製造設備**

高圧ガス製造のための設備 (地盤面に対して移動することが可能なものを除く。)

(出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 13 号)

3.1.16**ガス設備**

製造設備 (**3.1.15**) (製造に係る導管を除く。) のうち、製造する高圧ガスのガス (その原料となるガスを含む。) が通る部分にある設備

(出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 16 号)

3.1.17**高圧ガス設備**

ガス設備 (**3.1.16**) のうち、高圧ガスが通る部分にある設備

(出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 17 号)

3.1.18**特定設備**

高圧ガス製造 (製造に係る貯蔵を含む。) のための設備のうち、高圧ガスの爆発又はその他の災害の発生を防止するために、設計の検査、材料の品質の検査、又は製造中の検査を行うことが特に必要なものとして特定設備検査規則 (昭和 51.2.17 通商産業省令第 4 号) で定められた設備

(出典：法第 56 条の 3 第 1 項)

3.1.19

導管

高圧ガスを製造事業所外に輸送する管，又は製造事業所外から受け入れるために使用する管

3.1.20**9 条導管**

導管のうち，コンビ則第 9 条の技術上の基準が適用される管

注釈 1 コンビナート製造事業所間でない導管（**3.1.19**），及びコンビナート製造事業所（**3.1.13**）に接続する他の製造事業所（**3.1.14**）又は道路を通過する部分の総延長が 100 m 未満の導管（**3.1.19**）

（出典：コンビ則第 9 条第 1 号）

3.1.21**10 条導管**

導管（**3.1.19**）のうち，コンビ則第 10 条の技術上の基準が適用される管

注釈 1 コンビナート製造事業所間の導管（**3.1.19**）

（出典：コンビ則第 10 条第 1 号）

3.1.22**常用の圧力**

通常の使用状態において当該設備に作用する圧力

注釈 1 圧力が変動する場合にあっては，その変動範囲のうち最高の圧力をいう。

（出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 9 号）

3.1.23**常用の温度**

通常の使用状態において当該設備に作用する温度

注釈 1 温度が変動する場合にあっては，その変動範囲のうち最高の温度をいう。

〔出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 10 号〔“高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和 5.12.21 施行 20231212 保局第 1 号）” 第 2 条関係〕〕

3.1.24**CBM 認定**

高圧ガス設備（**3.1.17**）の長期開放検査周期設定の評価体制が整備されている旨の経済産業大臣の認定

注釈 1 CBM（Condition Based Maintenance）は，設備の劣化傾向を連続的又は定期的に監視，把握しながら設備の寿命などを予測し，次の整備時期を決める保全方式である。

〔出典：“認定高度保安実施者の認定について（令和 5.12.21 施行 20231213 保局第 1 号）” 第 11 項〕

3.2 検査用語**3.2.1****圧力設備**

圧力容器，配管系（**3.2.3**），加熱炉管，タンク，動機器（**3.2.2**）の耐圧部などから構成される設備

注釈 1 圧力容器には，例えば熱交換器，反応器，塔，槽などを含む。

注釈 2 動機器には，例えばポンプ，圧縮機などの回転機械の機器本体を含み，スナッパ，配管などの附属機器は含まない。

3.2.2

動機器

ポンプ，圧縮機などの回転機械

注釈 1 回転機械とは，ケーシング，シリンダ，ノズルなどの機器本体で，連結されたスナッパ，配管，小型容器などの附属機器は含まない。

3.2.3

配管系

通常，ほぼ同じ成分のプロセス流体，及び／又は使用条件にさらされ，連結された配管の集合系統

注釈 1 配管系には，直管部及びエルボ継手，T 継手，ボス継手などの継手部及び配管附属品 [弁（圧力容器に直結された弁類を含む。），ノズル，ストレーナ，フィルタなどであって特定設備 (3.1.18) に該当しないもの。] 並びにローディングアームなどが含まれる。

注釈 2 配管サポート部材（スプリング，ハンガ，ガイドなど）も含まれるが，架構，垂直ビーム，水平ビーム，基礎などの支持構造物 (3.2.11) は含まれない。

（出典：API 570:2016 の一部を変更）

3.2.4

同一又は同様の運転環境

2 基~~台~~以上の圧力容器が並列，同等又は同一の運転環境に設置され，~~これらのプロセス及び環境条件が 4 年以上数年間にわたり~~一致しており，損傷要因及び損傷速度が同等と評価される運転環境

注釈 1 並列の運転環境とは，類似点及び明らかな類似性をもって，同等の構成で並列に接続されたプロセス又はプロセスの一部をいう。

注釈 2 同一の運転環境とは，構成，プロセス，運転範囲，材料，環境条件が全て同じであり，予期される劣化特性が同じであるものをいう。

（出典：API 510:2022）

3.2.5

フレキシブルチューブ

屈曲運動，振動などを吸収するため，波形に加工した管（ベローズ）又はら（螺）旋形に加工した管（スパイラル）と固定式管継手とが一組になっているものであって，管を所定の長さに保持するためと，管の内圧力に対する耐圧力強度保持のためのワイヤ又は帯状板を編組みしたブレードを取り付けたもの

（出典：KHKS 0805 の箇条 3）

3.2.6

ベローズ形伸縮管継手

軸方向，軸曲げ，軸直角方向などの変位を，一つ以上のベローズの伸縮及び屈曲によって吸収する管継手

（出典：KHKS 0804 の箇条 3）

3.2.7

プレートライニング

圧力容器の内側に内部流体による腐食及び劣化損傷 (3.2.134) から保護する目的で，溶接される金属板

注釈 1 ストリップライニングともいう。

3.2.8

ライニング

圧力容器と一体的に結合されていない保護層を示し、プレートライニング (3.2.67)、コンクリートライニング、ゴムライニングなどの総称

3.2.9

被覆材

設備などの温度保持、環境遮断及び保護を目的とした保温材、保冷材、火傷防止、モルタル、耐火材（耐火被覆）、断熱材などの被覆材料

3.2.10

塗覆

塗覆装

金属材料の防食の一種で、環境と材料との絶縁目的で材料表面に有機質の皮膜材料を施したもの

注釈 1 皮膜材料は、古くはアスファルトやコールタールエナメル、近年はポリエチレンや塩化ビニル、ポリウレタンなどが使われている。

3.2.11

支持構造物

ハンガ、サポート、ラグ、スカート、レグ、サドルなどの設備などを支持又は保持するための構造物

（出典：JPI 8S-1 の箇条 3）

3.2.12

分解点検及び整備のための開放時期

摺動部の消耗品の分解点検及び整備のために計画的に行う開放検査時期

注釈 1 開放検査時期は、製造者が定める消耗品の推奨交換時期、又は運転時間及び状況、日常点検結果、過去の分解点検実績などを参考に決定する。

3.2.13

損傷要因

石油精製設備、石油化学設備などで発生し、減肉、きず、欠陥の原因となって圧力設備 (3.2.1) の健全性に影響を及ぼす可能性のある化学的又は機械的な材料の劣化因子

注釈 1 その具体的な項目は API RP 571:2020 などによる。

（出典：API 570:2016）

3.2.14

劣化損傷

流体及び材料の組合せ、使用条件などによって発生する割れ、材質変化であり、損傷要因 (3.2.13) のうち減肉以外のもの

3.2.15

環境助長割れ

引張応力とともに環境との相互作用が原因で発生する材料の割れ

注釈 1 延性的な材料でも顕著な塑性変形を伴うことなく破壊に至る場合がある。特に指定のない限り、API RP 571:2020 による損傷要因 (3.2.13) のうち、塩化物応力腐食割れ、腐食疲労、アルカリ応力腐食割れ、アンモニア応力腐食割れ、液体金属脆化、水素脆化、エタノール応力腐食割れ、硫酸塩応力腐食割れ、ポリチオン酸応力腐食割れ、アミン応力腐食割れ、湿潤硫化水素損傷、

ニッケル合金のフッ酸応力腐食割れ、カーボネイト応力腐食割れ、及びフッ酸中の水素応力割れを含む応力腐食割れを指す。

(出典：NACE/ASTM G193 の一部を変更)

3.2.16

水素損傷

水素の作用によって金属材料に発生する割れなどの損傷

注釈 1 特に指定のない限り、API RP 571:2020 による損傷要因 (3.2.13) のうち、湿潤硫化水素損傷、高温水素侵食、水素脆化及びフッ酸中の水素応力割れを指す。

3.2.17

供用適性評価

圧力設備 (3.2.1) の継続的な使用のための健全性判断に用いる減肉、及び／又は劣化損傷 (3.2.14) を評価する工学的な手法

注釈 1 例えば API 579-1/ASME FFS:2021, 又は WES 2820:2015 に従って評価を行う。

(出典：API 510:2022 の一部を変更)

3.2.18

リスクアセスメント

リスク特定、リスク分析、及びリスク評価のプロセス全体をいい、リスク特定の技法は、JIS Q 31010 による。

(出展：JIS Q 0073)

3.2.19

防食管理

腐食又は劣化損傷の防止及び抑制を目的とした処置及び性能確保のために行う全ての活動

(出典：JPI 8S-1 の 4.6)

3.2.20

運転環境変更

運転圧力、運転温度の変更のほか、内部流体の変更など損傷要因 (3.2.123) の見直しが必要となる変更

(出典：API 510:2022 の一部を変更)

3.2.21

硬化肉盛溶接

摩耗に耐えうるように、母材表面へ硬い金属層を溶着させる溶接

(出典：JIS Z 3001-1 の 11806)

3.2.22

ストレングス溶接

チューブ長手方向の負荷に耐えるよう強度設計をされた熱交換器の伝熱管及び管板をつなぐ溶接

3.2.23

溶接補修

劣化損傷 (3.2.14) が発生することによって強度 (3.1.9) が低下し、継続して供用が困難と判断する場合に、溶接による回復処置を行うことによって安全に使用可能な状態にする作業

(出典：WES 7700-1:2019 の 3.8)

4 資格

この規格を使用する者は、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者として認定を受けた者でなければならない。

また、この規格では API 及び ASME 規格などの海外規格、及び国内規格などを参考にして制定しており、これら規格の活用、及びその技術的根拠は WES 9802:2024 に定めている。よって、この規格を使用する者は、業界団体などが主催する WES 9802:2024 に基づいた圧力設備の維持管理に関する事例の共有、教育活動、及び技術改善活動に参加し、これら規格の理解を深めなければならない。

5 保安検査の方法

5.1 一般

保安検査の方法は、**附属書 A** による。ただし、**5.2～5.5** に示す検査方法も使用してよい。

なお、この規格では圧力設備の維持管理に関する技術的な事項について、API 510:2022 及び API 570:2016 をはじめとする海外規格、及び国内規格を引用しており、これら規格の活用、及びその技術的な内容は WES 9802:2024 による。

5.2 経済産業大臣が認めた保安検査の方法

コンビ則第 37 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 49 条の 7 の 13 第 5 項第 1 号、第 54 条などの関係条項の規定によって、経済産業大臣が認めた保安検査方法に基づき実施してもよい。

5.3 特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が設定した保安検査の方法

コンビ則第 37 条第 2 項第 2 号又は第 49 条の 7 の 13 第 5 項第 2 号の規定により、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が設定した保安検査方法に基づき実施してもよい。

5.4 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備の保安検査の方法

コンビ則第 5 条第 1 項ただし書きの規定によって、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることが可能な製造設備の冷却の用に供する冷凍設備については、KHKS 0850-4:2017 に基づき検査を実施してもよい。

5.5 使用を中止している製造設備の保安検査の方法

使用を中止している製造設備（休止設備を除く。）については、窒素などの不活性ガスで保管している場合には保圧圧力が低下していないこと、高圧ガス流体を排出した状態で保管している場合にはその保管状態において内部流体の漏えいがないことを確認するとともに、その設備に該当する検査項目に対対象設備に損傷などの異常がないことを目視にて確認することで、各検査項目の保安検査に代替してもよい。この場合、設備の使用を再開する際に、該当する検査項目の検査を実施する。

6 技術上の基準条項と対応する検査項目の該当箇所

コンビ則の技術上の基準条項に対応する検査項目の一覧を表 1 に示す。

コンビ則第 5 条第 1 項の適用を受ける製造設備の検査項目は、A.1～A.6、同第 9 条及び第 10 条の導管の検査項目は、A.7、同第 11 条第 2 項のコンビナート製造事業所の検査項目は、A.8 による。

表 1—コンビ則技術上の基準条項と対応する検査項目

コンビ則技術上の基準条項	検査項目
第 5 条第 1 項第 1 号（境界線・警戒標）	A.1 警戒標等
第 5 条第 1 項第 2 号～第 8 号（保安距離）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 9 号（区分・面積）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 10 号（高圧ガス設備の位置・燃焼熱量数値）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 11 号～第 13 号（設備間距離）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 14 号（火気取扱施設までの距離）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 15 号（ガス設備（高圧ガス設備を除く）の気密構造）	A.4.1 ガス設備（高圧ガス設備を除く）の気密構造
第 5 条第 1 項第 16 号（ガス設備に使用する材料）	A.4.2 ガス設備に使用する材料
第 5 条第 1 項第 17 号、第 19 号（高圧ガス設備の耐圧性能及び強度）	A.4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度

表 1—コンビ則技術上の基準条項と対応する検査項目（続き）

コンビ則技術上の基準条項	検査項目
第 5 条第 1 項第 18 号（高圧ガス設備の気密性能）	A.4.4 高圧ガス設備の気密性能
第 5 条第 1 項第 20 号（温度計、常用の温度の範囲に戻す措置）	A.5 計装・電気設備
	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 21 号（圧力計、安全装置）	A.5 計装・電気設備
	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 22 号（安全弁の放出管）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 23 号（基礎）	A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等
第 5 条第 1 項第 24 号（耐震設計構造）	A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等
第 5 条第 1 項第 25 号（内部反応監視装置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 26 号（危険状態防止措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 27 号（緊急遮断装置（特殊反応設備等））	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 28 号（緊急移送設備）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 29 号（可燃性ガスの貯槽であることが容易にわかる措置）	A.1 警戒標等
第 5 条第 1 項第 30 号（削除）	—
第 5 条第 1 項第 31 号、第 32 号（貯槽の温度上昇防止措置及び貯槽の耐熱・冷却措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 33 号（液面計等）	A.5 計装・電気設備
第 5 条第 1 項第 34 号（負圧防止措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 35 号（液化ガスの流出防止措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 36 号（防液堤内の設備設置規制）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 37 号（—）	—
第 5 条第 1 項第 38、第 39 号（埋設貯槽）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 40 号（不活性ガス置換構造）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 41 号（毒性ガス配管等の接合）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 42 号（毒性ガス配管の二重管等）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 43 号（貯槽の配管に設けたバルブ）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 44 号（緊急遮断装置（貯槽配管））	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 45 号（バルブ等の操作に係る適切な措置）	A.1 警戒標等
第 5 条第 1 項第 46 号（除外のための措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 47 号（静電気除去措置）	A.5 計装・電気設備
第 5 条第 1 項第 48 号（電気設備の防爆構造）	A.5 計装・電気設備

第5条第1項第49号（インターロック機構）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第50号（保安電力等）	A.5 計装・電気設備
第5条第1項第51号（滞留しない構造）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第5条第1項第52号（毒性ガスの識別措置・危険標識）	A.1 警戒標等
第5条第1項第53号（ガス漏えい検知警報設備）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第54号（防消火設備）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第55号，第56号（ベントスタック，フレアースタック）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第57号（削除）	—
第5条第1項第58号（アセチレン容器の破裂板防止）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第58号の2（車両に固定した三フッ化窒素容器等の破裂防止措置）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第59号，第60号（圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充てん場所等の障壁）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第61号（計器室）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第5条第1項第62号（保安用不活性ガス）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第63号（通報措置）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第64号（貯槽の沈下測定状況）	A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等
第5条第1項第65号イ（境界線・警戒標）	A.1 警戒標等

表1—コンビ則技術上の基準条項と対応する検査項目（続き）

コンビ則技術上の基準条項	検査項目
第5条第1項第65号ロ（一）	—
第5条第1項第65号ハ，ニ，ホ（保安距離）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第5条第1項第65号ヘ（直射日光を遮るための措置）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第5条第1項第65号ト（滞留しない構造）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第5条第1項第65号チ（ジシラン等の自然発火に対し安全な構造）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第5条第1項第65号リ（除外のための措置）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第65号ヌ（二階建容器置場構造）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第5条第1項第65号ル（防消火設備）	A.6 保安・防災設備
第9条第1号，第10条第1号（設置場所）	A.7.1.1 設置場所
第9条第2号，第3号（地盤面上・下の導管の設置及び標識）	A.7.1.2 地盤面上・下の導管の設置及び標識
第9条第4号，第10条第1号（水中設置）	A.7.1.3 水中設置
第9条第5号，第10条第1号（耐圧性能及び強度，気密性能）	A.7.1.4 耐圧性能及び強度
	A.7.1.5 気密性能
第9条第6号，第10条第1号（耐圧性能及び強度）	A.7.1.4 耐圧性能及び強度
第9条第7号（腐食防止措置及び応力吸収措置）	A.7.1.6 腐食防止措置及び応力吸収措置
第9条第8号，第10条第1号（温度上昇防止措置）	A.7.1.7 温度上昇防止措置
第9条第9号，第10条第1号（圧力上昇防止措置）	A.7.1.8 圧力上昇防止措置
第9条第10号，第10条第1号（水分除去措置）	A.7.1.9 水分除去措置
第9条第11号（通報措置）	A.7.1.10 通報措置
第10条第2号（標識）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第3号（腐食防止措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第4号（材料）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第5号（構造）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第6号（伸縮を吸収する措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第7号，第8号（接合及びフランジ接合部の点検可能措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第9号（溶接）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第10号～第23号（設置状況の確認）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第24号（漏えいガス拡散防止措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第25号，第29号（ガス漏えい検知警報設備（二重管部分を含む。））	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管

第 10 条第 26 号（運転状態を監視する措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 27 号（異常事態が発生した場合の警報措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 28 号（安全制御装置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 30 号（緊急遮断装置等）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 31 号（内容物除去措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 32 号（感震装置等）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 33 号（保安用接地等）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 34 号～第 36 号（絶縁）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 37 号（落雷による影響回避措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 38 号（保安電力）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 39 号（巡回監視車等）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 11 条第 2 項（コンビナート製造者の連絡用直通電話）	A.8 その他

附属書 A

(規定)

保安検査の方法

A.1 警戒標等

事業所の境界線，警戒標及び容器置場の警戒標などに係る検査は，**KHKS 0850-3:2017** の II の **箇条 1**（警戒標等）による。

A.2 保安距離・施設レイアウト等

保安距離，施設レイアウトなどに係る検査は，**KHKS 0850-3:2017** の II の **箇条 2**（保安距離・施設レイアウト等）による。

A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等

高圧ガス設備の基礎，耐震設計構造などに係る検査は，**KHKS 0850-3:2017** の II の **箇条 3**（高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等）による。

A.4 ガス設備（導管を除く。）

A.4.1 ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の気密構造

可燃性ガス，毒性ガス及び酸素のガス設備（高圧ガス設備及び空気取入口を除く。）については，**JIS Z 2330** が規定する漏れ試験方法（発泡漏れ試験，圧力変化による漏れ試験など），ガス漏えい検知器による方法又はガス漏れ検知用赤外線（OGI）カメラによる方法のうち，設備の状況，検査条件などを考慮した最適な試験方法（必要に応じ，試験方法を組み合わせる。）を採用し，当該ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態のガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を 1 年に 1 回実施し，漏えいがないことを確認する。なお、危険性のない気体を用いる場合，**A.4.4.3.3** の段階法による気密試験を適用してもよい。

A.4.2 ガス設備に使用する材料

ガス設備に使用されている材料に係る検査は，**KHKS 0850-3:2017** の II の **4.2**（ガス設備の使用材料）による。

A.4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度

A.4.3.1 一般

高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は，次の **a)～c)** の要件を満たし，**A.4.3.2**，**A.4.3.3** 及び **A.4.3.4**，又は **A.4.3.5** に示した方法により，耐圧性能及び強度を満足することを確認する。

- a) 高圧ガス設備の減肉，劣化損傷などの損傷要因を整理把握する。なお，損傷要因の種類及び発生条件などは **API RP 571:2020** による。
- b) 検査の実施者は，特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が個別に定めた資格を有している。

c) 配管は、配管附属品を含めた相互に連結された配管系に分類し、配管系ごとに検査する。

なお、次に示す設備は、A.4.3の対象外とする。

- ・ 二重殻構造の貯槽
- ・ メンブレン式貯槽
- ・ エチレンプラントの低温又は超低温アルミ熱交換器
- ・ 空気液化分離装置のコールドボックス内機器
- ・ 外部が不活性な断熱材で覆われ、窒素などの不活性ガスにてシールされている高圧ガス設備、又はこれと同等（例えば真空断熱）の高圧ガス設備であって、当該高圧ガスなどによる化学作用によって変化しない材料を使用している機器

A.4.3.2 肉厚測定

肉厚測定は、次の a)～c)による。

- a) 高圧ガス設備が強度上十分な肉厚を有していることを確認するため、表 A.1 に示す周期で肉厚測定を行う。ただし、余寿命が 4 年未満の場合には、次のうち短い方による。
- 余寿命と同じ期間
 - 2 年

表 A.1—高圧ガス設備の肉厚測定の周期

設備の種類	周 期
配管系を除く高圧ガス設備	余寿命 ^{a)} の 50 %又は 4 年の短い方の期間以内
配管系	余寿命 ^{a)} の 50 %又は 4 年の短い方の期間以内
注 ^{a)} A.4.3.6 で定義する減肉速度を用いて、A.4.3.7 によって算定する。	

- b) 次の 1)、2)及び 3)に示す設備の検査周期については、表 A.1 によらず各項による。
- 1) 過去の実績、経験などによって内部の減肉のおそれがないと判断可能な動機器については、分解点検及び整備のための開放時期の目視検査で異常が認められたときに肉厚測定を行う。
- 2) 腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備については、外部の目視検査で減肉が認められたときに肉厚測定を行う。ただし、フレキシブルチューブ、ベローズ形伸縮管継手及びエロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。
- 注記** 腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備とは、次に掲げる設備で、不純物、水分の混入などによる腐食及びエロージョン、又は劣化損傷が生じないよう管理している設備をいう。
- ・ 液化石油ガス受入基地の低温の液化石油ガス設備
 - ・ 液化天然ガス受入基地の高圧ガス設備
 - ・ 腐食性のない不活性ガス設備
 - ・ フレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手
- 3) 砂詰め方式の地下埋設貯槽については、KHKS 0850-3:2017 の 4.3.4 の a)の 3)による。
- c) フレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手のうち、構造、材質などによって肉厚測定の実施が困難なものについては、同様の腐食環境の配管系などで腐食による異常が生じていないことを確認した場合、肉厚測定は不要とする。

ただし、エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。

注記 肉厚測定の実施が困難なフレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手の例として、ブレードで覆われた薄肉のベローズ部を有するもの、ゴム、樹脂、金属などによる多層構造のもの

などがある。

A.4.3.3 内部の検査

A.4.3.3.1 内部の目視検査

内部の目視検査は、次の a)～d)による。

- a) 内部の目視検査は、直接目視又はファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡などの検査器具類、又はこれらを組み合わせて行う。

ただし、腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備は、内部の目視検査は不要とする。

- b) 内部の目視検査の周期は、表 A.2 による。

ただし、余寿命が 4 年未満の場合には、次のうち短い方による。

- 余寿命と同じ期間
- 2 年

表 A.2—高圧ガス設備の内部の目視検査の周期

設備の種類	周 期
配管系を除く高圧ガス設備	余寿命 ^{a)} の 50 % 又は 12 年の短い方の期間以内、シェル&チューブ式熱交換器のチューブは、余寿命 ^{a)} の 80 % 又は 12 年の短い期間以内
配管系	余寿命 ^{a)} の 50 % 又は 4 年の短い方の期間以内
注 ^{a)} A.4.3.6 によって算定した減肉速度を用いて、A.4.3.7 によって算定する。	

- c) 次の 1) 及び 2) に示す設備の検査周期については、表 A.2 によらず 1) 及び 2) による。

- 1) CBM 認定を取得している設備は、その認定に基づき、12 年超えの検査周期を設定してもよい。
- 2) 動機器は、分解点検及び整備のための開放時期に行う。

- d) 余寿命は、A.4.3.6 で定義する減肉速度を用いて、A.4.3.7 により算定する。

A.4.3.3.2 内部の非破壊検査

内部の非破壊検査は、次の a)～c)による。

- a) 減肉以外の損傷要因のある設備に対しては、非破壊検査（磁気探傷試験、浸透探傷試験、超音波探傷試験、放射線透過試験、渦電流探傷試験など）を、次の 1) 又は 2) の短い方の期間で行う。ただし、動機器は、次の 1) 及び 2) によらず、分解点検及び整備のための開放時期に行う。

- 1) 対象の劣化損傷と使用環境から API RP 571:2020 などを参考に設定した期間
- 2) A.4.3.3.1 の b) に定める期間

- b) 非破壊検査方法は、劣化損傷に対して適切なものを用いる。

- c) 非破壊検査箇所は、使用環境、目視検査及び過去の検査結果などをもとに選定する。

A.4.3.3.3 内部の検査の代替検査

次の高圧ガス設備は、外部からの適切な検査方法（超音波探傷試験、放射線透過試験など）による検査によって、A.4.3.3.1 及び A.4.3.3.2 に定める内部の検査に代替してもよい。

- a) 配管系
- b) 特定設備検査規則の機能性基準の運用について（平成 28 年 10 月 3 日 20160920 商局第 4 号）の別添 1 特定設備の技術基準の解釈第 45 条第 1 項（1）～（5）又は同別添 7 第二種特定設備の技術基準の解釈第 45 条第 1 項（1）～（5）までに掲げる特定設備

- c) 特定設備検査規則の制定前に設置された設備であるが、現在の特定設備検査規則に照らして同等の設備
- d) 内部の検査のための対象設備への立入りが物理的に可能で、かつ、次の全ての条件を満たす場合。なお、同一又は同様の運転環境の機器の内部検査結果をもって判断してもよい。
 - 1) 減肉速度が 0.125 mm/y 未満である。
 - 2) 余寿命が 12 年を超えている。
 - 3) 微量成分を含めた腐食環境が、少なくとも 4 年以上ほぼ同一である。
 - 4) 外部の検査において異常がない。
 - 5) 運転温度が、API 579-1/ASME FFS-1:2021 の圧力設備材料のクリープ下限温度を超えない。
 - 6) 取り扱う流体に起因した環境助長割れ、又は水素損傷の対象でない。
 - 7) プレートライニングなど、一体的に結合されていないライニングを有しない。

A.4.3.3.2 代替検査の対象設備

次の高圧ガス設備は、外部からの適切な検査方法（超音波探傷試験、放射線透過試験など）による検査によって、A.4.3.3.1 及び A.4.3.3.2 に定める内部の検査に代替してもよい。

- a) 配管系
- b) 特定設備検査規則の機能性基準の運用について（平成 28 年 10 月 3 日 20160920 商局第 4 号）の別添 1 特定設備の技術基準の解釈第 45 条第 1 項（1）～（5）又は同別添 7 第二種特定設備の技術基準の解釈第 45 条第 1 項（1）～（5）までに掲げる特定設備
- c) 特定設備検査規則の制定前に設置された設備であるが、現在の特定設備検査規則に照らして同等の設備

A.4.3.4 外部の検査

A.4.3.4.1 外部の目視検査

外部の目視検査は、次の a)～e)による。

- a) 高圧ガス設備の外部については、外面腐食、被覆材下の外面腐食の可能性がある耐火材又は断熱材などの外装材の剥がれ、破損などが無いことを、1 年に 1 回目視により確認する。
- b) 配管の支持構造物について、目視により、ハンガの割れ又は損傷、スプリングサポートの設定値外れ、サポートシューの脱落、その他拘束又は周辺障害物との干渉などが無いことを確認する。
- c) ダミーサポート、スタンションサポートなどの支持構造物内部に、雨水などが浸入する状態になっていないことを確認する。
- d) フレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手については、次の 1)及び 2)について 1 年に 1 回目視により確認する。
 - 1) 設置状況が適切に維持されていることを確認する。

注記 設置状況については、製造業者の条件、JIS B 2352、JLPA 209 など製作時の基準を参考に確認する。
 - 2) 充填枝管、充填ホース類に取り付け及び取り外しを行う箇所に用いられるフレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手については、次の 2.1)及び 2.2)も実施する。
- 2.1) 金属製の場合、ブレード部の破損及びブレード部と継手部との接続部の割れ又は膨れなどの異常が無いことを確認する。

2.2) ゴム、樹脂製の場合、補強層の露出、外層の亀裂又は膨れ、折れ、つぶれ、金属部との接続部の割れ又は膨れなどの異常がないことを確認する。

- e) 砂詰め方式の地下埋設貯槽の外部の目視検査については、KHKS 0850-3:2017 の 4.3.3 の b)の 2)による。

A.4.3.4.2 外部の非破壊検査

外部に減肉以外の損傷要因のある設備に対しては、A.4.3.3.2 に準じて非破壊検査を行う。

A.4.3.5 耐圧性能及び強度の検査の代替方法

A.4.3.5.1 検査を行うことが困難な箇所を有する高圧ガス設備

設備の大きさ、形状、構造（二重管、ジャケット構造など）、他の設備との接合状況（溶接接合など）などによって、内部及び外部のいずれからでも検査を行うことが困難な箇所を有する設備については、当該設備に接続されている同等の腐食及び劣化損傷が発生するおそれのある環境下の複数の検査箇所の検査結果をもとに、当該箇所に腐食及び劣化損傷がないことを確認する。

注記 内部及び外部のいずれからでも検査を行うことが困難な箇所とは、例えばフルジャケット構造の二重管式熱交換器の内管部などである。

A.4.3.5.2 内部の検査及び肉厚測定が困難な高圧ガス設備

A.4.3.2 及び A.4.3.3 の適用が困難な高圧ガス設備については、1 年に 1 回耐圧試験を行うことで、A.4.3.2 及び A.4.3.3 の検査に代替してもよい。なお、耐圧試験は、設備及び試験の安全性を十分に配慮して行う。

注記 耐圧試験は、水などの安全な液体を使用して常用の圧力の 1.5 倍（第 2 種特定設備は 1.3 倍）以上の圧力で行う。ただし、液体の使用が不可能な場合、空気又は窒素などの気体を使用して常用の圧力の 1.25 倍（第 2 種特定設備は 1.1 倍）以上の圧力で行う。

A.4.3.6 減肉速度の設定

A.4.3.6.1 既存の高圧ガス設備

高圧ガス設備の減肉速度は、式(A.1)及び式(A.2)による減肉速度のうち、それまでの腐食環境の変化や運転経歴などを踏まえて、現在の腐食の状態を最もよく示した方を減肉速度として採用する。また、これらに代えて最小二乗法によって求めた減肉速度を採用してもよい。その場合には、解析に用いたデータを保管しなければならない。

$$\text{長期減肉速度} = \frac{t_{\text{initial}} - t_{\text{actual}}}{t_{\text{initial}} \text{と} t_{\text{actual}} \text{の間の期間}} \quad \dots\dots\dots (\text{A.1})$$

$$\text{短期減肉速度} = \frac{t_{\text{previous}} - t_{\text{actual}}}{t_{\text{previous}} \text{と} t_{\text{actual}} \text{の間の期間}} \quad \dots\dots\dots (\text{A.2})$$

ここで、
 t_{initial} : 初期肉厚 (mm)
 t_{actual} : 直近の検査で測定した肉厚 (mm)
 t_{previous} : 前回の検査で測定した肉厚 (mm)
 期間 : 期間 (y)

A.4.3.6.2 溶接補修又は更新を行った設備

溶接補修又は更新を行った設備のうち、次の **a)** 及び **b)** に該当する場合、補修又は更新前に確認した減肉速度を用いてもよい。

- a)** 溶接補修又は更新後の材質が、当該損傷要因に対して、既設と同等又はそれ以上の防食性能を有する設備
- b)** 使用条件に変更がない設備

A.4.3.6.3 新設又は運転環境変更を行った設備

新設又は運転環境の変更を行った設備については、次の **a)～c)** のいずれかの方法によって減肉速度を決定してもよい。**a)～c)** の方法で減肉速度を算定が不可能な場合、配管系以外の高圧ガス設備にあっては供用開始後 6 か月以内、配管にあっては供用開始後 3 か月以内に、肉厚測定を実施して減肉速度を算定しなければならない。

- a)** 同一又は同様の運転環境の設備の肉厚データから算定した減肉速度
- b)** 設備に設置した超音波センサで測定した肉厚データから算定した減肉速度
- c)** 同一又は同様のサービスの設備の公表データから推定した減肉速度

A.4.3.7 余寿命の算定

余寿命の算定は、**A.4.3.7.1**、**A.4.3.7.2**、及び **A.4.3.7.3** による。

ただし、供用適性評価を適用する場合、将来腐れ代を求めるために想定した期間を余寿命とする。

なお、供用適性評価を適用する場合、**WES 9802:2024** の **箇条 6** に基づいて **WES 2820:2015** 又は **API 579-1/ASME FFS-1:2021** による。

A.4.3.7.1 既存の高圧ガス設備

既存の高圧ガス設備の余寿命は、式(A.3)により算定する。

ただし、シェル&チューブ式熱交換器チューブで次の **a)** 及び **b)** に該当する設計圧力に対する安全上の配慮がされた設備については、式(A.3)の t_{required} をチューブ内外面の運転差圧及び腐食形態等を考慮して設定してもよい。なお、海水や循環冷却水等、大気開放系と接続している設備は対象外とする。

- a)** シェルとチャンネルの設計圧力について、低压側が高圧側の 2/3 以上の設備、又は、低压側が高圧側の 2/3 未満だがチューブが破断した場合に低压側が設計圧力以内に圧力上昇を抑えるための安全装置が設置されている設備
- b)** 設計資料、変更の管理を含むリスクアセスメントの記録などで **a)** が確認できる設備

$$\text{余寿命} = \frac{t_{\text{actual}} - t_{\text{required}}}{\text{減肉速度}} \dots\dots\dots (A.3)$$

ここで、
 t_{actual} : 直近の検査で測定した肉厚 (mm)
 t_{required} : 対象部材の必要肉厚 (mm) で、対象設備の製造時の技術基準による。

A.4.3.7.2 溶接補修又は更新を行った設備

溶接補修、更新を行った設備及び新設した設備の余寿命は、それぞれ **A.4.3.6.2** 及び **A.4.3.6.3** の方法による減肉速度を用いて、**A.4.3.7.1** により算定する。なお、当て板溶接補修の場合は、将来腐れ代を求めるために想定した期間を余寿命とする。

A.4.3.7.3 新設又は運転環境変更を行った設備

新設又は運転環境変更を行った設備の余寿命は、**A.4.3.6.3**の方法による減肉速度を用いて、**A.4.3.7.1**により算定する。

A.4.3.8 溶接補修

溶接補修を行う場合は法的に必要な手続きを実施するとともに、次の **a)～e)**を満足しなければならない。

- a) 補修対象設備の設計基準に基づき設計し、**WES 9802:2024**の**箇条 7**に基づき **ASME PCC-2: 2022** 又は **WES 7700-1:2019**, **WES 7700-2:2019**, **WES 7700-3:2019** に従い施工する。なお、当て板溶接補修の場合は、**WES 9802:2024**の**箇条 7**に基づき **ASME PCC-2: 2022** に従い設計及び施工を実施する。
- b) 溶接管理技術者を任命し、補修要領のレビュー及び施工結果の確認を行う。なお、溶接管理技術者は **WES 8103** の 1 級資格又は同等以上の能力をもつ者とする。
- c) 溶接補修要領に従い、**WES 8103** の 2 級資格又は同等以上の能力をもつ者の指示監督下で実施する。
- d) 適用する基準及び溶接施工要領書に従って溶接前及び溶接後に検査を行い、健全性を確認する。
- e) 当て板溶接補修を含め、溶接補修を行った場合は耐圧試験を行う。ただし、**表 A.3** の基準を満足する溶接補修の場合は耐圧試験を免除してもよい。

なお、水などの安全な液体を使用して耐圧試験を実施する場合、耐圧試験時重量に対して法規で要求される耐震性能を満足しなければならない。耐震性能を満足しない場合、当該施設が万一地震で倒壊しても、二次的に周辺施設に危害が生じないような安全措置を講じなければならない。

表 A.3—耐圧試験が免除される溶接補修

項 目	基 準
溶接補修の程度	ASME PCC-2: 2022 Article 502.2 に規定する範囲で、次のいずれかの条件を満たす場合とする。 a) 耐圧部材を貫通していない溶接又はろう付 b) 漏れ止め溶接（シール溶接ともいう。） c) クラッド（プレートライニング、耐食肉盛など）の施工又はその補修 d) 硬化肉盛溶接 e) フランジシート面の補修溶接で、フランジの厚さの 50 %未満の深さの溶接 f) 伝熱管—管板のストレングス溶接で、1 回の運転期間後の伝熱管取替本数が総伝熱管本数の 10 %未満 g) 熱交換器、蒸気発生器及びボイラの伝熱管のプラグ打設、又はスリーブ施工

A.4.4 高圧ガス設備の気密性能

A.4.4.1 気密性能の確認を必要としない高圧ガス設備

次の高圧ガス設備は、気密性能に係る検査は適用しない。

- a) 二重殻構造の貯槽
- b) メンブレン式貯槽

A.4.4.2 気密試験の方法

JIS Z 2330 が規定する漏れ試験方法（発泡漏れ試験、圧力変化による漏れ試験など）、ガス漏えい検知器による方法又はガス漏れ検知用赤外線（OGI）カメラによる方法のうち、設備の状況、検査条件などを考慮した最適な試験方法（必要に応じ、試験方法を組み合わせる。）を採用し、設備の管理状況により **A.4.4.3** 又は **A.4.4.4** の方法で気密試験を 1 年に 1 回実施し、当該高圧ガス設備から漏えいがないことを確認する。

A.4.4.3 高圧ガス設備を開放した場合の気密試験

A.4.4.3.1 一般

高压ガス設備を開放（分解点検、整備又は清掃などのために行う開放を含む。）した場合、**A.4.4.3.2** 又は **A.4.4.3.3** による気密試験を実施する。

A.4.4.3.2 従来法による気密試験

設備を窒素又は危険性のない気体で当該高压ガス設備の常用の圧力以上に昇圧させ気密試験を実施する。

A.4.4.3.3 段階法による気密試験

JIS Z 2330 が規定する発泡漏れ試験、又はこれと同等以上の検知性能を有する試験方法によって、105 kPa 又は高压ガス設備の常用の圧力の 25 %の小さい方の圧力で気密試験を実施する。その後、実流体を導入し、設備の圧力を運転圧力まで段階的に上昇させながら、各段階で気密試験を実施する。

A.4.4.4 高压ガス設備を開放しない場合の気密試験

当該高压ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高压ガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を実施する。

A.5 計装・電気設備

計装・電気設備に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの**箇条 5**（計装・電気設備）による。

A.6 保安・防災設備

A.6.1 常用の温度の範囲に戻す措置

常用の温度の範囲に戻す措置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの**6.1**（常用の温度の範囲に戻す措置）による。

A.6.2 安全装置

高压ガス設備の安全装置に係る検査は、次の **a)～c)**による。

- a)** 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを目視にて確認する。
- b)** バネ式安全弁等を設置した状態又は取り外した状態で、作動検査用器具若しくは設備を用いた作動試験を行う。
- c)** 目視検査及び作動試験の周期は、次による。なお、検査周期内に安全装置の作動に影響がありそうな汚れが確認された場合は、汚れが問題とならない期間に検査周期の見直しを行う。
 - 1)** 一般的なプロセス運転環境：4 年
 - 2)** 実績により汚れがなく、かつ腐食性がないことが確認されている運転環境：8 年

A.6.3 安全弁等の放出管

安全弁等の放出管に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの**6.3**（安全弁等の放出管）による。

A.6.4 内部反応監視装置

内部反応監視装置に係る検査は、KHKS 0850-3:2017 の II の 6.4（内部反応監視装置）による。

A.6.5 危険状態防止装置

危険状態防止装置に係る検査は、KHKS 0850-3:2017 の II の 6.5（危険状態防止装置）による。

A.6.6 緊急遮断装置（特殊反応設備等）

緊急遮断装置（特殊反応設備等）に係る検査は、KHKS 0850-3:2017 の II の 6.6 [緊急遮断装置（特殊反応設備等）] による。

A.6.7 緊急移送設備

緊急移送設備に係る検査は、KHKS 0850-3:2017 の II の 6.7（緊急移送設備）による。

A.6.8 貯槽の温度上昇防止装置，貯槽の耐熱・冷却措置

貯槽の温度上昇防止装置，貯槽の耐熱・冷却措置に係る検査は、KHKS 0850-3:2017 の II の 6.8（貯槽の温度上昇防止装置，貯槽の耐熱・冷却措置）による。

A.6.9 負圧防止措置

負圧防止措置に係る検査は、KHKS 0850-3:2017 の II の 6.9（負圧防止措置）による。

A.6.10 液化ガスの流出防止措置

液化ガスの流出防止措置に係る検査は、KHKS 0850-3:2017 の II の 6.10（液化ガスの流出防止措置）による。

A.6.11 不活性ガス置換構造

不活性ガス置換構造に係る検査は、KHKS 0850-3:2017 の II の 6.11（不活性ガス置換構造）による。

A.6.12 毒性ガス配管等の接合

毒性ガス配管等の接合に係る検査は、KHKS 0850-3:2017 の II の 6.12（毒性ガス配管等の接合）による。

A.6.13 毒性ガス配管の二重管等

毒性ガス配管の二重管等に係る検査は、KHKS 0850-3:2017 の II の 6.13（毒性ガス配管の二重管等）による。

A.6.14 貯槽の配管に設けたバルブ

貯槽の配管に設けたバルブに係る検査は、KHKS 0850-3:2017 の II の 6.14（貯槽の配管に設けたバルブ）による。

A.6.15 緊急遮断装置（貯槽配管）

緊急遮断装置（貯槽配管）に係る検査は、KHKS 0850-3:2017 の II の 6.15 [緊急遮断装置（貯槽配管）] による。

A.6.16 除害のための措置

除害のための措置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの **6.16**（除害のための措置）による。

A.6.17 インターロック機構

インターロック機構に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの **6.17**（インターロック機構）による。

A.6.18 ガス漏洩検知警報設備

ガス漏洩検知警報設備に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの **6.18**（ガス漏洩検知警報設備）による。

A.6.19 防消火設備

防消火設備に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの **6.19**（防消火設備）による。

A.6.20 ベントスタック、フレアスタック

ベントスタック、フレアスタックに係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの **6.20**（ベントスタック、フレアスタック）による。

A.6.21 アセチレン容器の破裂防止措置

アセチレン容器の破裂防止措置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの **6.21**（アセチレン容器の破裂防止措置）による。

A.6.22 車両に固定した三フッ化窒素容器等の破裂防止措置

車両に固定した三フッ化窒素容器等の破裂防止措置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの **6.22**（車両に固定した三フッ化窒素容器等の破裂防止措置）による。

A.6.23 圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充填場所等間の障壁

圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充填場所等間の障壁に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの **6.23**（圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充填場所等間の障壁）による。

A.6.24 保安用不活性ガス等

保安用不活性ガス等に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの **6.24**（保安用不活性ガス等）による。

A.6.25 通報措置

通報措置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの **6.25**（通報措置）による。

A.7 導管

A.7.1 コンビナート製造事業所間の導管以外の導管（9条導管）

A.7.1.1 設置場所

導管の設置されているルート周囲の状況に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの **7.1.1**（設置場所）による。

A.7.1.2 地盤面上・下の導管の設置及び標識

導管の設置されている場所に係る検査は、KHKS 0850-3:2017 のⅡの 7.1.2（地盤面上・下の導管の設置及び標識）による。

A.7.1.3 水中設置

水中の導管の設置状況に係る検査は、KHKS 0850-3:2017 のⅡの 7.1.3（水中設置）による。

A.7.1.4 耐圧性能及び強度

A.7.1.4.1 一般

導管の耐圧性能及び強度に係る検査は、A.4.3.1 の要件を満たし、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がないことを、外部から、A.7.1.4.2 及び A.7.1.4.3 によって確認する。

ただし、内部から検査が可能な場合には、A.4.3 に準じて確認する。

A.7.1.4.2 目視検査

導管地上部の目視検査は、次の a)～c)による。

- a) 高圧ガス設備の外部について、外面腐食、被覆材下の外面腐食の可能性のある耐火材又は断熱材などの外装材の剥がれ、破損などが無いことを、1年に1回目視により確認する。
- b) 配管の支持構造物について、目視検査により、ハンガの割れ又は損傷、スプリングサポートの設定値外れ、サポートシューの脱落、その他拘束又は周辺障害物との緩衝などが無いことを確認する。
- c) ダミーサポート、スタンションサポートなどの支持構造物内部に雨水などが浸入する状態になっていないことを確認する。

A.7.1.4.3 非破壊検査

A.7.1.4.3.1 肉厚測定

導管の肉厚測定は、次の a)及び b)による。

- a) 導管が強度上十分な肉厚を有していることを確認するため、余寿命の半分又は4年の短い方の期間以内に肉厚測定を行う。

ただし、余寿命が4年未満の場合には、次のうち短い方による。

- 余寿命と同じ期間
- 2年

- b) 次の 1)及び 2)に示す設備については、a)によらず 1)及び 2)による。

- 1) 腐食性のない高圧ガスを取り扱う導管については、外部の目視検査で減肉が認められたときに肉厚測定を実施する。ただし、エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものは除く。
- 2) 電気防食、塗覆などにより防食管理が適切になされている地中に埋設された導管又は水中に設置された導管については、塗覆装の点検時に実施する肉厚測定で代替してもよい。

注記 腐食性のない高圧ガスを取り扱う導管には、不純物や水分の混入などによる腐食や劣化損傷が生じないように管理されている次のようなものがある。

- ・ 液化石油ガス受入基地の低温の液化石油ガス導管
- ・ 液化天然ガス受入基地の導管

- ・腐食性のない不活性ガスの導管

A.7.1.4.3.2 肉厚測定以外の非破壊検査

減肉以外の損傷要因のある設備に対しては、**A.4.3.3.2** に準じて検査を行う。

ただし、次の **a)** 及び **b)** に示す設備については、**a)** 及び **b)** による。

- a)** **API RP 571:2020** に基づいて評価した劣化損傷が発生するおそれがない導管については、非破壊検査は不要とする。
- b)** 電気防食、塗覆などにより防食管理が適切になされている地中に埋設された導管又は水中に設置された導管については、塗覆装の点検時に実施する非破壊検査で代替してもよい。

A.7.1.5 気密性能

JIS Z 2330 が規定する漏れ試験方法（発泡漏れ試験、圧力変化による漏れ試験など）、ガス漏えい検知器による方法又はガス漏れ検知用赤外線（OGI）カメラによる方法のうち、設備の状況、検査条件などを考慮した最適な試験方法（必要に応じ、試験方法を組み合わせる）により、当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を 1 年に 1 回実施し、当該高圧ガス設備から漏えいがないことを確認する。なお、危険性のない気体を用いる場合、**A.4.4.3.3** の段階法による気密試験を適用してもよい。

A.7.1.6 腐食防止措置及び応力吸収措置

導管の腐食を防止するための措置及び応力吸収措置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **7.1.6**（腐食防止措置及び応力吸収措置）による。

A.7.1.7 温度上昇防止措置

導管の温度の上昇を防止するための措置は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **7.1.7**（温度上昇防止措置）による。

A.7.1.8 圧力上昇防止措置

導管の圧力の上昇を防止するための措置は、**A.6.2** に準じて検査を行う。

A.7.1.9 水分除去措置

酸素又は天然ガスを輸送する導管と圧縮機との間の水分除去の措置は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **7.1.9**（水分除去措置）による。

A.7.1.10 通報措置

通報を速やかに行うための措置は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **7.1.10**（通報措置）による。

A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管（10 条導管）

KHKS 0850-3:2017 の II の **7.2**（コンビナート製造事業所間の導管）、並びに **A.7.1.3**、**A.7.1.4**、**A.7.1.5**、**A.7.1.7**、**A.7.1.8** 及び **A.7.1.9** による。

A.8 その他

KHKS 0850-3:2017 の II の **箇条 8**（その他）による。

参考文献

- [1] JIS B 2352 ベローズ形伸縮管継手
- [2] JLPA 209, 金属フレキシブルホース基準

附属書 B

(参考)

解釈の問い合わせ

B.1 はじめに

日本溶接協会は、当該規格に対する解釈の問い合わせがあった場合はこれを受け付ける。解釈の問い合わせに対しては、圧力設備サステナブル保安部会の規格原案作成 WG で回答案を検討し、規格原案作成員会で審議を行う。なお、問い合わせの受付に当たっては、誤解に基づく問い合わせの場合があるため、必要に応じて問い合わせ者に対して質問し詳細説明を要求することがある。この確認の結果、問い合わせが誤解に基づくものであることが明らかになった場合は、問い合わせ者に対し差し戻される。

B.2 問い合わせの方法

解釈の問い合わせは、次の a) 及び b) による。なお、問い合わせは、規格の根拠、使用者の技術的解釈に間違いがないかの確認、並びに解釈しづらい文章の確認など、規格の使用者が規格の内容について理解を深めるための内容に限られる。

- a) 解釈の問い合わせをする者は、解釈の問い合わせ書を日本溶接協会のホームページの圧力設備サステナブル保安部会のページの「解釈の問い合わせ等について」の項の「解釈の問い合わせフォーム」に従い提出する。

https://www.jwes.or.jp/committees/pressure_equipment/enquiries/

- b) 文書以外の問い合わせ、及び匿名など問い合わせ者が特定できない場合は、原則として受付けない。

B.3 問い合わせへの回答

解釈の問い合わせへの回答は、次の日本溶接協会のホームページの圧力設備サステナブル保安部会のページで確認できる。

https://www.jwes.or.jp/committees/pressure_equipment/enquiries/

WES 9801 : 2024

特定認定高度保安実施者による保安検査基準 (コンビナート等保安規則関係) 解 説

この解説は、規格に規定・記載した事柄を説明するもので、この規格の一部ではない。

この解説は、日本溶接協会が編集・発行するものであり、これに関する問合せ先は日本溶接協会である。

1 制定の趣旨

近年、産業保安分野において、革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足、電力の供給構造の変化、災害の激甚化及び頻発化、気候変動問題への対応の要請など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえ経済産業省ではスマート保安¹⁾の推進として高圧ガス保安法の整備について検討されてきた。その一環として従来から運用されてきた認定事業者制度についても見直しが検討され、2023年12月に施行された新認定事業者制度の中で、より保安力の高い事業所として認定された特定認定高度保安実施者に対して、高圧ガス設備の保安検査に、海外規格などの民間規格を柔軟に採用できる規格複線化の特例措置が設けられた。

この法改正を受け、次の基本方針の下に、この規格を特定認定高度保安実施者による保安検査規格として定めた。なお、現認定事業者制度の特定認定事業者についてもこの規格を活用することが可能である。

- a) **KHKS 0850-3:2017** を基とするとともに、国際的に広く活用されている米国石油協会（American Petroleum Institute, **API**）規格及び米国機械学会（American Society of Mechanical Engineers, **ASME**）規格の維持管理手法を取り入れる。
- b) 保安検査における検査項目の中で、圧力設備の検査に係る技術的な検査項目について、その技術的な根拠、背景、海外規格など民間規格の活用方法に対しては、**WES 9802:2024** を適用する。
- c) 圧力設備の検査に係る技術的な検査項目以外の検査項目については、**KHKS 0850-3:2017** を引用して構成する。

注¹⁾ スマート保安とは、将来にわたって国民の安全及び安心を創り出すために、急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化、人口減少など経済社会構造の変化を的確に捉えながら、産業の振興及び競争力強化の観点に立って、官及び民が産業保安に関し主体的かつ挑戦的に取り組めるよう、経済産業省が目指している産業保安規制の姿をいう。

2 制定の経緯

国内石油産業の国際競争力を確保するため、石油連盟が中心となり、業界主導で設備を合理的な安全管理に基づき維持管理していくための基準作り、及び活動の推進について検討を進めてきた。**JWES** は、石油連盟からの要請を受け、これら活動を進めるために2023年10月に“圧力設備サステナブル保安部会”を立ち上げた。

また、**JWES** は、規格複線化の特例措置を受け、その取り組みの一環として、同部会内に“規格原案作

成 WG”を設置し、特定認定高度保安実施者向けの民間保安検査規格の検討を進めた。

作成した最終案は、パブリックコメント公募を経て規格委員会での審議の後、理事会によって承認され、**WES 9801:2024** として制定された。

3 審議中に特に対応した事項

この規格は、海外規格などの民間規格を柔軟に採用できる規格複線化の特例措置を用いることを目的としていることから、**KHKS 0850-3:2017** に代わるものである。多くの検査項目で **KHKS 0850-3:2017** を引用しており、本規格の細分箇条の番号と **KHKS 0850-3:2017** の細分箇条を一致させることが望ましい。しかし、**KHKS 0850-3:2017** には、**JIS** 及び **WES** にある“用語及び定義”、“引用規格”などの箇条がなく、規格の原案作成審議段階において、次の a) 及び b) の通り規格の構成を見直した。

- a) この規格では、**KHKS 0850-3:2017** の“**I 総則**”を本文，“**II 保安検査の方法**”を**附属書**（規定）として規定し、**KHKS 0850-3:2017** の“**II 保安検査の方法**”とこの規格の**附属書 A**の細分箇条を一致させた。
- b) この規格の**箇条 3**では、“**JIS B 0190**，**JIS Z 2300** 及び **JIS Z 3001-1** による。”とした上で、**3.1**を高圧ガス保安法，高圧ガス保安法施行令及びコンビナート等保安規則（以下、コンビ則²⁾という。）を参照して作成した。また、**3.2**に**箇条 2**を参照して作成した。

注²⁾ コンビ則とは、コンビナート地域内にある製造事業所における高圧ガスに関する保安について規定した高圧ガス保安法に基づく経済産業省令

4 規定項目の内容

4.1 適用範囲（箇条 1）

この規格は、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の検査方法を規定したものであり、その活用にあたっては、高圧ガス保安法で定めた認定事業者制度の規定を遵守しなければならないとした。

4.2 引用規格（箇条 2）

この規格を使用するにあたって、特に必要な規格について次の a) 及び b) のとおり引用した。

- a) **KHKS 0850-3:2017** は、経済産業省の告示で指定された保安検査基準であり、この規格を基として各検査項目の検査方法に引用した。また、気密構造、耐圧性能及び強度、気密性能、及び導管の検査方法に、**WES 2820:2015**，**WES 7700-1:2019**，**WES 7700-2:2019**，**JIS Z 2330**，**API 510:2022**，**API 570:2016**，**API 579-1/ASME FFS-1:2021**，**API RP 571:2020**，及び **ASME PCC-2: 2022** を引用し、これら規格の活用方法及び技術的な内容は **WES 9802:2024** を引用した。その他の規格は**箇条 3**で引用した。
- b) この規格は、一部の引用規格について年版を指定した。これらの引用規格は、この規格の方法や判定への影響が大きいため、改正された場合、その改正内容の採否を原案作成委員会で審議し、必要に応じてこの規格を改正する。

4.3 用語及び定義（箇条 3）

この規格は、保安検査を行うための検査方法を規定したものであり、多くの法令用語を使用しているため、法令用語と検査用語とに分けて規定した。また、法令用語については、出典として可能な限り適用法規の条文を記載した。

4.4 資格（箇条 4）

この規格は、API 規格や ASME 規格などの海外規格、国内規格などを参考にして制定しており、これら規格の活用方法、及びその技術的な内容を **WES 9802:2024** に定めている。よって、この規格を使用する者は、**WES 9802:2024** が引用している規格群も含め、設備の維持管理技術を適切に活用しながら保安検査を実施することが重要である。このため、設備の維持管理技術に関する最新情報の収集活用、継続的な技術研鑽、教育活動などが不可欠であり、そのような業界団体の取組みへの参画と継続が望ましいとした。具体的な取組みまでは規定しないが、例えば、圧力設備サステナブル保安部会の事例共有委員会への参加などが挙げられる。

4.5 保安検査の方法（箇条 5）

保安検査の方法を**附属書 A**に規定した。また、一部**附属書 A**によらない検査方法として法で定められた例外事項、及びこの規格で技術的な背景から設定した例外事項について、次の **a)**及び **b)**に規定した。

- a) コンビ則で定められた例外事項を、**5.2**、**5.3** 及び **5.4** に規定した。
- b) 需給上等の理由で製造設備の使用を停止している場合、保安検査のためだけに 1 年に 1 回の頻度で製造設備を運転状態にして気密試験を実施する必要がある、非正常作業に伴うリスクが発生している。このリスクを回避するため、使用を停止している製造設備の気密試験方法を **5.5** に規定した。

4.6 技術上の基準条項と対応する検査項目の該当箇所（箇条 6）

保安検査として法（コンビ則の技術上の基準）で要求される項目を一覧として整理すると共に、その要求事項に対応するこの規格の細分箇条を明確にすることで、保安検査の全体像を理解できるようにした。

4.7 附属書 A

4.7.1 一般

保安検査の各検査方法を、次の **a)**、**b)**及び **c)**により規定した。

- a) コンビ則第 5 条第 1 項の適用を受ける製造設備、同第 9 条及び第 10 条の導管、同第 11 条第 2 項のコンビナート製造事業所に分け、コンビ則の要求項目ごとに整理した。
- b) 圧力設備の検査に係る検査項目の技術的な根拠、背景、海外規格の活用方法を、**WES 9802:2024** に規定した。
- c) この規格では、多くの検査項目で **KHKS 0850-3:2017** を引用しており、この規格の細分箇条の番号と **KHKS 0850-3:2017** の細分箇条とを一致させた。

4.7.2 検査項目ごとの配慮事項

各検査項目のほとんどが **KHKS 0850-3:2017** によるとしたが、気密構造、耐圧性能及び強度、気密性能、並びに導管に関する同規格からの主な変更点は、次のとおりである。

a) 気密試験（A.4.1, A.4.4.3, 及び A.7.1.5）

- 1) ガス設備及び高圧ガス設備の漏れ試験方法として、従来から活用されてきた発泡漏れ試験及び圧力変化による漏れ試験、ガス漏えい検知器による方法に加え、先進技術として活用が進んでいるガス漏れ検知用赤外線（OGI）カメラによる方法を追加で規定した。
- 2) 高圧ガス設備を開放した場合の気密試験方法として、低圧での漏れ試験を適用した段階法を規定した。低圧での漏れ試験方法については、**ASME PCC-2: 2022** の **Part 5** の **6.3** (tightness test) を引用した。

b) 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度の一般事項 (A.4.3.1)

- 1) 減肉, 割れ, 材質劣化などの損傷要因を整理把握するためのより多くの情報を参考にできるように, 国内でも広く活用されている **API RP 571:2020** を引用した。
- 2) **API** 規格を参考に, 公的資格制度のない検査員についても, 資格要件を設定した。

c) 肉厚測定 [A.4.3.2 の a) 及び A.7.1.4.3.1 の a)] 肉厚測定の検査周期を API 510:2022 及び API 570:2016 の基準を参考に設定した。ただし, 最長検査周期は日本の連続運転期間を踏襲し API の基準の 5 年を 4 年に変更した。**d) 内部の目視検査 (A.4.3.3.1)**

- 1) 内部目視検査の周期を **API 510:2022** の基準を参考に設定した。ただし, 最長検査周期は日本の連続運転期間を踏襲し, **API** の基準の 10 年を 12 年に変更した。
- 2) 特定認定高度保安実施者の認定制度で認められている **CBM** 認定 (12 年超の検査周期を設定できる認定制度) を受けた設備の検査周期を規定した。

e) 内部の非破壊検査 [A.4.3.3.2 の a)] 内部の非破壊検査の周期を, API 510:2022 の基準を参考に設定した。**f) 内部の検査の代替検査 (A.4.3.3.3) 内部の検査の代替検査を, その条件が明確に規定されている API 510:2022 の基準を参考に設定した。なお, 代表検査の考え方を追加で反映した。****g) 外部の非破壊検査 (A.4.3.4.2 及び A.7.1.4.3.2) 外部の非破壊検査の周期を, API 510:2022 の基準を参考に設定した。****h) 減肉速度の設定 (A.4.3.6)**

- 1) 溶接補修又は更新を行った設備の検査周期を決定するための減肉速度を, **API 510:2022** の基準を参考に設定した。
- 2) 新設機器の検査周期を決定するための減肉速度を, **API 510:2022** の基準を参考に設定した。

i) 余寿命の算定 (A.4.3.7)**1) 既存の高圧ガス設備の余寿命の算定 (A.4.3.7.1)**

シェル&チューブ式熱交換器チューブで **API 521** の 4.4.14 項を満足している設備 (**A.4.3.7.1 a)** に該当) については, **ASME PCC-2: 2022 Article 312** を参考に維持管理する考え方を採用可能とした。

2) 溶接補修又は更新を行った設備の余寿命の算定 (A.4.3.7.2)

当て板溶接補修時の余寿命算定に使用する必要肉厚を、当て板溶接補修の設計基準が明確に規定されている **ASME PCC-2: 2022** の基準により算定することにした。

j) 溶接補修の設計, 施工及び管理 (A.4.3.8)

- 1) 溶接補修の設計は当該設備の設計基準によるが, 新たに設計する当て板溶接補修については基準が明確に規定されている **ASME PCC-2: 2022** により実施することとした。
- 2) 溶接補修の施工は、基準が明確に規定されている **ASME PCC-2: 2022** 又は **WES 7700-1:2019**, **WES7700-2:2019**, **WES7700-3:2019** により実施することとした。
- 3) 溶接士及び溶接の施工管理の資格は、施工基準の中で国内規格である **WES 8103** の有資格者が実施すること。

k) 溶接補修後の耐圧試験 (A.4.3.8 の e)

- 1) 耐圧試験が免除される溶接補修について, その条件が明確に規定されている **ASME PCC-2: 2022** の基準を参考に設定した。
- 2) 耐圧試験時の安全措置の要件を規定した。

l) 安全装置の検査周期 (A.6.2)

- 1) 安全装置の検査周期を **API 570:2016** の基準を参考に設定した。ただし、日本の連続運転期間を踏襲し、**API** の基準の 5 年を 4 年、10 年を 8 年に変更した。

日本溶接協会規格

WES 9801 特定認定高度保安実施者による保安検査基準
(コンビナート等保安規則関係)

令和 6 年 7 月 1 日 第 1 刷発行

編 集 一般社団法人日本溶接協会 規格委員会

発行人 水沼 渉

発行所 一般社団法人 日 本 溶 接 協 会

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20

<http://www.jwes.or.jp>

WES

特定認定高度保安実施者による
保安検査基準
(コンビナート等保安規則関係)

Safety inspection standards by Specifically Certified
Advanced Safety Implementer

WES 9801 : 2024

令和 6 年〇月〇日 改正

一般社団法人 日本溶接協会

The Japan Welding Engineering Society

WES 9801 [特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）]

原案作成委員会 構成表

	氏 名	所 属
(委 員 長)	南 二 三 吉	大阪大学
(副委員長)	小 川 武 史	青山学院大学
(委 員)	保 坂 由 文	神奈川県庁
〃	増 子 敏 昭	ENEOS 株式会社
〃	萩 誠	コスモ石油株式会社
〃	小 倉 剛	出光興産株式会社
〃	多 田 年 孝	日本製鋼所 M&E 株式会社
〃	松 久 弘 典	非破壊検査株式会社
〃	隆 賢 治	株式会社 IHI プラント
〃	岡 村 博 行	徳機株式会社
〃	高 橋 淳	日揮グローバル株式会社
〃	中 野 正 大	株式会社高田工業所
(事 務 局)	佐 古 浩 昭	一般社団法人日本溶接協会

原案作成委員会 分科会 構成表

	氏 名	所 属
(主 査)	増 子 敏 昭	ENEOS 株式会社
(委 員)	福 田 健 彦	ENEOS 株式会社
〃	吉 井 清 英	コスモ石油株式会社
〃	鈴 木 晴 記	コスモ石油株式会社
〃	服 部 龍 明	昭和四日市石油株式会社
〃	小 倉 剛	出光興産株式会社
〃	鈴 木 哲 平	出光興産株式会社
〃	高 橋 淳	日揮グローバル株式会社
〃	大 原 良 友	大原技術士事務所
(事 務 局)	佐 古 浩 昭	一般社団法人日本溶接協会

制定年月日 : 令和 6 年 7 月 1 日

原案作成委員会 : 一般社団法人日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会（部会長 石崎 陽一）

規格原案作成委員会（委員長 南 二三吉）

審議委員会 : 一般社団法人日本溶接協会 規格委員会（委員長 山根 敏）

この規格についてのご意見又はご質問は、**附属書 B 参照**又は一般社団法人日本溶接協会 業務部（〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20）にご連絡ください。

なお、WES は、少なくとも 5 年を経過する日までに一般社団法人日本溶接協会 規格委員会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
3.1 法令用語	2
3.2 検査用語	5
4 資格	8
5 保安検査の方法	8
5.1 一般	8
5.2 経済産業大臣が認めた保安検査の方法	9
5.3 特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が設定した保安検査の方法	9
5.4 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備の保安検査の方法	9
5.5 使用を中止している製造設備の保安検査の方法	9
6 技術上の基準条項と対応する検査項目の該当箇所	9
附属書 A（規定）保安検査の方法	12
A.1 警戒標等	12
A.2 保安距離・施設レイアウト等	12
A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等	12
A.4 ガス設備（導管を除く。）	12
A.4.1 ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の気密構造	12
A.4.2 ガス設備に使用する材料	12
A.4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度	12
A.4.3.1 一般	12
A.4.3.2 肉厚測定	13
A.4.3.3 内部の検査	14
A.4.3.4 外部の検査	15
A.4.3.5 耐圧性能及び強度の検査の代替方法	15
~~A.4.3.6 耐圧試験~~	16
A.4.3.7 減肉速度の設定	17
A.4.3.8 余寿命の算定	17
A.4.3.9 溶接補修	17
A.4.4 高圧ガス設備の気密性能	18
A.4.4.1 気密性能の確認を必要としない高圧ガス設備	18
A.4.4.2 気密試験の方法	18
A.4.4.3 高圧ガス設備を開放した場合の気密試験	18

A.4.4.4 高圧ガス設備を開放しない場合の気密試験	18
A.5 計装・電気設備	18
A.6 保安・防災設備	18
A.7 導管	19
A.7.1 コンビナート製造事業所間の導管以外の導管（9 条導管）	19
A.7.1.1 設置場所	19
A.7.1.2 地盤面上・下の導管の設置及び標識	19
A.7.1.3 水中設置	19
A.7.1.4 耐圧性能及び強度	19
A.7.1.5 気密性能	20
A.7.1.6 腐食防止措置及び応力吸収措置	20
A.7.1.7 温度上昇防止措置	20
A.7.1.8 圧力上昇防止措置	20
A.7.1.9 水分除去措置	20
A.7.1.10 通報措置	21
A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管（10 条導管）	21
A.8 その他	21
附属書 B（参考）解釈の問い合わせ	23
解説	24

まえがき

この規格は、一般社団法人日本溶接協会（以下、協会という。）の定款及び諸規定に基づいて規格式案が作成され、パブリックコメント公募を経て規格委員会の審議及び理事会によって承認された日本溶接協会規格（WES）である。

当協会は、この規格に関する説明責任を有するが、この規格に基づいて使用又は保有したことから生じるあらゆる経済的損害、損失を含め、一切の間接的、付随的、また結果的損失、損害についての責任を負わない。また、この規格に関連して主張される特許権及び著作権などの知的財産権の有効性を判断する責任も、それらの利用によって生じた知的財産権の侵害に係る損害賠償請求に応ずる責任ももたない。そうした責任は、全てこの規格の利用者にある。

この規格の内容の一部又は全部を他書に転載する場合には、当協会の許諾を得るか、又はこの規格からの転載であることを明示のこと。このような処置がとられないと、著作権及び出版権の侵害となり得る。

白 紙

日 本 溶 接 協 会 規 格

特定認定高度保安実施者による保安検査基準
(コンビナート等保安規則関係)

Safety inspection standards by Specifically Certified Advanced Safety
Implementer

序文

この規格は、一般社団法人日本溶接協会（以下、JWES という。）が特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が行う“高圧ガス保安法（昭和 26.6.7 法律第 204 号）（以下、法という。）”第 35 条に定められた保安検査を行うための規格として、**KHKS 0850-3:2017** を基に国際的に広く活用されている米国石油協会（American Petroleum Institute, **API**）規格及び米国機械学会（American Society of Mechanical Engineers, **ASME**）規格の維持管理手法を取り入れ制定した。

1 適用範囲

この規格は、“コンビナート等保安規則（昭和 61.12.13 通商産業省令第 88 号）（以下、コンビ則という。）”で規定された技術上の基準への適合状況を確認するための検査項目及び検査方法について規定する。

この規格は、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が行うコンビ則の適用を受ける製造設備のうち、コンビ則第 34 条第 1 項に規定する特定施設に係る法第 35 条で規定する保安検査に適用する。

ただし、次の **a)** 及び **b)** の設備は対象外とする。

- a)** コンビ則の適用を受ける製造設備のうち、コンビ則第 2 条第 1 項第 9 号の 2 の液化石油ガス岩盤貯槽を有する岩盤備蓄基地、同第 14 号の特定液化石油ガススタンド、同第 15 号の圧縮天然ガススタンド、同第 15 号の 2 の液化天然ガススタンド、同第 15 号の 3 の圧縮水素スタンド、液化天然ガス受入基地（**KHK/KLK S 0850-7** の適用範囲のもの）及びコールド・エバポレータ
- b)** コンビ則の経過措置によって、“一般高圧ガス保安規則（昭和 41.5.25 通商産業省令第 53 号）”又は“液化石油ガス保安規則（昭和 41.5.25 通商産業省令第 52 号）”に規定する技術上の基準を適用する製造設備

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）

を適用する。

JIS B 0190 圧力容器の構造に関する共通用語

JIS Z 2300 非破壊試験用語

JIS Z 2330 非破壊試験－漏れ試験方法の種類及びその選択

JIS Z 3001-1 溶接用語－第 1 部：一般

KHKS 0850-3:2017 保安検査基準 [コンビナート等保安規則関係 (スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。)]

WES 2820:2015 圧力設備の供用適性評価方法-減肉評価

WES 7700-1:2019 圧力設備の溶接補修 第 1 部：一般

WES 7700-2:2019 圧力設備の溶接補修 第 2 部：きず除去と肉盛溶接補修

WES 7700-3:2019 圧力設備の溶接補修 第 3 部：窓形溶接補修

WES 8103 溶接管理技術者認証基準

WES 9802:2024 圧力設備の維持管理基準

API 510:2022, Pressure Vessel Inspection Code: In-Service Inspection, Rating, Repair, and Alteration

API 521:2020, Pressure-relieving and Depressuring Systems

API 570:2016, Piping Inspection Code: In-Service Inspection, Rating, Repair, and Alteration of Piping Systems, Addendum 1:2017, Addendum 2:2018, Errata 1:2018

API 579-1/ASME FFS-1:2021, Fitness-For-Service

API RP 571:2020, Damage Mechanisms Affecting Fixed Equipment in the Refining Industry

ASME PCC-2: 2022, Repair of Pressure Equipment and Piping

注記 **API 510:2022**, **API 570:2016** 及び **ASME PCC-2: 2022** には, **API** 又は **ASME** が承認し, 規定の理解に参考となる日本語翻訳版が発行されている。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は, 次によるほか, **JIS B 0190**, **JIS Z 2300** 及び **JIS Z 3001-1** による。

3.1 法令用語

3.1.1

特定認定高度保安実施者

認定高度保安実施者で, “高圧ガス保安法施行令 (平成 9.2.19 政令第 20 号) (以下, 令という。)” 第 10 条の 2 のただし書きに規定する経済産業大臣の認定に定める基準に適合していると経済産業大臣に認定された者

(出典: 令第 10 条の 2)

3.1.2

認定高度保安実施者

法第 39 条の 13 に基づき, 高度な保安を確保することが可能な者として経済産業大臣に認定された者

(出典: 法第 39 条の 13)

3.1.3

特定認定事業者

認定完成検査実施者（**3.1.4**）又は認定保安検査実施者（**3.1.5**）で、令第 10 条のただし書きに規定する経済産業大臣の認定に定める基準に適合していると経済産業大臣に認定された者

（出典：令第 10 条）

3.1.4**認定完成検査実施者**

法第 20 条第 3 項第 2 号に基づき、製造のための施設又は第一種貯蔵所に係る特定変更工事が完成した時に、法第 8 条第 1 号又は法第 16 条第 2 項の技術上の基準に適合しているか否かについての検査を自ら行うことが可能な者として経済産業大臣に認定された者

（出典：法第 20 条第 3 項第 2 号）

3.1.5**認定保安検査実施者**

法第 35 条第 1 項第 2 号に基づき、特定施設が法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合しているか否かについて、運転を停止することなく自ら保安検査を行うことが可能な者、又は運転を停止して自ら保安検査を行うことが可能な者として経済産業大臣に認定された者

（出典：法第 35 条第 1 項第 2 号）

3.1.6**検査項目**

技術上の基準に適合していることを確認するために、技術上の基準の各条項に対し必要となる検査の区分

3.1.7**気密構造**

（コンビ則における技術上の基準の）内圧のある状態においてガスが漏えいしない構造

（出典：コンビ則第 5 条第 1 項第 15 号）

3.1.8**耐圧性能**

（コンビ則における技術上の基準の）水又はその他の安全な液体を使用して行う耐圧試験、又は経済産業大臣がこれらと同等以上と認める試験に合格する性能

（出典：コンビ則第 5 条第 1 項第 17 号）

3.1.9**強度**

（コンビ則における技術上の基準の）常用の圧力（**3.1.22**）又は常用の温度（**3.1.23**）において発生する最大応力に対し、設備の形状、寸法、材料の許容応力、溶接継手の効率などに応じて必要となる材料特性

（出典：コンビ則第 5 条第 1 項第 19 号）

3.1.10**気密性能**

（コンビ則における技術上の基準の）常用の圧力（**3.1.22**）以上の圧力で行う気密試験、又は経済産業大臣がこれと同等以上と認める試験に合格する性能

（出典：コンビ則第 5 条第 1 項第 18 号）

3.1.11**警戒標**

法の適用を受ける事業所が外部の者に知らせるべき事項を記載した標識

3.1.12**保安距離**

コンビ則における技術上の基準に基づき、製造施設と保安対象物との間に確保すべき距離

(出典：コンビ則第 5 条第 1 項第 2 号～第 8 号)

3.1.13**コンビナート製造事業所**

コンビナート地域内にある製造事業所 (**3.1.14**) (専ら燃料の用に供する目的で高圧ガスを製造、又は専ら高圧ガスを容器に充填する事業所であって、貯蔵能力が 2 000 m³ 又は 20 t 以上の可燃性ガスの貯槽を設置していない事業所、及び専ら不活性ガス及び空気の製造をする事業所を除く。)

(出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 22 号イ)

3.1.14**製造事業所**

処理能力が 100 m³ (不活性ガス又は空気にあつては 300 m³) 以上の処理設備を有する製造設備

(**3.1.15**) を使用して高圧ガスを製造する事業所

(出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 20 号)

3.1.15**製造設備**

高圧ガス製造のための設備 (地盤面に対して移動することが可能なものを除く。)

(出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 13 号)

3.1.16**ガス設備**

製造設備 (**3.1.15**) (製造に係る導管を除く。) のうち、製造する高圧ガスのガス (その原料となるガスを含む。) が通る部分にある設備

(出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 16 号)

3.1.17**高圧ガス設備**

ガス設備 (**3.1.16**) のうち、高圧ガスが通る部分にある設備

(出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 17 号)

3.1.18**特定設備**

高圧ガス製造 (製造に係る貯蔵を含む。) のための設備のうち、高圧ガスの爆発又はその他の災害の発生を防止するために、設計の検査、材料の品質の検査、又は製造中の検査を行うことが特に必要なものとして特定設備検査規則 (昭和 51.2.17 通商産業省令第 4 号) で定められた設備

(出典：法第 56 条の 3 第 1 項)

3.1.19

導管

高圧ガスを製造事業所外に輸送する管，又は製造事業所外から受け入れるために使用する管

3.1.20**9 条導管**

導管のうち，コンビ則第 9 条の技術上の基準が適用される管

注釈 1 コンビナート製造事業所間でない導管（**3.1.19**），及びコンビナート製造事業所（**3.1.13**）に接続する他の製造事業所（**3.1.14**）又は道路を通過する部分の総延長が 100 m 未満の導管（**3.1.19**）

（出典：コンビ則第 9 条第 1 号）

3.1.21**10 条導管**

導管（**3.1.19**）のうち，コンビ則第 10 条の技術上の基準が適用される管

注釈 1 コンビナート製造事業所間の導管（**3.1.19**）

（出典：コンビ則第 10 条第 1 号）

3.1.22**常用の圧力**

通常の使用状態において当該設備に作用する圧力

注釈 1 圧力が変動する場合にあっては，その変動範囲のうち最高の圧力をいう。

（出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 9 号）

3.1.23**常用の温度**

通常の使用状態において当該設備に作用する温度

注釈 1 温度が変動する場合にあっては，その変動範囲のうち最高の温度をいう。

〔出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 10 号〔“高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和 5.12.21 施行 20231212 保局第 1 号）” 第 2 条関係〕〕

3.1.24**CBM 認定**

高圧ガス設備（**3.1.17**）の長期開放検査周期設定の評価体制が整備されている旨の経済産業大臣の認定

注釈 1 CBM（Condition Based Maintenance）は，設備の劣化傾向を連続的又は定期的に監視，把握しながら設備の寿命などを予測し，次の整備時期を決める保全方式である。

〔出典：“認定高度保安実施者の認定について（令和 5.12.21 施行 20231213 保局第 1 号）” 第 11 項〕

3.2 検査用語**3.2.1****圧力設備**

圧力容器，配管系（**3.2.3**），加熱炉管，タンク，動機器（**3.2.2**）の耐圧部などから構成される設備

注釈 1 圧力容器には，例えば熱交換器，反応器，塔，槽などを含む。

注釈 2 動機器には，例えばポンプ，圧縮機などの回転機械の機器本体を含み，スナッパ，配管などの附属機器は含まない。

3.2.2

動機器

ポンプ，圧縮機などの回転機械

注釈 1 回転機械とは，ケーシング，シリンダ，ノズルなどの機器本体で，連結されたスナッパ，配管，小型容器などの附属機器は含まない。

3.2.3

配管系

通常，ほぼ同じ成分のプロセス流体，及び／又は使用条件にさらされ，連結された配管の集合系統

注釈 1 配管系には，直管部及びエルボ継手，T 継手，ボス継手などの継手部及び配管附属品 [弁（圧力容器に直結された弁類を含む。），ノズル，ストレーナ，フィルタなどであって特定設備 (3.1.18) に該当しないもの。] 並びにローディングアームなどが含まれる。

注釈 2 配管サポート部材（スプリング，ハンガ，ガイドなど）も含まれるが，架構，垂直ビーム，水平ビーム，基礎などの支持構造物 (3.2.101) は含まれない。

（出典：API 570:2016 の一部を変更）

3.2.4

同一又は同様の運転環境

2 基以上の圧力容器が並列，同等又は同一の運転環境に設置され，これらのプロセス及び環境条件が 4 年以上数年間にわたり一致しており，損傷要因及び損傷速度が同等と評価される運転環境

注釈 1 並列の運転環境とは，類似点及び明らかな類似性をもって，同等の構成で並列に接続されたプロセス又はプロセスの一部をいう。

注釈 2 同一の運転環境とは，構成，プロセス，運転範囲，材料，環境条件が全て同じであり，予期される劣化特性が同じであるものをいう。

（出典：API 510:2022）

3.2.45

フレキシブルチューブ

屈曲運動，振動などを吸収するため，波形に加工した管（ベローズ）又はら（螺）旋形に加工した管（スパイラル）と固定式管継手とが一組になっているものであって，管を所定の長さに保持するためと，管の内圧力に対する耐圧力強度保持のためのワイヤ又は帯状板を編組みしたブレードを取り付けたもの

（出典：KHKS 0805 の箇条 3）

3.2.56

ベローズ形伸縮管継手

軸方向，軸曲げ，軸直角方向などの変位を，一つ以上のベローズの伸縮及び屈曲によって吸収する管継手

（出典：KHKS 0804 の箇条 3）

3.2.67

プレートライニング

圧力容器の内側に内部流体による腐食及び劣化損傷 (3.2.134) から保護する目的で，溶接される金属板

注釈 1 ストリップライニングともいう。

3.2.78

ライニング

圧力容器と一体的に結合されていない保護層を示し、プレートライニング (3.2.67)、コンクリートライニング、ゴムライニングなどの総称

3.2.89

被覆材

設備などの温度保持、環境遮断及び保護を目的とした保温材、保冷材、火傷防止、モルタル、耐火材（耐火被覆）、断熱材などの被覆材料

3.2.910

塗覆

塗覆装

金属材料の防食の一種で、環境と材料との絶縁目的で材料表面に有機質の皮膜材料を施したもの

注釈 1 皮膜材料は、古くはアスファルトやコールタールエナメル、近年はポリエチレンや塩化ビニル、ポリウレタンなどが使われている。

3.2.101

支持構造物

ハンガ、サポート、ラグ、スカート、レグ、サドルなどの設備などを支持又は保持するための構造物

（出典：JPI 8S-1 の箇条 3）

3.2.142

分解点検及び整備のための開放時期

摺動部の消耗品の分解点検及び整備のために計画的に行う開放検査時期

注釈 1 開放検査時期は、製造者が定める消耗品の推奨交換時期、又は運転時間及び状況、日常点検結果、過去の分解点検実績などを参考に決定する。

3.2.123

損傷要因

石油精製設備、石油化学設備などで発生し、減肉、きず、欠陥の原因となって圧力設備 (3.2.1) の健全性に影響を及ぼす可能性のある化学的又は機械的な材料の劣化因子

注釈 1 その具体的な項目は API RP 571:2020 などによる。

（出典：API 570:2016）

3.2.134

劣化損傷

流体及び材料の組合せ、使用条件などによって発生する割れ、材質変化であり、損傷要因 (3.2.123) のうち減肉以外のもの

3.2.145

環境助長割れ

引張応力とともに環境との相互作用が原因で発生する材料の割れ

注釈 1 延性的な材料でも顕著な塑性変形を伴うことなく破壊に至る場合がある。特に指定のない限り、API RP 571:2020 による損傷要因 (3.2.123) のうち、塩化物応力腐食割れ、腐食疲労、アルカリ応力腐食割れ、アンモニア応力腐食割れ、液体金属脆化、水素脆化、エタノール応力腐食割れ、硫酸塩応力腐食割れ、ポリチオン酸応力腐食割れ、アミン応力腐食割れ、湿潤硫化水素損傷、

ニッケル合金のフッ酸応力腐食割れ、カーボネイト応力腐食割れ、及びフッ酸中の水素応力割れを含む応力腐食割れを指す。

(出典：NACE/ASTM G193 の一部を変更)

3.2.1~~56~~

水素損傷

水素の作用によって金属材料に発生する割れなどの損傷

注釈 1 特に指定のない限り、API RP 571:2020 による損傷要因 (3.2.1~~23~~) のうち、湿潤硫化水素損傷、高温水素侵食、水素脆化及びフッ酸中の水素応力割れを指す。

3.2.1~~67~~

供用適性評価

圧力設備 (3.2.1) の継続的な使用のための健全性判断に用いる減肉、及び／又は劣化損傷 (3.2.1~~34~~) を評価する工学的な手法

注釈 1 例えば API 579-1/ASME FFS:2021, 又は WES 2820:2015 に従って評価を行う。

(出典：API 510:2022 の一部を変更)

3.2.18

リスクアセスメント

リスク特定、リスク分析、及びリスク評価のプロセス全体をいい、リスク特定の技法は、JIS Q 31010 による。

(出展：JIS Q 0073)

3.2.1~~79~~

防食管理

腐食又は劣化損傷の防止及び抑制を目的とした処置及び性能確保のために行う全ての活動

(出典：JPI 8S-1 の 4.6)

3.2.~~18~~20

運転環境変更

運転圧力、運転温度の変更のほか、内部流体の変更など損傷要因 (3.2.1~~23~~) の見直しが必要となる変更

(出典：API 510:2022 の一部を変更)

3.2.~~19~~21

硬化肉盛溶接

摩耗に耐えるように、母材表面へ硬い金属層を溶着させる溶接

(出典：JIS Z 3001-1 の 11806)

3.2.2~~02~~

ストレングス溶接

チューブ長手方向の負荷に耐えるよう強度設計をされた熱交換器の伝熱管及び管板をつなぐ溶接

3.2.2~~13~~

溶接補修

劣化損傷 (3.2.1~~34~~) が発生することによって強度 (3.1.9) が低下し、継続して供用が困難と判断する場合に、溶接による回復処置を行うことによって安全に使用可能な状態にする作業

(出典：WES 7700-1:2019 の 3.8)

4 資格

この規格を使用する者は、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者として認定を受けた者でなければならない。

また、この規格では API 及び ASME 規格などの海外規格、及び国内規格などを参考にして制定しており、これら規格の活用、及びその技術的根拠は WES 9802:2024 に定めている。よって、この規格を使用する者は、業界団体などが主催する WES 9802:2024 に基づいた圧力設備の維持管理に関する事例の共有、教育活動、及び技術改善活動に参加し、これら規格の理解を深めなければならない。

5 保安検査の方法

5.1 一般

保安検査の方法は、**附属書 A** による。ただし、**5.2～5.5** に示す検査方法も使用してよい。

なお、この規格では圧力設備の維持管理に関する技術的な事項について、API 510:2022 及び API 570:2016 をはじめとする海外規格、及び国内規格を引用しており、これら規格の活用、及びその技術的な内容は WES 9802:2024 による。

5.2 経済産業大臣が認めた保安検査の方法

コンビ則第 37 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 49 条の 7 の 13 第 5 項第 1 号、第 54 条などの関係条項の規定によって、経済産業大臣が認めた保安検査方法に基づき実施してもよい。

5.3 特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が設定した保安検査の方法

コンビ則第 37 条第 2 項第 2 号又は第 49 条の 7 の 13 第 5 項第 2 号の規定により、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が設定した保安検査方法に基づき実施してもよい。

5.4 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備の保安検査の方法

コンビ則第 5 条第 1 項ただし書きの規定によって、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることが可能な製造設備の冷却の用に供する冷凍設備については、KHKS 0850-4:2017 に基づき検査を実施してもよい。

5.5 使用を中止している製造設備の保安検査の方法

使用を中止している製造設備（休止設備を除く。）については、窒素などの不活性ガスで保管している場合には保圧圧力が低下していないこと、高圧ガス流体を排出した状態で保管している場合にはその保管状態において内部流体の漏えいがないことを確認するとともに、その設備に該当する検査項目に対対象設備に損傷などの異常がないことを目視にて確認することで、各検査項目の保安検査に代替してもよい。この場合、設備の使用を再開する際に、該当する検査項目の検査を実施する。

6 技術上の基準条項と対応する検査項目の該当箇所

コンビ則の技術上の基準条項に対応する検査項目の一覧を**表 1**に示す。

コンビ則第 5 条第 1 項の適用を受ける製造設備の検査項目は、**A.1**～**A.6**、同第 9 条及び第 10 条の導管の検査項目は、**A.7**、同第 11 条第 2 項のコンビナート製造事業所の検査項目は、**A.8**による。

表 1ーコンビ則技術上の基準条項と対応する検査項目

コンビ則技術上の基準条項	検査項目
第 5 条第 1 項第 1 号（境界線・警戒標）	A.1 警戒標等
第 5 条第 1 項第 2 号～第 8 号（保安距離）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 9 号（区分・面積）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 10 号（高圧ガス設備の位置・燃焼熱量数値）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 11 号～第 13 号（設備間距離）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 14 号（火気取扱施設までの距離）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 15 号（ガス設備（高圧ガス設備を除く）の気密構造）	A.4.1 ガス設備（高圧ガス設備を除く）の気密構造
第 5 条第 1 項第 16 号（ガス設備に使用する材料）	A.4.2 ガス設備に使用する材料
第 5 条第 1 項第 17 号，第 19 号（高圧ガス設備の耐圧性能及び強度）	A.4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度

表 1ーコンビ則技術上の基準条項と対応する検査項目（続き）

コンビ則技術上の基準条項	検査項目
第 5 条第 1 項第 18 号（高圧ガス設備の気密性能）	A.4.4 高圧ガス設備の気密性能
第 5 条第 1 項第 20 号（温度計，常用の温度の範囲に戻す措置）	A.5 計装・電気設備
	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 21 号（圧力計，安全装置）	A.5 計装・電気設備
	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 22 号（安全弁の放出管）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 23 号（基礎）	A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等
第 5 条第 1 項第 24 号（耐震設計構造）	A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等
第 5 条第 1 項第 25 号（内部反応監視装置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 26 号（危険状態防止措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 27 号（緊急遮断装置（特殊反応設備等））	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 28 号（緊急移送設備）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 29 号（可燃性ガスの貯槽であることが容易にわかる措置）	A.1 警戒標等
第 5 条第 1 項第 30 号（削除）	—
第 5 条第 1 項第 31 号，第 32 号（貯槽の温度上昇防止措置及び貯槽の耐熱・冷却措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 33 号（液面計等）	A.5 計装・電気設備
第 5 条第 1 項第 34 号（負圧防止措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 35 号（液化ガスの流出防止措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 36 号（防液堤内の設備設置規制）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 37 号（—）	—
第 5 条第 1 項第 38，第 39 号（埋設貯槽）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 40 号（不活性ガス置換構造）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 41 号（毒性ガス配管等の接合）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 42 号（毒性ガス配管の二重管等）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 43 号（貯槽の配管に設けたバルブ）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 44 号（緊急遮断装置（貯槽配管））	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 45 号（バルブ等の操作に係る適切な措置）	A.1 警戒標等
第 5 条第 1 項第 46 号（除外のための措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 47 号（静電気除去措置）	A.5 計装・電気設備
第 5 条第 1 項第 48 号（電気設備の防爆構造）	A.5 計装・電気設備

第5条第1項第49号（インターロック機構）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第50号（保安電力等）	A.5 計装・電気設備
第5条第1項第51号（滞留しない構造）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第5条第1項第52号（毒性ガスの識別措置・危険標識）	A.1 警戒標等
第5条第1項第53号（ガス漏えい検知警報設備）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第54号（防消火設備）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第55号，第56号（ベントスタック，フレアースタック）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第57号（削除）	—
第5条第1項第58号（アセチレン容器の破裂板防止）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第58号の2（車両に固定した三フッ化窒素容器等の破裂防止措置）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第59号，第60号（圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充てん場所等の障壁）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第61号（計器室）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第5条第1項第62号（保安用不活性ガス）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第63号（通報措置）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第64号（貯槽の沈下測定状況）	A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等
第5条第1項第65号イ（境界線・警戒標）	A.1 警戒標等

表1—コンビ則技術上の基準条項と対応する検査項目（続き）

コンビ則技術上の基準条項	検査項目
第5条第1項第65号ロ（一）	—
第5条第1項第65号ハ，ニ，ホ（保安距離）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第5条第1項第65号ヘ（直射日光を遮るための措置）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第5条第1項第65号ト（滞留しない構造）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第5条第1項第65号チ（ジシラン等の自然発火に対し安全な構造）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第5条第1項第65号リ（除外のための措置）	A.6 保安・防災設備
第5条第1項第65号ヌ（二階建容器置場構造）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第5条第1項第65号ル（防消火設備）	A.6 保安・防災設備
第9条第1号，第10条第1号（設置場所）	A.7.1.1 設置場所
第9条第2号，第3号（地盤面上・下の導管の設置及び標識）	A.7.1.2 地盤面上・下の導管の設置及び標識
第9条第4号，第10条第1号（水中設置）	A.7.1.3 水中設置
第9条第5号，第10条第1号（耐圧性能及び強度，気密性能）	A.7.1.4 耐圧性能及び強度
	A.7.1.5 気密性能
第9条第6号，第10条第1号（耐圧性能及び強度）	A.7.1.4 耐圧性能及び強度
第9条第7号（腐食防止措置及び応力吸収措置）	A.7.1.6 腐食防止措置及び応力吸収措置
第9条第8号，第10条第1号（温度上昇防止措置）	A.7.1.7 温度上昇防止措置
第9条第9号，第10条第1号（圧力上昇防止措置）	A.7.1.8 圧力上昇防止措置
第9条第10号，第10条第1号（水分除去措置）	A.7.1.9 水分除去措置
第9条第11号（通報措置）	A.7.1.10 通報措置
第10条第2号（標識）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第3号（腐食防止措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第4号（材料）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第5号（構造）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第6号（伸縮を吸収する措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第7号，第8号（接合及びフランジ接合部の点検可能措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第9号（溶接）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第10号～第23号（設置状況の確認）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第24号（漏えいガス拡散防止措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第10条第25号，第29号（ガス漏えい検知警報設備（二重管部分を含む。））	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管

第 10 条第 26 号（運転状態を監視する措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 27 号（異常事態が発生した場合の警報措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 28 号（安全制御装置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 30 号（緊急遮断装置等）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 31 号（内容物除去措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 32 号（感震装置等）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 33 号（保安用接地等）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 34 号～第 36 号（絶縁）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 37 号（落雷による影響回避措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 38 号（保安電力）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 39 号（巡回監視車等）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 11 条第 2 項（コンビナート製造者の連絡用直通電話）	A.8 その他

附属書 A (規定) 保安検査の方法

A.1 警戒標等

事業所の境界線，警戒標及び容器置場の警戒標などに係る検査は，**KHKS 0850-3:2017** の II の **箇条 1**（警戒標等）による。

A.2 保安距離・施設レイアウト等

保安距離，施設レイアウトなどに係る検査は，**KHKS 0850-3:2017** の II の **箇条 2**（保安距離・施設レイアウト等）による。

A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等

高圧ガス設備の基礎，耐震設計構造などに係る検査は，**KHKS 0850-3:2017** の II の **箇条 3**（高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等）による。

A.4 ガス設備（導管を除く。）

A.4.1 ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の気密構造

可燃性ガス，毒性ガス及び酸素のガス設備（高圧ガス設備及び空気取入口を除く。）については，**JIS Z 2330** が規定する漏れ試験方法（発泡漏れ試験，圧力変化による漏れ試験など），ガス漏えい検知器による方法又はガス漏れ検知用赤外線（OGI）カメラによる方法のうち，設備の状況，検査条件などを考慮した最適な試験方法（必要に応じ，試験方法を組み合わせる。）を採用し，当該ガス設備の運転状態の圧力で，運転状態のガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を 1 年に 1 回実施し，漏えいがないことを確認する。なお，危険性のない気体を用いる場合，**A.4.4.3.3** の段階法による気密試験を適用してもよい。~~1 年に 1 回，運転状態又は運転を停止した状態において，運転圧力以上の圧力で気密試験を実施し，漏えいがないことを確認する。漏えいがないことを確認する方法は，**JIS Z 2330** が規定する漏れ試験方法（発泡漏れ試験，圧力変化による漏れ試験など），ガス漏えい検知器，又はガス漏れ検知用赤外線（OGI）カメラのいずれかの方法による。~~

A.4.2 ガス設備に使用する材料

ガス設備に使用されている材料に係る検査は，**KHKS 0850-3:2017** の II の **4.2**（ガス設備の使用材料）による。

A.4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度

A.4.3.1 一般

高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は，次の a)～c)の要件を満たし，**A.4.3.2**，**A.4.3.3** 及び **A.4.3.4**，又は **A.4.3.5** に示した方法により，耐圧性能及び強度を満足することを確認する。

- a) 高圧ガス設備の減肉、劣化損傷などの損傷要因を整理把握する。なお、損傷要因の種類及び発生条件などは **API RP 571:2020** による。
- b) 検査の実施者は、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が個別に定めた資格を有している。
- c) 配管は、配管附属品を含めた相互に連結された配管系に分類し、配管系ごとに検査する。

なお、次に示す設備は、**A.4.3** の対象外とする。

- ・ 二重殻構造の貯槽
- ・ メンブレン式貯槽
- ・ エチレンプラントの低温又は超低温アルミ熱交換器
- ・ 空気液化分離装置のコールドボックス内機器
- ・ 外部が不活性な断熱材で覆われ、窒素などの不活性ガスにてシールされている高圧ガス設備、又はこれと同等（例えば真空断熱）の高圧ガス設備であって、当該高圧ガスなどによる化学作用によって変化しない材料を使用している機器

A.4.3.2 肉厚測定

肉厚測定は、次の **a)～c)**による。

- a) 高圧ガス設備が強度上十分な肉厚を有していることを確認するため、**表 A.1** に示す周期で肉厚測定を行う。ただし、余寿命が 4 年未満の場合には、次のうち短い方による。
 - 余寿命と同じ期間
 - 2 年

表 A.1—高圧ガス設備の肉厚測定の周期

設備の種類	周 期
配管系を除く高圧ガス設備	余寿命 ^{a)} の 50 % 又は 4 年の短い方の期間以内
配管系	余寿命 ^{a)} の 50 % 又は 4 年の短い方の期間以内
注 ^{a)} A.4.3.76 で定義する減肉速度を用いて、 A.4.3.87 によって算定する。	

- b) 次の **1)**、**2)**及び**3)**に示す設備の検査周期については、**表 A.1** によらず各項による。
 - 1) 過去の実績、経験などによって内部の減肉のおそれがないと判断可能な動機器については、分解点検及び整備のための開放時期の目視検査で異常が認められたときに肉厚測定を行う。
 - 2) 腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備については、外部の目視検査で減肉が認められたときに肉厚測定を行う。ただし、フレキシブルチューブ、ベローズ形伸縮管継手及びエロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。

注記 腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備とは、次に掲げる設備で、不純物、水分の混入などによる腐食及びエロージョン、又は劣化損傷が生じないよう管理している設備をいう。

 - ・ 液化石油ガス受入基地の低温の液化石油ガス設備
 - ・ 液化天然ガス受入基地の高圧ガス設備
 - ・ 腐食性のない不活性ガス設備
 - ・ フレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手
 - 3) 砂詰め方式の地下埋設貯槽については、**KHKS 0850-3:2017** の **4.3.4** の **a)の 3)**による。
- c) フレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手のうち、構造、材質などによって肉厚測定の実施が困難なものについては、同様の腐食環境の配管系などで腐食による異常が生じていないことを確認した場合、肉厚測定は不要とする。

ただし、エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。

注記 肉厚測定の実施が困難なフレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手の例として、ブレードで覆われた薄肉のベローズ部を有するもの、ゴム、樹脂、金属などによる多層構造のものなどがある。

A.4.3.3 内部の検査

A.4.3.3.1 内部の目視検査

内部の目視検査は、次の a)～d)による。

- a) 内部の目視検査は、直接目視又はファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡などの検査器具類、又はこれらを組み合わせて行う。
ただし、腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備は、内部の目視検査は不要とする。
- b) 内部の目視検査の周期は、表 A.2 による。
ただし、余寿命が 4 年未満の場合には、次のうち短い方による。
 - 余寿命と同じ期間
 - 2 年

表 A.2—高圧ガス設備の内部の目視検査の周期

設備の種類	周 期
配管系を除く高圧ガス設備	余寿命 ^{a)} の 50 %又は 12 年の短い方の期間以内、シェル&チューブ式熱交換器のチューブは、余寿命 ^{a)} の 80 %又は 12 年の短い期間以内
配管系	余寿命 ^{a)} の 50 %又は 4 年の短い方の期間以内
注 ^{a)} A.4.3.76 によって算定した減肉速度を用いて、A.4.3.87 によって算定する。	

- c) 次の 1)及び 2)に示す設備の検査周期については、表 A.2 によらず 1)及び 2)による。
 - 1) CBM 認定を取得している設備は、その認定に基づき、12 年超えの検査周期を設定してもよい。
 - 2) 動機器は、分解点検及び整備のための開放時期に行う。
- d) 余寿命は、A.4.3.76 で定義する減肉速度を用いて、A.4.3.87 により算定する。~~なお、溶接補修、更新を行った設備及び新設した設備の周期は、それぞれ A.4.3.7.2 及び A.4.3.7.3 の方法による減肉速度を用いて、A.4.3.8 により算定する。~~

A.4.3.3.2 内部の非破壊検査

内部の非破壊検査は、次の a)～c)による。

- a) 減肉以外の損傷要因のある設備に対しては、非破壊検査（磁気探傷試験、浸透探傷試験、超音波探傷試験、放射線透過試験、渦電流探傷試験など）を、次の 1)又は 2)の短い方の期間で行う。ただし、動機器は、次の 1)及び 2)によらず、分解点検及び整備のための開放時期に行う。
 - 1) 対象の劣化損傷と使用環境から API RP 571:2020 などを参考に設定した期間
 - 2) A.4.3.3.1 の b)に定める期間
- b) 非破壊検査方法は、劣化損傷に対して適切なものを用いる。
- c) 非破壊検査箇所は、使用環境、目視検査及び過去の検査結果などをもとに~~及び目視検査の結果等の結果を考慮の上~~選定する。

A.4.3.3.3 内部の検査の代替検査

次の高圧ガス設備は、外部からの適切な検査方法（超音波探傷試験，放射線透過試験など）による検査によって、**A.4.3.3.1** 及び **A.4.3.3.2** に定める内部の検査に代替してもよい。

- a) 配管系
- b) 特定設備検査規則の機能性基準の運用について（平成 28 年 10 月 3 日 20160920 商局第 4 号）の別添 1 特定設備の技術基準の解釈第 45 条第 1 項（1）～（5）又は同別添 7 第二種特定設備の技術基準の解釈第 45 条第 1 項（1）～（5）までに掲げる特定設備
- c) 特定設備検査規則の制定前に設置された設備であるが、現在の特定設備検査規則に照らして同等の設備
- d) 内部の検査のための対象設備への立入りが物理的に可能で、かつ、次の全ての条件を満たす場合。**なお、同一又は同様の運転環境の機器の内部検査結果をもって判断してもよい。**
 - 1) 減肉速度が 0.125 mm/y 未満である。
 - 2) 余寿命が 12 年を超えている。
 - 3) 微量成分を含めた腐食環境が、少なくとも 4 年以上ほぼ同一である。
 - 4) 外部の検査において異常がない。
 - 5) 運転温度が、API 579-1/ASME FFS-1:2021 の圧力設備材料のクリープ下限温度を超えない。
 - 6) 取り扱う流体に起因した環境助長割れ，又は水素損傷の対象でない。
 - 7) プレートライニングなど，一体的に結合されていないライニングを有しない。

A.4.3.3.2 代替検査の対象設備

次の高圧ガス設備は、外部からの適切な検査方法（超音波探傷試験，放射線透過試験など）による検査によって、**A.4.3.3.1** 及び **A.4.3.3.2** に定める内部の検査に代替してもよい。

- a) 配管系
- b) 特定設備検査規則の機能性基準の運用について（平成 28 年 10 月 3 日 20160920 商局第 4 号）の別添 1 特定設備の技術基準の解釈第 45 条第 1 項（1）～（5）又は同別添 7 第二種特定設備の技術基準の解釈第 45 条第 1 項（1）～（5）までに掲げる特定設備
- c) 特定設備検査規則の制定前に設置された設備であるが、現在の特定設備検査規則に照らして同等の設備

A.4.3.4 外部の検査

A.4.3.4.1 外部の目視検査

外部の目視検査は、次の **a)～e)**による。

- a) 高圧ガス設備の外部については、外面腐食，被覆材下の外面腐食の可能性がある耐火材又は断熱材などの外装材の剥がれ，破損などが無いことを，1 年に 1 回目視により確認する。
- b) 配管の支持構造物について，目視により，ハンガの割れ又は損傷，スプリングサポートの設定値外れ，サポートシューの脱落，その他拘束又は周辺障害物との干渉などが無いことを確認する。
- c) ダミーサポート，スタンションサポートなどの支持構造物内部に，雨水などが浸入する状態になっていないことを確認する。
- d) フレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手については，次の **1)**及び **2)**について 1 年に 1 回目視により確認する。
 - 1) 設置状況が適切に維持されていることを確認する。

注記 設置状況については、製造業者の条件、JIS B 2352, JLP A 209 など製作時の基準を参考に確認する。

- 2) 充填枝管，充填ホース類に取り付け及び取り外しを行う箇所に用いられるフレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手については，次の 2.1)及び 2.2)も実施する。
 - 2.1) 金属製の場合，ブレード部の破損及びブレード部と継手部との接続部の割れ又は膨れなどの異常がないことを確認する。
 - 2.2) ゴム，樹脂製の場合，補強層の露出，外層の亀裂又は膨れ，折れ，つぶれ，金属部との接続部の割れ又は膨れなどの異常がないことを確認する。
- e) 砂詰め方式の地下埋設貯槽の外部の目視検査については，KHKS 0850-3:2017 の 4.3.3 の b)の 2)による。

A.4.3.4.2 外部の非破壊検査

外部に減肉以外の損傷要因のある設備に対しては，A.4.3.3.2 に準じて非破壊検査を行う。

A.4.3.5 耐圧性能及び強度の検査の代替方法

A.4.3.5.1 検査を行うことが困難な箇所を有する高圧ガス設備

設備の大きさ，形状，構造（二重管，ジャケット構造など），他の設備との接合状況（溶接接合など）などによって，内部及び外部のいずれからとも検査を行うことが困難な箇所を有する設備については，当該設備に接続されている同等の腐食及び劣化損傷が発生するおそれのある環境下の複数の検査箇所の検査結果をもとに，当該箇所に腐食及び劣化損傷がないことを確認する。

注記 内部及び外部のいずれからとも検査を行うことが困難な箇所とは，例えばフルジャケット構造の二重管式熱交換器の内管部などである。

A.4.3.5.2 内部の検査及び肉厚測定が困難な高圧ガス設備

A.4.3.2 及び A.4.3.3 の適用が困難な高圧ガス設備については，1 年に 1 回耐圧試験を行うことで，A.4.3.2 及び A.4.3.3 の検査に代替してもよい。なお，耐圧試験は，設備及び試験の安全性を十分に配慮して行う。

注記 耐圧試験は，水などの安全な液体を使用して常用の圧力の 1.5 倍（第 2 種特定設備は 1.3 倍）以上の圧力で行う。ただし，液体の使用が不可能な場合，空気又は窒素などの気体を使用して常用の圧力の 1.25 倍（第 2 種特定設備は 1.1 倍）以上の圧力で行う。

~~A.4.3.6 耐圧試験 →A.4.3.8.c)に移動~~

~~A.4.3.6.1 溶接補修を行った場合の耐圧試験の適用等について~~

~~表 A.3 に示す耐圧試験が免除される溶接補修を除き，溶接補修を行った場合には耐圧試験を行う。~~

表 A.3—耐圧試験が免除される溶接補修

項 目	基 準
溶接補修の程度	~~ASME PCC-2:2018 Article 502.2 に規定する範囲で，次のいずれかの条件を満たす場合とする。~~ ~~a) 耐圧部材を貫通していない溶接又はろう付~~ ~~b) 漏れ止め溶接（シール溶接ともいう。）~~ ~~c) クラッド（プレートライニング，耐食肉盛など）の施工又はその補修~~ ~~d) 硬化肉盛溶接~~ ~~e) フランジシート面の補修溶接で，フランジの厚さの 50 %未満の深さの溶接~~

	~~d) 伝熱管－管板のステンレス溶接で、1回の運転期間後の伝熱管取替本数が総伝熱管本数の10%未満~~ ~~e) 熱交換器、蒸気発生器及びボイラの伝熱管のプラグ打設、又はスリーブ施工~~
溶接補修に用いる基準	~~次のいずれかの基準による溶接補修とする。~~ ~~a) WES 7700-1:2019 及び WES 7700-2:2019~~ ~~b) ASME PCC 2:2018~~
溶接補修要領書のレビュー	~~溶接管理技術者を任命し、補修要領のレビュー及び施工結果の確認を行う。溶接管理技術者は WES 8103 の1級資格又は同等以上の能力をもつ者とする。~~
溶接補修施工の管理	~~溶接補修要領に従い、WES 8103 の2級資格又は同等以上の能力をもつ者の指示監督下で実施する。~~
検査	~~適用する基準及び溶接施工要領書に従って、溶接前及び溶接後に検査を行い、健全性を確認する。~~

~~A.4.3.6.2 耐圧試験時の安全措置~~

~~水などの安全な液体を使用して耐圧試験を実施する場合、耐圧試験時重量に対して法規で要求される耐震性能を満足しなければならない。~~

~~耐震性能を満足しない場合、当該施設が万一地震で倒壊しても、二次的に周辺施設に危害が生じないような安全措置を講じなければならない。~~

~~A.4.3.76 減肉速度の設定~~

~~A.4.3.76.1 既存の高圧ガス設備~~

高圧ガス設備の減肉速度は、式(A.1)及び式(A.2)による減肉速度のうち、それまでの腐食環境の変化や運転経歴などを踏まえて、現在の腐食の状態を最もよく示した方を減肉速度として採用する。また、これらに代えて最小二乗法によって求めた減肉速度を採用してもよい。その場合には、解析に用いたデータを保管しなければならない。

長期減肉速度 = $\frac{t_{\text{initial}} - t_{\text{actual}}}{t_{\text{initial}} \text{ と } t_{\text{actual}} \text{ の間の期間}}$ (A.1)

短期減肉速度 = $\frac{t_{\text{previous}} - t_{\text{actual}}}{t_{\text{previous}} \text{ と } t_{\text{actual}} \text{ の間の期間}}$ (A.2)

ここで、
 t_{initial} : 初期肉厚 (mm)
 t_{actual} : 直近の検査で測定した肉厚 (mm)
 t_{previous} : 前回の検査で測定した肉厚 (mm)
期間 : 期間 (y)

~~A.4.3.76.2 溶接補修又は更新を行った設備~~

溶接補修又は更新を行った設備のうち、次の a) 及び b) に該当する場合、補修又は更新前に確認した減肉速度を用いてもよい。

- a) 溶接補修又は更新後の材質が、当該損傷要因に対して、既設と同等又はそれ以上の防食性能を有する設備
- b) 使用条件に変更がない設備

~~A.4.3.76.3 新設又は運転環境変更を行った設備~~

新設又は運転環境の変更を行った設備については、次の **a)～c)**のいずれかの方法によって減肉速度を決定してもよい。**a)～c)**の方法で減肉速度を算定が不可能な場合、配管系以外の高圧ガス設備にあっては供用開始後 6 か月以内、配管にあっては供用開始後 3 か月以内に、肉厚測定を実施して減肉速度を算定しなければならない。

- a) 同一又は同様の運転環境の設備の肉厚データから算定した減肉速度
- b) 設備に設置した超音波センサで測定した肉厚データから算定した減肉速度
- c) 同一又は同様のサービスの設備の公表データから推定した減肉速度

A.4.3.87 余寿命の算定

余寿命の算定は、**A.4.3.7.1**、**A.4.3.7.2**、及び **A.4.3.7.3** による。

ただし、供用適性評価を適用する場合、将来腐れ代を求めるために想定した期間を余寿命とする。

なお、供用適性評価を適用する場合、**WES 9802:2024** の**箇条 6**に基づいて **WES 2820:2015** 又は **API 579-1/ASME FFS-1:2021** による。

A.4.3.7.1 既存の高圧ガス設備

既存の高圧ガス設備の余寿命は、式(A.3)により算定する。

~~ただし、供用適性評価を適用する場合、将来腐れ代を求めるために想定した期間を余寿命とする。~~

~~なお、供用適性評価を適用する場合、**WES 9802:2024** の**箇条 6**に基づいて **WES 2820:2015** 又は **API 579-1/ASME FFS-1:2021** による。~~

~~既存の高圧ガス設備の余寿命は、式(A.3)により算定する。~~

ただし、シェル&チューブ式熱交換器チューブで次の **a)**及び **b)**に該当する設計圧力に対する安全上の配慮がされた設備については、式(A.3)の t_{required} をチューブ内外面の運転差圧及び腐食形態等を考慮して設定してもよい。なお、海水や循環冷却水等、大気開放系と接続している設備は対象外とする。

- a) シェルとチャンネルの設計圧力について、低压側が高圧側の 2/3 以上の設備、又は、低压側が高圧側の 2/3 未満だがチューブが破断した場合に低压側が設計圧力以内に圧力上昇を抑えるための安全装置が設置されている設備
- b) 設計資料、変更の管理を含むリスクアセスメントの記録などで **a)**が確認できる設備

$$\text{余寿命} = \frac{t_{\text{actual}} - t_{\text{required}}}{\text{減肉速度}} \dots\dots\dots (\text{A.3})$$

ここで、
 t_{actual} : 直近の検査で測定した肉厚 (mm)
 t_{required} : 対象部材の必要肉厚 (mm) で、対象設備の製造時の技術基準による。

A.4.3.7.2 溶接補修又は更新を行った設備

溶接補修、更新を行った設備及び新設した設備の余寿命は、それぞれ **A.4.3.6.2** 及び **A.4.3.6.3** の方法による減肉速度を用いて、**A.4.3.7.1** により算定する。なお、当て板溶接補修の場合は、将来腐れ代を求めるために想定した期間を余寿命とする。

A.4.3.7.3 新設又は運転環境変更を行った設備

新設又は運転環境変更を行った設備の余寿命は、**A.4.3.6.3** の方法による減肉速度を用いて、**A.4.3.7.1** により算定する。

A.4.3.8 溶接補修

- 溶接補修を行う場合は法的に必要な手続きを実施するとともに、次の a)～e)を満足しなければならない。
- a) 補修対象設備の設計基準に基づき設計し、WES 9802:2024 の**箇条 7**に基づき ASME PCC-2: 2022 又は WES 7700-1:2019, WES7700-2:2019, WES7700-3:2019 に従い施工する。なお、当て板溶接補修の場合は、WES 9802:2024 の**箇条 7**に基づき ASME PCC-2: 2022 に従い設計及び施工を実施する。
 - b) 溶接管理技術者を任命し、補修要領のレビュー及び施工結果の確認を行う。なお、溶接管理技術者は WES 8103 の 1 級資格又は同等以上の能力をもつ者とする。
 - c) 溶接補修要領に従い、WES 8103 の 2 級資格又は同等以上の能力をもつ者の指示監督下で実施する。
 - d) 適用する基準及び溶接施工要領書に従って溶接前及び溶接後に検査を行い、健全性を確認する。
 - e) 当て板溶接補修を含め、溶接補修を行った場合は耐圧試験を行う。ただし、表 A.3 の基準を満足する溶接補修の場合は耐圧試験を免除してもよい。

なお、水などの安全な液体を使用して耐圧試験を実施する場合、耐圧試験時重量に対して法規で要求される耐震性能を満足しなければならない。耐震性能を満足しない場合、当該施設が万一地震で倒壊しても、二次的に周辺施設に危害が生じないような安全措置を講じなければならない。

表 A.3ー耐圧試験が免除される溶接補修

項 目	基 準
溶接補修の程度	ASME PCC-2: 2022 Article 502.2 に規定する範囲で、次のいずれかの条件を満たす場合とする。 a) 耐圧部材を貫通していない溶接又はろう付 b) 漏れ止め溶接（シール溶接ともいう。） c) クラッド（プレートライニング、耐食肉盛など）の施工又はその補修 d) 硬化肉盛溶接 e) フランジシート面の補修溶接で、フランジの厚さの 50 %未満の深さの溶接 f) 伝熱管－管板のストレングス溶接で、1 回の運転期間後の伝熱管取替本数が総伝熱管本数の 10 %未満 g) 熱交換器、蒸気発生器及びボイラの伝熱管のプラグ打設、又はスリーブ施工

A.4.4 高圧ガス設備の気密性能

A.4.4.1 気密性能の確認を必要としない高圧ガス設備

次の高圧ガス設備は、気密性能に係る検査は適用しない。

- a) 二重殻構造の貯槽
- b) メンブレン式貯槽

A.4.4.2 気密試験の方法

JIS Z 2330 が規定する漏れ試験方法（発泡漏れ試験、圧力変化による漏れ試験など）、ガス漏えい検知器による方法又はガス漏れ検知用赤外線（OGI）カメラによる方法のうち、設備の状況、検査条件などを考慮した最適な試験方法（必要に応じ、試験方法を組み合わせる。）を採用し、設備の管理状況により A.4.4.3 又は A.4.4.4 の方法で気密試験を 1 年に 1 回実施し、当該高圧ガス設備から漏えいがないことを確認する。

A.4.4.3 高圧ガス設備を開放した場合の気密試験

A.4.4.3.1 一般

高压ガス設備を開放（分解点検、整備又は清掃などのために行う開放を含む。）した場合、**A.4.4.3.2** 又は **A.4.4.3.3** による気密試験を実施する。

A.4.4.3.2 従来法による気密試験

設備を窒素又は危険性のない気体で当該高压ガス設備の常用の圧力以上に昇圧させ気密試験を実施する。

A.4.4.3.3 段階法による気密試験

JIS Z 2330 が規定する発泡漏れ試験、又はこれと同等以上の検知性能を有する試験方法によって、105 kPa 又は高压ガス設備の常用の圧力の 25 % の小さい方の圧力で気密試験を実施する。その後、実流体を導入し、設備の圧力を運転圧力まで段階的に上昇させながら、各段階で気密試験を実施する。

A.4.4.4 高压ガス設備を開放しない場合の気密試験

当該高压ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高压ガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を実施する。

A.5 計装・電気設備

計装・電気設備に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **箇条 5**（計装・電気設備）による。

A.6 保安・防災設備

A.6.1 常用の温度の範囲に戻す措置

常用の温度の範囲に戻す措置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.1**（常用の温度の範囲に戻す措置）による。

A.6.2 安全装置

高压ガス設備の安全装置に係る検査は、次の **a)～c)**による。

- a)** 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを目視にて確認する。
- b)** バネ式安全弁等を設置した状態又は取り外した状態で、作動検査用器具若しくは設備を用いた作動試験を行う。
- c)** 目視検査及び作動試験の周期は、次による。なお、検査周期内に安全装置の作動に影響がありそうな汚れが確認された場合は、汚れが問題とならない期間に検査周期の見直しを行う。
 - 1)** 一般的なプロセス運転環境：4 年
 - 2)** 実績により汚れがなく、かつ腐食性がないことが確認されている運転環境：8 年

A.6.3 安全弁等の放出管

安全弁等の放出管に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.3**（安全弁等の放出管）による。

A.6.4 内部反応監視装置

内部反応監視装置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.4**（内部反応監視装置）による。

A.6.5 危険状態防止装置

危険状態防止装置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.5**（危険状態防止装置）による。

A.6.6 緊急遮断装置（特殊反応設備等）

緊急遮断装置（特殊反応設備等）に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.6** [緊急遮断装置（特殊反応設備等）] による。

A.6.7 緊急移送設備

緊急移送設備に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.7**（緊急移送設備）による。

A.6.8 貯槽の温度上昇防止装置、貯槽の耐熱・冷却措置

貯槽の温度上昇防止装置、貯槽の耐熱・冷却措置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.8**（貯槽の温度上昇防止装置、貯槽の耐熱・冷却措置）による。

A.6.9 負圧防止措置

負圧防止措置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.9**（負圧防止措置）による。

A.6.10 液化ガスの流出防止措置

液化ガスの流出防止措置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.10**（液化ガスの流出防止措置）による。

A.6.11 不活性ガス置換構造

不活性ガス置換構造に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.11**（不活性ガス置換構造）による。

A.6.12 毒性ガス配管等の接合

毒性ガス配管等の接合に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.12**（毒性ガス配管等の接合）による。

A.6.13 毒性ガス配管の二重管等

毒性ガス配管の二重管等に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.13**（毒性ガス配管の二重管等）による。

A.6.14 貯槽の配管に設けたバルブ

貯槽の配管に設けたバルブに係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.14**（貯槽の配管に設けたバルブ）による。

A.6.15 緊急遮断装置（貯槽配管）

緊急遮断装置（貯槽配管）に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.15** [緊急遮断装置（貯槽配管）] による。

A.6.16 除害のための措置

除害のための措置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.16**（除害のための措置）による。

A.6.17 インターロック機構

インターロック機構に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.17**（インターロック機構）による。

A.6.18 ガス漏洩検知警報設備

ガス漏洩検知警報設備に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.18**（ガス漏洩検知警報設備）による。

A.6.19 防消火設備

防消火設備に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.19**（防消火設備）による。

A.6.20 ベントスタック、フレアースタック

ベントスタック、フレアースタックに係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.20**（ベントスタック、フレアースタック）による。

A.6.21 アセチレン容器の破裂防止措置

アセチレン容器の破裂防止措置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.21**（アセチレン容器の破裂防止措置）による。

A.6.22 車両に固定した三フッ化窒素容器等の破裂防止措置

車両に固定した三フッ化窒素容器等の破裂防止措置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.22**（車両に固定した三フッ化窒素容器等の破裂防止措置）による。

A.6.23 圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充填場所等間の障壁

圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充填場所等間の障壁に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.23**（圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充填場所等間の障壁）による。

A.6.24 保安用不活性ガス等

保安用不活性ガス等に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.24**（保安用不活性ガス等）による。

A.6.25 通報措置

通報措置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **6.25**（通報措置）による。

A.7 導管

A.7.1 コンビナート製造事業所間の導管以外の導管（9条導管）

A.7.1.1 設置場所

導管の設置されているルートの周囲の状況に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** の II の **7.1.1**（設置場所）による。

A.7.1.2 地盤面上・下の導管の設置及び標識

導管の設置されている場所に係る検査は、KHKS 0850-3:2017 のⅡの 7.1.2（地盤面上・下の導管の設置及び標識）による。

A.7.1.3 水中設置

水中の導管の設置状況に係る検査は、KHKS 0850-3:2017 のⅡの 7.1.3（水中設置）による。

A.7.1.4 耐圧性能及び強度

A.7.1.4.1 一般

導管の耐圧性能及び強度に係る検査は、A.4.3.1 の要件を満たし、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がないことを、外部から、A.7.1.4.2 及び A.7.1.4.3 によって確認する。

ただし、内部から検査が可能な場合には、A.4.3 に準じて確認する。

A.7.1.4.2 目視検査

導管地上部の目視検査は、次の a)～c)による。

- a) 高圧ガス設備の外部について、外面腐食、被覆材下の外面腐食の可能性がある耐火材又は断熱材などの外装材の剥がれ、破損などが無いことを、1年に1回目視により確認する。
- b) 配管の支持構造物について、目視検査により、ハンガの割れ又は損傷、スプリングサポートの設定値外れ、サポートシューの脱落、その他拘束又は周辺障害物との緩衝などが無いことを確認する。
- c) ダミーサポート、スタンションサポートなどの支持構造物内部に雨水などが浸入する状態になっていないことを確認する。

A.7.1.4.3 非破壊検査

A.7.1.4.3.1 肉厚測定

導管の肉厚測定は、次の a)及び b)による。

- a) 導管が強度上十分な肉厚を有していることを確認するため、余寿命の半分又は4年の短い方の期間以内に肉厚測定を行う。

ただし、余寿命が4年未満の場合には、次のうち短い方による。

- 余寿命と同じ期間
- 2年

- b) 次の 1)及び 2)に示す設備については、a)によらず 1)及び 2)による。

- 1) 腐食性のない高圧ガスを取り扱う導管については、外部の目視検査で減肉が認められたときに肉厚測定を実施する。ただし、エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものは除く。
- 2) 電気防食、塗覆などにより防食管理が適切になされている地中に埋設された導管又は水中に設置された導管については、塗覆装の点検時に実施する肉厚測定で代替してもよい。

注記 腐食性のない高圧ガスを取り扱う導管には、不純物や水分の混入などによる腐食や劣化損傷が生じないように管理されている次のようなものがある。

- ・ 液化石油ガス受入基地の低温の液化石油ガス導管
- ・ 液化天然ガス受入基地の導管
- ・ 腐食性のない不活性ガスの導管

A.7.1.4.3.2 肉厚測定以外の非破壊検査

減肉以外の損傷要因のある設備に対しては、**A.4.3.3.2** に準じて検査を行う。

ただし、次の **a)** 及び **b)** に示す設備については、**a)** 及び **b)** による。

- a)** **API RP 571:2020** に基づいて評価した劣化損傷が発生するおそれがない導管については、非破壊検査は不要とする。
- b)** 電気防食、塗覆などにより防食管理が適切になされている地中に埋設された導管又は水中に設置された導管については、塗覆装の点検時に実施する非破壊検査で代替してもよい。

A.7.1.5 気密性能

JIS Z 2330 が規定する漏れ試験方法（発泡漏れ試験、圧力変化による漏れ試験など）、ガス漏えい検知器による方法又はガス漏れ検知用赤外線（OGI）カメラによる方法のうち、設備の状況、検査条件などを考慮した最適な試験方法（必要に応じ、試験方法を組み合わせる）により、当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を1年に1回実施し、当該高圧ガス設備から漏えいがないことを確認する。なお、危険性のない気体を用いる場合、**A.4.4.3.3** の段階法による気密試験を適用してもよい。

A.7.1.6 腐食防止措置及び応力吸収措置

導管の腐食を防止するための措置及び応力吸収措置に係る検査は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの **7.1.6**（腐食防止措置及び応力吸収措置）による。

A.7.1.7 温度上昇防止措置

導管の温度の上昇を防止するための措置は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの **7.1.7**（温度上昇防止措置）による。

A.7.1.8 圧力上昇防止措置

導管の圧力の上昇を防止するための措置は、**A.6.2** に準じて検査を行う。

A.7.1.9 水分除去措置

酸素又は天然ガスを輸送する導管と圧縮機との間の水分除去の措置は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの **7.1.9**（水分除去措置）による。

A.7.1.10 通報措置

通報を速やかに行うための措置は、**KHKS 0850-3:2017** のⅡの **7.1.10**（通報措置）による。

A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管（10条導管）

KHKS 0850-3:2017 のⅡの **7.2**（コンビナート製造事業所間の導管）、並びに **A.7.1.3**、**A.7.1.4**、**A.7.1.5**、**A.7.1.7**、**A.7.1.8** 及び **A.7.1.9** による。

A.8 その他

KHKS 0850-3:2017 のⅡの **箇条 8**（その他）による。

参考文献

- [1] JIS B 2352 ベローズ形伸縮管継手
- [2] JLPA 209, 金属フレキシブルホース基準

附属書 B

(参考)

解釈の問い合わせ

B.1 はじめに

日本溶接協会は、当該規格に対する解釈の問い合わせがあった場合はこれを受け付ける。解釈の問い合わせに対しては、圧力設備サステナブル保安部会の規格原案作成 WG で回答案を検討し、規格原案作成委員会で審議を行う。なお、問い合わせの受付に当たっては、誤解に基づく問い合わせの場合があるため、必要に応じて問い合わせ者に対して質問し詳細説明を要求することがある。この確認の結果、問い合わせが誤解に基づくものであることが明らかになった場合は、問い合わせ者に対し差し戻される。

B.2 問い合わせの方法

解釈の問い合わせは、次の a) 及び b) による。なお、問い合わせは、規格の根拠、使用者の技術的解釈に間違いがないかの確認、並びに解釈しづらい文章の確認など、規格の使用者が規格の内容について理解を深めるための内容に限られる。

- a) 解釈の問い合わせをする者は、解釈の問い合わせ書を日本溶接協会のホームページの圧力設備サステナブル保安部会のページの「解釈の問い合わせ等について」の項の「解釈の問い合わせフォーム」に従い提出する。

https://www.jwes.or.jp/committees/pressure_equipment/enquiries/

- b) 文書以外の問い合わせ、及び匿名など問い合わせ者が特定できない場合は、原則として受け付けない。

B.3 問い合わせへの回答

解釈の問い合わせへの回答は、次の日本溶接協会のホームページの圧力設備サステナブル保安部会のページで確認できる。

https://www.jwes.or.jp/committees/pressure_equipment/enquiries/

WES 9801 : 2024

特定認定高度保安実施者による保安検査基準 (コンビナート等保安規則関係) 解 説

この解説は、規格に規定・記載した事柄を説明するもので、この規格の一部ではない。

この解説は、日本溶接協会が編集・発行するものであり、これに関する問合せ先は日本溶接協会である。

1 制定の趣旨

近年、産業保安分野において、革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足、電力の供給構造の変化、災害の激甚化及び頻発化、気候変動問題への対応の要請など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえ経済産業省ではスマート保安¹⁾の推進として高圧ガス保安法の整備について検討されてきた。その一環として従来から運用されてきた認定事業者制度についても見直しが検討され、2023年12月に施行された新認定事業者制度の中で、より保安力の高い事業所として認定された特定認定高度保安実施者に対して、高圧ガス設備の保安検査に、海外規格などの民間規格を柔軟に採用できる規格複線化の特例措置が設けられた。

この法改正を受け、次の基本方針の下に、この規格を特定認定高度保安実施者による保安検査規格として定めた。なお、現認定事業者制度の特定認定事業者についてもこの規格を活用することが可能である。

- a) **KHKS 0850-3:2017** を基とするとともに、国際的に広く活用されている米国石油協会（American Petroleum Institute, **API**）規格及び米国機械学会（American Society of Mechanical Engineers, **ASME**）規格の維持管理手法を取り入れる。
- b) 保安検査における検査項目の中で、圧力設備の検査に係る技術的な検査項目について、その技術的な根拠、背景、海外規格など民間規格の活用方法に対しては、**WES 9802:2024** を適用する。
- c) 圧力設備の検査に係る技術的な検査項目以外の検査項目については、**KHKS 0850-3:2017** を引用して構成する。

注¹⁾ スマート保安とは、将来にわたって国民の安全及び安心を創り出すために、急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化、人口減少など経済社会構造の変化を的確に捉えながら、産業の振興及び競争力強化の観点に立って、官及び民が産業保安に関し主体的かつ挑戦的に取り組めるよう、経済産業省が目指している産業保安規制の姿をいう。

2 制定の経緯

国内石油産業の国際競争力を確保するため、石油連盟が中心となり、業界主導で設備を合理的な安全管理に基づき維持管理していくための基準作り、及び活動の推進について検討を進めてきた。**JWES** は、石油連盟からの要請を受け、これら活動を進めるために2023年10月に“圧力設備サステナブル保安部会”を立ち上げた。

また、**JWES** は、規格複線化の特例措置を受け、その取り組みの一環として、同部会内に“規格原案作

成 WG”を設置し、特定認定高度保安実施者向けの民間保安検査規格の検討を進めた。

作成した最終案は、パブリックコメント公募を経て規格委員会での審議の後、理事会によって承認され、**WES 9801:2024** として制定された。

3 審議中に特に対応した事項

この規格は、海外規格などの民間規格を柔軟に採用できる規格複線化の特例措置を用いることを目的としていることから、**KHKS 0850-3:2017** に代わるものである。多くの検査項目で **KHKS 0850-3:2017** を引用しており、本規格の細分箇条の番号と **KHKS 0850-3:2017** の細分箇条を一致させることが望ましい。しかし、**KHKS 0850-3:2017** には、**JIS** 及び **WES** にある“用語及び定義”、“引用規格”などの箇条がなく、規格の原案作成審議段階において、次の **a)** 及び **b)** の通り規格の構成を見直した。

- a) この規格では、**KHKS 0850-3:2017** の“**I 総則**”を本文、“**II 保安検査の方法**”を**附属書**（規定）として規定し、**KHKS 0850-3:2017** の“**II 保安検査の方法**”とこの規格の**附属書 A** の細分箇条を一致させた。
- b) この規格の**箇条 3** では、“**JIS B 0190**、**JIS Z 2300** 及び **JIS Z 3001-1** による。”とした上で、**3.1** を高圧ガス保安法、高圧ガス保安法施行令及びコンビナート等保安規則（以下、コンビ則²⁾という。）を参照して作成した。また、**3.2** に**箇条 2** を参照して作成した。

注²⁾ コンビ則とは、コンビナート地域内にある製造事業所における高圧ガスに関する保安について規定した高圧ガス保安法に基づく経済産業省令

4 規定項目の内容

4.1 適用範囲（箇条 1）

この規格は、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の検査方法を規定したものであり、その活用に当たっては、高圧ガス保安法で定めた認定事業者制度の規定を遵守しなければならないとした。

4.2 引用規格（箇条 2）

この規格を使用するに当たって、特に必要な規格について次の **a)** 及び **b)** のとおり引用した。

- a) **KHKS 0850-3:2017** は、経済産業省の告示で指定された保安検査基準であり、この規格を基として各検査項目の検査方法に引用した。また、気密構造、耐圧性能及び強度、気密性能、及び導管の検査方法に、**WES 2820:2015**、**WES 7700-1:2019**、**WES 7700-2:2019**、**JIS Z 2330**、**API 510:2022**、**API 570:2016**、**API 579-1/ASME FFS-1:2021**、**API RP 571:2020**、及び **ASME PCC-2: 2022** を引用し、これら規格の活用方法及び技術的な内容は **WES 9802:2024** を引用した。その他の規格は**箇条 3** で引用した。
- b) この規格は、一部の引用規格について年版を指定した。これらの引用規格は、この規格の方法や判定への影響が大きいため、改正された場合、その改正内容の採否を原案作成委員会で審議し、必要に応じてこの規格を改正する。

4.3 用語及び定義（箇条 3）

この規格は、保安検査を行うための検査方法を規定したものであり、多くの法令用語を使用しているため、法令用語と検査用語とに分けて規定した。また、法令用語については、出典として可能な限り適用法規の条文を記載した。

4.4 資格（箇条 4）

この規格は、API 規格や ASME 規格などの海外規格、国内規格などを参考にして制定しており、これら規格の活用方法、及びその技術的な内容を **WES 9802:2024** に定めている。よって、この規格を使用する者は、**WES 9802:2024** が引用している規格群も含め、設備の維持管理技術を適切に活用しながら保安検査を実施することが重要である。このため、設備の維持管理技術に関する最新情報の収集活用、継続的な技術研鑽、教育活動などが不可欠であり、そのような業界団体の取組みへの参画と継続が望ましいとした。具体的な取組みまでは規定しないが、例えば、圧力設備サステナブル保安部会の事例共有委員会への参加などが挙げられる。

4.5 保安検査の方法（箇条 5）

保安検査の方法を**附属書 A**に規定した。また、一部**附属書 A**によらない検査方法として法で定められた例外事項、及びこの規格で技術的な背景から設定した例外事項について、次の **a)**及び **b)**に規定した。

- a) コンビ則で定められた例外事項を、**5.2**、**5.3** 及び **5.4** に規定した。
- b) 需給上等の理由で製造設備の使用を停止している場合、保安検査のためだけに 1 年に 1 回の頻度で製造設備を運転状態にして気密試験を実施する必要がある、非定常作業に伴うリスクが発生している。このリスクを回避するため、使用を停止している製造設備の気密試験方法を **5.5** に規定した。

4.6 技術上の基準条項と対応する検査項目の該当箇所（箇条 6）

保安検査として法（コンビ則の技術上の基準）で要求される項目を一覧として整理すると共に、その要求事項に対応するこの規格の細分箇条を明確にすることで、保安検査の全体像を理解できるようにした。

4.7 附属書 A

4.7.1 一般

保安検査の各検査方法を、次の **a)**、**b)**及び **c)**により規定した。

- a) コンビ則第 5 条第 1 項の適用を受ける製造設備、同第 9 条及び第 10 条の導管、同第 11 条第 2 項のコンビナート製造事業所に分け、コンビ則の要求項目ごとに整理した。
- b) 圧力設備の検査に係る検査項目の技術的な根拠、背景、海外規格の活用方法を、**WES 9802:2024** に規定した。
- c) この規格では、多くの検査項目で **KHKS 0850-3:2017** を引用しており、この規格の細分箇条の番号と **KHKS 0850-3:2017** の細分箇条とを一致させた。

4.7.2 検査項目ごとの配慮事項

各検査項目のほとんどが **KHKS 0850-3:2017** によるとしたが、気密構造、耐圧性能及び強度、気密性能、並びに導管に関する同規格からの主な変更点は、次のとおりである。

a) 気密試験（A.4.1, A.4.4.3, 及び A.7.1.5）

- 1) ガス設備及び高圧ガス設備の漏れ試験方法として、従来から活用されてきた発泡漏れ試験及び圧力変化による漏れ試験、ガス漏えい検知器による方法に加え、先進技術として活用が進んでいるガス漏れ検知用赤外線（OGI）カメラによる方法を追加で規定した。
- 2) 高圧ガス設備を開放した場合の気密試験方法として、低圧での漏れ試験を適用した段階法を規定した。低圧での漏れ試験方法については、**ASME PCC-2: 2022** の **Part 5** の **6.3** (tightness test) を引用した。

b) 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度の一般事項 (A.4.3.1)

- 1) 減肉, 割れ, 材質劣化などの損傷要因を整理把握するためのより多くの情報を参考にできるように, 国内でも広く活用されている **API RP 571:2020** を引用した。
- 2) **API** 規格を参考に, 公的資格制度のない検査員についても, 資格要件を設定した。

c) 肉厚測定 [A.4.3.2 の a) 及び A.7.1.4.3.1 の a)] 肉厚測定の検査周期を **API 510:2022 及び **API 570:2016** の基準を参考に設定した。ただし, 最長検査周期は日本の連続運転期間を踏襲し **API** の基準の 5 年を 4 年に変更した。****d) 内部の目視検査 (A.4.3.3.1)**

- 1) 内部目視検査の周期を **API 510:2022** の基準を参考に設定した。ただし, 最長検査周期は日本の連続運転期間を踏襲し, **API** の基準の 10 年を 12 年に変更した。
- 2) 特定認定高度保安実施者の認定制度で認められている **CBM** 認定 (12 年超の検査周期を設定できる認定制度) を受けた設備の検査周期を規定した。

e) 内部の非破壊検査 [A.4.3.3.2 の a)] 内部の非破壊検査の周期を, **API 510:2022 の基準を参考に設定した。****f) 内部の検査の代替検査 (A.4.3.3.3) 内部の検査の代替検査を, その条件が明確に規定されている **API 510:2022** の基準を参考に設定した。なお, 代表検査の考え方を追加で反映した。****g) 外部の非破壊検査 (A.4.3.4.2 及び A.7.1.4.3.2) 外部の非破壊検査の周期を, **API 510:2022** の基準を参考に設定した。****h) 減肉速度の設定 (A.4.3.4.6)**

- 1) 溶接補修又は更新を行った設備の検査周期を決定するための減肉速度を, **API 510:2022** の基準を参考に設定した。
- 2) 新設機器の検査周期を決定するための減肉速度を, **API 510:2022** の基準を参考に設定した。

i) 余寿命の算定 (A.4.3.7)**1) 既存の高圧ガス設備の余寿命の算定 (A.4.3.7.1)**

シェル&チューブ式熱交換器チューブで **API 521** の 4.4.14 項を満足している設備 (**A.4.3.7.1 a)** に該当) については, **ASME PCC-2: 2022 Article 312** を参考に維持管理する考え方を採用可能とした。

2) 溶接補修又は更新を行った設備の余寿命の算定 (A.4.3.7.2)

当て板溶接補修時の余寿命算定に使用する必要肉厚を、当て板溶接補修の設計基準が明確に規定されている **ASME PCC-2: 2022** の基準により算定することにした。

j) 溶接補修の設計, 施工及び管理 (A.4.3.8)

- 1) 溶接補修の設計は当該設備の設計基準によるが, 新たに設計する当て板溶接補修については基準が明確に規定されている **ASME PCC-2: 2022** により実施することとした。
- 2) 溶接補修の施工は、基準が明確に規定されている **ASME PCC-2: 2022** 又は **WES 7700-1:2019**, **WES7700-2:2019**, **WES7700-3:2019** により実施することとした。
- 3) 溶接士及び溶接の施工管理の資格は、施工基準の中で国内規格である **WES 8103** の有資格者が実施すること。

k) 溶接補修後の耐圧試験 (A.4.3.6.8 の e))

- 1) 耐圧試験が免除される溶接補修について, その条件が明確に規定されている **ASME PCC-2: 2022** の基準を参考に設定した。
- 2) 耐圧試験時の安全措置の要件を規定した。

l) 安全装置の検査周期 (A.6.2)

- 1)** 安全装置の検査周期を **API 570:2016** の基準を参考に設定した。ただし、日本の連続運転期間を踏襲し、**API** の基準の 5 年を 4 年、10 年を 8 年に変更した。

日本溶接協会規格

WES 9801 特定認定高度保安実施者による保安検査基準
(コンビナート等保安規則関係)

令和 6 年 7 月 1 日 第 1 刷発行

編 集 一般社団法人日本溶接協会 規格委員会

発行人 水沼 渉

発行所 一般社団法人 日 本 溶 接 協 会

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20

<http://www.jwes.or.jp>

WES

圧力設備の維持管理基準

In-service inspection and maintenance of pressure
equipment

WES 9802 : 2024

令和 6 年 7 月 1 日 改正

一般社団法人 日本溶接協会

The Japan Welding Engineering Society

WES 9802（圧力設備の維持管理基準）

原案作成委員会 構成表

	氏 名	所 属
（ 委 員 長 ）	南 二 三 吉	大阪大学
（ 副委員長 ）	小 川 武 史	青山学院大学
（ 委 員 ）	保 坂 由 文	神奈川県庁
〃	増 子 敏 昭	ENEOS 株式会社
〃	萩 誠	コスモ石油株式会社
〃	小 倉 剛	出光興産株式会社
〃	多 田 年 孝	日本製鋼所M&E 株式会社
〃	松 久 弘 典	非破壊検査株式会社
〃	隆 賢 治	株式会社 IHI プラント
〃	岡 村 博 行	徳機株式会社
〃	高 橋 淳	日揮グローバル株式会社
〃	中 野 正 大	株式会社高田工業所
（ 事 務 局 ）	佐 古 浩 昭	一般社団法人日本溶接協会

原案作成委員会 分科会 構成表

	氏 名	所 属
（ 主 査 ）	増 子 敏 昭	ENEOS 株式会社
（ 委 員 ）	福 田 健 彦	ENEOS 株式会社
〃	吉 井 清 英	コスモ石油株式会社
〃	鈴 木 晴 記	コスモ石油株式会社
〃	服 部 龍 明	昭和四日市石油株式会社
〃	小 倉 剛	出光興産株式会社
〃	鈴 木 哲 平	出光興産株式会社
〃	高 橋 淳	日揮グローバル株式会社
〃	大 原 良 友	大原技術士事務所
（ 事 務 局 ）	佐 古 浩 昭	一般社団法人日本溶接協会

制定年月日 : 令和 6 年 7 月 1 日

原案作成委員会 : 一般社団法人日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会（部会長 石崎 陽一）
規格原案作成委員会（委員長 南 二三吉）

審議委員会 : 一般社団法人日本溶接協会 規格委員会（委員長 山根 敏）

この規格についてのご意見又はご質問は、附属書 B 参照又は一般社団法人日本溶接協会 業務部（〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20）にご連絡ください。

なお、WES は、少なくとも 5 年を経過する日までに一般社団法人日本溶接協会 規格委員会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 資格	8
5 検査	8
6 供用適性評価	8
7 補修	9
8 気密試験	9
8.1 気密試験時の漏れ試験方法	9
8.2 気密試験の方法	10
9 耐圧試験	11
9.1 一般	11
9.2 耐圧試験の免除	11
附属書 A（規定）API 510 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項	12
附属書 B（規定）API 570 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項	23
附属書 C（規定）API 579-1/ASME FFS-1 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項	32
附属書 D（規定）WES 2820 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項	34
附属書 E（参考）解釈の問い合わせ	35
解説	36

まえがき

この規格は、一般社団法人日本溶接協会（以下、協会という。）の定款及び諸規定に基づいて規格案が作成され、パブリックコメント公募を経て規格委員会の審議及び理事会によって承認された日本溶接協会規格（WES）である。

当協会は、この規格に関する説明責任を有するが、この規格に基づいて使用又は保有したことから生じるあらゆる経済的損害、損失を含め、一切の間接的、付随的、また結果的損失、損害についての責任は負わない。また、この規格に関連して主張される特許権及び著作権などの知的財産権の有効性を判断する責任も、それらの利用によって生じた知的財産権の侵害に係る損害賠償請求に応ずる責任ももたない。そうした責任は、全てこの規格の利用者にある。

この規格の内容の一部又は全部を他書に転載する場合には、当協会の許諾を得るか、又はこの規格からの転載であることを明示のこと。このような処置がとられないと、著作権及び出版権の侵害となり得る。

日 本 溶 接 協 会 規 格

圧力設備の維持管理基準

In-service inspection and maintenance of pressure equipment

序文

この規格は、一般社団法人日本溶接協会（以下、JWES という。）が、国際的に広く活用されている API 規格及び ASME 規格の維持管理手法を体系的に国内向けに整理し、高圧ガス保安法が適用される設備を含め、圧力設備の適切な維持管理を達成するために制定するものである。高圧ガス保安法の対象設備に関しては、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が行う保安検査の方法として WES 9801:2024 が制定されており、この規格は WES 9801:2024 に従って圧力設備の維持管理を行うための技術的な内容として制定した。

1 適用範囲

この規格は、圧力設備の維持管理における検査、評価、補修及び試験について規定する。

高圧ガス保安法の対象設備の維持管理にこの規格を適用する場合で、この規格と適用法規との間に矛盾がある場合、この規格の内容にかかわらず、適用法規を優先して適用する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0190 圧力容器の構造に関する共通用語

JIS B 2251:2008 フランジ継手締付け方法

JIS Z 2300 非破壊試験用語

JIS Z 2305 非破壊試験技術者

JIS Z 2329 非破壊試験—発泡漏れ試験方法

JIS Z 2330 非破壊試験—漏れ試験方法の種類及びその選択

JIS Z 3001-1 溶接用語—第 1 部：一般

KHKS 0861:2018 高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（レベル 1）

KHKS 0862:2018 高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（レベル 2）

WES 2820:2015 圧力設備の供用適性評価方法-減肉評価

WES 7700-1:2019 圧力設備の溶接補修 第 1 部：一般

WES 7700-2:2019 圧力設備の溶接補修 第2部：きず除去と肉盛溶接補修

WES 7700-3:2019 圧力設備の溶接補修 第3部：窓形溶接補修

WES 7700-4:2019 圧力設備の溶接補修 第4部：外面当て板溶接補修

WES 8103 溶接管理技術者認証基準

WES 9801:2024 特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）

ASME PCC-1:2019, Guidelines for Pressure Boundary Bolted Flange Joint Assembly

ASME PCC-2:2022, Repair of Pressure Equipment and Piping

API 510:2022, Pressure Vessel Inspection Code:In-Service Inspection, Rating, Repair, and Alteration

API 570:2016, Piping Inspection Code:In-Service Inspection, Rating, Repair, and Alteration of Piping Systems

Addendum 1:2017, **Addendum 2:2018**, **Errata 1:2018**

API RP 571:2020, Damage Mechanisms Affecting Fixed Equipment in the Refining Industry

API 579-1/ASME FFS-1:2021, Fitness-for-Service

注記 **API 510:2022**, **API 570:2016**, 及び **ASME PCC-2:2022** には, **API** 又は **ASME** が承認し, 規定の理解に参考となる日本語翻訳版が発行されている。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は, 次によるほか, **JIS B 0190**, **JIS Z 2300**, **JIS Z 3001-1**, **API 510:2022** 及び **API 570:2016** による。

3.1

圧力設備 (pressure equipment)

圧力容器, 配管, 加熱炉管, タンク, 動機械の耐圧部などから構成される設備

注釈 1 圧力容器には, 例えば熱交換器, 反応器, 塔, 槽などを含む。

注釈 2 動機械には, 例えばポンプ, 圧縮機などの回転機械の機器本体を含み, スナッパ, 配管などの附属機器は含まない。

(出典: **WES 7700-1:2019** の一部を変更)

3.2

供用中 (in-service)

圧力設備 (3.1) が設置され, 使用を開始してから廃止されるまでの間の状態

注釈 1 圧力設備 (3.1) の運転状態及び停止状態の両方を含む。

3.3

損傷要因 (damage mechanism)

石油精製設備, 石油化学設備などで発生し, 減肉, きず, 欠陥の原因となって圧力設備 (3.1) の健全性に影響を及ぼす可能性のある化学的又は機械的な材料の劣化因子

注釈 1 その具体的な項目は, **API RP 571:2020** などによる。

(出典: **API 570:2016**)

3.4

劣化損傷

流体及び材料の組合せ、使用条件などによって発生する割れ、材質変化であり、損傷要因（3.3）のうち減肉以外のもの

3.5

腐食速度 (corrosion rate)

エロージョン、エロージョン・コロージョン、又は環境との化学反応による減肉の速度

注釈 1 減肉速度ともいう。

（出典：API 570:2016 の一部を変更）

3.6

環境助長割れ (environmentally assisted cracking 又は environmental cracking)

引張応力とともに環境との相互作用が原因で発生する材料の割れ

注釈 1 延性的な材料でも顕著な塑性変形を伴うことなく破壊に至る場合がある。特に指定のない限り、API RP 571:2020 による損傷要因のうち、塩化物応力腐食割れ、腐食疲労、アルカリ応力腐食割れ、アンモニア応力腐食割れ、液体金属ぜい化、水素ぜい化、エタノール応力腐食割れ、硫酸塩応力腐食割れ、ポリチオン酸応力腐食割れ、アミン応力腐食割れ、湿潤硫化水素損傷、ニッケル合金のフッ酸応力腐食割れ、カーボネイト応力腐食割れ、及びフッ酸中の水素応力割れを含む応力腐食割れを指す。

（出典：NACE/ASTM G193 の一部を変更）

3.7

水素損傷 (hydrogen damage)

水素の作用によって金属材料に発生する割れなどの損傷

注釈 1 特に指定のない限り、API RP 571:2020 による損傷要因のうち、湿潤硫化水素損傷、高温水素侵食、水素ぜい化及びフッ酸中の水素応力割れを指す。

3.8

総合気密試験

設備の運転停止中に行う気密試験のうち、個々の設備などの耐圧性能が確認され、その周辺の設備も含めた装置内の特定の範囲又は全ての範囲が復旧、接続されて運転開始の工事準備が完了した時点で、対象範囲の気密性能を確認するために行う試験

（出典：JPI-8S-1 の一部を変更）

3.9

運転中気密性能確認試験

設備を開放せず、運転中に気密性能に異常がないかを確認するために行う試験

3.10

供用適性評価 (Fitness for service, FFS)

圧力設備（3.1）の継続的な使用のための健全性判断に用いる減肉、及び／又は劣化損傷（3.4）を評価する工学的な手法

注釈 1 例えば API 579-1/ASME FFS:2021 又は WES 2820:2015 に従って評価を行う。

（出典：API 510:2022 の一部を変更）

3.11

内部検査 (internal inspection)

目視及び／又は非破壊検査を用いて圧力設備（**3.1**）の耐圧性能に影響する状態を確認するために内側から実施する検査

（出典：API 510:2022）

3.12

外部検査（external inspection）

目視及び／又は非破壊検査により圧力設備（**3.1**）の外側から実施する検査で、耐圧性能に影響する状態、又は支持構造（はしご、プラットフォーム、サポートなど）の健全性を損なう状態を発見するための検査

注釈 1 設備の運転中又は運転停止中に行うことが可能で、オンストリーム検査（**3.13**）と同時に実施する場合もある。

（出典：API 510:2022 の一部を変更）

3.13

オンストリーム検査（on-stream inspection）

非破壊検査を用いて、圧力設備（**3.1**）を開放しない状態で、圧力設備（**3.1**）の外側から内部の状態を確認するために実施する検査

注釈 1 継続運転に対する設備の健全性を証明するために行う。

（出典：API 510:2022 の一部を変更）

3.14

検査（inspection）

検査員（**3.18**）、又は検査員（**3.18**）によって指名された者が、この規格に沿って行う圧力設備（**3.1**）の確認調査

注釈 1 内部検査（**3.11**）、外部検査（**3.12**）又はオンストリーム検査（**3.13**）、又はその組合せをいう。

3.15

リスクベース検査（risk-based inspection, RBI）

故障確率と故障影響度の両方を考慮するリスク評価プロセスを含む検査計画方法

注釈 1 この方法は、許容レベルを超えたリスクの管理、内部流体の漏えい故障の低減、及び検査方針の最適化を目的とするものである。

（出典：API 510:2022）

3.16

オーナー／使用者（owner / user）

圧力設備（**3.1**）の運転、エンジニアリング、検査（**3.14**）、補修（**3.23**）、設計変更（**3.25**）、保全、耐圧試験及び再定格（**3.26**）を管理する圧力設備（**3.1**）のオーナー（所有者）又は使用者

注釈 1 オーナーオペレータともいう。

3.17

認定検査機関（authorized inspection agency）

圧力設備のオーナー／使用者（**3.16**）のうち、**箇条 4**の要件を満たすオーナー／使用者（**3.16**）の自らの装置向けの検査を管理する機関

（出典：API 510:2022 の一部を変更）

3.18**検査員** (inspector)

A.2.11 及び B.2.10 の資格要件を満たし、この規格をもとに圧力設備 (3.1) の検査を行うよう認定検査機関 (3.17) が指定した者

注釈 1 API 510:2022 の 3.1.6 の認定圧力容器検査員 (authorized pressure vessel inspector)、及び API 570:2016 の 3.1.7 の認定配管検査員 (authorized piping inspector) に相当する。

3.19**検査作業員** (examiner)

圧力設備 (3.1) のための非破壊検査を実施する者

(出典：API 510:2022 の一部を変更)

3.20**認定 UT 斜角法検査作業員** (industry qualified UT angle beam examiner)

超音波探傷試験斜角法を実施する検査作業員 (3.19) で、JIS Z 2305 の UT レベル 2 又はレベル 3 の資格を保有し、オーナー／使用者 (3.16) が承認した者

(出典：API 510:2022 の一部を変更)

3.21**エンジニア** (engineer)

圧力設備 (3.1) の技術者で、オーナー／使用者 (3.16) が指定した者

(出典：API 510:2022 の一部を変更)

3.22**腐食専門家** (corrosion specialist)

特定のプロセスの化学物質、損傷要因 (3.3)、金属材料、材料選定、腐食防止策、腐食監視方法及びそれらの機器に対する影響に関して知識と経験を有し、オーナー／使用者 (3.16) が指定した者

(出典：API 510:2022)

3.23**補修** (repair)

圧力設備 (3.1) を設計条件下で安全な運転に適した状態に復元するために必要な、耐圧部の溶接、切断、又は研削作業を伴う作業

注釈 1 これらの作業のうち、設計温度又は設計圧力を変更するものは、補修ではなく、設計変更 (3.25) に該当する。

(出典：API 510:2022)

3.24**補修機関** (repair organization)

圧力設備 (3.1) のオーナー／使用者 (3.16) が指定した圧力設備 (3.1) の補修 (3.23) を実施する機関

(出典：API 510:2022 の一部を変更)

3.25**設計変更** (alteration)

既存の設計の範囲を超えた、耐圧性能に影響する設計関連部品の構造変更

注釈 1 類似又は同仕様の取替, 既存の寸法以内の補強ノズルの取替, 及び補強不要のノズルの追加は, 設計変更には該当しない。

(出典: API 510:2022)

3.26

再定格 (rerating)

圧力設備 (3.1) の設計温度, 最低設計金属温度又は最高許容圧力 (3.27) の変更を含む設計条件変更

注釈 1 再レーディングともいう。

(出典: API 510:2022)

3.27

最高許容圧力 (maximum allowable working pressure, MAWP)

適用する規格で許容される, 評価温度での最高の運転圧力

(出典: WES 2820:2015)

3.28

常用の圧力

通常の使用状態において当該設備に作用する圧力

注釈 1 圧力が変動する場合にあっては, その変動範囲のうち最高の圧力をいう。

(出典: コンビ則第 2 条第 1 項第 9 号)

3.29

局部腐食 (localized corrosion)

金属の表面の限られた範囲で, 局部的に発生している腐食

(出典: API 510:2022)

3.30

運転環境変更 (service change 又は change in service)

運転圧力, 運転温度の変更のほか, 内部流体の変更など損傷要因 (3.3) の見直しが必要となる変更

注釈 1 API 510:2022 及び API 570:2016 の service change に相当し, サービス変更ともいう。

(出典: API 510:2022 の一部を変更)

3.31

配管系 (piping system)

通常, ほぼ同じ成分のプロセス流体, 及び/又は使用条件にさらされ, 連結された配管の集合系統

注釈 1 配管系には, 直管部及びエルボ継手, T 継手, ボス継手などの継手部及び配管附属品 [弁 (圧力容器に直結された弁類を含む。), ノズル, ストレーナ, フィルタなどであって特定設備に該当しないもの] 並びにローディングアーム等が含まれる。

注釈 2 配管系には, 配管サポート部材 (スプリング, ハンガ, ガイドなど) も含まれるが, 架構, 垂直ビーム, 及び水平ビーム, 及び基礎などの支持構造物は含まれない。

注釈 3 配管システムともいう。

(出典: API 570:2016 の一部を変更)

3.32

配管サーキット (pipe circuit)

配管系（3.31）の中で，腐食環境，損傷要因（3.3），及び構成材料がほぼ同じ範囲
（出典：API 570:2016 の一部を変更）

3.33

小径配管（small bore piping）

JIS 呼び径が 50 A（2 B）以下の配管及び配管部品

3.34

一次配管（primary process piping）

バルブによって停止不可能，又はバルブによって停止した場合，装置の運転に大きな影響を及ぼすプロセス配管

注釈 1 通常，運転状態の環境にあるもので，一次配管には，小径配管（3.33）及び附属配管は含まれない [二次配管（3.35）についても参照]。

注釈 2 一次プロセス配管ともいう。

（出典：API 570:2016）

3.35

二次配管（secondary process piping）

遮断弁の下流に配置され，プロセス装置の運転に著しく影響を及ぼすことなくバルブによって停止可能なプロセス配管

注釈 1 二次配管は，小径配管であることが多い。

注釈 2 二次プロセス配管ともいう。

（出典：API 570:2016）

3.36

合流部（mixing point）

流体の成分，温度などの異なる 2 種類以上の流れが合流する配管部位

（出典：API 570:2016 の一部を変更）

3.37

注入部（injection point）

プロセス本管とは異なる水，蒸気，化学薬品，添加剤などの流体が，プロセス本管の流れに比べて少量で導入される配管部位

（出典：API 570:2016 の一部を変更）

3.38

同一又は同様の運転環境（same or similar service）

2 基以上の圧力容器が並列，同等又は同一の運転環境に設置され，これらのプロセス条件及び環境条件が 4 年以上一致しており，損傷要因及び損傷速度が同等と評価される運転環境

注釈 1 並列の運転環境とは，類似点及び明らかな類似性をもって，同等の構成で並列に接続されたプロセス又はプロセスの一部をいう。

注釈 2 同一の運転環境とは，構成，プロセス，運転範囲，材料，環境条件が全て同じであり，予期される劣化特性が同じであるものをいう。

（出典：API 510:2022 の一部を変更）

3.39

状態監視部位 (condition monitoring location, CML)

設備の状態を評価するために、定期的に検査を実施する設備の指定した範囲

注釈 1 CML には、予測する損傷要因に基づき複数の検査手法を適用する場合がある。

注釈 2 CML は、単一の検査点ではなく、配管のある部分全体を含んだ面などに設定する場合もある。

注釈 3 CML には TML (Thickness Monitoring Location) と呼ばれるものも含まれるが、それらに限定するものではない。

(出典 : API 570:2016)

3.40

硬化肉盛溶接 (hard facing 又は hard surfacing)

摩耗に耐えうるように、母材表面に硬い金属層を溶着させる溶接

(出典 : JIS Z 3001-1 の 11806)

3.41

ホットタップ (hot tapping)

運転中の圧力設備 (3.1) に分岐管を溶接などで接続する方法

注釈 1 分岐管を接続した箇所に穴を開けるか切断することで圧力設備 (3.1) に開口部を設ける。

3.42

プレートライニング

圧力容器の内側に内部流体による腐食や劣化損傷 (3.4) から保護する目的で、溶接される金属板

注釈 1 ストリップライニングともいう。

3.43

ライニング

圧力容器と一体的に結合されていない保護層を示し、プレートライニング (3.41)、コンクリートライニング、ゴムライニングなどの総称

3.44

ストレングス溶接 (strength weld)

チューブ長手方向の負荷に耐えるよう強度設計をされた熱交換器の伝熱管及び管板をつなぐ溶接

3.45

当て板溶接補修

圧力容器の内部または外部に当て板をすみ肉溶接で取り付ける補修方法であり、すみ肉当て板溶接補修、全周当て板溶接補修、全周ラップバンド補修、スリーブ補修などの総称

4 資格

高圧ガス保安法の対象設備に対して、この規格を使用して圧力設備の維持管理を行う者は、高圧ガス設備の特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者として認定を受けた者でなければならない。また、高圧ガス設備において、この規格を使用する者は、業界団体などが主催する、WES 9802:2024 に基づいた圧力設備の維持管理に関する事例の共有、教育活動、及び技術改善活動に参加し、この規格の理解を深めなけ

ればならない。

5 検査

圧力設備の検査に関する事項は、**API 510:2022** 及び **API 570:2016** による。高圧ガス保安法の対象設備の検査をこれらの規格に従って行う場合、その補足事項及び例外事項は、**附属書 A** 及び **附属書 B** による。

6 供用適性評価

圧力設備の供用適性評価に関する事項は、**API 579-1/ASME FFS-1:2021** 又は **WES 2820:2015** による。なお、一つの設備で評価対象となる減肉が複数ある場合には、過去の評価箇所も含めて、全ての減肉をいずれか一方の方法で統一して評価し、両規格を併せて用いてはならない。

供用適性評価を **API 579-1/ASME FFS-1:2021** による場合、その補足事項及び例外事項は**附属書 C** による。供用適性評価を **WES 2820:2015** による場合、その補足事項及び例外事項は**附属書 D** による。

7 補修

圧力設備の補修に関する事項は、**API 510:2022** 及び **API 570:2016** による。高圧ガス保安法の対象設備の補修をこれらの規格に従って行う場合、その補足事項及び例外事項は、**附属書 A** 及び **附属書 B** による。

圧力設備の補修に関する具体的な方法は、**ASME PCC-2:2022** 又は **WES 7700** 規格群による。なお、同一時期かつ同一箇所の補修において、両規格を併せて用いてはならない。

8 気密試験

8.1 気密試験時の漏れ試験方法

8.1.1 一般

気密試験におけるフランジなどの漏えいの懸念がある箇所の漏れ試験の方法は、**JIS Z 2330** による。また、適用する関連規格に基づいて、**8.1.2** 又は **8.1.3** の方法を採用してもよい。

8.1.2 ガス漏えい検知器による方法

ガス漏えい検知器は、**表 1** の性能基準を満足しなければならない。

表 1—ガス漏えい検知器の性能基準

項 目	性能基準
警報設定値	警報設定値は、対象とするガスに応じて次のとおりとする。 — 可燃性ガス又は特定不活性ガスは、爆発下限界の 1/4 以下 — 酸素は 25 % — 毒性ガスは、許容濃度値以下（アンモニア、塩素、その他これらに類する毒性ガスで試験用標準ガスの調製が困難なものは、許容濃度値の 2 倍の値以下）
警報精度	警報精度は、警報設定値に対して次のとおりとする。 — 可燃性ガス又は特定不活性ガスは、±25 %以内 — 酸素用は、±5 %以内 — 毒性ガス用は、±30 %以内

警報遅れ時間	警報設定値のガス濃度の 1.6 倍の濃度のガスを検知部に導入し、30 秒以内に作動しなければならない。ただし、検知警報設備の構造上又は理論上これより遅れる特定のガス（アンモニア、一酸化炭素、その他これらに類するガス）は 1 分以内とする。

8.1.3 ガス漏れ検知用赤外線カメラによる方法

ガス漏れ検知用赤外線カメラは、表 2 の性能基準を満足しなければならない。

表 2—ガス漏れ検知用赤外線カメラの性能基準

項 目	性能基準
検知対象ガス	メタン、プロパン、ブタンなどの炭化水素系ガス
漏えい検知（可視化）下限	メタンガス（体積分率 99 %以上）については、17 g/h の漏えいを検知（可視化）できなければならない。 さらに、次のいずれか一つのガスの漏えいを確認できなければならない。 — プロパンガス（体積分率 99 %以上）18 g/h の漏えい — ブタンガス（体積分率 99 %以上）5.0 g/h の漏えい
検知（可視化）条件	ガス温度（気温）と背景温度との差が 5 ℃以上、かつ、風速 1 m/s 以下の測定環境条件において、2 m 以上離れた場所から検知（可視化）できなければならない。
検知時間	測定開始から 10 秒以内に検知できなければならない。
記録機能	録画時間 5 分以上を記録として保持できなければならない。

8.2 気密試験の方法

8.2.1 運転中気密性能確認試験

設備運転中の気密性能の確認では、設備の運転中に次のいずれかの方法により、フランジなどの漏れの懸念がある箇所において漏れの確認を行う。

- 8.1.2 に規定するガス漏えい検知器による方法
- 8.1.3 に規定する赤外線検知カメラによる方法
- JIS Z 2329 による発泡漏れ試験方法

8.2.2 総合気密試験

設備の運転開始前に実施する総合気密試験は、次のいずれかの方法による。ただし、認定検査機関により個別に承認された場合には、他の方法を用いてもよい。

- a) **従来法** 設備を窒素又は安全な気体で設計圧（高压ガス設備にあっては常用の圧力）以上に昇圧させ、フランジなどの漏れの懸念がある箇所において漏れ試験を行って漏れないことを確認する。漏れ試験の方法は、JIS Z 2329 による。
- b) **段階法** 次に示す実施手順により、漏れないことを確認する。
 - 1) フランジの締付け作業は、例えば JIS B 2251:2008 又は ASME PCC-1:2019 に準じて行う。
 - 2) フランジの締付け作業完了後、JIS Z 2330 に規定されている漏れ試験方法のうち、発泡漏れ試験又はこれと同等以上の検知性能を有する試験方法を選定して漏れを確認する。発泡漏れ試験の方法は JIS Z 2329、それ以外の試験の方法は JIS Z 2330 の引用規格による。ただし、試験圧力は設計圧力の 35%を超えない範囲とし、105 kPa 又は設計圧力（高压ガス設備にあっては常用の圧力）の 25 % の小さい方の圧力以上とする。
 - 3) この段階でフランジ接続部などに漏えいを確認した場合、内部圧力を試験圧力の 50 %まで低下さ

せ、フランジ接続部などの増締めを実施した上で、再度、**8.2.2 の b) の 2)**に規定する試験を実施する。

- 4) 試験に合格後、実流体を導入して設備の圧力を上昇させ、内部圧力が運転圧力の 10 %に到達した段階、又は可能な限り低圧で 1 分間以上保持し、**8.1.2, 8.1.3**, 又は **JIS Z 2329** で規定する漏れ試験方法のいずれかで異常がないことを確認する。その後、段階的に運転圧力の 100 %に至るまで、同様の手順を繰り返し、漏れがないことを確認する。

8.2.3 補修に伴う気密試験

補修に伴い実施する気密試験では、**JIS Z 2330** に規定されている漏れ試験方法のうち、発泡漏れ試験又はこれと同等以上の検知性能を有する試験を選定して、フランジなどの漏れの懸念がある箇所において漏れがないことを確認する。ただし、認定検査機関により個別に承認された場合には、他の方法を用いてもよい。漏れ試験の方法は、**JIS Z 2330** の引用規格（例えば、発泡漏れ試験は、**JIS Z 2329** など）による。

9 耐圧試験

9.1 一般

9.1.1 耐圧試験の実施

耐圧部材に対する溶接補修を行った場合、**9.2** に該当する場合を除いて耐圧試験を実施しなければならない。なお、耐圧部材に対する溶接補修とは、耐圧部材に非耐圧部材を溶接する場合を含む。

9.1.2 耐圧試験圧力

耐圧試験の試験圧力は、適用法規又は設計規格に定められた圧力以上とする。

9.1.3 耐圧試験方法

設計規格又は **ASME PCC-2:2022 の Article 501** による。

9.1.4 耐圧試験時の耐震性確保

液体を使用した耐圧試験の実施においては、耐圧試験時重量に対して法規で要求される耐震性能を満足する。耐震性能を満足しない場合、当該施設が万一地震で倒壊しても、二次的に周辺施設に危害が生じないような安全措置を講じなければならない。

9.2 耐圧試験の免除

表 3 の基準を満足する溶接補修の場合、耐圧試験が免除される。ただし、当て板溶接補修を行った場合及び認定検査機関が個別に要求した場合には、耐圧試験を実施する。

表 3—耐圧試験が免除される溶接補修の要求事項

項 目	性能基準
溶接補修の程度	ASME PCC-2:2022 の Article 502.2 に規定する範囲で、次のいずれかの条件を満たす場合とする。 a) 耐圧部材を貫通していない溶接又はろう付 b) 漏れ止め溶接（シール溶接ともいう。） c) クラッド（プレートライニング、耐食肉盛など）の施工又はその補修 d) 硬化肉盛溶接

	e) フランジシート面の補修溶接で、フランジの厚さの 50 %未満の深さの溶接 f) 伝熱管－管板のストレングス溶接で、1 回の運転期間後の伝熱管取替本数が総伝熱管本数の 10 %未満 g) 熱交換器、蒸気発生器及びボイラの伝熱管のプラグ打設、又はスリーブ施工
溶接補修に適用する基準	次のいずれかの基準による溶接補修とする。 a) WES 7700-1:2019 及び WES 7700-2:2019 b) ASME PCC-2:2022
溶接補修要領のレビュー	溶接管理技術者を任命し、補修要領のレビュー及び施工結果の確認を行う。 溶接管理技術者は、WES 8103 の 1 級資格又は同等以上の能力をもつ者とする。
溶接補修施工の確認	溶接補修要領に従い、WES 8103 の 2 級資格又は同等以上の能力をもつ者の指示監督下で実施する。
検査	適用する基準及び溶接施工要領書に従って、溶接前及び溶接後に検査を行い、健全性を確認する。

附属書 A (規定)

API 510 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項

A.1 一般

API 510:2022 を高圧ガス保安法の対象設備に適用する場合、この附属書は、**箇条 5**（検査）及び**箇条 7**（補修）の補足事項及び例外事項を規定する。

API 規格の引用文章のうち、（要求事項）と記載された規程は、原文に shall を用いて表記された規程であり、最小限の要件を意味する。（推奨事項）と表記されたものは、原文に should を用いて表記された規程であり、推奨されるが必須ではない事項を意味する。

A.2 補足事項及び例外事項

A.2.1 API 510 の適用範囲

A.2.1.1 一般用途

API 510:2022 の適用範囲のうち、一般用途は、API 510:2022 の 1.1 による。ただし、次の事項は読み替える。

- a) 対象範囲（API 510:2022 の 1.1.1）は、高圧ガス保安法特定設備検査規則に基づいて設計製作された圧力容器、及び特定設備検査規則の制定前に設置された設備であるが、現在の特設設備検査規則に照らして同等の設備についても、対象範囲とする。
- b) 意図（API 510:2022 の 1.1.2）のうち、検査員の要件である API 510:2022 の Annex B に基づく資格取得は、移行措置として 2029 年までの間はオーナー／使用者が個別に定めた要件をもって代替してもよい。

A.2.1.2 特定用途

API 510 の適用範囲のうち、特定用途は API 510:2022 の 1.2 による。

A.2.2 API 510 の引用規格

API 510:2022 に規定された引用規格（API 510:2022 の**箇条 2**）について、相当国内規格への読替え及び高圧ガス設備への適用は、**表 A.1** のとおりとする。**表 A.1** に記載のない API 510:2022 の引用規格については、そのまま引用する。

表 A.1—API 510:2022 引用規格の国内対応

API 510:2022 引用規格 ^{a)}	国内適用指針
API 510, Inspector Certification Examination Body of Knowledge	オーナー／使用者により別途定めることとして読み替える（2029 年までの経過措置）。
API 579-1/ASME FFS-1, Fitness-for-Service	この規格の 箇条 6 に関する事項は、 WES 2820 に読み替えてもよい。ただし、一つの設備で評価対象となる減肉が複数ある場合には、過去の評価箇所も含めて、全ての減肉をいずれか一方の方法で統一して評価し、両規格を併せて用いてはならない。
API RP 580, Risk-Based Inspection	適用対象外とする。
API RP 581, Risk-Based Inspection Methodology	適用対象外とする。
API RP 2201, Safe Hot Tapping Practices in the Petroleum and Petrochemical Industries	適用対象外とする。
ASME PCC-2, Repair of Pressure Equipment and Piping	この規格の 箇条 7 に関する事項は、 WES 7700 規格群に読み替えてもよい。ただし、同一時期かつ同一箇所の補修において、 ASME PCC-2 及び WES 7700 規格群の両規格を併せて用いてはならない。
ASME Boiler and Pressure Vessel Code, Section II: Materials ASME Boiler and Pressure Vessel Code, Section V: Nondestructive Examination ASME Boiler and Pressure Vessel Code, Section VIII: Rules for Construction of Pressure Vessels; Division 1 ASME Boiler and Pressure Vessel Code, Section VIII: Rules for Construction of Pressure Vessels; Division 2: Alternative Rules ASME Boiler and Pressure Vessel Code, Section IX: Welding and Brazing Qualifications	対象設備の設計製作時の規格又は適用法規の該当基準に読み替える。
ASNT CP-189 Standard for Qualification and Certification of Nondestructive Testing Personnel	JIS Z 2305 非破壊試験技術者に読み替える。
ASNT SNT-TC-1A, Personnel Qualification and Certification in Nondestructive Testing	JIS Z 2305 非破壊試験技術者に読み替える。
注 ^{a)} RP : Recommended Practice	

A.2.3 用語、定義及び略語

用語、定義及び略語（API 510:2022 の**箇条 3**）は、この規格の**箇条 3**による。

A.2.4 オーナ／使用者の検査機関

A.2.4.1 オーナ／使用者の責務

オーナー／使用者の責務は、API 510:2022 の**4.1**による。

A.2.4.2 エンジニア

エンジニアの要件は、API 510:2022 の**4.2**による。

A.2.4.3 補修機関

補修機関の要件は、API 510:2022 の 4.3 による。

A.2.4.4 検査員

圧力容器の検査員の要件は、API 510:2022 の 4.4 による。ただし、API 510:2022 の Annex B に基づく資格取得は、移行措置として 2029 年までの間は、オーナー／使用者が個別に定めた要件をもって代替してもよい。

A.2.4.5 検査作業員

検査作業員の要件は、API 510:2022 の 4.5 による。

A.2.4.6 その他の人員

その他の人員の要件は、API 510:2022 の 4.6 による。

A.2.4.7 検査機関の監査

検査機関の監査は、API 510:2022 の 4.7 によるほか、高圧ガス保安法に基づく事業所による内部監査で代替してもよい。

A.2.5 検査・調査・耐圧試験の手順

A.2.5.1 検査計画

検査計画（検査計画の作成、内容など）は、API 510:2022 の 5.1 による。

A.2.5.2 リスクベース検査

リスクベース検査（API 510:2022 の 5.2）は、適用対象外とする。

A.2.5.3 検査の準備

検査の準備（安全準備、記録準備など）は、API 510:2022 の 5.3 による。

A.2.5.4 種々の損傷要因及び故障形態に対する検査

種々の損傷要因と故障形態に対する検査は、API 510:2022 の 5.4 による。

A.2.5.5 圧力容器の検査及び監視の種類

圧力容器の検査及び監視の種類（内部検査、外部検査、オンストリーム検査、肉厚測定、保温材下腐食検査など）は、API 510:2022 の 5.5 による。

A.2.5.6 状態監視部位（CML）

CML に関する事項（CML の監視方法、CML の設定方法など）は、API 510:2022 の 5.6 による。

A.2.5.7 状態監視の方法

状態監視の方法（監視方法の種類、選択方法など）は、API 510:2022 の 5.7 による。

A.2.5.8 耐圧試験

耐圧試験に関する事項（実施時期、試験圧力、事前準備、水圧及び気圧試験の配慮事項、非破壊検査による代替など）は、API 510:2022 の 5.8 による。ただし、API 510:2022 の 5.8.5.1 は、表 A.2 のとおり読み替える。

表 A.2—API 510:2022 の 5.8.5.1 の読替え

対象箇条	規定 ^{a)}
API 510:2022 5.8.5.1	水圧試験を適用する前に、支持構造及び基礎設計を確認し、 <u>KHKS 0861:2018 又は KHKS 0862:2018 で要求される耐震性能を満足する（要求事項）。満足しない場合、補強を行わなければならない（要求事項）。水圧試験の最大圧力が加わる可能性のある計器とその他部品は、指定の耐圧試験用に設計されていなければならない（要求事項）。この条件を満足しない場合、試験から除外しなければならない（要求事項）。</u>
注 ^{a)} 読替え箇所を下線部で示す。	

A.2.5.9 材料の検証及びトレーサビリティ

材料の検証及びトレーサビリティは、API 510:2022 の 5.9 による。

A.2.5.10 供用中の溶接部の検査

供用中の溶接部の検査（検査の対象、方法など）は、API 510:2022 の 5.10 による。ただし、API 510:2022 の 5.10.3 は、表 A.3 のとおり読み替える。

表 A.3—API 510:2022 の 5.10.3 の読替え

対象箇条	規定 ^{a)}
API 510:2022 5.10.3	割れ状のきず、環境助長割れ、及び溶接部の選択腐食は、検査員のほか、エンジニア又は腐食専門家が評価しなければならない（要求事項）。 <u>きずは、製作時の検査合格基準により評価する。</u>
注 ^{a)} 読替え箇所を下線部で示す。	

A.2.5.11 フランジ継手の検査及び補修

フランジ継手の検査及び補修は、API 510:2022 の 5.11 による。

A.2.5.12 多管式熱交換器の検査

多管式熱交換器の検査は、API 510:2022 の 5.12 による。

A.2.6 検査の周期/頻度及び範囲

A.2.6.1 一般

検査の周期、頻度及び範囲に関する一般事項（適用規格、承認方法、材料及び設計の配慮事項など）は、API 510:2022 の 6.1 による。

A.2.6.2 設置時及び運転環境変更時の検査

設置時及び運転環境変更時の検査周期、頻度及び範囲は、API 510:2022 の 6.2 による。

A.2.6.3 リスクベース検査 (RBI)

リスクベース検査 (API 510:2022 の 6.3) は、適用対象外とする。

A.2.6.4 外部検査

外部検査の周期、頻度及び範囲は、API 510:2022 の 6.4 による

A.2.6.5 内部検査、オンストリーム検査、肉厚測定検査

内部検査、オンストリーム検査及び肉厚測定検査の周期、頻度及び範囲は、API 510:2022 の 6.5 による。ただし、次の a) 及び b) の読替え及び補足に従う。

- a) 内部検査、オンストリーム検査及び肉厚測定検査の周期は、API 510:2022 の 6.5.1 による。ただし、API 510:2022 の 6.5.1.1 及び 6.5.1.5 は、それぞれ表 A.4 及び表 A.5 の読替え及び補足に従う。
- b) 内部検査の代わりにオンストリーム検査は、API 510:2022 の 6.5.2 による。ただし、API 510:2022 の 6.5.2.1 は、表 A.6 の読替え及び補足に従う。
- c) 同一及び同様の運転環境の機器 (API 510:2022 の 6.5.3) の代表検査は、表 A.7 の読替え及び補足に従う。

表 A.4—API 510:2022 の 6.5.1.1 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 6.5.1.1	内部検査又はオンストリーム検査の周期は圧力容器の余寿命の半分又は <u>12 年の短い方</u> を超えない周期としなければならない (要求事項)。ただし、余寿命が 4 年未満の場合、次のうち短い方とする。 — 余寿命と同じ期間 — 2 年 検査員又はエンジニアは、オーナー/使用者の品質保証 (QA) システムに従って周期を設定する。内部検査の代わりにオンストリーム検査を実施する場合、その要件については、この規格の表 A.6 を参照する。
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

表 A.5—API 510:2022 の 6.5.1.5 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 6.5.1.5	<u>A.2.7.3 に従って各圧力容器部品の MAWP を推定し、検査周期を設定する方法がある。この方法では、仮設定した検査周期と、その周期による次回検査までの期間に推定される減肉量から、次回検査時点における MAWP を推定する。推定した MAWP が、次のいずれかの値よりも高い場合に、仮設定した検査周期を適用してよい。</u> <u>高圧ガス設備：常用の圧力</u> <u>ASME 規格による設備：銘板に記載された MAWP に静水圧を加えた値、</u> 又は再定格した MAWP に静水圧を加えた値 <u>この方法を使う場合の最長検査周期は 12 年とする。</u>
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

表 A.6—API 510:2022 の 6.5.2.1 の読替え及び補足

対象箇条	規定 ^{a)}
API 510:2022 6.5.2.1	次の状況においては、検査員の承認で、内部検査の代わりにオンストリーム検査を行ってもよい。 a) サイズ又は構造により、内部検査のための容器への立入りが不可能な場合 b) 内部検査のための容器への立入りが物理的に可能であっても、以下の全ての条件を満足する場合 1) 圧力容器の腐食速度が 0.125 mm/y 未満であることを把握している。 2) 圧力容器の余寿命が 12 年を超えている。 3) 微量成分の影響を含めて、内容物の腐食性が少なくとも <u>4 年以上ほぼ同一である。</u> 4) 外部検査において疑わしい状態を発見していない。 5) 運転温度が、<u>API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Table 4.1 に示されている圧力容器材料のクリープ下限温度を超えない。</u> 6) 圧力容器が、取り扱う流体に起因した環境助長割れ又は水素損傷の対象ではない。 7) 圧力容器が、プレートライニングなど、一体的に結合されていないライニングを有さない。
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

表 A.7—API 510:2022 の 6.5.3 の読替え及び補足

対象箇条	規定 ^{a)}
API 510:2022 6.5.3	<u>同一または同様の運転環境の圧力容器群において、ある容器に内部検査が行われた場合、その検査結果を群の代表として扱い、同じ群の他の圧力容器に対して、表 A.6 に基づく内部検査のオンストリーム検査による代替の判断を行ってよい。</u> <u>ただし、検査結果を群の代表として扱うには、次の状況を満足しなければならない。</u>なお、群の中で最も状態が悪いものを代表として扱うことが望ましい： a) <u>2 基以上の圧力容器が直列に接続されている場合には、群の中間点で、容器の健全性に影響する可能性のある腐食性物質が導入されない又は生成しない。</u> b) 群のあらゆる場所の運転条件が同一であり、損傷要因及び損傷速度が同等と評価される。 c) 腐食経歴が十分に蓄積されている。 <u>同一または同様の運転環境を適用する範囲及び検査対象基数を検討する際に、リスク評価または RBI 分析が有効な場合がある。</u> ただし、環境助長割れ又は水素損傷の対象の圧力容器には、内部検査のオンストリーム検査による代替を行ってはならない。
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

A.2.6.6 圧力逃がし装置

圧力逃がし装置の検査の周期/頻度及び範囲は API 510:2022 の 6.6 による。ただし、6.6.3.2 は表 A.8 の読替えに従う。

表 A.8—API 510:2022 の 6.6.3.2 の読替え及び補足

対象箇条	規定 ^{a)}

API 510:2022 6.6.3.2	<u>圧力逃がし装置の試験及び検査周期は次に示す周期を超えてはならない（要求事項）：</u> a)一般的なプロセス運転環境で <u>4 年</u> b) <u>実績により</u> 汚れがなく、かつ腐食性がないことが確認されている運転環境で <u>8 年</u>
注 a) 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

A.2.6.7 検査，試験及び調査の延期

検査，試験及び調査の延期は，API 510:2022 の 6.7 による。

A.2.6.8 検査結果による補修推奨期日の延期

検査結果による補修推奨期日の延期は，API 510:2022 の 6.8 による。

A.2.6.9 検査結果による補修推奨

検査結果による補修推奨は，API 510:2022 の 6.9 による。

A.2.7 検査データの評価，分析及び記録

A.2.7.1 腐食速度の決定

腐食速度の決定の方法は，API 510:2022 の 7.1 による。ただし，既存の圧力容器（API 510:2022 の 7.1.1.1），及び新規設置の圧力容器又はサービス変更（API 510:2022 の 7.1.2）に関する事項は，それぞれ表 A.9 及び表 A.10 の読替え及び補足に従う。

表 A.9—API 510:2022 の 7.1.1.1 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 7.1.1.1	減肉の損傷要因に対する腐食速度は、2 回の肉厚測定値の差を、それらの測定時期の間隔で割ることで算定する。短期腐食速度は、直近 2 回の肉厚測定値によって算定する。長期腐食速度は、直近の測定値とその機器の初期の測定値から算定する。<u>3 回以上の肉厚測定値を使用して、最小二乗法による腐食速度を算定してもよい。短期腐食速度（ST）及び長期腐食速度（LT）の算定は、それぞれ式(3)及び式(4)による（要求事項）。</u> $\text{長期腐食速度(LT)} = \frac{t_{\text{initial}} - t_{\text{actual}}}{t_{\text{initial}} \text{と} t_{\text{actual}} \text{の間の期間}} \quad (3)$ $\text{短期腐食速度(ST)} = \frac{t_{\text{previous}} - t_{\text{actual}}}{t_{\text{previous}} \text{と} t_{\text{actual}} \text{の間の期間}} \quad (4)$ <u>最小二乗法による腐食速度（R_{LSM}）の算定は、次の式による（要求事項）。</u> $\text{最小二乗法による腐食速度}(R_{\text{LSM}}) = \frac{n \sum_{k=1}^n y_k t_k - \sum_{k=1}^n y_k \sum_{k=1}^n t_k}{n \sum_{k=1}^n y_k^2 - \left(\sum_{k=1}^n y_k \right)^2}$ ここで、 t_{initial} : 初期肉厚（mm） 製造初期の肉厚値、又は新たな腐食速度環境での初期肉厚 t_{actual} : 直近の検査で測定した肉厚（mm） t_{previous} : 前回の検査で測定した肉厚（mm） k : 1からnまでの順位数（整数） n : 測定回数（3 以上） y_k : k 回目の検査時における使用期間（y） t_k : k 回目の肉厚測定値（mm） 注記 1 t_{actual} は、t_{initial} 又は t_{previous} と同一箇所 で測定した値とする。 注記 2 t_k は、全て同一箇所 で測定した値とする。 注記 3 腐食速度の単位は（mm/y）とする。
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

表 A.10—API 510:2022 の 7.1.2 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 7.1.2	新規の圧力容器、又は運転環境変更があった圧力容器については、次のいずれかの方法を使って推定腐食速度を決定しなければならない。この推定腐食速度から余寿命と検査周期を推定してよい。 a) 同一又は同様の運転環境の圧力容器からオーナー／使用者が収集したデータを使って推定した腐食速度 b) 機器に適切に設置した超音波センサで測定した肉厚データから算定した腐食速度 c) 同一又は同様の運転環境の圧力容器の公表データから推定した腐食速度 <u>a)から c)の腐食速度が不確実な場合、腐食速度の予想外の加速が起こらないことを確認するために、供用 6 か月後に、肉厚測定によるオンストリームでの減肉速度の評価を検査計画に含めなければならない。計測誤差が影響する可能性があるため、6 か月という短い間隔の測定では、信頼性の高い腐食速度の評価が不可能な場合もあるが、この測定データは、信頼性の高い腐食速度が設定されるまでの間、余寿命の算定に利用してもよい。</u>
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

A.2.7.2 余寿命の算定

余寿命の算定は、API 510:2022 の 7.2 による。ただし、API 510:2022 の 7.2.1 及び 7.2.2 は、それぞれ表 A.11 及び表 A.12 のとおり読み替える。

表 A.11—API 510:2022 の 7.2.1 の読替え

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 7.2.1	圧力容器の余寿命は、次に示す式(5)から算定する（要求事項）。ただし、供用適性評価を適用する場合の余寿命は、将来腐れ代を求めるために想定した期間とする。 $\text{余寿命} = \frac{t_{\text{actual}} - t_{\text{required}}}{\text{腐食速度}} \quad (5)$ ここで、 t_{actual} : 直近の検査で測定した肉厚 (mm) t_{required} : 対象部材の必要肉厚 (mm) 注記1 <u>必要肉厚は対象設備の製作時の設計式（例えば、圧力及び構造による設計式）により算定され、腐れ代は含まない。</u> <u>腐食速度は、長期腐食速度 (LT)、及び短期腐食速度 (ST) のうち、腐食環境変化などの考察を踏まえて、適切な方を選定しなければならない。適切な判断根拠がない場合、安全側の評価となるよう、LT 又は ST のうち大きい方の腐食速度を用いる。検査員が適切と判断した場合、これらに代えて最小二乗法による腐食速度 (R_{LSM}) を採用してもよい。</u>
注 ^{a)} 読替え箇所を下線部で示す。	

表 A.12—API 510:2022 の 7.2.2 の読替え

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 7.2.2	圧力容器の各部位の腐食速度と余寿命の算定に用いる <u>最小二乗法による腐食速度</u> は、内部検査の周期を決定する目的や内部検査の代わりにオンストリーム検査を行うための評価（ 表 A.6 参照）に適用してもよい。 <u>ただし、最小二乗法による検討が、圧力容器の実際の状態を反映しているか、注意を払うことが望ましい（推奨事項）。分析に用いたデータは、保管しなければならない（要求事項）。</u>
注 ^{a)} 読替え箇所を下線部で示す。	

A.2.7.3 最高許容圧力（MAWP）の決定

MAWP の決定は、API 510:2022 の 7.3 による。

A.2.7.4 腐食範囲の分析評価

腐食範囲の分析評価（供用適性評価による減肉評価、孔食評価、代替評価方法、継手効率の調整、容器ヘッドの腐食範囲の評価など）は、API 510:2022 の 7.4 による。ただし、API 510:2022 の 7.4.2、7.4.3 及び 7.4.4 は、次の a)、b)、及び c)の補足及び読替えに従う。

- a) 局部腐食範囲の評価（API 510:2022 の 7.4.2 は、**表 A.13** のとおり読み替える。
- b) 孔食の評価（API 510:2022 の 7.4.3）は、適用対象外とする。
- c) 減肉の代替評価方法（API 510:2022 の 7.4.4）は、**表 A.14** のとおり読み替える。

表 A.13—API 510:2022 の 7.4.2 の読替え

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 7.4.2	局部減肉の評価は、 <u>API 579-1/ASME FFS-1:2021 又は WES 2820:2015 による。</u> なお、一つの設備で評価対象となる減肉が複数ある場合には、 <u>過去の評価箇所も含めて全ての減肉をいずれか一方の方法で統一して評価し、両規格を併せて用いてはならない。</u> 高圧ガス設備の評価にこれらの方法を使用する場合の補足及び例外事項は、API 579-1/ASME FFS-1:2021 については 附属書 C 、又は WES 2820:2015 については 附属書 D による。
注 ^{a)} 読替え箇所を下線部で示す。	

表 A.14—API 510:2022 の 7.4.4 の読替え

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 7.4.4	全面減肉及び局部減肉については、 <u>API 579-1/ASME FFS-1:2021 Part4/Part5 又は WES 2820:2015 を適用してもよい。</u> なお、一つの設備で評価対象となる減肉が複数ある場合には、 <u>過去の評価箇所も含めて全ての減肉をいずれか一方の方法で統一して評価し、両規格を併せて用いてはならない。</u> 高圧ガス設備の評価にこれらの方法を使用する場合の補足及び例外事項は、API 579-1/ASME FFS-1:2021 については 附属書 C 、又は WES 2820:2015 については 附属書 D による。
注 ^{a)} 読替え事項を下線部で示す。	

A.2.7.5 供用適性評価

供用適性評価（API 510:2022 の 7.5）は、**表 A.15** のとおり読み替える。さらに、供用適性評価の適用範囲は**箇条 7**による。

表 A.15—API 510:2022 の 7.5 の読替え

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 7.5.	荷重 [圧力及び他の荷重 (例えば API 579-1/ASME FFS-1:2021 に記載された、重量、風などの荷重)] の支持能力に影響しうる損傷が見つかった耐圧部については、使用継続が可能であるか評価しなければならない。供用適性評価を、この評価に適用してもよい。 <u>供用適性評価は API 579-1/ASME FFS-1:2021 又は WES 2820:2015 の方法による。なお、一つの設備で評価対象となる減肉が複数ある場合には、過去の評価箇所も含めて全ての減肉をいずれか一方の方法で統一して評価し、両規格を併せて用いてはならない。高压ガス設備の評価にこれらの方法を使用する場合には、API 579-1/ASME FFS-1:2021 については附属書 C、又は WES 2820:2015 については附属書 D による。</u>
注 ^{a)} 読替え箇所を下線部で示す。	

A.2.7.6 必要肉厚の決定

必要肉厚の決定は、API 510:2022 の 7.6 による。

A.2.7.7 最小限の文書記録を有する既存設備の評価

銘板がない機器の評価、設計記録のない機器の評価など、最小限の文書記録を有する既存設備の評価は、API 510:2022 の 7.7 による。

A.2.7.8 報告書及び記録

報告書及び記録（構造設計の記録、検査経歴、補修や設計変更の記録、供用適性評価の記録など）は、API 510:2022 の 7.8 による。

A.2.8 圧力容器及び圧力逃がし装置の補修、設計変更及び再定格

A.2.8.1 補修及び設計変更

補修及び設計変更（一般事項、承認方法、設計、材料及び欠陥補修の配慮事項など）は、API 510:2022 の 8.1 による。A.2.8.2 を除き、箇条 7 に従って、ASME PCC-2 を WES 7700 規格群に読み替えて用いてもよい。

A.2.8.2 一時的な補修

一時的な補修は、API 510:2022 の 8.2 による。ただし、次の a)、b)、及び c)の補足及び読替えに従う。

- a) 圧力容器の一時的な補修に関する一般事項 (API 510:2022 の 8.2.1) は、表 A.16 の通り読み替える。
- b) すみ肉溶接当て板は API 510:2022 の 8.2.2 による。ただし、8.2.2.2 及び 8.2.2.3 は、それぞれ表 A.17 及び表 A.18 のとおり読み替える。なお、割れの補修には使用してはならない。
- c) ラップバンド補修 (API 510:2022 の 8.2.3) は、表 A.19 の通り読み替える。
- d) 非貫通のノズル (API 510:2022 の 8.2.4) 及び非金属コンポジットラップ (API 510:2022 の 8.2.5) は、適用対象外とする。

表 A.16—API 510:2022 の 8.2.1 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}

API 510:2022 8.2.1	圧力容器への一時的な補修は、恒久的な補修が行われるまでの間、容器が継続使用に適する状態になることを検査員及びエンジニアが合意した場合、実施してよい。<u>一時的な補修については、次の保全の機会までに、適切な恒久的補修又は取替を実施しなくてはならない(要求事項)</u>。一時的な補修の文書記録には以下が含まれることが望ましい(推奨事項)： a) 補修箇所 b) 補修仕様の詳細（構成材料、厚さ、溶接サイズ、実施される非破壊検査など） c) 恒久補修又は取替までの間、容器が供用に適することを証明する検討の詳細 d) 今後の検査の要件 e) 恒久的な補修を行う期日 恒久的な補修が完成するまでの間の検査計画には、一時的な補修の健全性の監視を含めなければならない(要求事項)。なお、溶接付リーク ボックス補修(ASME PCC-2 Article 204)及びメカニカル クランプ補修(ASME PCC-2 Article 306)は適用対象外とする。
注 a) 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

表 A.17—API 510:2022 の 8.2.2.2 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 a)
API 510:2022 8.2.2.2	すみ肉溶接当て板は、特に溶接継手効率に関連して、特別な設計上の考慮事項が必要となる。 a) すみ肉溶接当て板は、シェル、ヘッド、及びヘッドの内面又は外面に適用してよい。オンストリーム状態での検査を容易にするために、外表面に設置されるのが望ましい。 b) すみ肉溶接当て板は、適用構造規格の規定に従って膜ひずみを吸収するよう設計され、以下を満足しなければならない： 1) 容器部品や当て板において、許容膜応力を超えない。 2) <u>当て板のひずみは、すみ肉溶接部で許容応力を超えるような応力を生じない。(要求事項)。</u> c) すみ肉溶接の設計に、ASME PCC-2のArticle 212 を適用してもよい。
注 a) 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

表 A.18—API 510:2022 の 8.2.2.3 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 a)
API 510:2022 8.2.2.3	すみ肉溶接当て板は、適用構造規格によって許容された開口部の補強を除いて、既存のすみ肉溶接当て板の上に重ねて設置してはならない(要求事項)。既存のすみ肉溶接当て板に隣接してすみ肉溶接当て板を設置する場合、すみ肉溶接止端の間の距離は<u>次の距離を下回ってはならない(要求事項)</u>： $d = 4\sqrt{Rt} \qquad (7)$ ここで、 d : すみ肉溶接と隣接するすみ肉溶接の止端の間の最短距離 (mm) R : 容器の内半径 (mm) t : 当て板下の容器の実際の肉厚 (mm)
注 a) 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

表 A.19—API 510:2022 の 8.2.3 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 8.2.3	次の要件を満足する場合、全周ラップバンド補修を検討してもよい。 a) 設計がエンジニア及び検査員によって承認され文書化されている。 b) <u>割れの補修には適用しない(要求事項)。</u> c) バンドは、容器の設計圧力を保持するよう設計されている。 d) 補修バンドの長手溶接は全て完全溶け込み突合せ溶接であり、適用規格に準じて、設計継手効率が設定され、検査されている。 e) バンドを容器母材に接続する周方向のすみ肉溶接は、継手効率0.45として長手方向の荷重を伝達するよう設計されている。場合によっては、容器母材に対するバンドの偏心の影響を、バンド溶接寸法に考慮しなければならない(要求事項)。 f) すべての取付溶接継手に対して、適切な表面検査を実施しなければならない(要求事項)。 g) 該当する場合は、容器シェルとバンドとの膨張差に起因する疲労など、取付溶接部の疲労を考慮することが望ましい（推奨事項）。 h) 設計条件において、バンド材料や溶接金属は内部流体に適しており、バンドに適切な腐れ代が設けられている。 i) 補修の原因となった損傷要因を考慮し、補修部に対する追加監視及び今後の検査の必要性を判断しなければならない(要求事項)。 容器ノズル用の全周スリーブについては、ASME PCC-2 の Article 206 を参照。
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

A.2.8.3 恒久的な補修

恒久的な補修（補修方法、配慮事項など）は、API 510:2022 の 8.3 による。ただし、**箇条 7**に従い、ASME PCC-2 を WES 7700 規格群に読み替えて用いてもよい。

A.2.8.4 溶接及びホットタツプ

溶接に関する事項（溶接方法、品質管理方法など）は、API 510:2022 の 8.4 による。ただし、ホットタツプは適用対象外とする。また、**箇条 7**に従い、ASME PCC-2 を WES 7700 規格群に読み替えて用いてもよい。

A.2.8.5 PWHT

PWHT に関する事項（PWHT 方法など）は、API 510:2022 の 8.5 による。ただし、**箇条 7**に従い、ASME PCC-2 を WES 7700 規格群に読み替えて用いてもよい。

A.2.8.6 PWHT の代替方法

PWHT の代替方法は、API 510:2022 の 8.6 による。ただし、**箇条 7**に従い、ASME PCC-2 を WES 7700 規格群に読み替えて用いてもよい。

A.2.8.7 溶接部の非破壊検査

溶接部の非破壊検査は、API 510:2022 の 8.7 による。

A.2.8.8 ぜい性破壊を生じるおそれのある圧力容器の溶接検査

ぜい性破壊を生じるおそれのある圧力容器の溶接検査は、**API 510:2022** の **8.8** による。

A.2.8.9 再定格

再定格（再定格の方法，配慮事項など）は，**API 510:2022** の **8.9** による。

A.2.9 採掘及び生産に用いられる圧力容器への代替規則

採掘及び生産に用いられる圧力容器への代替規則（**API 510:2022** の **箇条 9**）は，適用対象外とする。

A.2.10 規格の免除範囲

規格の免除範囲は，オーナー／使用者が指定し，例えば，**API 510:2022** の **Annex A** を参考にする。

A.2.11 検査員の認証

認定圧力容器検査員の認証（**API 510:2022** の **Annex B**）の資格は，移行措置として，2029 年までの間はオーナー／使用者が個別に定めた要件をもって代替する。

附属書 B (規定)

API 570 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項

B.1 一般

API 570:2016, API 570 Addendum 1:2017, API 570 Addendum 2:2018 及び Errata 1:2018 を高圧ガス保安法の対象設備に適用する場合、この附属書は、**箇条 5**（検査）及び**箇条 7**（補修）の補足事項及び例外事項を規定する。

API 規格の引用文章のうち、（要求事項）と記載された文章は、原文に shall を用いて表記された規程であり、最小限の要件を意味する。（推奨事項）と表記された文章は、原文に should を用いて表記された規程であり、推奨されるが必須ではない事項を意味する。

B.2 補足事項及び例外事項

B.2.1 API 570 の適用範囲

B.2.1.1 一般用途

API 570:2016 の適用範囲のうち、一般用途は API 570:2016 の **1.1** による。ただし、次の事項は読み替える。

- a) 対象範囲（API 570:2016 の **1.1.1**）については、高圧ガス保安法コンビナート等保安規則に基づいて設計製作された配管も対象範囲とする。
- b) 意図（API 570:2016 の **1.1.2**）のうち、配管の検査員の要件である API 570:2016 の **Annex A** に基づく資格取得は、移行措置として 2029 年までの間はオーナー／使用者が個別に定めた要件をもって代替してもよい。

B.2.1.2 特定用途

適用範囲のうち、特定用途は API 570:2016 の **1.2** による。

B.2.2 API 570 の引用規格

API 570:2016 に規定された引用規格（API 570:2016 の**箇条 2**）について、相当国内規格への読替え及び高圧ガス設備への適用は、**表 B.1** のとおりとする。**表 B.1** に記載のない API 570:2016 の引用規格については、そのまま適用する。

表 B.1—API 570:2016 引用規格の国内対応

API 570:2016 引用規格 ^{a)}	国内適用指針
API 579-1/ASME FFS-1, Fitness-for-Service	この規格の 箇条 6 に関する事項は、 WES 2820 に読み替えてもよい。ただし、一つの設備で評価対象となる減肉が複数ある場合には、過去の評価箇所も含めて、全ての減肉をいずれか一方の方法で統一して評価し、両規格を併せて用いてはならない。
API RP 580, Risk-Based Inspection	適用対象外とする。
API RP 581, Risk-Based Inspection Methodology	適用対象外とする。
API RP 2201, Safe Hot Tapping Practices in the Petroleum and Petrochemical Industries	適用対象外とする。
ASME B16.34, Valves—Flanged, Threaded, and Welding End	対象設備の設計・製作時の適用規格又は適用法規の該当箇所に読み替える。
ASME B31.3, Process Piping	対象設備の設計・製作時の適用規格又は適用法規の該当箇所に読み替える。
ASME PCC-2, Repair of Pressure Equipment and Piping	この規格の 箇条 7 に関する事項は、 WES 7700 規格群に読み替えてもよい。ただし、同一時期かつ同一箇所の補修において、 ASME PCC-2 及び WES 7700 規格群の両規格を併せて用いてはならない。
ASNT CP-189, Standard for Qualification and Certification of Nondestructive Testing Personnel	JIS Z 2305 に読み替える。
ASNT SNT-TC-1A, Personnel Qualification and Certification in Nondestructive Testing	JIS Z 2305 に読み替える。
注 ^{a)} RP : Recommended Practice	

B.2.3 用語、定義及び略語

用語、定義及び略語（**API 570:2016** の**箇条 3**）は、この規格の**箇条 3**による。

B.2.4 オーナ／使用者の検査機関

B.2.4.1 一般

オーナ／使用者の検査機関に関する一般事項は、**API 570:2016** の**4.1**による。

B.2.4.2 認定配管検査員の適格性確認及び認証

認定配管検査員の適格性確認及び認証は、**API 570:2016** の**4.2**による。ただし、**Annex A**に規定される適格性確認のための資格は、移行措置として、2029年までの間はオーナ／使用者が個別に定めた要件をもって代替してもよい。

B.2.4.3 責務

責務（オーナ／使用者の責務、構成人員の責務など）は、**API 570:2016** の**4.3**による。ただし、オーナ／使用者の責務のうち、検査機関の監査（**API 570:2016** の**4.3.1.2**）は、高圧ガス保安法に基づく事業所による内部監査で代替してもよい。

B.2.5 検査・調査・耐圧試験の手順

B.2.5.1 検査計画

検査計画（配管系の設定及び配管サーキットの設定、検査計画の作成、最小限の要求内容など）は、**API 570:2016** の **5.1** による。

B.2.5.2 リスクベース検査（RBI）

リスクベース検査（**API 570:2016** の **5.2**）は、適用対象外とする。

B.2.5.3 検査の準備

検査の準備（安全準備、記録確認など）は、**API 570:2016** の **5.3** による。

B.2.5.4 劣化及び故障の損傷形態に応じた検査の種類及び箇所

劣化及び故障の損傷形態に応じた検査の種類及び箇所（配管系の損傷種類、配管系の劣化範囲など）は、**API 570:2016** の **5.4** による。

B.2.5.5 一般的な検査及び監視の種類

一般的な検査及び監視の種類（内部目視検査、外部目視検査、オンストリーム検査、肉厚測定など）は、**API 570:2016** の **5.5** による。

B.2.5.6 状態監視部位（CML）

CML に関する事項（CML の設定方法など）は、**API 570:2016** の **5.6** による。

B.2.5.7 状態監視方法

状態監視方法の種類（超音波探傷試験、放射線透過試験、非破壊検査のための表面処理など）は、**API 570:2016** の **5.7** による。

B.2.5.8 保温材下腐食の検査

保温材下腐食の検査は、**API 570:2016** の **5.8** による。

B.2.5.9 合流部の検査

合流部の検査は、**API 570:2016** の **5.9** による。

B.2.5.10 注入部の検査

注入部の検査は、**API 570:2016** の **5.10** による。

B.2.5.11 配管系の耐圧試験

配管系の耐圧試験に関する事項（耐圧試験の実施時期、試験圧力、事前準備、水压及び気圧試験時の配慮事項、非破壊検査による代替など）は、**API 570:2016** の **5.11** による。ただし、**API 570:2016** の **5.11.1** は、**表 B.2** の読替え及び補足に従う。

表 B.2—API 570:2016 の 5.11.1.の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 570:2016 5.11.1.	通常、日常的な検査の一部として耐圧試験を実施しない（補修、設計変更、及び再定格に対する耐圧試験要件については B.2.8 を参照）。ただし、所轄官庁の要件、溶接後の設計変更、埋設配管、検査員又は配管エンジニアの指示などによる耐圧試験の実施は、この限りではない。耐圧試験を実施する場合、耐圧試験は ASME B31.3 の要件に準じて実施しなければならない（要求事項）。耐圧試験に関するその他の考慮事項は、API RP 574, API 579-1/ASME FFS-1:2021, 及び ASME PCC-2 Article 501 による。配管系の気密試験は、オーナー／使用者が指定する圧力で実施してもよい。 耐圧試験は、一般的に配管サーキット全体に対して実施する。ただし支障がなければ、配管サーキット全体の代わりに（配管の取替セクションなど）個々の部品又は部分に対して耐圧試験を行ってもよい。配管の部品又は部分への耐圧試験を行う場合、所期の目的に沿っているか、エンジニアに相談することが望ましい（孤立縁切り用機器の使用も含め）（推奨事項）。 耐圧試験は、全ての熱処理を実施した後に行う（要求事項）。 液体による耐圧試験を行う前に、支持構造及び基礎の設計をエンジニアが確認し、KHKS 0861:2018 又は KHKS 0862:2018 で要求される耐震性能を満足する（要求事項）。満足しない場合、補強を行わなければならない（要求事項）。 注記 オーナー／使用者は、特に高温運転機器において、試験温度における当該材料の規格最低降伏強度の 90 %を超えないよう注意する。
注 ^{a)} 読替え箇所を下線部で示す。	

B.2.5.12 材料の検証とトレーサビリティ

材料検証とトレーサビリティ（新設及び既存配管の材料検証など）は、**API 570:2016** の **5.12** による。

B.2.5.13 バルブの検査

バルブの検査は、**API 570:2016** の **5.13** による。

B.2.5.14 溶接部の供用中検査

溶接部の供用中検査は（**API 570:2016** の **5.14**）は、**表 B.3** の読替え及び補足に従う。

表 B.3—API 570:2016 の 5.14 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 570:2016 5.14	配管溶接品質の検査は、通常、新規製作、補修又は設計変更における要件の一環として行う。一方、溶接部は、放射線透過試験又は内部検査の一環として、腐食がないか検査することが多い。溶接部の選択腐食が見つかった場合、同じ配管サーキット又は配管系の溶接部を、腐食がないか追加調査することが望ましい。 注記 1 API 577 に、溶接検査におけるその他のガイダンスが明記されている。 各種非破壊検査の特徴及びきず検出性は異なるため、製作時とは別の非破壊検査を使用することにより、供用中ではなく、元から存在していたきずが見つかる場合がある（例えば、製作時は RT のみが適用され、供用中検査では超音波探傷試験（UT）及び磁気探傷試験（MT）が適用される場合）。このため、製作時に、オーナー／使用者が供用中検査で適用を計画している種類の非破壊検査を指定して実施しておくことが望ましい。 配管系の運転中に割れ状きずなどの不全部を検知した場合、その不全部の程度を評価するために、放射線透過試験及び／又は超音波探傷試験を使った追加検査を行うことが望ましい（推奨事項）。さらに、検査員は、割れ状の不全部が元々の溶接施工に起因するものか、環境割れ要因によるものか検討することが望ましい（推奨事項）。 割れ状きずや環境割れについては、エンジニアが製作時の検査合格基準に基づき評価するか、及び／又は腐食専門家が評価しなければならない（要求事項）。溶接部の選択腐食については、検査員が<u>その原因を検討し腐食速度を評価しなければならない</u>（要求事項）。既存の溶接部の品質を評価する際に考慮すべき事項には、次のようなものを含む。 a) 元々の製作時検査方法及び受入れ基準 b) きずの範囲、大きさ、及び方向 c) 使用期間 d) 設計条件に対する実際の運転の条件 e) 配管 2 次応力（残留及び熱）の影響 f) 疲労負荷（機械的疲労及び熱疲労）の可能性 g) 一次配管系か二次配管系か h) 衝撃負荷又は過渡負荷の可能性 i) 環境助長割れの可能性 j) 補修及び熱処理の経歴 k) フェライト系－オーステナイト系、アロイ 400－炭素鋼などの異材溶接 l) 溶接部の硬さ 供用中の配管溶接部において、ASME B31.3 における元々の構造規格の溶接品質に対する放射線透過試験の許容基準を適用するのは不適切な場合がある。B31.3 の許容基準は、<u>新規製作への適用を意図しており、当該溶接部だけではなく、系内の全ての溶接部（又は溶接作業員）の品質を推定し評価するためのものである。</u> オーナー／使用者により次の項目のいずれかが要求される場合、オーナー/使用者は認定 UT 斜角法検査作業員を指定しなければならない（要求事項）。 a) 外面からの検査により、内表面の面状きずを検知する場合。 b) 面状きずの検知、特性評価、及び／又は肉厚方向のきず寸法の測定が必要な場合。 このような認定 UT 斜角法検査作業員を適用する例としては、供用適性評価のためのきず寸法の確認や、既知のきずの監視などが含まれる。
注 ^{a)}	読替え及び補足箇所を下線部で示す。

B.2.5.15 フランジ継手の検査

フランジ継手の検査は、API 570:2016 の 5.15 による。

B.2.6 検査の周期／頻度及び範囲

B.2.6.1 一般

検査周期、頻度及び範囲に関する一般事項は、API 570:2016 の 6.1 による。

B.2.6.2 設置時及び運転環境変更時の検査

設置時及び運転環境変更時の検査は、API 570:2016 の 6.2 による。

B.2.6.3 配管検査計画

配管検査計画（周期設定の方法、配管サービスクラスなど）については、API 570:2016 の 6.3 による。ただし、RBI を使用した検査周期の設定（API 570:2016 の 6.3.2）は、適用対象外とする。

B.2.6.4 外部目視検査及び保温材下腐食検査の範囲

外部目視検査及び保温材下腐食検査の範囲は、API 570:2016 の 6.4 による。

B.2.6.5 肉厚測定検査の範囲及びデータ分析

肉厚測定検査の範囲及びデータ分析は、API 570:2016 の 6.5 による。

B.2.6.6 小径配管、デッドレグ、附属配管、及びねじ接続部の検査

小径配管、デッドレグ、附属配管、及びねじ接続部の検査は、API 570:2016 の 6.6 による。

B.2.6.7 圧力逃がし装置の検査と保全

圧力逃がし装置の検査と保全は API 570:2016 の 6.7 による。ただし、6.7.3.2 は表 B.4 の補足及び読替えに従う。

表 B.4—API 570:2016 の 6.7.3.2 の読替え及び補足

対象箇条	規定 ^{a)}
API 510:2022 6.7.3.2	<u>圧力逃がし装置の試験及び検査周期は次に示す周期を超えてはならない（要求事項）：</u> a)一般的なプロセス運転環境で <u>4 年</u> b)<u>実績により</u>汚れがなく、かつ腐食性がないことが確認されている運転環境で <u>8 年</u> 圧力逃がし装置に深刻な汚れ、固着を認めた場合、又は圧力逃がし装置が受入れ時の作動試験の結果、不合格になった場合、<u>個別の評価により現在の周期の妥当性が別途示されない限り</u>、検査及び試験周期を短くしなければならない(要求事項)。オーナー／使用者は受入れ時の作動試験の不合格の基準を定めるものとし、<u>その際</u>、設定圧力に対する試験作動圧力の比を基に基準を定めてよい。判定基準は最高で 150% とし、それを超えても作動しない場合はバルブが固着閉止していると判定して試験を中断する。評価では、不合格の原因又は作動不良の理由を調査することが望ましい（推奨事項）。検査や試験のために圧力逃がし装置を取り外す場合、入口及び出口配管の汚れや詰まりを目視検査することが望ましい（推奨事項）。

注 a) 読替え及び補足箇所を下線部で示す。

B.2.7 検査データの評価、分析、及び記録

B.2.7.1 腐食速度の決定

腐食速度の決定の方法（二点間法など）は、API 570:2016 の 7.1 による。ただし、統計的分析法（API 570:2016 の 7.1.3）には、表 A.9 の最小二乗法を用いる。

B.2.7.2 余寿命の算定

余寿命の算定は、API 570:2016 の 7.2 による。ただし、腐食速度の決定に、B.2.7.1 による最小二乗法を使用した場合の余寿命の算定は、A.2.7.2 による。

B.2.7.3 新規設置の配管系及び運転環境変更

新規設置後の配管系及び運転環境変更した配管系の腐食速度は、API 570:2016 の 7.3 による。

B.2.7.4 既存配管及び更新配管

既存配管及び取替配管の腐食速度は、API 570:2016 の 7.4 による。

B.2.7.5 最高許容圧力（MAWP）の決定

最高許容圧力（MAWP）の決定は、API 570:2016 の 7.5 による。

B.2.7.6 必要肉厚の決定

必要肉厚の決定は、API 570:2016 の 7.6 による。

B.2.7.7 検査結果の評価

検査結果の評価は、API 570:2016 の 7.7 を、表 B.5 のとおり読み替える。

表 B.5—API 570:2016 の 7.7 の読替え

対象箇条	規 定 a)
API 570:2016 7.7	荷重 [圧力及び他の荷重（例えば API 579-1/ASME FFS-1 に記載された、重量、風などの荷重）] の支持能力に影響し得る損傷が見つかった耐圧部については、継続使用が可能と評価されるか、是正処置／補修を実施するまで使用を停止しなければならない（要求事項）。発見した損傷の形態に対して適切な供用適性評価をこの評価に適用してもよい。供用適性評価は <u>API 579-1/ASME FFS-1:2021</u> 又は <u>WES 2820:2015</u> の方法による。なお、一つの設備で供用適性評価の対象となる減肉が複数ある場合には、過去の評価箇所も含めて全ての減肉をいずれか一方の方法で統一して評価し、両規格を併せて用いてはならない。API 579-1/ASME FFS-1:2021 による場合には <u>附属書 C</u> 、又は <u>WES 2820:2015</u> による場合には <u>附属書 D</u> による。
注 a) 読替え箇所を下線部で示す。	

B.2.7.8 配管応力解析

配管の支持構造の検査と応力解析は、API 570:2016 の 7.8 による。

B.2.7.9 配管系の検査報告書及び記録

配管系の検査報告書及び記録（記録の種類、運転及び保全記録、コンピュータ記録、配管サーキット記録など）は、API 570:2016 の 7.9 による。

B.2.7.10 検査結果による更新又は補修の推奨

検査結果による更新又は補修の推奨は、API 570:2016 の 7.10 による。

B.2.7.11 外部検査の記録

外部検査の記録は、API 570:2016 の 7.11 による。

B.2.7.12 配管系の故障及び漏えいの報告書

配管系の故障及び漏えいの報告書は、API 570:2016 の 7.12 による。

B.2.7.13 検査、試験及び調査の延期

検査、試験及び調査の延期は、API 570:2016 の 7.13 による。

B.2.8 配管系の補修、設計変更及び再定格

B.2.8.1 補修及び設計変更

補修及び設計変更（承認方法、溶接補修、非溶接補修など）は、API 570:2016 の 8.1 による。ただし、次の補足及び読替えに従う。なお、適用法規の規定に矛盾する場合、適用法規を優先する。

- a) 一時的な補修（API 570:2016 の 8.1.4.1）は、表 A.6 の読替え及び補足に従う。
- b) 非溶接補修（オンストリーム）（API 570:2016 の 8.1.5）は、適用対象外とする。
- c) 箇条 7 に従って、ASME PCC-2 を WES 7700 規格群に読み替えてもよい。ただし、API 570:2016 の 8.1.4.1 については、ASME PCC-2 を WES 7700 規格群に読替えてはならない。

表 B.6—API 570:2016 の 8.1.4.1 の読替え

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 570:2016 8.1.4.1	一時的な補修として、配管エンジニアが設計した<u>全周溶接スリーブ補修</u>を損傷又は腐食範囲に適用してもよい。詳細については、ASME PCC-2 の <u>Article 206</u> を参照とする。ただし、<u>この方法で割れの補修を行ってはならない</u>(要求事項)。 補修範囲が局部的で（孔食、ピンホールなど）、配管の規格最小降伏強度が 40,000 psi (275,800 kPa) 未満であり、かつ何らかの供用適性評価により許容可能な場合、これらの減肉範囲に対して、適切に設計された分割カップリング (<u>ASME PCC-2 の Article 206</u>) 又は当て板 (<u>ASME PCC-2 の Article 212</u>) による一時補修を適用してもよい（設計の検討事項については 8.1.4, 例については Annex C を参照）。補修材料は、配管エンジニアが個別に承認した場合を除いて、母材相当材としなければならない(要求事項)。すみ肉溶接当て板は、既存のすみ肉溶接当て板に重ねて設置してはならない(要求事項)。既存のすみ肉溶接当て板に隣接してすみ肉溶接当て板を設置する場合、すみ肉溶接の止端同士の最小距離は次の距離以上にしなければならない(要求事項)： $d = 4\sqrt{Rt} \qquad (3)$ ここで

	d :すみ肉溶接と隣接するすみ肉溶接の止端の間の最小距離 (mm) R :内側半径 (mm) t :すみ肉溶接当て板の最小必要厚さ (mm) <u>オンストリーム状態での補修は適用対象外とする。</u> <u>一時的な補修については、次の保全の機会までに、適切な恒久的補修又は取替を実施しなくてはならない (要求事項)。</u>
注 ^{a)} 読替え箇所を下線部で示す。	

B.2.8.2 溶接及びホットタッブ

溶接に関する事項（品質管理方法，溶接方法，予熱及び PWHT の方法，PWHT の代替方法，設計，材料，非破壊検査，耐圧試験など）は，API 570:2016 の 8.2 による。ただし，ホットタッブは，適用対象外とする。また，**箇条 7**に従い，ASME PCC-2 を WES 7700 規格群に読み替えてもよい。

B.2.8.3 再定格

配管の再定格は，API 570:2016 の 8.3 による。

B.2.9 埋設配管の検査

B.2.9.1 一般

埋設配管の検査に関する一般的な事項は，API 570:2016 の 9.1 による。

B.2.9.2 地上部の目視監視

埋設配管の地上部の目視検査は，API 570:2016 の 9.2 による。

B.2.9.3 管対地クローズインターバル電位の調査

管対地クローズインターバル電位の測定は，API 570:2016 の 9.3 による。

B.2.9.4 配管コーティングの欠陥調査

配管コーティングの欠陥調査は，API 570:2016 の 9.4 による。

B.2.9.5 土壌抵抗率

土壌抵抗率の測定は，API 570:2016 の 9.5 による。

B.2.9.6 カソード防食の監視

カソード防食の監視は，API 570:2016 の 9.6 による。

B.2.9.7 検査方法

埋設配管の検査方法は，API 570:2016 の 9.7 による。

B.2.9.8 検査頻度及び範囲

埋設配管の検査頻度及び範囲は、**API 570:2016** の **9.8** による。

B.2.9.9 埋設配管系の補修

埋設配管系の補修は、**API 570:2016** の **9.9** による。ただし、クランプ補修（**API 570:2016** の **9.9.2**）は、適用対象外とする。

B.2.9.10 記録

埋設配管の検査の記録については、**API 570:2016** の **9.10** による。

B.2.10 検査員の認証

API 570:2016 の **Annex A** に規定される認定配管検査員の認証の資格は、移行措置として、2029 年までの間はオーナー／使用者が個別に定めた要件をもって代替してもよい。

附属書 C (規定)

API 579-1/ASME FFS-1 の高圧ガス設備への適用のための 補足事項及び例外事項

C.1 一般

API 579-1/ASME FFS-1:2021 を高圧ガス保安法の対象設備に適用する場合、この附属書は、**箇条 6**（供用適性評価）の補足事項及び例外事項を規定する。

C.2 補足事項及び例外事項

C.2.1 ぜい性破壊に対する既存設備の評価（API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 3）

高圧ガス設備に対しては、Level 1 評価、又は Level 2 評価のうち Pressure Vessel Method A を使用する。

C.2.2 全面減肉の評価（API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 4）

全面減肉の評価は、次の a)～c)による。

- a) 高圧ガス設備に対しては、Level 1 評価又は Level 2 評価のいずれかを使用し、Level 3 評価は使用しない。
- b) KHK S 0861:2018 に基づく耐震性能が求められている場合、最小測定厚さ t_{mm} 、並びにその値を測定した部位の平均径及び内径が、評価対象部位全体の寸法であると仮定してレベル 1 耐震評価を行い、耐震性の可否を判定する。
- c) KHK S 0862:2018 に基づく耐震性能が求められている場合、耐震性能を満足するための設計検討時の肉厚を最小測定厚さ t_{mm} が上回っていれば合格とする。

C.2.3 局部減肉の評価（API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 5）

局部減肉の評価は、次の a)～c)による。

- a) 高圧ガス設備に対しては、Level 1 評価又は Level 2 評価のいずれかを使用し、Level 3 評価は使用しない。
- b) KHK S 0861:2018 に基づく耐震性能が求められている場合、次による。
 - 1) レベル 1 耐震評価に基づく外力を API 579-1/ASME FFS-1:2021 の 5.4.3.4 に規定するサプリメンタル荷重として与えて評価を行う。
 - 2) 減肉部の周方向長さに基づくサプリメンタル荷重評価の免除規定 [API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 5 の式(5.13)に示されている条件] は適用しない。
 - 3) 圧縮側許容値は、最小測定厚さ、及びこれを測定した部位の平均径又は内径を用いて KHK S 0861:2018 に基づいて求める。
 - 4) KHK S 0861:2018 に示されているレベル 1 引張側許容値、又は 3) で得られた圧縮側許容値を耐震許容応力 S_e として適用し、次の式を満足しなければならない。ただし、 σ_e^A 及び σ_e^B は、API 579-1/ASME FFS-1:2021 の 5.4.3.4 による。

$$\max(\sigma_e^A, \sigma_e^B) \leq S_e$$

- 5) 4)を適用する場合、API 579-1/ASME FFS-1:2021 の 5.4.3.4 9 の ii)に規定されている圧縮許容応力の算定方法は使用しない。
- c) KHK S 0862:2018 に基づく耐震性能が求められている場合、耐震性能を満足する設計検討時の肉厚を最小測定厚さ t_{mm} が上回っていれば合格とする。

C2.4 孔食の評価 (API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 6)

孔食の評価は、高圧ガス設備の可否の判定には使用しない。

C2.5 水素誘起割れ及び応力指向性水素誘起割れによる水素ブリスト及び水素損傷の評価 (API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 7)

水素誘起割れ及び応力指向性水素誘起割れによる水素ブリスト及び水素損傷の評価は、高圧ガス設備の可否の判定には使用しない。

C2.6 溶接目違い及びシェルの歪みの評価 (API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 8)

溶接目違い及びシェルのひずみの評価は、高圧ガス設備の可否の判定には使用しない。

C2.7 割れ状きずの評価 (API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 9)

割れ状きずの評価は、高圧ガス設備の可否の判定には使用しない。

C2.8 クリープ域で運転する部材の評価 (API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 10)

クリープ域で運転する部材の評価は、高圧ガス設備の可否の判定には使用しない。最小肉厚が適用法規などによって定められた必要肉厚を下回った場合、クリープ余寿命にかかわらず不合格とする。

C2.9 ヘこみ、ガウジ及びそれらの組合せの評価 (API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 12)

ヘこみ、ガウジ^リ及びそれらの組合せの評価は、高圧ガス設備の可否の判定には使用しない。

注^リ 細長く局所的な減肉であり、例えば機械的に生じた引掻ききずによる減肉などが該当する。

C2.10 ラミネーションの評価 (API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 13)

ラミネーションの評価は、高圧ガス設備の可否の判定には使用しない。

附属書 D (規定)

WES 2820 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項

D.1 一般

この附属書は、**WES 2820:2015** を高圧ガス設備の供用適性評価に適用する場合における、**箇条 6**（供用適性評価）の補足事項及び例外事項を示す。

D.2 補足事項及び例外事項

補足事項及び例外事項は、次の **a)** 及び **b)** による。

a) KHK S 0861:2018 に基づく耐震性能が求められている場合、次による。

- 1) 全面減肉評価においては、評価対象部位全体が、最小測定厚さ $t_{\min}$ であり、かつ、その最小厚さを測定した部位の平均径、又は内径が均一であると仮定してレベル 1 耐震評価を行い、耐震性の合否を判定する。
- 2) 局部減肉評価は、次による。
 - 2.1) レベル 1 の耐震評価に基づく外力を、**WES 2820:2015** の**箇条 11** のサプリメンタル荷重として与えて評価を行う。
 - 2.2) 圧縮側許容値は、最小測定厚さ $t_{\min}$ 、及びこれを測定した部位の平均径又は内径を用いて求める。
 - 2.3) レベル 1 引張側許容値、又は **2.2)** で得られた圧縮側許容値を S_e として、それぞれ引張側又は圧縮側に対して適用し、次の式を満足しなければならない。ただし、 σ_e^A 及び σ_e^B は、**WES 2820** の**箇条 11** による。

$$\max(\sigma_e^A, \sigma_e^B) \leq S_e$$

b) KHK S 0862:2018 に基づく耐震性能が求められている場合、最小測定厚さ $t_{\min}$ が耐震性能を満足する設計検討時の肉厚を上回っていれば合格とする。

附属書 E

(参考)

解釈の問い合わせ

E.1 はじめに

日本溶接協会は、当該規格に対する解釈の問い合わせがあった場合はこれを受け付ける。解釈の問い合わせに対しては、圧力設備サステナブル保安部会の規格原案作成 WG で回答案を検討し、規格原案作成員会で審議を行う。なお、問い合わせの受付に当たっては、誤解に基づく問い合わせの場合があるため、必要に応じて問い合わせ者に対して質問し詳細説明を要求することがある。この確認の結果、問い合わせが誤解に基づくものであることが明らかになった場合は、問い合わせ者に対し差し戻される。

E.2 問い合わせの方法

解釈の問い合わせは、次の a) 及び b) による。なお、問い合わせは、規格の根拠、使用者の技術的解釈に間違いがないかの確認、並びに解釈しづらい文章の確認など、規格の使用者が規格の内容について理解を深めるための内容に限られる。

- a) 解釈の問い合わせをする者は、解釈の問い合わせ書を日本溶接協会のホームページの圧力設備サステナブル保安部会のページの「解釈の問い合わせ等について」の項の「解釈の問い合わせフォーム」に従い提出する。

https://www.jwes.or.jp/committees/pressure_equipment/enquiries/

- b) 文書以外の問い合わせ、及び匿名など問い合わせ者が特定できない場合は、原則として受け付けない。

E.3 問い合わせへの回答

解釈の問い合わせへの回答は、次の日本溶接協会のホームページの圧力設備サステナブル保安部会のページで確認できる。

https://www.jwes.or.jp/committees/pressure_equipment/enquiries/

WES 9802 : 2024

圧力設備の維持管理基準 解 説

この解説は、規格に規定・記載した事柄を説明するもので、この規格の一部ではない。

この解説は、日本溶接協会が編集・発行するものであり、これに関する問合せ先は日本溶接協会である。

1 制定の趣旨

石油／石油化学産業を中心に利用されている圧力設備については、従来、設計規格を基にした維持管理が行われてきたが、近年、圧力設備の最大活用と国際競争力の確保が注目される中で、国内外において供用中の圧力設備の維持管理方法に関する規格化が進められ、それらを活用した合理的かつ最適な維持管理の考え方へと大きくシフトしている。そこで、国内においてそのニーズに応えるべく、世界的に活用されている米国石油協会（American Petroleum Institute, API）、米国機械学会（American Society of Mechanical Engineers, ASME）などの維持管理に関する規格群を国内に体系的に取り込んで活用するための基準として、この規格を作成することとなった。

2 制定の経緯

国内石油産業の国際競争力を確保するため、石油連盟が中心となり、業界主導で設備を合理的な安全管理に基づき維持管理していくための基準作り、及び活動の推進について検討を進めてきた。JWES は、石油連盟からの要請を受け、これら活動を進めるために 2023 年 10 月に“圧力設備サステナブル保安部会”を立ち上げた。

また、JWES は、規格複線化の特例措置を受け、その取組みの一環として、同部会内に“規格原案作成 WG”を設置し、特定認定高度保安実施者向けの民間保安検査規格及びその具体的な技術管理基準の検討を進めた。

作成した最終案は、パブリックコメント公募を経て規格委員会での審議の後、理事会によって承認され、WES 9802:2024 として制定された。

3 審議中に特に問題となった事項

この規格の制定審議において問題となった主な事項及び審議結果は、次のとおりである。

- a) この規格は API の維持管理の基盤規格である **API 510:2022** 及び **API 570:2016** を全般的に引用したが、**API 510:2022** 及び **API 570:2016** の要点をこの規格に記載すべきかが議論となった。審議の結果、要点のみでは原文の意図を正確に説明するのが困難なこと、及び引用規格の規定全文の記載は著作権上の問題があることから、引用にとどめ、この規格の規定は補足事項及び例外事項を中心に構成とした。ただし、**附属書 A** 及び**附属書 B** を、**API 510:2022** 及び **API 570:2016** の箇条ごとに引用する構成にすることで、これらの引用規格の構成や概要が使用者に理解しやすいよう配慮した。
- b) 引用した API 規格の多くは、製作時の構造規格として ASME の圧力容器及び配管の構造規格を引用

しており、国内適用の際、国内の構造規格に代えてこれらの ASME の構造規格群を引用すべきか、審議において議論となった。調査の結果、引用規格は構造規格を ASME の規格に限定する内容ではなく、国内の他の構造規格を用いても問題ないことを確認した。ただし、この点を明確にするため、**附属書 A** 及び**附属書 B** において、ASME の構造規格を製作時の構造規格や適用法規に読み替えるよう明記した。

- c) 補修及び供用適性評価の方法については、**ASME PCC-2**、**API 579-1/ASME FFS-1:2021** などの海外規格に加えて、**WES 2820:2015**、**WES 7700** 規格群などの国内で実績のある同等の規格を引用したが、その際、同一の補修や評価において、海外規格と国内の同等規格を混在させて適用する懸念が委員会で挙がった。そこで、そのような混同を避けるため、複数の規格を併せて適用しないことをこの規格の規定に明記した。

4 規定項目の内容について

4.1 制定の基本方針

この規格の制定における基本方針は、次のとおりである。

- a) この規格は、圧力設備の維持管理に関して世界的に広く用いられている API 及び ASME の圧力設備の維持管理に関する規格群の方法を体系的に整理し、国内の圧力設備の維持管理にも広く取り入れることで、圧力設備の最適な維持管理を達成することを目的としている。そのために、それらの規格群の中で石油精製及び石油化学の圧力設備の維持管理に関する基盤規格である **API 510:2022** 及び **API 570:2016** を骨子とした。
- b) この規格は、**API 510:2022** 及び **API 570:2016** を中心とした規格群を国内で適用する場合に、追加及び補足すべき事項（補足事項）、及び適用対象外とする事項（例外事項）を中心に規定した。主要な引用規格である **API 510:2022** 及び **API 570:2016** に対する補足事項及び例外事項を**附属書 A** 及び**附属書 B** にまとめた。補足及び例外事項の例を次に示す。これらの中には、今後の調査検討によって見直す可能性のある事項も含んでいる（**解説箇条 5** 参照）。
- 1) **補足事項の例** 原文規格に対して、国内の法規などで優先すべき基準があるものや、国内で実績があり確立された方法がある場合、それらを規定に追加した。また、原文規格を国内に適用する際に意図が曖昧な場合は、その意図ができるだけ明確に伝わるよう補足を加えた。
- 2) **例外事項の例** 海外との資格や認証などの制度の違いにより国内で適用が困難な事項、及び国内の一般的な方法と大きく異なり技術的な調査検討を要する事項は、例外として適用対象外とするか、代替えする方法に読み替えた。
- c) この規格は、高圧ガス保安法の対象の圧力設備を主な対象としたが、それ以外の圧力設備にも適用可能な構成とした。

4.2 適用範囲（箇条 1）

この規格は、特定認定高度保安実施者による高圧ガス設備への適用を主な対象として検討したが、高圧ガス設備に限定せず、それ以外の圧力設備にも適用できるような構成とした。

4.3 引用規格（箇条 2）

この規格を使用するに当たって、特に必要な規格について次の a) 及び b) を考慮して引用した。

- a) この規格は、一部の引用規格について年版を指定した。これらの引用規格は、この規格の規定の方法や判定への影響が大きいため、改正された場合、その改正内容の採否を規格原案作成委員会で審議し、

必要に応じてこの規格を改正する。

- b) **API 510:2022** 及び **API 570:2016** は、具体的な検査及び保全の実施方法について、API, ASME などの膨大な推奨規格（Recommended Practice）群を引用している。推奨規格の例を**解説表 1**に示す。推奨規格の規定は要求事項ではなく推奨事項である。このため、使用者がその採用を判断し、参照することで適切な検査と保全の遂行に活用することを目的としている。この規格の引用規格には関連する推奨規格の一部しか含まれていないが、**API 510:2022** 及び **API 570:2016** を引用することで、検査及び保全に関連する推奨規格群を参照できるような構成とした。

解説表 1—供用中設備の検査及び保全に関する推奨規格の例（引用規格を除く）

API RP 572 , Inspection Practices for Pressure Vessels
API RP 573 , Inspection of Fired Boilers and Heaters
API RP 574 , Inspection Practices for Piping System Components
API RP 575 , Inspection Practice of Atmospheric and Low-pressure Storage Tanks
API RP 576 , Inspection of Pressure-relieving Devices
API RP 577 , Welding Processes, Inspection, and Metallurgy
API RP 578 , Material Verification Program for New and Existing Assets
API RP 582 , Welding Guidelines for the Chemical, Oil, and Gas Industries
API RP 583 , Corrosion Under Insulation and Fireproofing
API RP 584 , Integrity Operating Windows
API RP 585 , Pressure Equipment Integrity Incident Investigation
API RP 939-C , Guidelines for Avoiding Sulfidation (Sulfidic) Corrosion Failures in Oil Refineries
API RP 941 , Steels for Hydrogen Service at Elevated Temperatures and Pressures in Petroleum Refineries and Petrochemical Plants

4.4 用語及び定義（箇条 3）

4.4.1 一般

この規格で使用した用語のうち、引用規格にない用語に加え、引用規格に定義があっても次のような用語については定義した。

- a) 海外と国内との制度の違いなどを理由に補足や読替えが必要な用語
- b) 意図をより明確にするため追加説明や補足が必要な用語
- c) 複数の引用規格の間で定義に違いがあり整合化が必要な用語

4.4.2 各用語

主な用語の定義は、次の事項を考慮した。

- a) **環境助長割れ (3.6) 及び水素損傷 (3.7)** **API 510:2022** 及び **API 570:2016** はこれらの用語を定義していないが、検査計画の検討におけるいくつかの規定でこれらの劣化損傷を引用しており、具体的な定義が必要だったため、**NACE / ASTM G 193** 及び **API RP 571:2020** を参考に具体的に定義した。
- b) **認定検査機関 (3.16)** **API 510:2022** には次のような定義が挙げられているが、1), 2)及び 4)は制度の違いにより国内では該当がないため、本体の定義のみを採用した。

- 1) 所轄官庁の検査機関
 - 2) 圧力容器の保険を取り扱う許可を有した保険会社の検査機関
 - 3) 圧力容器のオーナーオペレータの検査機関で、販売又は再販を目的とする容器向けではなく、自らの装置向けの検査機関
 - 4) 所轄官庁に認められ、オーナー／使用者との契約のもとに検査を行う検査機関
- c) **検査員 (3.17)** API 510:2022 には認定圧力容器検査員、API 570:2016 には認定配管検査員が定義され、それぞれに資格認証制度があるが、この規格は圧力容器及び配管の共通の検査員として用語を定義した。国内では同様の資格認証制度がないため、その要件の検討を将来的な課題としたが、圧力容器と配管の検査員の資格を別々とするかも含めて検討中である。なお、同じように、API 510:2022 及び API 570:2016 において、類似した用語をそれぞれ圧力容器向け及び配管向けに定義しているが、この規格では圧力設備を対象とした一つの用語に読み替えた。
- d) **認定 UT 斜角法検査作業員 (3.19)** API には、UT 斜角法によるきずの検出、寸法計測などに関して、検査作業員の適格性確認のための認証制度があり、API 510:2022 はそのような認証を受けた者を認定 UT 斜角法検査作業員の例に挙げている [例えば API QUSE (Qualification of Ultrasonic Examiners) など]。国内には該当する制度はないが、国内の非破壊検査実施者の認証制度のうち JIS Z 2305 の UT レベル 2 又はレベル 3 が適切と判断し、読み替えて定義した。
- e) **補修機関 (3.23)** API 510:2022 には次のような定義が挙げられているが、1), 2), 及び 4) については国内では該当する制度がないため、本体の定義のみを採用した。
- 1) ASME の構造規格による該当する刻印の認定、NBIC (National Board Inspection Code) の R 刻印及び VR 刻印、又は他の適用規格に基づく認定を有して補修を実施する機関
 - 2) 自らの設備の補修を実施するオーナー／使用者の機関
 - 3) 圧力容器のオーナーオペレータに適格性を認められた契約補修者
 - 4) 所轄官庁により補修を実施する認定を受けた機関
- f) **補修 (3.22)、設計変更 (3.24) 及び再定格 (3.25)** この規格の補修、設計変更及び再定格の定義は、API 規格における定義に従った。補修、変更などは適用法規により定義が異なるため、適用法規の定義と矛盾がある場合、適用法規による申請及び届出などの手続きについては適用法規の定義を用いる。
- g) **運転環境変更 (3.29)** 引用した API 規格には定義されていない用語だが、検査計画の策定において具体的に定義する必要があったため、引用規格の規定を基に具体的な定義を検討した。

4.5 資格 (箇条 4)

次のような背景から、高圧ガス設備にこの規格を適用する使用者の要件を規定した。

- a) この規格は、特定認定高度保安実施者が保安検査の方法として適用することを想定としており、その旨を明記した。
- b) この規格を適用して圧力設備の維持管理を適切に実施するには、オーナー／使用者が**解説表 1**に例示する推奨規格群を活用しながら、適切な維持管理の方法を追求していくことが重要である。そのためには設備管理技術に関する最新情報及び事例情報の収集活用、継続的な技術改善、教育活動などが不可欠であり、そのような業界団体の取組みへの参画と継続を推奨事項とした。具体的な取組み内容までは規定しないが、例えば、圧力設備サステナブル保安部会の事例共有委員会への参加などが挙げられる。

4.6 検査（箇条 5）

API 510:2022 及び API 570:2016 は、石油精製及び石油化学設備の圧力容器及び配管の供用中検査に関する基盤規格であり、オーナー／使用者の責務、検査手順、検査周期、余寿命評価、記録、補修などを規定している。この規格は、検査に関する規定として、API 510:2022 及び API 570:2016 を全面的に引用するよう構成した。

4.7 供用適性評価（箇条 6）

API 510:2022 及び API 570:2016 は供用適性評価の手法として API 579-1/ASME FFS-1:2021 を引用していることから、この規格は供用適性評価に関して API 579-1/ASME FFS-1:2021 を引用した。ただし、国内では減肉の供用適性評価の方法として、WES 2820:2015 が規格化され広く活用されていることから、WES 2820:2015 も引用し、適用可能とした。WES 2820:2015 は、API 579-1/ASME FFS-1 をベースに、FFS に基づく圧力設備の減肉評価について、部位のタイプ分類、残存厚さ測定法、減肉特性化、継続供用可否判定、不合格判定後の処置などの評価手順を整え、規格の利便性を図っている。

4.8 補修（箇条 7）

API 510:2022 及び API 570:2016 は、当て板、肉盛などの補修方法の選択と配慮事項について規定している。それぞれの具体的な補修の方法は、ASME PCC-2:2018 を引用している。この規格も同様に、補修の選択、配慮事項などについては API 510:2022 及び API 570:2016 を引用し、その際の具体的な方法については ASME PCC-2:2018 を引用した。ただし、国内では圧力設備の補修方法に WES 7700 規格群が広く活用されていることから、ASME PCC-2:2022 だけでなく WES 7700 規格群も適用可能となるよう引用した。

4.9 気密試験（箇条 8）

気密試験の方法は、従来から高压ガス設備に適用されてきた気密試験方法をこの規格に規定するとともに、次の事項を検討し追加した。

- a) 漏れ試験の方法として、ガス漏れ検知用赤外線カメラによる方法を取り入れた。ガス漏れ検知用赤外線カメラによる方法は、国内外の石油関連設備で活用されており、米国連邦規則 40 CFR part 60 subpart OOOOa（石油及び天然ガス設備の性能に関する基準）においても漏れ監視の方法として認められている。この規格は、40 CFR part 60 subpart OOOOb/c Appendix K（2023）を参考にして、一般的な要求性能を表 2 に規定した。
- b) 気密試験の方法として、低压での漏れ試験を適用した段階法による気密試験を規定した。低压での漏れ試験の方法については、ASME PCC-2:2022 Part 5 の 6.3（tightness test）を引用した。

4.10 耐圧試験（箇条 9）

供用中の圧力設備の耐圧試験について、次の点を考慮して、実施対象や配慮すべき事項を規定した。

- a) 溶接補修後に耐圧試験を実施することを基本としたが、API 510:2022 及び API 570:2016 を参考に耐圧試験の免除範囲を定めた。API 510:2022 は耐圧試験の対象について ASME PCC-2:2022 を引用していることから、この規格も免除範囲に ASME PCC-2:2022 の条件を引用した。ただし、ASME PCC-2:2022 の耐圧試験の免除範囲のうち、ホットタップに関する事項は対象外とした。これは、附属書 A 及び附属書 B の圧力設備の補修方法に関する事項において、ホットタップの採用を保留し、適用対象外としたためである（解説 4.11.7 参照）。参考として、関係する各規格の耐圧試験の免除範囲に関する規定を解説表 2 に示す。
- b) 耐圧試験の方法は、適用法規及び規格によるほか、ASME PCC-2:2022 に詳しい配慮事項が解説されて

いることから、ASME PCC-2:2022 を引用した。

- c) 耐圧試験時の耐震性能の要求については、国内の高圧ガス設備の基準を引用した。

解説表 2—各規格における耐圧試験の免除範囲

参考規格	規定の内容
NBIC NB23 Part 3	Routine repair の範囲内の補修については、通常、耐圧試験が要求されない。 Routine repair とは、次のいずれかに該当する溶接補修をいう。 1) 5 インチ以下の配管、バルブ、フィッティングの補修又は取替のための溶接で、製作規格上、PWHT や目視以外の非破壊検査が要求されない溶接 2) 荷重負担のない取付物の耐圧部への溶接のうち、PWHT が要求されない溶接 3) シェル、鏡又はフランジの肉盛溶接で、溶接深さが公称肉厚の 25 % 又は 13 mm 深さ未満、又は溶接範囲が 0.645 m ² 以下の溶接 4) 溶接範囲が 0.645 m ² 以下の耐食オーバーレイ溶接 5) 漏れ止め溶接 6) 爆着溶接を用いた 19 mm 以下の熱交換器チューブのプラグ溶接
API 510:2022 5.8	日常的な検査として耐圧試験は実施しない。大規模補修及び設計変更には耐圧試験が要求される。その他は ASME PCC-2 による。 大規模補修とは、圧力設備の主要部品の取替（例えばシェルの一部や鏡の取替）をいう。ただし、ノズルの取替は大規模補修に該当しない。また、設計変更に該当するもの、及び再定格に該当するものは、補修には該当しない。

4.11 API 510 の補足及び例外事項（附属書 A）

4.11.1 API 510 の適用範囲（A.2.1）

認定圧力容器検査員の API 資格は、国内での取得が困難であり、国内に相当する資格がないため、代替要件を日本溶接協会の圧力設備サステナブル保安部会で検討中である。当面は代替する要件に読み替えた。

4.11.2 API 510 の引用規格（A.2.2）

API 510:2022 の引用規格は、次の事項を考慮して補足及び読替え事項を規定した。

- API 規格には構造規格として ASME 規格が多く引用されているが、ASME 規格に限定されず他の構造規格も適用してよい規定となっている。その意図がより明確に伝わるよう、この規格を国内に適用する際には ASME の構造規格を国内の適用規格や適用法規に読み替えてよいことを明記した。
- API 510:2022 が供用適性評価方法として API 579-1/ASME FFS-1:2021 を引用している部分は、WES 2820:2015 に読み替えてよいことを明記した（箇条 6 参照）。
- API 510:2022 が補修方法として ASME PCC-2:2022 を引用している部分については、WES 7700 規格群に読み替えてよいことを明記した（箇条 7 参照）。
- 非破壊試験技術者の適格性に関する規格（ASNT CP-189 及び ASNT SNT-TC-1A）は、国内においてほぼ同等の規格である JIS Z 2305 に読み替えてもよいことを明記した。
- リスクベース検査及びホットタップは、国内の圧力設備への適用に当たって検討すべき課題も多いため、この規格は導入の判断を保留して適用対象外としており、引用規格も適用対象外とした。

4.11.3 オーナ／使用者の検査機関（A.2.4）

API 510:2022 には規格を使用するオーナ／使用者の役割責任などが規定されている。そのうちオーナ／使用者の検査機関の監査については、他のオーナ／使用者、本社、又は経験と能力を要する第三者機関を監査実施者の例として挙げている。国内の高圧ガス設備のオーナ／使用者においては、類似の仕組みとしここにテキスト

て高圧ガス設備の内部監査があり適切に機能していることから、これと同様の内部監査により、この規格への適合状況を確認してよいことを規定した。

4.11.4 検査・調査・耐圧試験の手順 (A.2.5)

検査・調査・耐圧試験の手順は、次の a)、b)及び c)を考慮して、補足及び読替え事項を規定した。

- a) リスクベース検査は国内の現行の方法との差異が大きく、適用に当たって調査検討を要することから、この規格では導入判断を保留し、高圧ガス設備に対しては適用対象外とした。
- b) 耐圧試験については、API 510:2022 では、水圧試験において基礎及び支持構造の確認を推奨しているが、国内の高圧ガス設備においては、具体的な基準として KHKS 0861:2018 及び KHKS 0862:2018 が要求されるため、その点を追記して読み替えた。
- c) 供用中溶接部の検査について、API 510:2022 が溶接部の割れ状のきずの評価の方法として供用適性評価を引用しているが、この規格は割れ状のきずの供用適性評価を適用対象外としたため、この点を読替えた（附属書 C 参照）。

4.11.5 検査の周期/頻度及び範囲 (A.2.6)

検査の周期/頻度及び範囲は、次の a)～e)を考慮して、補足及び読替え事項を規定した。

- a) リスクベース検査による周期の設定は、この規格では導入判断を保留し、適用対象外とした（解説 4.11.4 参照）。
- b) 内部検査及びオンストリーム検査の周期について、API 510:2022 は余寿命の半分又は 10 年の短い方を上限としている。一方、国内の高圧ガス設備では、余寿命の半分又は 12 年の短い方を上限として運用され実績がある。このため国内の実績を基に“余寿命の半分又は 10 年の短い方”を、“余寿命の半分又は 12 年の短い方”に読み替えた。
- c) 内部検査の代替としてオンストリーム検査を実施するための条件として、API 510:2022 は腐食性が 5 年以上ほぼ同一であることを要求している。5 年という期間は、米国の石油精製及び石油化学設備の一般的な定修間隔に基づく。一方、国内の認定事業者の一般的な定修間隔は 4 年であることから、5 年以上を 4 年以上と読み替えた。
- d) 同一及び同様サービスの機器の検査方法について、API 510:2022 は代表機器の内部検査結果を基にして、他の機器のオンストリーム検査による内部検査の代替の判断を認めているが、このような評価の導入には慎重な検討を要すると考え、この規格は採用を保留した。
- e) 圧力逃がし装置の検査周期について、API 510:2022 は、最長検査周期を運転環境に応じて 4 年又は 10 年としているが、高圧ガス設備への適用には調査検討が必要なことから採用の判断を保留し、適用対象外とした。

4.11.6 検査データの評価、分析、及び記録 (A.2.7)

検査データの評価、分析及び記録は、次の a)、b)及び c)を考慮して、補足及び読替え事項を規定した。

- a) 腐食速度の算定方法として、API 510:2022 には統計的手法が認められているが、その具体的な方法が明確には規定されていない。国内では、統計的手法の一つとして最小二乗法による腐食速度の算定が広く活用されていることから、統計的手法を最小二乗法に読み替えて規定した。なお、長期腐食速度又は短期腐食速度を適用するか、最小二乗法による腐食速度を適用するかは、検査員が腐食経歴や検査データを基に判断することを要求事項とした。
- b) 孔食の評価について、API 510:2022 は API 579-1/ASME FFS-1:2021 を参照した孔食の評価基準を規定しているが、この規格は孔食の供用適性評価を適用対象外としたため、A.2.7 においても適用対象外と

した（**附属書 C** 参照）。

- c) **API 510:2022** の腐食範囲の分析及び FFS 評価には、減肉の供用適性評価方法として **API 579-1/ASME FFS-1:2021** が引用されているが、減肉の供用適性評価に **WES 2820:2015** も引用した（**箇条 6** 参照）。

4.11.7 圧力容器及び圧力逃がし装置の補修，設計変更及び再定格（A.2.8）

圧力容器及び圧力逃がし装置の補修，設計変更及び再定格は，次の **a)** 及び **b)** を考慮して，補足及び読替え事項を規定した。

- a) **API 510:2022** には一時的な補修として，すみ肉溶接当て板補修，ノズル補修などの補修方法が許容されているが，補修箇所の維持管理，使用期間などについて規定が曖昧なため，高圧ガス設備には適用しないよう規定した。
- b) **API 510:2022** には，圧力設備へのホットタップが認められているが，高圧ガス設備への適用には調査検討が必要なことから採用を保留し，適用対象外とした。

4.11.8 採掘と生産に用いられる圧力容器への代替規則（A.2.9）

この規格は，石油精製及び石油化学設備を主対象として検討したため，採掘装置及び生産装置に用いられる圧力容器は適用対象外とした。

4.11.9 検査員の認定（A.2.11）

検査員の認定のための資格は，国内での適用が困難なため，適用対象外とした（**解説 4.11.1** 参照）。

4.12 API 570 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項（附属書 B）

4.12.1 一般

検査員の認定，検査機関の監査，耐圧試験，リスクベース検査，供用適性評価など，**附属書 A** で読替え又は適用対象外とした事項は，**附属書 B** でも同様に読替え又は適用対象外とした。

4.12.2 埋設配管の検査（B.2.9）

埋設配管の補修方法は，**API 570:2016** はクランプ補修を一時的な補修として認めているが，圧力設備及び配管の一時的な補修と同様にその管理に関する規定が曖昧なため，適用対象外とした（**解説 4.11.7** 参照）。

4.13 API 579-1/ASME FFS-1 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項（附属書 C）

API 579-1/ASME FFS-1:2021 は，次の事項を考慮して，適用における補足及び読替え事項を規定した。

- a) **API 579-1/ASME FFS-1:2021** の **Part3**（ぜい性破壊に対する既存設備の評価）の Level 1 評価及び Level 2 評価のうち **method A** は，**JIS B 8267** の最低設計金属温度の設定方法と同様の方法であり，国内でも既に用いられ実績もある方法である。このため，この規格もそれらの方法を引用し適用できるよう規定した。ただし，**method A** 以外の方法は今後の調査検討によって判断するため，適用を保留した。
- b) **API 579-1/ASME FFS-1:2021** の **Part4** 及び **Part5** の Level 1 及び Level 2 評価は，国内では **WES 2820:2015** に同様の手法が規定され，適用の実績があることから，この規格でも，**API 579-1/ASME FFS-1:2021** を引用し評価に適用可能とした。ただし，評価に当たっては，高圧ガス設備の耐震性に関する要求事項に従う必要があり，**KHKS 0861:2018** を引用した耐震性能の評価方法を読替え事項に示した。
- c) a) 及び b) を除く供用適性評価の手法は，導入に当たって検討調査を要するため，適用対象外とした。

4.14 WES 2820 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項（附属書 D）

WES 2820:2015 の規定に加えて、高圧ガス設備に適用する場合の耐震性性能に関する要求事項として KHKS 0861:2018 を引用した。

5 懸案事項

この規格の作成及び審議の段階で、懸案事項として挙げた事項は次のとおりである。これらの事項については、今後の改正において見直しを検討する。

- a) API 510:2022 及び API 570:2016 の検査員の適格性確認のための資格制度は、国内での取得が困難であり、国内に該当する資格制度もない。このため、国内の検査員の資格制度を圧力設備サステナブル保安部会で 2029 年までに検討する。
- b) 規格制定時点において、国内の高圧ガス設備に適用するための技術的な判断が難しく、採用を保留して、今後の検討課題とした事項がある。主な検討課題は次のとおりである。今後、圧力設備サステナブル保安部会などで継続して調査検討する。
 - 1) ぜい性破壊に対する評価及び減肉の評価を除く供用適性評価（割れ状きずの評価、クリープ域で運転する部材の評価など）
 - 2) リスクベース検査による検査計画及び周期設定
 - 3) 圧力逃がし装置の検査周期

参考文献

- 1) NATIONAL BOARD INSPECTION CODE NB-23 Part 3 Repaires and Alterations, The National Board of Boiler and Pressure Vessel Inspectors, 2023
- 2) 40 CFR part 60 subpart OOOOa, Standards of Performance for Crude Oil and Natural Gas Facilities for which Construction, Modification or Reconstruction Commenced After September 18, 2015

日本溶接協会規格 **WES 9802** 圧力設備の維持管理基準

令和 6 年 7 月 1 日 第 1 刷発行

編 集 一般社団法人日本溶接協会 規格委員会

発行人 水沼 渉

発行所 一般社団法人 日 本 溶 接 協 会

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20

<http://www.jwes.or.jp>

WES9801

頁番号	箇条番号	図表番号	コメント者 氏名	コメントの タイプ①	コメントの タイプ②	コメント	コメントに対する回答	審議内容	審議結果
6	3.2.4		南委員長			それぞれを追記のこと ” これらのプロセス及び環境条件が『 それぞれ 』4年以上”			
8	3.2.18		小川副委員長			” プロセス全体をいい” は以下に修正のこと ” 行程全体のことであり”			
16	A.4.3.3.2		南委員長			箇条番号が間違いのため修正のこと ” A.4.3.3. 4 ”			
19	A.4.3.7.1		保坂委員			シェル&チューブ式熱交換器での内容は以下の観点から再考のこと ・ 特定則で製作した機器はそれに従う必要あり ・ 安全装置については、シェル・チューブ側それぞれの設計圧力に対して能力が必要			
19	A.4.3.7.1		小川副委員長			以下を修正のこと ・ ” シェル&チューブ式熱交換器『 の 』チューブ” ・ ” $t_{required}$ ” ⇒ ” $t_{required}$ (斜体) ” ・ ” シェル と及び チャンネル” ・ ” 2/3未満 だがであっても ”			
19	A.4.3.7.2		南委員長			以下を削除のこと ・ ” 設備 及び新設した設備 の余寿命は、 それぞれ A.4.3.6.2 及びA.4.3.6.3 の方法”			
19	A.4.3.7.2		小川副委員長			以下を修正のこと ・ ” 溶接補修 —又は更新 を行った”			
20	A.4.3.8 e)		小川副委員長			” なお、水などの” の文章は、” ただし、表A.3の” の前に持ってきたほうが良い			
21	A.6.2 c)		小川副委員長			以下を修正のこと ・ ” 周期は、 次1)又は2) による。”			
27			南委員長			” 問い合わせ” は” 問合せ” が正しいか確認のこと			
27	B.1		南委員長			以下を追記のこと ” 必要に応じて問い合わせ者 に 対して質問し詳細説明を要求することがある。”			
27			小川副委員長			以下を修正のこと ” 圧力設備サステナブル保安部会のページで確認 できる可能である 。”			

WES9802

頁番号	箇条番号	図表番号	コメント者 氏名	コメントの タイプ①	コメントの タイプ②	コメント	コメントに対する回答	審議内容	審議結果
7	3.38		南委員長			それぞれを追記のこと ”これらのプロセス及び環境条件が『 それぞれ 』4年以上”			
8	3.45		南委員長			以下を修正のこと ”圧力容器の内部 または又は 外部”			
8	3.45		南委員長			”スリーブ補修”は正式には”スリーブ補修 溶接 ”ではないか確認のこと			
11	9.2	表3	高橋委員			以下を修正のこと ”Article 502.2”⇒”Article 502-2”			
11	9.2	表3	南委員長			表3は、WES9801では本文内に記載されており、WES9802は表となっている。統一しては？			
19	A.2.6.6	表A.8	南委員長			以下を修正のこと a) 一般的なプロセス運転環境 での場合 ：4年 b) 実績により汚れがなく、かつ腐食性がないことが確認されている運転環境 での場合			
19	A.2.6.6	表A.8	小川副委員長			(要求事項)と記載されているが、(禁止事項)ではないか？翻訳のルールとして記載しているとのことだが、JIS8301に従って記載したほうが良い			
24	A.2.8.2	表A.16	小川副委員長			以下を修正のこと ”一時的な補修の文書記録には 以下が含まれるa)～e)を満足することが望ましい ”			
24	A.2.8.2	表A.17	小川副委員長			以下を追記・修正のこと ”a)～c)の特別な設計上の考慮 事項が必要となるを する必要がある。”			
24	A.2.8.2	表A.17	小川副委員長			a)に”（推奨事項）”と記載する必要はないか？			
24	A.2.8.2	表A.17	小川副委員長			以下を修正のこと ”bすみ肉溶接当て板は、適用構造規格の規定に従って膜ひずみを吸収するよう設計され、 以下1)及び2) を満足しなければならない			
24	A.2.8.2	表A.17	南委員長			赤字の部分は不要では？ ”b) 2) 当て板のひずみは、 ”			
24	A.2.8.2	表A.18	高橋委員			”R口容器の内半径（mm）”は、製作時又は減肉後のどちらか？			
24	A.2.8.2	表A.18	南委員長			”t口当て板下の容器の実際の肉厚（mm）”は腐植代は考慮するのか？			
25	A.2.8.2	表A.19	南委員長			”全周ラップバンド”は、用語及び定義で説明が必要では？			
25	A.2.8.2	表19	小川副委員長			以下を修正のこと ” 次a)～i) の要件を満足する場合、”			
25	A.2.8.2	表A.19	高橋委員			膨張差は熱膨張差では？ ”g) 該当する場合は、容器シェルとバンドとの 熱膨張差 に起因する疲労など、取付溶接部の疲労を考慮することが望ましい”			
25	A.2.8.2	表A.19	南委員長			最後の行に”全周スリーブ”とあるが、使い分けを明確にすること			

25	A. 2. 8. 2	表A. 19	隆委員			和訳の取り扱いはどうなっているのか？ WES9802に記載されている内容は正として 取り扱うのか？			
25	A. 2. 8. 2	表A. 19	牟田(オブザーバ)			一次的な補修を、用語及び定義で説明する 必要があるのでは？			
32	B. 2. 6. 7	表B. 4	南委員長			8行目(表A. 8)と同じ指摘			
32	B. 2. 6. 7	表B. 4	小川副委員長			以下を修正のこと ” 不合格の基準を定めるものとし ”			
32	B. 2. 6. 7	表B. 4	保坂委員			” 圧力逃がし装置が受入れ時の作動試験” の受け入れ時とは製作時のことを言っている のか？			
34	B. 2. 8. 1	表B. 6	小川副委員長			以下を修正のこと ” かつ何らかの該当する供用適性評価によ り ”			
34	B. 2. 8. 1	表B. 6	保坂委員			以下を修正のこと ” 40,000 psi (275.800 kMPa) ”			
34	B. 2. 8. 1	表B. 6	南委員長			t が他でも出てくるが定義の確認(使い分 け)が必要 ” t : すみ肉溶接当て板の最小必要厚さ (mm) ”			

2024.11.27

圧力設備サステナブル保安部会
第 2 回(第 2 版)規格原案作成委員会
議事録

日時：2024 年 11 月 26 日（火） 13:30～16:00

場所：溶接会館 4 階 AB 会議室

審議規格

- ・ 特定認定高度保安実施者_保安検査基準(第 2 版) 本体・解説
- ・ 圧力設備の維持管理基準(第 2 版) 本体・解説

審議内容：

- ・ 第 1 回規格原案作成委員会での本体審議結果による修正案確認
- ・ 各規格の解説の審議

出席者(敬省略)：

凡例 ○出席、□WEB、×欠席

規格原案作成委員 (全 12 名 出席 11 名) ⇒委員会成立	○南委員長、○小川副委員長、□保坂 ○多田、○松久、○隆、□岡本、○高橋、×中野 ○増子、○萩、□小倉
説明者	○増子 WG 主査(委員兼任) ○鈴木 WG メンバー
アドバイザー	○大原 WG メンバー、○福田 WG メンバー、 □鈴木 WG メンバー(コスモ)、□服部 WG メンバー
オブザーバー	○石崎部会長、○渡邊委員、□吾郷委員、○牟田幹事、 □藤原様(石油連盟)
事務局	○佐古

配布資料

- 資料①圧力設備サステナブル保安部会 第 1 回規格原案作成委員会 議事録案
資料②WES_9801_第 2 版（修正履歴有り）_R10
資料③【WES 9801 用】規格原案作成委員会 コメントへの回答
資料④WES_9802_2024 改正案_1026 委員会後修正_1122
資料⑤【WES 9802 用】規格原案作成委員会 コメント様式(全体)回答
資料⑥【WES 9801 用】規格原案作成委員会 委員会中コメント
資料⑦【WES 9802 用】規格原案作成委員会 委員会中コメント
資料⑧WES9801,9802 第 2 版の制定までのスケジュールについて
資料⑨規格原案作成委員会の今後の予定について

1. 規格原案作成委員会成立確認

規格原案作成委員全 12 名のうち、出席者 11 名（会議室：8 名、WEB：3 名）

出席率 91%（委員会成立要件 50%）であり成立する。

2. 第 1 回規格原案作成委員会議事録の承認

議事録案（資料①）の紹介。E-mail にて出席委員に確認を取っているが、再度委員会で確認しコメントがないため確定とする。

3. 規格本体の改定内容説明

(1)増子ワーキング主査より、委員からのコメントを受けて修正した規格（資料②）をコメントに対する回答(資料③)も含めて説明した。

委員会中のコメントは、資料⑥参照

(2)鈴木ワーキングメンバーより、委員からのコメントを受けて修正した規格（資料④）をコメントに対する回答(資料⑤)も含めて説明した。

委員会中のコメントは、資料⑦参照

4. 今後の予定の確認

(1)今回の委員会(第 2 回規格原案作成委員会)のコメント修正については、修正結果を書面審議として委員長が承認することとする。従って、12/23 に仮設定していた規格原案作成委員会(対面)は開催しない。

(2)当初、2 月理事会での規格改正を目指していたが、スケジュールがタイトなため 5 月の理事会への提出でリスケする。（リスケ結果⇒資料⑧）

(3)2025 年 1 月以降の規格原案作成委員会の開催を見込んで、各委員のスケジュールを仮押さえしているが、第 2 版および規格評価機関での審議も踏まえ、仮押さえが必要か事務局で再確認する。（確認結果⇒資料⑨）

以上

技術上の基準に対する保安検査方法の設定

コンビ則技術上の基準条項	検査項目	保安検査方法の設定根拠
第5条第1項第1号(境界線・警戒標)	A.1 警戒標等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第2号～第8号(保安距離)	A.2 保安距離・施設レイアウト等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第9号(区分・面積)	A.2 保安距離・施設レイアウト等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第10号(高圧ガス設備の位置・燃焼熱量数値)	A.2 保安距離・施設レイアウト等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第11号～第13号(設備間距離)	A.2 保安距離・施設レイアウト等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第14号(火気取扱施設までの距離)	A.2 保安距離・施設レイアウト等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第15号(ガス設備(高圧ガス設備を除く)の気密構造)	A.4.1 ガス設備(高圧ガス設備を除く)の気密構造	WES9801として制定
第5条第1項第16号(ガス設備に使用する材料)	A.4.2 ガス設備に使用する材料	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第17号、第19号(高圧ガス設備の耐圧性能及び強度)	A.4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度	WES9801として制定
第5条第1項第18号(高圧ガス設備の気密性能)	A.4.4 高圧ガス設備の気密性能	WES9801として制定
第5条第1項第20号(温度計、常用の温度の範囲に戻す措置)	A.5 計装・電気設備 A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用 KHKS0850-3を引用
第5条第1項第21号(圧力計、安全装置)	A.5 計装・電気設備 A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用 WES9801として制定
第5条第1項第22号(安全弁の放出管)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第23号(基礎)	A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第24号(耐震設計構造)	A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第25号(内部反応監視装置)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第26号(危険状態防止措置)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第27号(緊急遮断装置(特殊反応設備等))	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第28号(緊急移送設備)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第29号(可燃性ガスの貯槽であることが容易にわかる措置)	A.1 警戒標等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第30号(削除)	—	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第31号、第32号(貯槽の温度上昇防止措置及び貯槽の耐熱・冷却措置)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第33号(液面計等)	A.5 計装・電気設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第34号(負圧防止措置)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第35号(液化ガスの流出防止措置)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第36号(防液堤内の設備設置規制)	A.2 保安距離・施設レイアウト等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第37号(—)	—	—
第5条第1項第38、39号(埋設貯槽)	A.2 保安距離・施設レイアウト等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第40号(不活性ガス置換構造)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第41号(毒性ガス配管等の接合)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第42号(毒性ガス配管の二重管等)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第43号(貯槽の配管に設けたバルブ)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第44号(緊急遮断装置(貯槽配管))	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第45号(バルブ等の操作に係る適切な措置)	A.1 警戒標等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第46号(除外のための措置)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第47号(静電気除去措置)	A.5 計装・電気設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第48号(電気設備の防爆構造)	A.5 計装・電気設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第49号(インターロック機構)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第50号(保安電力等)	A.5 計装・電気設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第51号(滞留しない構造)	A.2 保安距離・施設レイアウト等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第52号(毒性ガスの識別措置・危険標識)	A.1 警戒標等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第53号(ガス漏えい検知警報設備)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第54号(防消火設備)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第55号、第56号(ベントスタック、フレアースタック)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第57号(削除)	—	—
第5条第1項第58号(アセチレン容器の破裂板防止)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第58号の2(車面に固定した三ツ化窒素容器等の破裂防止措置)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第59号、第60号(圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充てん場所等の障壁)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第61号(計器室)	A.2 保安距離・施設レイアウト等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第62号(保安用不活性ガス)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第63号(通報措置)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第64号(貯槽の沈下測定状況)	A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第65号イ(境界線・警戒標)	A.1 警戒標等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第65号ロ(—)	—	—
第5条第1項第65号ハ、ニ、ホ(保安距離)	A.2 保安距離・施設レイアウト等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第65号ヘ(直射日光を遮るための措置)	A.2 保安距離・施設レイアウト等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第65号ト(滞留しない構造)	A.2 保安距離・施設レイアウト等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第65号チ(ジシラン等の自然発火に対し安全な構造)	A.2 保安距離・施設レイアウト等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第65号リ(除外のための措置)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第65号ス(二階建容器置場構造)	A.2 保安距離・施設レイアウト等	KHKS0850-3を引用
第5条第1項第65号ル(防消火設備)	A.6 保安・防災設備	KHKS0850-3を引用
第9条第1号、第10条第1号(設置場所)	A.7.1.1 設置場所	KHKS0850-3を引用
第9条第2号、第3号(地盤面上・下の導管の設置及び標識)	A.7.1.2 地盤面上・下の導管の設置及び標識	KHKS0850-3を引用
第9条第4号、第10条第1号(水中設置)	A.7.1.3 水中設置	KHKS0850-3を引用
第9条第5号、第10条第1号(耐圧性能及び強度、気密性能)	A.7.1.4 耐圧性能及び強度 A.7.1.5 気密性能	WES9801として制定 WES9801として制定
第9条第6号、第10条第1号(耐圧性能及び強度)	A.7.1.4 耐圧性能及び強度	WES9801として制定
第9条第7号(腐食防止措置及び応力吸収措置)	A.7.1.6 腐食防止措置及び応力吸収措置	KHKS0850-3を引用
第9条第8号、第10条第1号(温度上昇防止措置)	A.7.1.7 温度上昇防止措置	KHKS0850-3を引用
第9条第9号、第10条第1号(圧力上昇防止措置)	A.7.1.8 圧力上昇防止措置	WES9801として制定
第9条第10号、第10条第1号(水分除去措置)	A.7.1.9 水分除去措置	KHKS0850-3を引用
第9条第11号(通報措置)	A.7.1.10 通報措置	KHKS0850-3を引用
第10条第2号(標識)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第3号(腐食防止措置)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第4号(材料)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第5号(構造)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第6号(伸縮を吸収する措置)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第7号、第8号(接合及びフランジ接合部の点検可能措置)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第9号(溶接)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第10号～第23号(設置状況の確認)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第24号(漏えいガス拡散防止措置)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第25号、第29号(ガス漏えい検知警報設備(二重管部分を含む。))	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第26号(運転状態を監視する措置)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第27号(異常事態が発生した場合の警報措置)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第28号(安全制御装置)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第30号(緊急遮断装置等)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第31号(内容物除去措置)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第32号(感震装置等)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第33号(保安用接地等)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第34号～36号(絶縁)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第37号(落雷による影響回避措置)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第38号(保安電力)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第10条第39号(巡回監視車等)	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管	KHKS0850-3を引用
第11条第2項(コンビナート製造者の連絡用直通電話)	A.8 その他	KHKS0850-3を引用

特定認定高度保安実施者 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)とKHKS0850-3 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)およびKHKS0851 高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準の対照表

特定認定高度保安実施者 保安検査基準 (コンビナート等保安規則関係)の内容	KHKSからの変更有無	設定根拠とKHKSとの相違点
5.保安検査の方法 5.1 一般	—	
5.2 経済産業大臣が認めた保安検査の方法 コンビ則第37条第2項第1号及び第3号、第49条の7の13第5項第1号、第54条などの規定によって、経済産業大臣が認めた保安検査方法に基づき実施してもよい。	変更なし (法の例外規定を追記)	経済産業大臣が認めた保安検査方法を追記した。
5.3 特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が設定した保安検査の方法 コンビ則第37条第2項第2号又は第49条の7の13第5項第2号の規定により、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が設定した保安検査方法に基づき実施してもよい。	変更なし (法の例外規定を追記)	特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が設定した保安検査方を追記した。
5.4 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備の保安検査の方法 コンビ則第5条第1項ただし書きの規定によって、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることが可能な製造設備の冷却の用に供する冷凍設備については、KHKS 0850-4:2017に基づき検査を実施してもよい。	変更なし (法の例外規定を追記)	冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることが可能な製造設備の冷却の用に供する冷凍設備の保安検査方法を追記した。
5.5 使用を中止している製造設備の保安検査の方法 使用を中止している製造設備(休止設備を除く。)については、窒素などの不活性ガスで保管している場合には保圧圧力が低下していないこと、高圧ガス流体を排出した状態で保管している場合にはその保管状態において内部流体の漏えいがないことを確認するとともに、その設備に該当する検査項目に対象設備に損傷などの異常がないことを目視にて確認することで、各検査項目の保安検査に代替してもよい。この場合、設備の使用を再開する際に、該当する検査項目の検査を実施する。	変更あり KHKSには規定はなく追加	WES 9801 生産計画により製造設備の停止期間を計画的に決定できる場合は法で定められた休止手続きを実施することで運転を再開する前に保安検査を行うことにより毎年の保安検査が免除することができるが、一方、需給上等の理由で予め停止期間が未確定のケースでは休止手続きを行うことができず、停止期間が1年を超える前に保安検査のために製造設備を運転状態にして気密試験を実施するなど、非定常作業に伴うリスクが発生している。このリスクを回避するため、使用を停止している製造設備の保安検査方法を規定した。 なお、コンビ則第34条第3項では休止手続きを実施した製造設備の保安検査は再び使用するときまでは行わないものとされているが、1年に1回の保安検査は実施することとし、その代替検査方法として規定した。 また、休止手続きと同様に設備の使用を再開する際に該当する検査項目の検査を実施することとした。 KHKS KHKS 0850-3:0851には同様の規定なし。
附属書A 保安検査の方法(規定)	—	—
A.1.警戒標 等	変更なし KHKS 0850-3を引用	—
A.2.保安距離・施設レイアウト 等	変更なし KHKS 0850-3を引用	—
A.3.高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造 等	変更なし KHKS 0850-3を引用	—
A.4.1 ガス設備(高圧ガス設備を除く。)の気密構造 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備(高圧ガス設備及び空気取入口を除く。)については、JIS Z 2330が規定する漏れ試験方法(発泡漏れ試験、圧力変化による漏れ試験など)、ガス漏えい検知器による方法又はガス漏れ検知用赤外線(OGI)カメラのいずれかによる方法のうち、設備の状況、検査条件などを考慮した最適な試験方法(必要に応じ、試験方法を組み合わせる。)を採用し、当該ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態のガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を1年に1回実施し、漏えいがないことを確認する。なお、A.4.4.3.3の段階法による気密試験を適用してもよい。	変更あり KHKSには規定はなく追加 ※段階法はA.4.4.3.3参照。	WES 9801 既に多くの事業所で活用が進んでいる、先進技術(ガス漏れ検知用赤外線(OGI)カメラ)を要求性能を明確にする(WES9802)ことで保安検査基準に反映した。また、発泡試験は発泡液の発泡性能等を定めたJIS Z2330が規定する方法とした。 KHKS KHKS 0850-3では、各事業所で保安検査に活用できることが検証されていれば、新技術を採用できる。
A.4.2 ガス設備に使用する材料	変更なし KHKS 0850-3を引用	—
A.4.3. 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度	—	—
A.4.3.1.一般 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は、次のa)～c)の要件を満たし、A.4.3.2、A.4.3.3及びA.4.3.4、又はA.4.3.5に示した方法により、耐圧性能及び強度を満足することを確認する。 a)高圧ガス設備の減肉、劣化損傷などの損傷要因を整理把握する。なお、損傷要因の種類及び発生条件などはAPI RP 571:2020による。	変更あり KHKS 0850-3に規定あり	WES 9801 API 510 5.4項、API 570 5.4項に基づき、減肉、割れ及び材料劣化等の損傷要因の抽出にAPI RP 571を適用した。API RP 571は、石油学会の維持規格等の国内規格のベースとなっている規格であり、より多くの技術情報を参考に出来るようにした。 KHKS KHKS 0850では、減肉、割れ及び材料劣化等の損傷要因の抽出にKHKS 0851の附属書4を参考にできると規定されている。
b) 検査の実施者は、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が個別に定めた資格を有している者とする。	変更あり KHKS 0851に規定あり	WES 9801 API 510 4.4項、API 570 4.2項に基づき、目視検査員等の公的資格のない検査員についても資格要件を規定した。今後業界として資格制度の検討を進めるが、当面は各事業所で資格要件を定めることにした。 KHKS KHKS 0850-3では、公的資格のない検査員に対する資格要件は規定されていない。 KHKS 0851では、7.4項で実務経験3年以上と規定している。

特定認定高度保安実施者 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)とKHKS0850-3 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)およびKHKS0851 高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準の対照表

特定認定高度保安実施者 保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）の内容	KHKSからの変更有無	設定根拠とKHKSとの相違点						
c) 配管は、配管附属品を含めた相互に連結された配管系に分類し、配管系ごとに検査する。 なお、次に示す設備は、A.4.3の対象外とする。 ・二重殻構造の貯槽 ・メンブレン式貯槽 ・エチレンプラントの低温又は超低温アルミ熱交換器 ・空気液化分離装置のコールドボックス内機器 ・外部が不活性な断熱材で覆われ、窒素などの不活性ガスにてシールされている高圧ガス設備、又はこれと同等（例えば真空断熱）の高圧ガス設備であって、当該高圧ガスなどによる化学作用によって変化しない材料を使用している機器	変更あり KHKS 0850-3.KHKS 0851に規定あり	WES 9801 API 570 5.13項に基づき、配管系での管理について規定した。 なお、API579では圧力容器に直結された弁も含め配管系として管理する。また、保安検査項目となっている緊急遮断弁や安全弁以外にも、高差圧の逆止弁等重要弁についても管理を推奨しており、各事業所で重要弁を定めて管理を行っている。 KHKS KHKS 0850-3では、4.3.1項及び4.3.4 a) 1)項において、弁類は配管系で管理するが圧力容器に直結された弁については配管系から除外され個別管理と規定されている。						
A.4.3.2 肉厚測定 肉厚測定は、次のa)～c)による。 a)高圧ガス設備が強度上十分な肉厚を有していることを確認するため、表A.1に示す周期で肉厚測定を行う。ただし、余寿命が4年未満の場合には、次のうち短い方による。 ー余寿命と同じ期間 ー2年 表 A.1－高圧ガス設備の肉厚測定の周期 <table><tr><th>設備の種類</th><th>周 期</th></tr><tr><td>配管系を除く高圧ガス設備</td><td>余寿命 ④の 50 %又は 4 年の短い方の期間以内</td></tr><tr><td>配管系</td><td>余寿命 ④の 50 %又は 4 年の短い方の期間以内</td></tr></table> 注 ④ A.4.3.6 で定義する減肉速度を用いて、A.4.3.7 によって算定する。	設備の種類	周 期	配管系を除く高圧ガス設備	余寿命 ④の 50 %又は 4 年の短い方の期間以内	配管系	余寿命 ④の 50 %又は 4 年の短い方の期間以内	変更あり KHKS 0850-3.KHKS 0851に規定あり	WES 9801 肉厚測定検査周期を、圧力容器はAPI 510 6.5.1項、配管はAPI 570 6.3.3項に基づき設定した。なお、最長検査周期については、日本の定修間隔（連続運転期間）に合わせて一律4年とした。 KHKS KHKS 0850-3では、毎年と規定されている。 KHKS 0851では、5.2.1項に余寿命の0.8（CR.0.2mm/y & ばらつき小）または0.5、最長4年と規定されている。
設備の種類	周 期							
配管系を除く高圧ガス設備	余寿命 ④の 50 %又は 4 年の短い方の期間以内							
配管系	余寿命 ④の 50 %又は 4 年の短い方の期間以内							
b)次の1)、2)及び3)に示す設備の検査周期については、表A.1によらず各項による。 1)過去の実績、経験などによって内部の減肉のおそれがないと判断可能な動機器については、分解点検及び整備のための開放時期の目視検査で異常が認められたときに肉厚測定を行う。 2)腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備については、外部の目視検査で減肉が認められたときに肉厚測定を行う。ただし、フレキシブルチューブ、ベローズ形伸縮管継手及びエロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。 注記)腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備とは、次に掲げる設備で、不純物、水分の混入などによる腐食及びエロージョン、又は劣化損傷が生じないよう管理している設備をいう。 ・液化石油ガス受入基地の低温の液化石油ガス設備 ・液化天然ガス受入基地の高圧ガス設備 ・腐食性のない不活性ガス設備 ・フレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手	変更なし KHKS 0850-3と同じ	※A.4.3.1 一般 c)と同じ 圧力容器に直結された弁も配管系として管理する様規定した。						
3)砂詰め方式の地下埋設貯槽については、KHKS 0850-3:2024の4.3.4のa)の3)による。	変更なし KHKS 0850-3を引用	ー						
c)フレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手のうち、構造、材質などによって肉厚測定の実施が困難なものについては、同様の腐食環境の配管系などで腐食による異常が生じていないことを確認した場合、肉厚測定は不要とする。 ただし、エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。 注記)肉厚測定の実施が困難なフレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手の例として、ブレードで覆われた薄肉のベローズ部を有するもの、ゴム、樹脂、金属などによる多層構造のものなどがある。	変更なし KHKS 0850-3と同じ	ー						
A.4.3.3 内部の検査 A.4.3.3.1 内部の目視検査 内部の目視検査は、次のa)～d)による。 a)内部の目視検査は、直接目視又はファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡などの検査器具類、又はこれらを組み合わせて行う。 ただし、腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備（エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く）は、内部の目視検査は不要とする。	変更なし KHKS 0850-3と同じ	ー						
b)内部の目視検査の周期は、表A.2による。 ただし、余寿命が4年未満の場合には、次のうち短い方による。 ー余寿命と同じ期間 ー2年 表 A.2－高圧ガス設備の内部の目視検査の周期 <table><tr><th>設備の種類</th><th>周 期</th></tr><tr><td>配管系を除く高圧ガス設備</td><td>余寿命 ④の 50 %又は 12 年の短い方の期間以内、シェル&チューブ式熱交換器のチューブは、余寿命 ④の 80 %又は 12 年の短い期間以内</td></tr><tr><td>配管系</td><td>余寿命 ④の 50 %又は 4 年の短い方の期間以内</td></tr></table> 注 ④ A.4.3.6 によって算定した減肉速度を用いて、A.4.3.7 によって算定する。	設備の種類	周 期	配管系を除く高圧ガス設備	余寿命 ④の 50 %又は 12 年の短い方の期間以内、シェル&チューブ式熱交換器のチューブは、余寿命 ④の 80 %又は 12 年の短い期間以内	配管系	余寿命 ④の 50 %又は 4 年の短い方の期間以内	変更あり KHKS 0850-3.KHKS 0851に規定あり	WES 9801 圧力容器はAPI 510 6.5.1項、配管はAPI 570 6.3.3項に基づき内部検査周期を設定した。 なお、最長検査周期はAPIでは圧力容器は10年、配管はリスクに応じ最長5年から10年と規定されているが、日本の実績（定修間隔4年）から圧力容器を12年、配管を4年とした。なお、APIではシェル&チューブ式熱交換器のチューブは非耐圧部材としているが、APIとJISの設計思想の違いによりチューブを耐圧部材として管理し、検査周期はこれまでの実績から余寿命の0.8または最長検査周期12年とした。 KHKS KHKS 0850-3では、4.3.4項の表2に基本3年と規定されている。 KHKS 0851では、5.1.2項に余寿命の0.8（CR.0.2mm/y & ばらつき小）または0.5、最長12年と規定している。
設備の種類	周 期							
配管系を除く高圧ガス設備	余寿命 ④の 50 %又は 12 年の短い方の期間以内、シェル&チューブ式熱交換器のチューブは、余寿命 ④の 80 %又は 12 年の短い期間以内							
配管系	余寿命 ④の 50 %又は 4 年の短い方の期間以内							
c)次の1)及び2)に示す設備の検査周期については、表A.2によらず1)及び2)による。 1)CBM認定を取得している設備は、その認定に基づき、12年超えの検査周期を設定してもよい。 2)動機器は、分解点検及び整備のための開放時期に行う。	変更あり CBM認定制度を反映 変更あり	WES 9801 特定認定高度保安実施者および特定認定事業者向けのCBM認定制度を反映した。 ※A.4.3.1 一般 c)と同じ 圧力容器に直結された弁も配管系として管理する様規定した。						

特定認定高度保安実施者 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)とKHKS0850-3 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)およびKHKS0851 高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準の対照表

特定認定高度保安実施者 保安検査基準 (コンビナート等保安規則関係)の内容	KHKSからの変更有無	設定根拠とKHKSとの相違点
d)余寿命は、A.4.3.6で定義する減肉速度を用いて、A.4.3.7により算定する。 ~~なお、溶接補修、更新を行った設備及び新設した設備の周期は、それぞれA.4.3.7.2及びA.4.3.7.3の方法による減肉速度を用いて、A.4.3.8により算定する。~~	変更あり KHKS 0850-3-KHKS 0851に規定あり	A.4.3.6およびA.4.3.7項参照
A.4.3.3.2 内部の非破壊検査 内部の非破壊検査は、次のa)～c)による。 a)減肉以外の損傷要因のある設備に対しては、非破壊検査(磁気探傷試験、浸透探傷試験、超音波探傷試験、放射線透過試験、渦電流探傷試験など)を、次の1)又は2)のうち、短い方の期間で行う。ただし、動機器は、次の1)及び2)によらず、分解点検及び整備のための開放時期に行う。 1)対象の劣化損傷と使用環境からAPI RP 571:2020などを参考に設定した期間 2)A.4.3.3.1のb)に定める期間	変更あり	※A.4.3.1 一般 c)と同じ 圧力容器に直結された弁も配管系として管理する様規定した。 ※A.4.3.1 一般 a)と同じ 減肉、割れ及び材料劣化等の損傷要因の抽出をAPI RP 571(THIRD EDITION, MARCH 2020版)を参考に行うようにした。
b)非破壊検査方法は、劣化損傷に対して適切なものを用いる。	変更なし KHKS 0850-3と同じ	—
c)非破壊検査箇所は、使用環境、目視検査、 ~~過去の検査結果などをもとに~~ 選定する。	変更なし KHKS 0850-3と同じ	—
A.4.3.3.3 内部の検査の代替検査 次の高圧ガス設備は、外部からの適切な検査方法(超音波探傷試験、放射線透過試験など)による検査によって、A.4.3.3.1及びA.4.3.3.2に定める内部の検査に代替してもよい。 a)配管系 b)特定設備検査規則の機能性基準の運用について(平成28年10月3日 20160920商局第4号)の別添1特定設備の技術基準の解釈第45条第1項(1)～(5)又は同別添7第二種特定設備の技術基準の解釈第45条第1項(1)～(5)までに掲げる特定設備 c)特定設備検査規則の制定前に設置された設備であるが、現在の特定設備検査規則に照らしてb)と同等の設備 d)内部の検査のための対象設備への立入りが物理的に可能で、かつ、次の全ての条件を満たす場合。 ~~なお、WES 9802:2025のA.2.6.5のc)により同じ又は同様の運転下の設備の内部検査結果をもって判断してもよい。~~ 1)減肉速度が0.125 mm/y未満である。 2)余寿命が12年を超えている。 3)微量成分を含めた腐食環境が、少なくとも4年以上ほぼ同じである。 4)外部の検査において異常がない。 5)運転温度が、API 579-1/ASME FFS-1:2021の圧力設備材料のクリープ下限温度を超えない。 6)取り扱う流体に起因した環境助長割れ、又は水素損傷の対象でない。 7)プレートライニングなど、一体的に結合されていないライニングを有しない。	変更あり KHKS 0850-3に規定あり	WES 9801 ~~API 510 6.5.2項の規定に基づき、内部検査を外部からの検査で代替える条件、および、代替え検査の判断に同じ又は同様の運転の機器の内部検査結果を活用できる考え方を規定した。~~ KHKS KHKS0850-3では、附属書Dに内部検査を外部からの検査で代替えることはできる設備について規定あり。 なお、D.3 b) 1)項に代替え検査は連続して適用できないと規定している。
A.4.3.4外部の検査 A.4.3.4.1 外部の目視検査 外部の目視検査は、次のa)～e)による。 a)高圧ガス設備の外部については、外面腐食、被覆材下の外面腐食の可能性のある耐火材又は断熱材などの外装材の剥がれ、破損などがないことを、1年に1回目視により確認する。 b)配管の支持構造物について、目視により、ハンガの割れ又は損傷、スプリングサポートの設定値外れ、サポートシューの脱落、その他拘束又は周辺障害物との干渉などがないことを確認する。 c)ダミーサポート、スタンションサポートなどの支持構造物内部に、雨水などが浸入する状態になっていないことを確認する。	変更あり KHKS 0850-3に規定あり	WES 9801 API 510 6.4項及びAPI 570 6.4項の規定に基づき、外部の検査を外面腐食と支持構造物も含め変形等の外観に分けて規定した。なお、検査周期は機器は5年、配管はリスクに応じて5～10年となっているが、これまでの実績を加味(地域性を考慮)し1年とした。 KHKS KHKS 0850-3では、4.3.3 b) 1)項で外部の目視検査を1年に1回行うと規定している。
d)フレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手については、次の1)及び2)について1年に1回目視により確認する。 1)設置状況が適切に維持されていることを確認する。 注記設置状況については、製造業者の条件、JIS B 2352、JLPA 209など製作時の基準を参考に確認する。 2)充填枝管、充填ホース類に取り付け及び取り外しを行う箇所に用いられるフレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手については、次の2.1)及び2.2)も実施する。 2.1)金属製の場合、ブレード部の破損及びブレード部と継手部との接続部の割れ又は膨れなどの異常がないことを確認する。 2.2)ゴム、樹脂製の場合、補強層の露出、外層の亀裂又は膨れ、折れ、つぶれ、金属部との接続部の割れ又は膨れなどの異常がないことを確認する。	変更なし KHKS 0850-3と同じ	—
e)砂詰め方式の地下埋設貯槽の外部の目視検査については、KHKS 0850-3:2017の4.3.3のb)の2)による。	変更なし KHKS 0850-3を引用	—
A.4.3.4.2 外部の非破壊検査 ~~設備の外部環境により~~ 減肉以外の損傷要因のある設備に対しては、A.4.3.3.2に準じて非破壊検査を行う。	変更あり	※A.4.3.1 一般 a)と同じ 減肉、割れ及び材料劣化等の損傷要因の抽出をAPI RP 571(THIRD EDITION, MARCH 2020版)を参考に行うようにした。
A.4.3.5耐圧性能及び強度の検査の代替方法 A.4.3.5.1 検査を行うことが困難な箇所を有する高圧ガス設備 設備の大きさ、形状、構造(二重管、ジャケット構造など)、他の設備との接合状況(溶接接合など)などによって、内部及び外部のいずれからも検査を行うことが困難な箇所を有する設備については、当該設備に接続されている同等の腐食及び劣化損傷が発生するおそれのある環境下の複数の検査箇所の検査結果をもとに、当該箇所に腐食及び劣化損傷がないことを確認する。 注記)内部及び外部のいずれからも検査を行うことが困難な箇所とは、例えばフルジャケット構造の二重管式熱交換器の内管部などである。	変更なし KHKS 0850-3と同じ	—

特定認定高度保安実施者 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)とKHKS0850-3 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)およびKHKS0851 高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準の対照表

特定認定高度保安実施者 保安検査基準 (コンビナート等保安規則関係)の内容	KHKSからの変更有無	設定根拠とKHKSとの相違点
A.4.3.5.2 内部の検査及び肉厚測定が困難な高圧ガス設備 A.4.3.2及びA.4.3.3の適用が困難な高圧ガス設備については、1年に1回耐圧試験を行うことで、A.4.3.2及びA.4.3.3の検査に代替してもよい。なお、耐圧試験は、設備及び試験の安全性を十分に配慮して行う。 注記)耐圧試験は、水などの安全な液体を使用して常用の圧力の1.5倍(第2種特定設備は1.3倍)以上の圧力で行う。ただし、液体の使用が不可能な場合、空気又は窒素などの気体を使用して常用の圧力の1.25倍(第2種特定設備は1.1倍)以上の圧力で行う。	変更なし KHKS 0850-3と同じ	—
A.4.3.6減肉速度の設定 A.4.3.6.1 既存の高圧ガス設備 高圧ガス設備の減肉速度は、式(A.1)及び式(A.2)による減肉速度のうち、それまでの腐食環境の変化や運転経歴などを踏まえて、現在の腐食の状態を最もよく示した方を減肉速度として採用する。また、これらに代えて最小二乗法によって求めた減肉速度を採用してもよい。その場合には、解析に用いたデータを保管しなければならない。 $\text{長期減肉速度} = \frac{t_{\text{initial}} - t_{\text{actual}}}{t_{\text{initial}} \text{と } t_{\text{actual}} \text{ の間の期間}} \quad \text{..... (A.1)}$ $\text{短期減肉速度} = \frac{t_{\text{previous}} - t_{\text{actual}}}{t_{\text{previous}} \text{と } t_{\text{actual}} \text{ の間の期間}} \quad \text{..... (A.2)}$ ここで、 t_{initial} : 初期肉厚 (mm) ϕ^3 t_{actual} : 直近の検査で測定した肉厚 (mm) ϕ^3 t_{previous} : 前回の検査で測定した肉厚 (mm) ϕ^3 - 期間 : 期間 (y) ϕ^3	変更あり KHKS 0851に規定あり	WES 9801 API510 7.1項及びAPI 570 7.1項の規定に基づき減肉速度の算出方法を規定した。具体的には、短期と長期の減肉速度から適切なものを選定し、最小二乗法も活用できるとした。 KHKS KHKS 0850-3には規定なし。 KHKS 0851では3.3.2項に規定があり、短期と最小二乗法から適切なものを選定すると規定している。
A.4.3.6.2 溶接補修又は更新を行った設備 溶接補修又は更新を行った設備のうち、次のa)及びb)に該当する場合、補修又は更新前に確認した減肉速度を用いてもよい。 a)溶接補修又は更新後の材質が、当該損傷要因に対して、既設と同等又はそれ以上の防食性能を有する設備 b)使用条件に変更がない設備	変更あり KHKS 0851に規定あり	WES 9801 API510 7.1.1項及びAPI 570 7.4項の規定に基づき、肉盛り補修または設備更新後の減肉速度の算出方法を規定した。 KHKS KHKS 0850-3には規定なし。 KHKS 0851では、6.4.3 b)項で肉盛り補修前の減肉速度で算定すると規定している。
A.4.3.6.3 新設又は運転変更を行った設備 新設又は運転変更を行った設備については、次のa)～c)のいずれかの方法によって減肉速度を決定してもよい。a)～c)の方法で減肉速度の算定が不可能な場合、配管系以外の高圧ガス設備にあっては供用開始後6か月以内、配管にあっては供用開始後3か月以内に、肉厚測定を実施して減肉速度を算定しなければならない。 a)同じ又は同様の運転下の設備の肉厚データから算定した減肉速度 b)設備に設置した超音波センサで測定した肉厚データから算定した減肉速度 c)同じ又は同様の運転下の設備の公表データから推定した減肉速度	変更あり KHKS 0850-3、KHKS0851に規定なし	WES 9801 API510 7.1.2項及びAPI 570 7.3項の規定に基づき、新設または運転変更後の減肉速度の算出方法を規定した。 KHKS KHKS 0850-3、KHKS 0851には規定なし。
A.4.3.7余寿命の算定 A.4.3.7.1 一般 余寿命の算定は、A.4.3.7.2、A.4.3.7.3、及びA.4.3.7.4による。 ただし、供用適性評価を適用する場合、将来腐れ代を求めるために想定した期間を余寿命とする。 なお、供用適性評価は、WES 9802:2025の箇条6に基づき実施する。	変更あり KHKS 0851に規定あり	WES 9801 WES 9802 6項に基づき、減肉に対するFFS評価を規定した。なお、FFSの手法としてAPI 579とWES 2820の両方を適用できるよう規定した。 KHKS KHKS0850-3には規定なし。 KHKS 0851では、3.4.3 b)項に附属書5A(PM法)と附属書5B(API法(WES 2820))の2つの手法を規定している。
A.4.3.7.2既存の高圧ガス設備 既存の高圧ガス設備の余寿命は、式(A.3)により算定する。 $\text{余寿命} = \frac{t_{\text{actual}} - t_{\text{required}}}{\text{減肉速度}} \quad \text{..... (A.3)}$ ここで、 t_{actual} : 直近の検査で測定した肉厚 (mm) ϕ^3 t_{required} : 対象部材の必要肉厚 (mm) で、対象設備の製造時の技術基準による。 ϕ^3	変更なし KHKS 0851と同じ	WES 9801 API510 7.2項及びAPI 570 7.2項の規定に基づき、余寿命の算定式を規定した。 KHKS KHKS 0850-3には規定なし。 KHKS 0851では、3.4.2 c)項に余寿命の算定式の規定あり。
A.4.3.7.3溶接補修又は更新を行った設備 溶接補修又は更新を行った設備の余寿命は、A.4.3.6.2の方法による減肉速度を用いて、A.4.3.7.2により算定する。なお、当て板溶接補修の場合は、式(A.3)のrequiredはASME PCC-2: 2022により算定する。	変更あり KHKS0851に規定あり ※余寿命算定の考え方は、A.4.3.3 d)参照	WES 9801 当て板溶接補修について、API510.570に基づきASME PCC-2の強度計算方法を反映した。なお、WES7700-4 第4部:外面当て板溶接補修の強度計算方法は現在ASME PCC-2に合わせるべく改正を検討中のため、ASME PCC-2に従い設計することとした。 KHKS KHKS 0850-3には規定なし KHKS 0851には、当て板を強度に見込まない場合の当て板溶接補修についての規定あり。
A.4.3.7.4新設又は運転変更を行った設備 新設又は運転変更を行った設備の余寿命は、A.4.3.6.3の方法による減肉速度を用いて、A.4.3.7.2により算定する。	変更あり ※余寿命算定の考え方は、A.4.3.3 d)参照	A.4.3.3 d)参照

特定認定高度保安実施者 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)とKHKS0850-3 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)およびKHKS0851 高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準の対照表

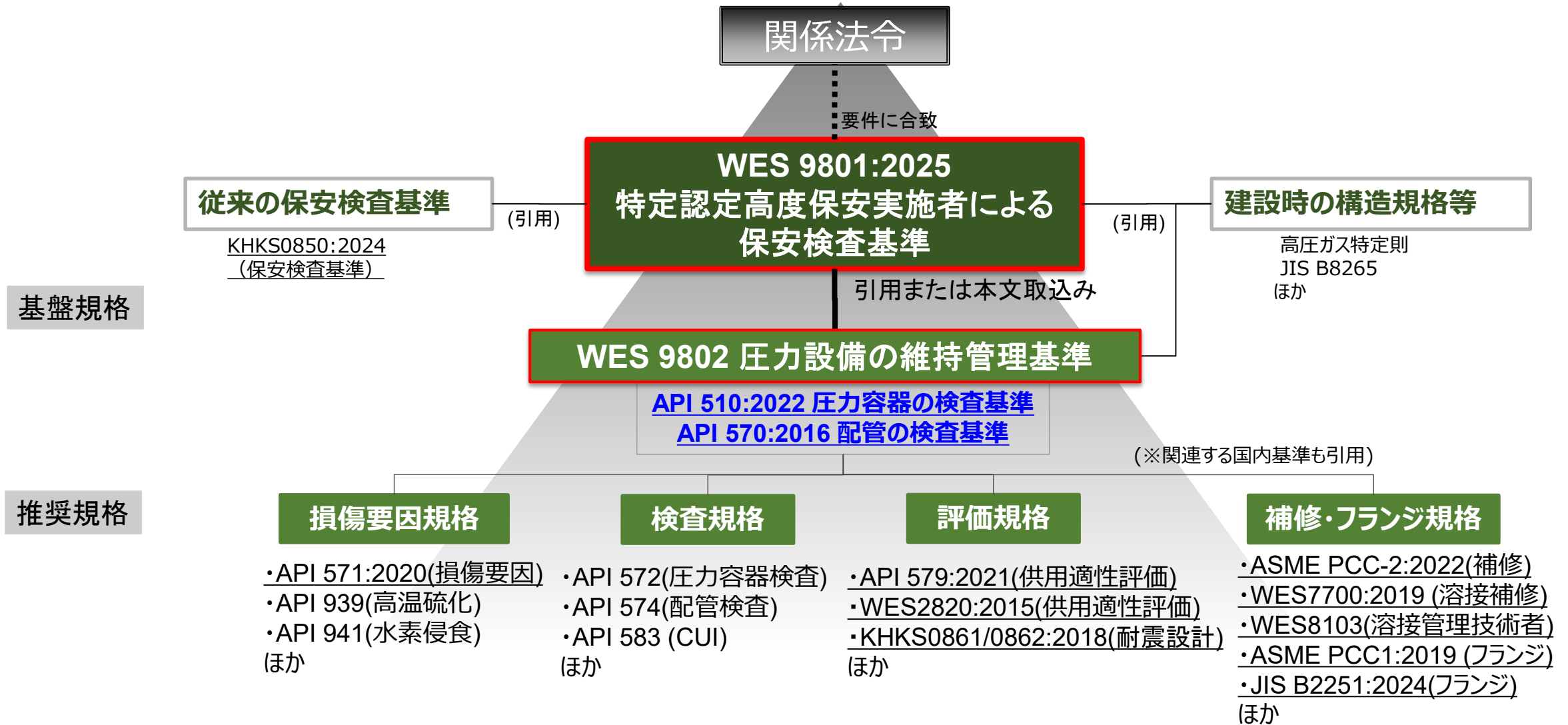
特定認定高度保安実施者 保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）の内容	KHKSからの変更有無	設定根拠とKHKSとの相違点																		
A.4.3.8溶接補修 溶接補修を行う場合は法に基づき必要となる許認可に係る手続き（以下、法手続きという。）を実施するとともに、次のa)～e)を満足しなければならない。 a)補修対象設備の設計基準に基づき設計し、WES 9802:2025の箇条7Iに基づき設計及び施工を実施する。	変更あり KHKS0851Iに規定あり	WES 9801 当て板溶接補修以外についてはWES7700に沿って設計施工することを規定、当て板溶接補修についてはASME PCC-2のの基づき設計施工することを規定した。なお、WES7700-4 第4部：外面当て板溶接補修の強度計算について現在ASME PCC-2Iに合わせるべく改正を検討中のため、ASME PCC-2Iに従い設計施工することとした。 KHKS KHKS 0850-3Iには規定なし KHKS 0851Iには、当て板を強度に見込まない場合の当て板溶接補修についてのみ規定あり。																		
b)溶接管理技術者を任命し、補修要領のレビュー及び施工結果の確認を行う。なお、溶接管理技術者はWES 8103の1級資格又は同等以上の能力をもつ者とする。 c)溶接補修要領に従い、WES 8103の2級資格又は同等以上の能力をもつ者の指示監督下で実施する。 d)適用する基準及び溶接施工要領書に従って溶接前及び溶接後に検査を行い、健全性を確認する。	変更あり KHKS0851Iに規定あり	WES 9801 溶接施工品質を確保するため、API510.570Iに基づきASME PCC-2の要求事項を反映した。なお、溶接管理技術者および現場の溶接の管理者に関する資格について、国内の同等の資格としてWES8103の資格制度を規定した。 KHKS KHKS 0850-3Iには規定なし KHKS 0851Iには、溶接管理技術者に関する規定はあるが、現場の溶接管理に関する資格要件に関する規定なし。																		
e)溶接補修を行った場合は耐圧試験を行う。 なお、水などの安全な液体を使用して耐圧試験を実施する場合、耐圧試験時重量に対して法で要求される耐震性能を満足しなければならない。また、耐震性能を満足しない場合、当該施設が万一地震で倒壊しても、二次的に周辺施設に危害が生じないような安全措置を講じなければならない。 ただし、当て板溶接補修以外の、表A.3の基準を満足する溶接補修の場合は耐圧試験を免除してもよい。 注記都道府県知事等による製造施設の変更許可等が必要な場合は、溶接補修の対象や施工の方法を含め、確認を行う必要がある。 表 A.3－耐圧試験が免除される溶接補修（当て板溶接補修は除く。）^① <table><tr><th>項 目^②</th><th>基 準^③</th></tr><tr><td>溶接補修の程度^④</td><td>ASME PCC-2:2022 の Article 502.2 に規定する範囲で、次のいずれかの条件を満たす場合とする。^⑤</td></tr><tr><td>a) 耐圧部材を貫通していない溶接又は溶接付^⑥</td><td></td></tr><tr><td>b) 漏れ止め溶接（シール溶接ともいう。）^⑦</td><td></td></tr><tr><td>c) クラッド（プレートライニング、耐食肉盛など）の施工又はその補修^⑧</td><td></td></tr><tr><td>d) 硬化肉盛溶接^⑨</td><td></td></tr><tr><td>e) フランジシート面の補修溶接で、フランジの厚さの 50 %未満の深さの溶接^⑩</td><td></td></tr><tr><td>f) 伝熱管・管束のストレングス溶接で、1 面の運転期間後の伝熱管数替本数が総伝熱管本数の 10 %未満^⑪</td><td></td></tr><tr><td>g) 熱交換器、蒸気発生器及びボイラの伝熱管のプラグ打設、又はスリーブ施工^⑫</td><td></td></tr></table>	項 目 ^②	基 準 ^③	溶接補修の程度 ^④	ASME PCC-2:2022 の Article 502.2 に規定する範囲で、次のいずれかの条件を満たす場合とする。 ^⑤	a) 耐圧部材を貫通していない溶接又は溶接付 ^⑥		b) 漏れ止め溶接（シール溶接ともいう。） ^⑦		c) クラッド（プレートライニング、耐食肉盛など）の施工又はその補修 ^⑧		d) 硬化肉盛溶接 ^⑨		e) フランジシート面の補修溶接で、フランジの厚さの 50 %未満の深さの溶接 ^⑩		f) 伝熱管・管束のストレングス溶接で、1 面の運転期間後の伝熱管数替本数が総伝熱管本数の 10 %未満 ^⑪		g) 熱交換器、蒸気発生器及びボイラの伝熱管のプラグ打設、又はスリーブ施工 ^⑫		変更あり KHKSには規定はなく追加	WES 9801 API510 5.8.5項の規定に基づき、液体による耐圧試験における耐震性能の確認を規定した。 KHKS KHKS0850-3,0851Iには規定なし。
項 目 ^②	基 準 ^③																			
溶接補修の程度 ^④	ASME PCC-2:2022 の Article 502.2 に規定する範囲で、次のいずれかの条件を満たす場合とする。 ^⑤																			
a) 耐圧部材を貫通していない溶接又は溶接付 ^⑥																				
b) 漏れ止め溶接（シール溶接ともいう。） ^⑦																				
c) クラッド（プレートライニング、耐食肉盛など）の施工又はその補修 ^⑧																				
d) 硬化肉盛溶接 ^⑨																				
e) フランジシート面の補修溶接で、フランジの厚さの 50 %未満の深さの溶接 ^⑩																				
f) 伝熱管・管束のストレングス溶接で、1 面の運転期間後の伝熱管数替本数が総伝熱管本数の 10 %未満 ^⑪																				
g) 熱交換器、蒸気発生器及びボイラの伝熱管のプラグ打設、又はスリーブ施工 ^⑫																				
A.4.4 高圧ガス設備の気密性能 A.4.4.1 気密性能の確認を必要としない高圧ガス設備 次の高圧ガス設備は、気密性能に係る検査は適用しない。 a)二重殻構造の貯槽 b)メンブレン式貯槽	変更あり KHKS 0850-3、KHKS0851Iに規定あり	WES 9801 ASME PCC-2 Article 502.2.4項の規定に基づき、耐圧試験を免除できる条件を規定した。 なお、当て板溶接補修については、API、ASMEでは耐圧試験を要求事項としていないが、高圧ガス保安法の法要件から当て板溶接補修を耐圧試験の免除対象から除外した。 KHKS KHKS0850-3では、4.3.5 b)項に6点法による免除規定あり。具体的には、肉盛り量を点数化した指標で必要肉厚以上のものを対象に、6点まで耐圧試験を免除できる。 KHKS0851では、附属書15に耐圧試験の免除規定あり。具体的には、炭素鋼、オーステナイト系ステンレス鋼、高張力鋼について、公称肉厚の75%（最少肉厚、炭素鋼2.5mm、ステンレス鋼1.5mm）までの肉盛り補修について耐圧試験を免除できる。																		
A.4.4 高圧ガス設備の気密性能 A.4.4.1 気密性能の確認を必要としない高圧ガス設備 次の高圧ガス設備は、気密性能に係る検査は適用しない。 a)二重殻構造の貯槽 b)メンブレン式貯槽	変更なし KHKS 0850-3と同じ	—																		
A.4.4.2 気密試験の方法 JIS Z 2330が規定する漏れ試験方法（発泡漏れ試験、圧力変化による漏れ試験など）、ガス漏れ検知器による方法又はガス漏れ検知用赤外線（OGI）カメラによる方法のうち、設備の状況、検査条件などを考慮した最適な試験方法（必要に応じ、試験方法を組み合わせる。）を採用し、設備の管理状況によりA.4.4.3又はA.4.4.4の方法で気密試験を1年に1回実施し、当該高圧ガス設備から漏れがないことを確認する。 A.4.4.3 高圧ガス設備を開放した場合の気密試験 A.4.4.3.1 一般 高圧ガス設備を開放（分解点検、整備、清掃などのために行う開放を含む。）した場合、A.4.4.3.2又はA.4.4.3.3のいずれかによる気密試験を実施する。 ただし、動機器の軸封部など、停止時にガスを用いて昇圧すると漏洩する可能性がある設備については、これらによらず、実流体により気密試験を実施してよい。	変更あり	※A.4.1 ガス設備（高圧ガス設備を除く。）と同じ 確認方法に最新技術として赤外線カメラを追加規定。また、発泡試験をJIS Z 2330が規定する方法とした。																		
A.4.4.3 高圧ガス設備を開放した場合の気密試験 A.4.4.3.1 一般 高圧ガス設備を開放（分解点検、整備、清掃などのために行う開放を含む。）した場合、A.4.4.3.2又はA.4.4.3.3のいずれかによる気密試験を実施する。 ただし、動機器の軸封部など、停止時にガスを用いて昇圧すると漏洩する可能性がある設備については、これらによらず、実流体により気密試験を実施してよい。	変更なし KHKS 0850-3と同じ	—																		
A.4.4.3.2 従来法による気密試験 設備を窒素又は危険性のない気体で当該高圧ガス設備の常用の圧力以上に昇圧させ気密試験を実施する。	変更なし KHKS 0850-3と同じ	—																		
A.4.4.3.3 段階法による気密試験 JIS Z 2330が規定する発泡漏れ試験、又はこれと同等以上の検知性能を有する試験方法によって、105 kPa又は高圧ガス設備の常用の圧力の25 %の小さい方の圧力で気密試験を実施する。その後、実流体を導入し、設備の圧力を運転圧力まで段階的に上昇させながら、各段階で気密試験を実施する。	変更あり KHKS0850-3Iに規定あり	WES 9801 ASME PCC-2 Article 501 6.3項の規定に基づき、低圧での漏れ試験を適用した段階法による気密試験方法を規定した。 KHKS KHKS0850-3でも従来法が原則とされるが、一部運転状態での高圧ガスを用いることが適当な場合として附属書Eで段階的な気密試験方法の規定あり。																		
A.4.4.4 高圧ガス設備を開放しない場合の気密試験 当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を実施する。	変更なし KHKS 0850-3と同じ	—																		

特定認定高度保安実施者 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)とKHKS0850-3 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)およびKHKS0851 高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準の対照表

特定認定高度保安実施者 保安検査基準 (コンビナート等保安規則関係)の内容	KHKSからの変更有無	設定根拠とKHKSとの相違点
A.5.計装・電気設備	変更なし KHKS 0850-3を引用	—
A.6.保安・防災設備	変更なし KHKS 0850-3を引用	—
A.6.1 常用の温度の範囲に戻す措置 A.6.2 安全装置 高圧ガス設備の安全装置に係る検査は、次のa)及びb)による。 a)外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを1年に1回目視にて確認する。 b)パネ式安全弁等を設置した状態又は取り外した状態で、作動検査用器具若しくは設備を用いた作動試験を行う。破裂板については作動試験ができないため取替を行う。 作動試験及び破裂板の取替周期は、次の1)又は2)のいずれかによる。なお、検査周期内に安全装置の作動に影響がありそうな汚れが確認された場合は、汚れが問題とならない期間に検査周期の見直しを行う。 1)一般的なプロセス運転下の場合:4年 2)実績により汚れがなく、かつ腐食性がないことが確認されている運転下の場合:8年	変更あり KHKS0850-3に規定あり	WES 9801 安全装置の検査周期を以下の通り規定した。 ・API576でも日常管理(オンストリーム検査:目視検査)の重要性が指摘されていること、および、目視検査の結果で作動検査周期を適切に見直しできるように、目視検査を1年に1回実施することとした。 ・作動検査及び破裂板の取替周期を、API 570の基準を参考に設定した。ただし、日本の連続運転期間を踏襲し、APIの基準の5年を4年、10年を8年に変更した。 KHKS KHKS0850-3では、安全弁のタイプごとに検査周期(1、2、4年)が設定されている。なお、目視検査と作動試験は同じ検査周期となっている。
A.6.3 安全弁等の放出管 A.6.4 内部反応監視装置 A.6.5 危険状態防止装置 A.6.6 緊急遮断装置(特殊反応設備等) A.6.7 緊急移送設備 A.6.8 貯槽の温度上昇防止装置、貯槽の耐熱・冷却措置 A.6.9 負圧防止措置 A.6.10 液化ガスの流出防止措置 A.6.11 不活性ガス置換構造 A.6.12 毒性ガス配管等の接合 A.6.13 毒性ガス配管の二重管等 A.6.14 貯槽の配管に設けたバルブ A.6.15 緊急遮断装置(貯槽配管) A.6.16 除害のための措置 A.6.17 インターロック機構 A.6.18 ガス漏洩検知警報設備 A.6.19 防消火設備 A.6.20 ベントスタック、フレアスタック A.6.21 アセチレン容器の破裂防止措置 A.6.22 車両に固定した三フッ化窒素容器等の破裂防止措置 A.6.23 圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充填場所等間の障壁 A.6.24 保安用不活性ガス等 A.6.25 通報措置	変更なし KHKS 0850-3を引用	
A.7. 導管 A.7.1 コンビナート製造事業所間の導管以外の導管	—	—
A.7.1.1設置場所	変更なし KHKS 0850-3を引用	—
A.7.1.2地盤面上・下の導管の設置及び標識	変更なし KHKS 0850-3を引用	—
A.7.1.3水中設置	変更なし KHKS 0850-3を引用	—
A.7.1.4耐圧性能及び強度 A.7.1.4.1一般 導管の耐圧性能及び強度に係る検査は、A.4.3.1の要件を満たし、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がないことを、外部から、A.7.1.4.2及びA.7.1.4.3によって確認する。 ただし、内部から検査が可能な場合には、A.4.3)に準じて確認する。	変更あり	※A.4.3と同じ
A.7.1.4.2 目視検査 導管地上部の目視検査は、次のa)～c)による。 a)高圧ガス設備の外部について、外面腐食、被覆材下の外面腐食の可能性のある耐火材、断熱材などの外装材の剥がれ、破損などがないことを、1年に1回目視により確認する。	変更なし KHKS 0850-3と同じ	※A.4.3.4.1と同じ
b)配管の支持構造物について、目視検査により、ハンガの割れ又は損傷、スプリングサポートの設定値外れ、サポートシューの脱落、その他拘束又は周辺障害物との緩衝などがないことを確認する。 c)ダミーサポート、スタンションサポートなどの支持構造物内部に雨水などが浸入する状態になっていないことを確認する。	変更あり	※A.4.3.4.1と同じ

特定認定高度保安実施者 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)とKHKS0850-3 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)およびKHKS0851 高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準の対照表

特定認定高度保安実施者 保安検査基準 (コンビナート等保安規則関係)の内容	KHKSからの変更有無	設定根拠とKHKSとの相違点
A.7.1.4.3.1 肉厚測定 導管の肉厚測定は、次のa)及びb)による。 a)導管が強度上十分な肉厚を有していることを確認するため、余寿命の半分又は4年の短い方の期間以内に肉厚測定を行う。 ただし、余寿命が4年未満の場合には、次のうち短い方による。 ー余寿命と同じ期間 ー2年	変更あり	※A.4.3.2と同じ
b)次の1)及び2)に示す設備については、上記によらず1)及び2)による。 1)腐食性のない高圧ガスを取り扱う導管については、外部の目視検査で減肉が認められたときに肉厚測定を実施する。ただし、エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものは除く。 2)電気防食、塗覆などにより防食管理が適切になされている地中に埋設された導管又は水中に設置された導管については、塗覆装の点検時に実施する肉厚測定で代替してもよい。 注記 腐食性のない高圧ガスを取り扱う導管には、不純物や水分の混入などによる腐食や劣化損傷が生じないように管理されている次のようなものがある。 ・液化石油ガス受入基地の低温の液化石油ガス導管 ・液化天然ガス受入基地の導管 ・腐食性のない不活性ガスの導管	変更なし KHKS 0850-3と同じ	ー
A.7.1.4.3.2 肉厚測定以外の非破壊検査 減肉以外の損傷要因のある設備に対しては、A.4.3.3.2に準じて検査を行う。 ただし、次のa)及びb)に示す設備については、a)及びb)による。 a)API RP 571:2020に基づいて評価した劣化損傷が発生するおそれがない導管については、非破壊検査は不要とする。	変更あり	※A.4.3.1 一般 a)と同じ
b)電気防食、塗覆などにより防食管理が適切になされている地中に埋設された導管又は水中に設置された導管については、塗覆装の点検時に実施する非破壊検査で代替してもよい。	変更なし KHKS 0850-3と同じ	ー
A.7.1.5 気密性能 JIS Z 2330が規定する漏れ試験方法(発泡漏れ試験、圧力変化による漏れ試験など)、ガス漏えい検知器による方法又はガス漏れ検知用赤外線(OGI)カメラのいずれかによる方法のうち、設備の状況、検査条件などを考慮した最適な試験方法(必要に応じ、試験方法を組み合わせる)により、当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態の高圧ガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を1年に1回実施し、当該高圧ガス設備から漏えいがないことを確認する。なお、A.4.3.3.3の段階法による気密試験を適用してもよい。	変更あり	※A.4.1と同じ
A.7.1.6 腐食防止措置及び応力吸収措置	変更なし KHKS0850を引用	ー
A.7.1.7温度上昇防止措置	変更なし KHKS0850を引用	ー
A.7.1.8圧力上昇防止措置 導管の圧力の上昇を防止するための措置は、A.6.2に準じて検査を行う。	変更あり	※A.6.2と同じ
A.7.1.9水分除去措置	変更なし KHKS0850を引用	ー
A.7.1.10通報措置	変更なし KHKS0850を引用	ー
A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管(10条導管)	変更なし KHKS0850を引用	ー
8.その他	変更なし KHKS0850を引用	ー



WES9801特定認定高度保安実施者による保安検査基準

特定認定高度保安実施者（A認定）向け保安検査規格として作成

- KHKS 0850-3をベースに、API（国際的に広く活用されている米国石油協会）規格及びASME（米国機械学会）規格の維持管理手法を取り入れる。
- 保安検査の検査項目の中で、圧力設備の検査に係る技術的な検査項目について、その技術的な根拠、背景、海外規格など民間規格の活用方法に対してWES 9802を適用する。
- 圧力設備の検査に係る技術的な検査項目以外の検査項目については、KHKS 0850-3を引用して構成する。

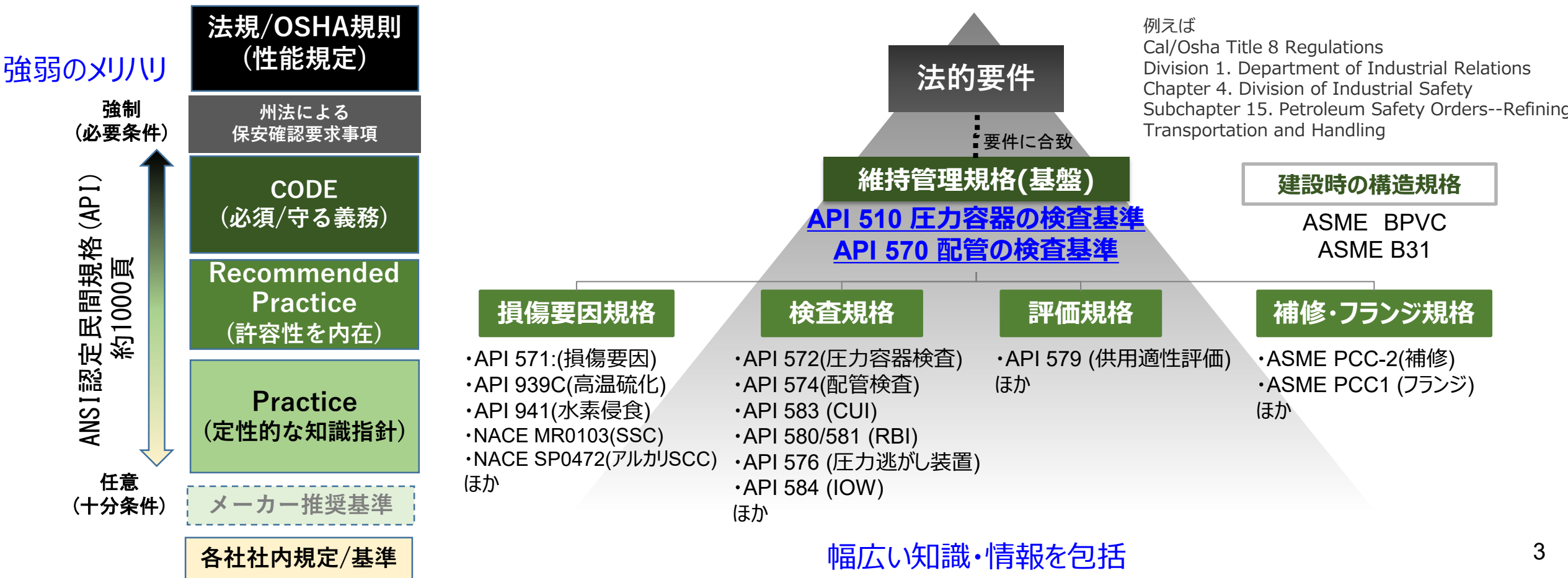
WES9802 圧力設備の維持管理基準

API/ASMEの規格群の圧力設備の維持管理方法を、国内の圧力設備にも広く取り入れられるよう体系的に整理した規格

- 石油・化学プロセスの圧力設備の維持管理に関する業界基盤規格であるAPI510, API570を骨子として構成し、関連するAPI/ASMEの推奨規格群を引用
- API/ASMEの規格群を国内で適用する場合に、追加及び補足すべき事項、及び適用対象外とする事項を規定

圧力設備の維持管理に関するAPI, ASMEの規格体系

- ポイント：
- ① 法的要件の中でAPI510, API570などの民間基盤規格を引用
 - ② 民間基盤規格には、法的要件を満足するための基本的な技術要件を規定し、さらに詳細な方法には、膨大な推奨規格(Recommended Practice)群を引用
 - ③ ユーザーが基本的要件を遵守しながら、推奨規格を参照・引用することで、最適な維持管理の方法を検討



2025（令和 7）年 3 月 25 日

日本溶接協会規格
WES 改正案に関する意見募集について
（パブリックコメントの募集）

一般社団法人 日本溶接協会
WES 9801 及び WES 9802 原案作成委員会
委員長 南 二三吉
（公 印 省 略）

（一社）日本溶接協会では、この度、下記 2 件の WES 改正案に対して、広く御意見を公募することといたしました。

本案に関する御意見については、下記要領によりご提出ください。

なお、お寄せいただいた御意見については、個別の回答はせず、検討結果をまとめて公表させていただくこととしておりますので、あらかじめご了承ください。

＜意見募集要領＞

1 意見募集対象〔まえがき、目次、本体〕（PDF 形式）

① WES 9801, 特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）

Safety inspection standards by Specifically Certified Advanced Safety Implementer

② WES 9802, 圧力設備の維持管理基準

In-service inspection and maintenance of pressure equipment

2 参考資料

なし

3 意見記入様式（WORD 形式）

指定の様式をご利用ください。

4 募集期間

2025（令和 7）年 3 月 25 日（火）～2025（令和 7）年 4 月 23 日（水）〔30 日間〕

FAX, 電子メールの場合は午後 5 時まで、郵送の場合は同日必着。

5 提出方法

意見記入様式に住所、氏名、所属（会社名又は団体名）、電話番号、お持ちであれば電子メールアドレスを明記のうえ、以下のいずれかの方法で（一社）日本溶接協会 規格委員会 事務局まで日本語にて送付してください。なお、電話による御意見の提出には対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

・FAX の場合：03（5823）5244

・郵送の場合：〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20

・電子メールの場合：kikaku@jwes.or.jp

6 個人情報の取扱いについて

パブリックコメント提出の際に氏名、住所、連絡先等の個人情報を収集します。

- ・これらの情報は、パブリックコメントの審議、対応についてのご連絡以外には使用することはありません。なお、氏名及び所属に関しては、いただいたご意見とともに公表する場合がありますことをご了承ください。

- ・ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害する恐れがある場合には、当該箇所を伏せさせていただきます。

以上

令和 7 年 7 月 1 日

日本溶接協会規格 **WES 9801**「特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）」改正案及び **WES 9802**「圧力設備の維持管理基準」改正案に対する
パブリックコメント募集の結果について

一般社団法人 日本溶接協会 規格委員会

（一社）日本溶接協会は、標記 **WES** 改正案（2 件）に対して、ウェブサイト上で広く皆様方のご意見を募集いたしました。意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、原案作成委員会で審議した結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

記

1 意見募集の結果：

- ・ **WES 9801** 改正案 意見提出数 9 件
- ・ **WES 9802** 改正案 意見提出数 2 件

2 対応結果（別添）

お問い合わせ先：

（一社）日本溶接協会 規格委員会 事務局

- ・ FAX の場合 : 03（5823）5244
- ・ 郵送の場合 : 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20
- ・ 電子メールの場合 : e-mail : kikaku@jwes.or.jp

※電話によるお問い合わせには対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

以上

日本溶接協会規格 **WES 9801** [特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）] に寄せられたご意見への対応

No	頁・箇条・項・図表番号	コメント	訂正案	対応方針
1	本体 1 ページ	1 「KHK/KLK S 0850-7」は、現在「KHKS0850-7」として告示指定されています。		拝承
2	本体 6 ページ 3.2.4	1 API からの引用について、①API 510 の 6.5.3 では「腐食性がある物質等がプロセスの途中で追加されることがない」旨の内容及びありますが WES9801 にはその旨の規定がないこと、及び②同じ又は同様の運転の要件のひとつについて、「微量成分を含めた腐食環境が少なくとも 4 年（API 510 6.5.2.1 b）の 3）では 5 年）以上ほぼ同じである」とありますが、その技術的な根拠等は何でしょうか。 （回答） ①同規定は WES 9802 A.2.6.5 c)を引用しており、A.4.3.3.3d)に WES9802 の引用箇条を追記します。 ②API や JPI にも示されていますが、いわゆるコロージョンループの考え方で、同じ腐食環境であれば同じように腐食が進展するため、同じ腐食系の設備の内部検査結果で想定内の腐食進展だったか確認できるというものです。期間については当然評価期間内について腐食環境のモニタリングを行い監視はするものの、規格として一定の期間を示す必要があり、API の規定 5 年を参考に一般的な連続運転期間である 4 年以上としました。 2 3.2.4 に「並列、同等又は同一の運転下にある」とありますが、この際の「並列の際のプロセス、環境条件が一致」について、具体的な一致と考える条件はどのようなものでしょうか。また、これは規格利用者による個別判断となるのでしょうか。 （回答） WES9802 に解説を追記します。		1. 拝承 ①同規定の詳細は WES 9802 を引用しており、A.4.3.3.3 d)に WES9802 の引用箇条を追記します。 ②原案の通り 詳細はコメントの下に追記しました。 2. 上記 ① の通り、WES9801 は WES9802 を引用しており、WES9802 に解説を追記します。

No	頁・箇条・項・図表番号	コメント	訂正案	対応方針
3	本体（附属書 A） 15 ページ A.4.3.3.3	1 A.4.3.3.3 の a),b),c),d)は、いずれかに該当する場合、外部からの適切な検査を行えば、内部の目視・非破壊検査をしなくてよいと規定されています。d)のなお書き（「なお、同じ又は同様の運転の機器の内部検査結果をもって判断してもよい。」）を追加することによって、検査対象及び検査手法はどのように変更されるのでしょうか。 （回答） 同じ又は同様の運転の機器で環境の変化がないことを確認するだけで、検査対象及び検査手法は評価対象の機器の過去の検査結果等を加味して決定するため変更はありません。		原案の通り 詳細はコメントの下に追記しました。
4	本体（附属書 A） 18 ページ A.4.3.7.1	1 供用中の高圧ガス設備の技術上の基準に関する肉厚変更を許容する内容は、技術基準の適否に係るもので、「保安検査の方法」という枠を超えるものであり、保安検査の方法を定める WES9801 に記載すべきではないと考えます。 2 熱交換器のチューブの差圧設計については、特定設備検査規則の例示基準等では認められていない考え方であり、設計時に認められていないことが、保安検査の基準である WES9801 へ記載するによって可能となるといった誤認に繋がることから、記載すべきではないと考えます。		頂いたご意見については今後の参考とさせていただきます。
5	本体（附属書 A） 18 ページ A.4.3.8	1 今回追加された当て板溶接補修の設計・施工の規定については、保安検査の方法に関係する耐圧試験が免除されない規定として位置づけられています。また、溶接補修自体は保安検査の方法ではなく、その後の耐圧試験の実施が保安検査の方法に関係してくることから、最初から耐圧試験免除の対象外としている当て板溶接補修の規定は記載すべきではないと考えます。併せて、当て板溶接補修の規定は許可等の法手続きに関する内容であり、今回の改正案で WES9801 に ASME 規格を記載することによって、この規格が認められた方法といった認識がされないよう、当て板溶接補修の規定は記載すべきではないと考えます。 （回答）以下の通り修正します。		拝承 誤認が無いよう、文面を修正します。

No	頁・箇条・項・図表番号	コメント	訂正案	対応方針
		A.4.3.8 溶接補修 溶接補修を行う場合は法に基づき必要となる許認可に係るな法手続き（以下、法手続きという。）を実施するとともに、次の a)～e)を満足しなければならない。 a) 補修対象設備の設計基準に基づき設計し、WES 9802:2025 の箇条 7 に基づき ASME PCC-2:2022 又は WES 7700-1:2019、WES 7700-2:2019、WES 7700-3:2019 に従い施工する。なお、当て板溶接補修の場合は、WES 9802:2025 の箇条 7 に基づき ASME PCC-2:2022 に従い設計及び施工を実施する。 b) 溶接管理技術者を任命し、補修要領のレビュー及び施工結果の確認を行う。なお、溶接管理技術者は WES 8103 の 1 級資格又は同等以上の能力をもつ者とする。 c) 溶接補修要領に従い、WES 8103 の 2 級資格又は同等以上の能力をもつ者の指示監督下で実施する。 d) 適用する基準及び溶接施工要領書に従って溶接前及び溶接後に検査を行い、健全性を確認する。 e) 溶接補修を行った場合は耐圧試験を行う。 なお、水などの安全な液体を使用して耐圧試験を実施する場合、耐圧試験時重量に対して法で要求される耐震性能を満足しなければならない。また、耐震性能を満足しない場合、当該施設が万一地震で倒壊しても、二次的に周辺施設に危害が生じないような安全措置を講じなければならない。 ただし、当て板溶接補修以外の、表 A.3 の基準を満足する溶接補修の場合は耐圧試験を免除してもよい。 注記 都道府県知事等による製造施設の変更許可等が必要な場合は、溶接補修の対象や施工の方法を含め、確認を行う必要がある。		
6	本体（附属書 A）20 ページ A.6.2	1 A.6.2 安全装置の規定について、「ばね式安全弁等作動試験が可能な装置の作動試験…」という表現がありませんが、破裂板等も作動試験の対象としているのでしょうか。 （回答） 以下の通り修正します。 2 API からの引用について、設備を運用する者が自ら十分な頻度で作動試験を実施するといったことを前提に、最大 10 年に規定していることから、こうした前提条件の記載が必要ではないでしょうか。 （回答） c) この規格では、「検査周期内に安全装置の作動に影響がありそうな汚れが確認された場合は、汚れが問題とならない期間に検査周期の見直しを行う。」として作動試験周期を適切に見直すことを規定しています。また、引用規格である API576 でも日常管理（オンストリーム検査：目視検査）の重要性が指摘されており、目視検査を 1 年に 1 回に見直すことで、その結果からも作動試験周期を適切に見直しできると考えます。 また、作動試験の周期を一律に「4 年」、「8 年」とする技術的な根拠は何でし		1 拝承 破裂板について補足を追記します。 2 拝承 十分な頻度で作動試験を実施できるよう、目視検査周期を 1 年に 1 回に見直します。

No	頁・箇条・項・図表番号	コメント	訂正案	対応方針
		ようか。 (回答) API570 では型式に関係なく基本的な周期を 5 年としていること（海外ではこの内容を基準としている）、また、認定事業所において KHKS0850-3 によらない検査方法として許可を受け、KHKS0850-3 に指定されている型式以外の安全弁でも 4 年で運用している例は多数あることから、API の基本周期 5 年を日本の連続運転期間として 4 年に置き換えて規格に反映しました。なお、4 年を超える場合は一律ではなく、以下の通り、腐食、汚れの影響がないことを実績で確認したものとしています。 2) <u>実績により汚れがなく、かつ腐食性がないことが確認されている</u>運転下の場合 A.6.2 安全装置⁴⁾ 高压ガス設備の安全装置に係る検査は、次の a)及び b)による。 a) 外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを 1 年に 1 回目視にて確認する。 b) バネ式安全弁等を設置した状態又は取り外した状態で、作動検査用器具若しくは設備を用いた作動試験を行う。~~破裂板については作動試験ができないため取替を行う。~~ ~~c) 目視検査及び~~作動試験及び破裂板の取替の周期は、1)又は 2)のいずれかによる。なお、検査周期内に安全装置の作動に影響がありそうな汚れが確認された場合は、汚れが問題とならない期間に検査周期の見直しを行う。 1) 一般的なプロセス運転下の場合 4 年 2) 実績により汚れがなく、かつ腐食性がないことが確認されている運転下の場合 8 年		
7	解説 6 ページ、 3.3 附属書 A c) 余寿命の算定 1)	「A4.3.6 と同様に」とあるが、 解説に A4.3.6 (減肉速度の設定, 2024 年版では A4.3.7)の改正に関する記述がない。	現行案の c)の前に、A4.3.6 の改正に関する解説を追加する。	拝承 規格改正に伴う規格構成などの見直しについては、解説 P.5 の 2. 審議中に特に対応した事項の c)として集約し、1)として記載するとともに、A.4.3.7 は誤りのため修正します。
8	解説 6 ページ、 3.3 附属書 A c) 余寿命の算定	2024 年版の A.4.3.6 (耐圧試験)が整理されて A.4.3.8 に移動したことは、次の項の 4 (その他解説事項) の 4.2.7.2 j)に書いてあるが、「主な改正点」がまとめられている 3 項で記述がないので、旧版と見比べた時に番号がずれている (A.4.3.6 および A.4.3.7) 理由が分かりづらい。	前項の「A4.3.6 の改正に関する解説」と合わせて同じ個所に、「旧版の A.4.3.6 の内容は、改	拝承 規格改正に伴う規格構成などの見直しについては、解説 P.5 の 2. 審議中に特に対応した事項の c)として集

No	頁・箇条・項・図表番号	コメント	訂正案	対応方針
			定のう え A4.3.8 に移動した。」と追加する。	約し、 2) としてご指摘の点がわかるように追記します。
9	解説 6 ページ, 3.3 附属書 A e) 安全装置の検査周期	A.6(保安・防災設備) の 2024 年版からの追記は、解説に記載されている A.6.2 だけでなく、 A.6.1 ～ A.6.25 にまで渡るのに、これらの追加への言及がない。	2024 年版が引用している「 KHKS 0850-3 の II の箇条 6 」を(A.6.2 以外は変更なく)書き下しているものと思われるので、その旨を解説に追記する。	拝承 規格改正に伴う規格構成などの見直しについては、解説 P.5 の 2. 審議 中に特に対応した事項の c) として集約し、 3) としてご指摘の点がわかるように追記します。

日本溶接協会規格 **WES 9802**（圧力設備の維持管理基準）に寄せられたご意見への対応

No	頁・箇条・項・図表番号	コメント	訂正案	対応方針
1	「目次」 ページ他数か所	ヘッダーの規格番号が、 “ WES 9802: 2024 ”のままの箇所がある。	“ WES 9802: 2025 ”。	拝承 ただし、解説における制定時の検討項目のみ、 2024 など、制定時の規格年号としています
2	本文 12 ページ, 3.45 一時的な補修	対義語としての「恒久補修」も定義してほしい。	現行案の 3.45 の前に「恒久補修」の項を追加し、定義する。	原案通り）引用規格(API510/570)にも用語定義がありません。 ケースバイケースで定義が難しく、供用可能期間などについて誤解を生む可能性もあるため、原案通りとさせていただきます。

以 上

一般社団法人 日本溶接協会

圧力設備サステナブル保安部会 規格原案作成委員会規則

2023 年 11 月 17 日制定

2025 年 5 月 27 日改定 4

(目的)

第 1 条 規格原案作成委員会（以下、「委員会」という。）は、民間規格等作成機関として、次条の業務を通じ、「高圧ガス保安法」等の圧力設備に関する技術規格基準類に引用される民間技術規格基準類を作成することで、持続可能な当該設備の保安及び公衆の安全並びに操業の一層の国際競争力強化に資することを目的とする。

(委員会の役割)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため次の各号の業務を行う。

- 一 委員会の運営に関する事項の決定
- 二 委員会の事業計画の策定及び事業報告
- 三 委員会の事業計画に基づく予算策定及び決算報告
- 四 既存の国内外技術規格基準(以下、母体規格)を基にした高圧ガス保安法の元で経済産業大臣に許可された特定認定高度保安実施者用または特定認定事業者用の保安検査基準（以下、「保安検査基準」という。）及び関連する自主基準類の策定
- 五 保安検査基準及び関連する自主基準類に引用指定される母体規格に対して、高圧ガス保安法上必要となる追補事項（以下、「母体規格追補事項」という。）の策定
- 六 策定した保安検査基準及び関連する自主基準類に対する解釈・問い合わせへの対応
- 七 母体規格の改定に合わせた保安検査基準及び母体規格追補事項及び関連する自主基準類の見直し改定検討
- 八 事例共有委員会から提示された提言の保安検査基準及び関連する自主基準類への反映検討
- 九 新規技術規格の策定

(委員の委嘱)

第 3 条 委員は、全て部会の議決により決定され、部会長から委嘱される。ただし、委員の所属組織内における人事異動に伴う委員の補充等の場合はこれを引き継ぐことができる。

2. 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、

前任者の任期の残存期間とする。

3. 委員は委嘱時点で 70 歳以下の者とする。
4. 委員の選定カテゴリについては、表 1 に定める。
5. 委員は表 1 に定めるカテゴリから構成され、各カテゴリに所属する委員数は、各々のカテゴリにおいて最大でも全委員数の 1/3 を超えてはならないものとする。ただし、委員会の下に設置される WG には、この制限を適用しない。
また、必要に応じて部会顧問を招集することもできる。
6. 上記に関わらず委員の選任にあたっては、当該カテゴリの専門知識において広く認められた学識経験者または技術者を第一とし、特定の利害を持つ個人または集団等が支配的とならないように配慮しなければならない。またいかなる団体への帰属も前提としない。

（委員の辞任等）

- 第 4 条 委員は、任期中に部会長へ自ら辞意を表明し、その職を辞することができる。
2. 委員会の活動に障害を与えるような行為を行った場合、委員会からの意見を踏まえ、部会長はその職を解くことができる。
 3. 委員会が前項の意見を部会長に伝えるためには、委員の数の過半数が賛成する決議を要する。この場合、委員長は必要に応じて書面による採決を行うことができる。
 4. 委員、自らが審議対象となる場合には、前項の決議のための採決に加わることはできない。

（委員の責務）

- 第 5 条 委員は、附属書 1 に定める委員倫理を順守するとともに、第 2 条の業務を遂行するため、専門的知識を委員個人として委員会の活動に提供しなければならない。

（委員の代理者）

- 第 6 条 委員は、委員会を欠席する場合、同一業種の者を委員の代理者として指名することができる。なお、委員の代理者が委員会に出席する場合は、委員長の承認を必要とする。
2. 委員会の代理者は、前条の委員の責務を負うことに同意しなければならない。

（アドバイザー(説明者含む)）

- 第 7 条 委員会は、特定の規格の審議を行うに当たり、委員以外の者であっても必要とされる専門知識を有する者をアドバイザーとして、召喚することができる。
2. 委員は、召喚するアドバイザーを事務局に提示する。

3. 事務局は、委員会開始までに委員長の承認を得る。

(オブザーバ)

第8条 委員会の規格審議は原則として公開とする。委員以外の者であっても次の条件を全て満たす限りオブザーバとして審議への参加が認められなければならない。

2. 日本溶接協会の会員であること。
3. 現地参加であること。尚、圧力設備サステナブル保安部会の会員はこの限りではない。
4. 委員会開催の3日前までに事務局に届け出ており、委員会開催までに委員長の承認を得ていること。尚、事務局はオブザーバ参加を申し出た者に参加可否について事前に連絡し、確認する。

(委員会の委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長の任期は、委員の任期に従う。また、連続した再選は二期までとする。

2. 委員長及び副委員長は、委員会の委員の互選により定める。
3. 委員長は、委員会を代表して会務を総括し、また委員会を招集し、その議長になる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときは、その職務を代理する。
5. 委員長は、委員任期終了後も、次の委員長が選出されるまでの間、委員長の職務を行う。
6. 委員長及び副委員長は年に一度、各委員の参加状況及び所属カテゴリを確認し部会に報告するとともに、必要に応じて委員の交代又は追加等を部会に提言する。
7. 委員長は副委員長および事務局担当と協議し委員会の開催日時および議題を設定する。
8. 委員長が議事に対して発言をする場合は、一時的に議長の任を解かれ副委員長が議事の進行等の職務を行うものとする。副委員長が議事に対して発言をする場合は、一時的に副委員長の任を解かれ委員長が議事進行などの職務を行うものとする。

(技術規格基準作成対象と要件)

第10条 委員会にて制定する技術規格基準類は、委員会規則の附属書2に定める技術規格基準に対し説明責任が果たせると認められる技術基準類とする。

(委員会の議事進行及び議決)

第11条 委員会の定足数は過半数の参加とする。

2. 下記の議題については全委員の過半数の議決を必要とする。
これら以外の議題については、参加委員の過半数の賛同を必要とする。
 - 手続き、範囲、職務を含めた委員会の下での WG の形成
 - 委員会の下での WG の解散
 - 規格審査の完了（議事録含む）
3. 各委員の議決権はそれぞれ 1 とする。

（委員会の審査手順）

第 12 条 委員会の審議手順は以下の通り。

- (1) 委員会の議事案件は委員会の 15 日前までに事務局に提出する。
- (2) 事務局は賛否及びコメント記載用の所定の様式と合わせて委員会の 14 日前までに各委員に配布する。
- (3) 各委員は所定の様式に賛否及びコメントの有無を記載して委員会の 7 日前までに事務局に提出する。
- (4) 事務局は提出された賛否及びコメントを纏め委員会の 6 日前までに WG に配布する。
- (5) WG は所定の様式に回答を記載して委員会の 3 日前までに事務局に提出する。
- (6) 事務局は WG にて作成された回答を委員会の 2 日前までに各委員に配布する。
- (7) 上記で収集された賛否及びコメントおよびその回答は委員会にて審議されるものとする。WG メンバーは記載した回答の補足説明のため、委員会への参加を可とする。
- (8) 審議においては、委員長及び副委員長は委員の合意が成立するように議事進行に努めなければならない。
- (9) 審議は委員のコンセンサスが得られた時点で完了とする。ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた上で、委員の議決による承認が得られ時点を言う。

（委員会の公開）

第 13 条 委員会は原則公開とする。ただし人事に関する事案等で委員長が議案の内容を勘案して公開することが妥当でないと判断する場合は、非公開とすることができる。

2. 委員会の開催に関して開催日時及び場所に加え、オブザーバとしての参加申請の手続き及び連絡先を公衆が容易に知りうる方法で 15 日以上前に公表しなければならない。
3. 会議において委員(委員の代理者を含む)以外の者(アドバイザー及びオブザーバ)から意見を述べたいとの申し出があり、委員長が委員会の運営に支障がないと

判断した場合は、これを認めることができる。

(議事録等)

第14条 委員会は、会議を開催した場合は、次の会議において議事録を承認しなければならない。

2. 前項の承認は、第11条の決議を要する。
3. 事務局は、委員会が承認した議事録及び該当委員会の資料を公衆が出来るだけ容易に利用できる形式で公開しなければならない。ただし、委員長の判断により公開することが適当でないとされた場合はこの限りではない。
4. 事務局は、議事録について委員会に出席した委員(委員代理者を含む)全員が書面で確認・取り纏めることにより、次の会議に先立ち、前項に準じて議事録を公開することができる。
5. 事務局は、委員会での発言を Teams 等にて録音および文字起こしを実施する。文字起こしについては、精査などは行わず、委員の承認も不要とする。
6. 事務局は、録音+文字起こしをすべての委員が確認できるよう、新資料配布システムに保管する。
7. 事務局は、議事録(審議に使用した資料含む)および録音+文字起こしの電子データを永久保存する。

(事務局業務)

第15条 事務局は一般社団法人日本溶接協会のスタッフから選任され、設備技術規格評価委員会の事務局を兼任することはできない。事務局の職務は次の通りとする。

- (1) 委員会の名簿の維持
- (2) 各種事務の遂行、会議案内通知の作成及び会議手配、出欠管理、会議議題、議事録、投票及び投票記録の管理作成及び配布
- (3) 委員会の議事進行が規定に従いコンセンサスを得られて進められているかの判断確認
- (4) 経済産業省等、関係官庁との規格作成にかかる調整業務
- (5) 規格委員会が行うパブリックコメントに対する事務対応
- (6) その他必要な委員会管理関連業務

(パブリックコメント)

第16条 委員会で作成する規格のパブリックコメントは、一般社団法人日本溶接協会特別委員会に属する規格委員会が行う。なお、パブリックコメントの実施方法は、日本溶接協会規格作成基準および日本溶接協会規格作成基準の附属書 E に従う。

(規格の改定)

第17条 委員会で作成した規格は規格制定から5年以内に改定をされなければならない。
これを超えた場合はその時点で廃止とする。

(規格の問い合わせ等)

第18条 規格運用後の解釈対応、委員会審査手続きに対する不服申し立てについては、一般社団法人日本溶接協会業務部が窓口となる。対応方法は別途定める要領による。

(会計)

第19条 会計処理は、一般社団法人日本溶接協会が実施する。

(業務の委託及び受託)

第20条 委員会は第1条の目的を達成するため、一般社団法人日本溶接協会が他の関係機関にその業務の一部を委託、また、他の関係機関からの業務を受託することができる。

(事業年度)

第21条 委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(その他規定されていない事項)

第22条 この規則の変更又はこの規則に定められていない事項については、委員会の議決を経て定める。

附則1 (令和5年11月17日)

1. 本規則の改廃は、部会幹事会で調整し部会総会の議決を経て承認される。
2. 本規約は制定日から発行する。
3. 委員会の事業年度は、初年度においては委員会発足時より翌年の3月31日までとする。
4. 委員の任期は、初年度においては委員会発足時より令和6年3月31日までとする。

表1 委員の選定カテゴリ

カテゴリ 表示名	属性	選定
AP	A 認定事業者	◎
AC	学識者	◎
IN	検査会社等	◎
PR	圧力設備設計/製作会社等	◎
EN	エンジニアリング会社等	◎
CR	保険会社、試験/認証会社 又は第三者安全性審査会社等	○
OT	その他	○

記号：

◎：任命は必須

○：任命は任意

附属書 1 委員等倫理心得

委員会における規格の審議に関わる全ての者（オブザーバー含む）（以下、委員等という）は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 競争法の遵守

委員等は、一般社団法人 日本溶接協会 競争コンプライアンス規程を遵守しなければならない。

2. 専門性の確保

委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて規格の制定に貢献するとともに、専門分野の技術分野の技術力向上に絶えず務めなければならない。

3. 中立性の保持

- 1) 委員等は、公共の安全確保を最優先に考えなければならない。
- 2) 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係性の利害関係者の相反の回避に努めなければならない。

4. 秘密保持義務等

- 1) 委員等又は委員等にあった者は、規格の制定に関して知得した、個人情報・企業情報等の秘密を漏らしたり、盗用したりしてはならない。又、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。
- 2) 委員等は、委員会の承認なしに委員会の名称を使い、委員会の意見を公表してはならない

5. 品位の保持

委員等は、強い責任をもって、委員会の名誉を汚す行為を慎まなければならない。

附属書 2 審査申請する規格基準類の要件

委員会規則第 5 条の一項で定める委員会で作成する規格基準類は、次の要件基準又はそれ以上の基準により審査制定されたものでなければならない。

1. 公開性

当該規格に関連する各分野からの参加と委員への任命条件に何らかの制限がないこと。即ち、その規格の制定審議をする委員の任命にあたっては、過度な財政的障壁(国内外の一般的な学協会会合の参加費程度は除く)を設けていないこと、また何らかの組織団体への所属を前提としていないこと。

2. 優越性の排除

当該の規格に関連する各分野の審議委員が特定の分野に偏っておらず、また特定の利害を持つ個人または集団等が支配的とならないように配慮した規格制定審議手順が定められていること。ここにおいて支配とは、抜きでた権限、上位の立場としての威力、影響力を持つ立場、もしくはその行使によって、他の見解に対する公明正大な検討を排除することを意味する。

3. 当該規格の制改定に関与する委員のバランス

当該の規格の制改定に関与する委員の分野とは、少なくとも次の三つの分野を指し、特定の分野の委員が 1/3 を超えていないこと。

- 1) 生産者（関連する製品の生産者またはサービスの提供者）
- 2) 消費者（製品又はサービスのユーザー）
- 3) 中立者（一般的な利害関係者）

4. 関連規格との調和

規格としての体系性が考慮されていること。即ち関連する規格との連続性、連携性、調和性のあるものであること。

5. ハブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施した規格であること。ここにおいてパブリックコメントとは、インターネット上のホームページ等によりパブリックコメントが広く一般に告知され、関連する個人または団体が意見を制限なく提出でき、それに対する回答も公示されて

いる状態を指す。

6. コンセンサスに対するエビデンス

規格策定プロセスにおいて、コンセンサスが得られた状態となるまでの審議手順について明確化されており、またその過程が正しく進められたことについて、議事録などでエビデンスが確認できるものであること。

ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた時点を言う。

7. 不服の申し立て

規格の策定プロセスにおいて、倫理に反する行為、作為または不作為等の手続上の問題に対する異議があった場合は、その異議の申し立てを受け付け、第三者が公正に審議できる体制を整えていること。

8. 規格の解釈対応責任

規格の運用後の解釈問い合わせの方法が明示され、その解釈に対する回答が公開されていること。

9. 規格の維持管理責任

規格の改定見直しが少なくとも 5 年に一度実施され、今後もその改定見直しが継続できる体制が確認できること。

一般社団法人 日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会
規格原案作成委員会 解釈の問い合わせ対応要領

2024 年 1 月 10 日
2025 年 3 月 26 日改定 2

1. 適用範囲

この要領は、一般社団法人 日本溶接協会（以下、協会という）圧力設備サステナブル保安部会 規格原案作成委員会が作成した次の 2 つの規格に関する解釈の問い合わせ対応に適用する。

- (1) WES 9801 特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）
- (2) WES 9802 圧力設備の維持管理基準

2. 解釈の問い合わせの定義

供用中の圧力設備に規格を適用するにあたり、規格の使用者が規格の内容について理解を深めるためのもので、次のようなものが該当する。

- (1) 制定されている規格の根拠
- (2) 使用者の技術的解釈に間違いがないかの確認
- (3) 言葉の言い回しなど、解釈しづらい文章の確認 等

3. 解釈の問い合わせの取扱い

3.1 取扱い窓口

圧力設備サステナブル保安部会 事務局とする。

3.2 解釈の問い合わせの表明

- (1) 解釈の問い合わせをする者（以下、申立者という）は、解釈の問い合わせ書（付－1）を協会ホームページの圧力設備サステナブル保安部会の『規格のお問い合わせなど』に従い提出するものとする。なお、文書には必要に応じて、解釈の問い合わせ内容を補足する関連資料を添付する。
- (2) 協会職員は、解釈の問い合わせを妨げてはならない。

3.3 解釈の問い合わせの受付

- (1) 事務局は、解釈の問い合わせがあった場合はこれを受け付ける。なお、申立者の誤解に基づく場合があるため、解釈の問い合わせの受付に当たっては、必要に応じて確認のため申立者に対して質問し詳細説明を要求することがある。この確認の結果、解釈の問い合わせが誤解に基づくものであることが明らかになった場合は、4 項以下の処理は不要とする。

- (2) 文書以外によって問い合わせられた場合や、匿名など申立者が特定できない場合には、原則として受付けない。

4. 解釈の問い合わせの受領および登録

- (1) 事務局は、申立者に当該案件の受領を通知し、申立者から提出された申立書を圧力設備サステナブル保安部会 部会長に提出する。
- (2) 事務局は、申請書の内容を確認、受付番号を付与した上で、解釈 Q&A（付－２）に登録する。
- (3) 圧力設備サステナブル保安部会 部会長は、5.項以降の手順により処理する。

5. 解釈の問い合わせの処理

5.1 解釈の問い合わせに対する対応手順

対応は規格原案作成委員会（以下、委員会と言う。）で行い、委員会の開催または書面審議にて、以下の流れで解釈の問い合わせの回答を作成する。

- (1) 部会長は、委員会の委員長及び規格原案作成 WG（以下、WG と言う。）の主査と相談し、委員会開催または書面審議を決定し、事務局に連絡する。ただし、判断に迷う場合は、回答案作成後に再度相談し、委員会開催または書面審議を決定する。
- (2) 事務局は、WG 主査に回答案提示可能日を確認する。
- (3) 事務局は、WG での回答案提示可能日をもとに、委員会開催の場合は開催日時を調整する。
- (4) 審議の流れは『規格原案作成委員会規則』の第 12 条（委員会の審査手順）に従うが、それぞれの日数については、委員長と相談の上、短縮しても構わない。
- (5) 書面審議の場合は、WG にて作成した回答案に対するコメントが出尽くし・調整が完了した時点で議決をとる。事務局は各委員からの賛成・反対をまとめるとともに、それらを記載した書面（メールで可）を修正ができない状態で永久保存する。

5.2 解釈の問い合わせの回答及び記録

- (1) 事務局は、委員会の決定に基づき、申立者へ審議の予定および解釈の問い合わせの回答をそれぞれ決定した時点において書面で回答する。
- (2) 事務局は、解釈 Q&A に記録する。

5.3 設備技術規格評価委員会への対応

- (1) 圧力設備サステナブル保安部会が、軽微な問い合わせと判断した場合は、規格原案作成委員会にて審議承認の上で、都度解釈 Q&A として協会ホームページに公開するとともに、年に一度、まとめて設備技術規格評価委員会での審議を申請する。
- (2) 圧力設備サステナブル保安部会が、重要な問い合わせと判断した場合は、規格原案作成委員会にて審議承認の上で、都度設備技術規格評価委員会での審議を依頼する。

6. 解釈の問い合わせの公開

解釈の問い合わせの回答を、協会のホームページで公開する。

雑則

本要領の改廃は、部会幹事会で調整し部会総会の議決を経て承認される。

以 上

解釈の問い合わせ書

下記規格について解釈の問い合わせをします。

記入日： 年 月 日

申立者： _____

勤務先： _____

所属部署・役職： _____

連絡先住所：（〒 - ）

Tel. : _____

e-mail : _____

問い合わせの内容

【具体的に示して記述して下さい。欄が不足の場合は、別に資料を添付して下さい。】

規格名称： _____

一般社団法人日本溶接協会 使用欄

受付日：

備 考

受付番号：

解釈 Q&A

受付番号	受付日	規格名称	ページ 項目・表番号	問い合わせの内容	回答内容及び回答日	備 考

一般社団法人 日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会
規格原案作成委員会 不服申立て対応要領

2024 年 1 月 10 日制定

1. 適用範囲

この要領は、一般社団法人 日本溶接協会（以下、協会という）圧力設備サステナブル保安部会 規格原案作成委員会に関する不服申立てへの対応に適用する。

2. 不服の定義

本委員会での審議プロセスに対する不服（不公平又は不利な扱いを受けた等の不満を含む。但し、法令等で定められている事項は対象外）

3. 不服申立ての取扱い

3.1 取扱い窓口

圧力設備サステナブル保安部会 事務局とする。

3.2 不服申立ての表明

- (1) 不服申立てをする者（以下、申立者という）は、不服申立て書（付－1）を取扱い窓口に提出するものとする。なお、文書には必要に応じて、不服申立て内容を補足する関連資料を添付する。
- (2) 申立ての表明は、当該の規格原案作成委員会での審議が完了した日以後 30 日以内とする。
- (3) 協会職員は、不服申立てを妨げてはならない。

3.3 不服申立ての受付

- (1) 事務局は、不服申し立てがあった場合はこれを受け付ける。なお、不服申立ては申立者の誤解に基づく場合があるため、申立ての受付けに当たっては、必要に応じて確認のための質問及び説明を行う（付-1 の解説を参照のこと）。この確認及び説明の結果、申立てが誤解に基づくものであることが明らかになった場合は、4 項以下の処理は不要とする。
- (2) 文書以外によって申立てられた場合や、匿名など申立者が特定できない場合には、原則として受付けない。
- (3) 既に不服として審議された結果、申立てが認められなかった案件に対しては、特に大きな状況の変化がない限り、再度の申立ては受付けない。
- (4) 事務局は、申立者に当該案件の受領を通知し、申立者から提出された申立書を圧力設備サステナブル保安部会 部会長に提出する。

(5) 事務局は、専務理事および事務局長に不服申立ての提出があったこと及び5.項以降の手順により処理することを報告する。

4. 不服申立ての登録

- (1) 事務局が不服申立て書の内容を確認、受付番号を付与した上で、不服申立てリスト（付－2）に登録する。
- (2) 圧力設備サステナブル保安部会 部会長は、5.項以降の手順により処理する。

5. 不服申立審議委員会（以下、審議委員会という）の準備

5.1 圧力設備サステナブル保安部会 部会長は、圧力設備サステナブル保安部会事務局を審議委員会の事務局として指名し、審議委員会の準備（構成と日程の調整等）を行う。

5.2 審議委員会の構成

- (1) 圧力設備サステナブル保安部会 部会長は、外部委員として弁護士を審議委員に指名する。
- (2) 圧力設備サステナブル保安部会 部会長は、圧力設備サステナブル部会から審議委員会委員長及び審議委員1名を指名する。
- (3) 指名される委員長及び委員は、次の条件に該当するものとする。
 - 申立てのあった認証の
 - (a) 規格の審議に直接関与していないこと
 - (b) 申立者を個人的に知っている、又は、申立者の勤務先と利害関係がある等によって不偏性が疑問視されたり、申立者から異議又は忌避を申し立てられるような関係にないこと
 - (c) 委員会に出席可能なこと（代理出席及び委任状出席は不可）

5.3 委員会構成の通知

- (1) 審議委員会事務局は、申立者へ委員会構成（委員長及び2名の委員の氏名）を書面で通知する。この通知書には、申立者が委員会構成に異議又は忌避を申し立てる場合、通知書の日付から15日以内に、委員会構成の不偏性を疑う合理的な理由を示さなければならないこと、及び1件の異議申立てにつき1回までに制限することの記述を含むものとする。
- (2) 委員会構成に対し異議又は忌避の申立てがあった場合、その審議結果（却下、委員変更等）を申立者へ通知する。

6. 不服申立ての処理

6.1 審議委員会の開催

- (1) 審議委員会は、委員会構成確定後30日以内に開催し、審議開始後3か月以内に

結論を出すものとする。審議委員会は会議を開催することを原則とするが、申し立ての内容、緊急性等を考慮し、審議委員会委員長の判断により、書面審査とすることができるものとする。

- (2) 当該の事務局は、当該不服の関連文書・記録を収集、調査し、審議委員会資料として提出する。なお、審議委員会から要請があった場合は、事情聴取の手配等を行う。
- (3) 審議委員会は、提出された関連文書・記録を確認し、不服の内容を検討する。必要な場合、関係者(申立者含む)の出席を求め、事情を聴取する。
- (4) 審議委員会は、検討結果に基づき不服の処理を決定する。
- (5) 事務局は、審議委員会で決定された処理を含む委員会議事録を作成し、当該の認証委員会へ写しを送付する。
- (6) 規格原案作成委員会は、審議委員会より指示された対策を検討し、実施する。

6.2 苦情処理の回答及び記録

- (1) 事務局は、審議委員会の決定に基づき、申立者へ書面で回答する。
- (2) 審議委員会委員長は、規格原案作成委員会において苦情処理を報告し、確認を得る。
- (3) 事務局長は、苦情処理を苦情登録リストに記録する。

7. 有効性の評価

事務局長及び専務理事は、マネジメントレビューにおいて、実施した処置及び対策の有効性を評価する。

雑則

本要領の改廃は、部会幹事会で調整し部会総会の議決を経て承認される。

以 上

不服申立て書

下記規格について不服申立てをします。

記入日： 年 月 日

申立者： (印)

連絡先住所：（〒 - ）

Tel. : Fax. :

e-mail :

不服の内容

【具体的に示して記述して下さい。欄が不足の場合は、別に資料を添付して下さい。】

不服のあった場面：

一般社団法人日本溶接協会 使用欄

受付日：

備 考

受付番号：

不服申立てリスト

受付番号	受付日	規格名称	不服とする事象のあった会合及び日時	不服の内容	処置内容及び回答日	備 考



特定認定高度保安実施者による
保安検査基準
(コンビナート等保安規則関係)

Safety inspection standards by Specifically Certified
Advanced Safety Implementer

WES 9801 : 2025

令和 7 年 7 月 1 日 改正

一般社団法人 日本溶接協会

The Japan Welding Engineering Society

WES 9801 [特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）]

原案作成委員会 構成表

	氏 名	所 属
(委 員 長)	南 二 三 吉	大阪大学
(副委員長)	小 川 武 史	青山学院大学
(委 員)	保 坂 由 文	神奈川県庁
〃	増 子 敏 昭	ENEOS 株式会社
〃	萩 誠 剛	コスモ石油株式会社
〃	小 倉 剛	出光興産株式会社
〃	多 田 年 孝	日本製鋼所 M&E 株式会社
〃	松 久 弘 典	非破壊検査株式会社
〃	隆 賢 治	株式会社 IHI プラント
〃	岡 本 茂	徳機株式会社
〃	高 橋 淳	日揮グローバル株式会社
〃	中 野 正 大	株式会社高田工業所
(事 務 局)	佐 古 浩 昭	一般社団法人日本溶接協会

原案作成委員会 分科会 構成表

	氏 名	所 属
(主 査)	増 子 敏 昭	ENEOS 株式会社
(委 員)	福 田 健 彦	ENEOS 株式会社
〃	吉 井 清 英	コスモ石油株式会社
〃	鈴 木 晴 記	コスモ石油株式会社
〃	服 部 龍 明	昭和四日市石油株式会社
〃	小 倉 剛	出光興産株式会社
〃	鈴 木 哲 平	出光興産株式会社
〃	高 橋 淳	日揮グローバル株式会社
〃	大 原 良 友	大原技術士事務所
(事 務 局)	佐 古 浩 昭	一般社団法人日本溶接協会

制定年月日 : 令和 6 年 7 月 1 日
改正年月日 : 令和 7 年 7 月 1 日
原案作成委員会 : 一般社団法人日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会（部会長 石崎 陽一）
規格原案作成委員会（委員長 南 二三吉）
審議委員会 : 一般社団法人日本溶接協会 規格委員会（委員長 山根 敏）

この規格についてのご意見又はご質問は、附属書 B 参照又は一般社団法人日本溶接協会 業務部（〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20）にご連絡ください。

なお、WES は、少なくとも 5 年を経過する日までに一般社団法人日本溶接協会 規格委員会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
3.1 法令用語	2
3.2 検査用語	5
4 資格	8
5 保安検査の方法	9
5.1 一般	9
5.2 経済産業大臣が認めた保安検査の方法	9
5.3 特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が設定した保安検査の方法	9
5.4 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備の保安検査の方法	9
5.5 使用を中止している製造設備の保安検査の方法	9
6 技術上の基準条項と対応する検査項目の該当箇所	9
附属書 A（規定）保安検査の方法	12
A.1 警戒標等	12
A.2 保安距離・施設レイアウト等	12
A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等	12
A.4 ガス設備（導管を除く。）	12
A.4.1 ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の気密構造	12
A.4.2 ガス設備に使用する材料	12
A.4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度	12
A.4.3.1 一般	12
A.4.3.2 肉厚測定	13
A.4.3.3 内部の検査	14
A.4.3.4 外部の検査	15
A.4.3.5 耐圧性能及び強度の検査の代替方法	16
A.4.3.6 減肉速度の設定	16
A.4.3.7 余寿命の算定	17
A.4.3.8 溶接補修	17
A.4.4 高圧ガス設備の気密性能	18
A.4.4.1 気密性能の確認を必要としない高圧ガス設備	18
A.4.4.2 気密試験の方法	18
A.4.4.3 高圧ガス設備を開放した場合の気密試験	18
A.4.4.4 高圧ガス設備を開放しない場合の気密試験	19

A.5	計装・電気設備	19
A.6	保安・防災設備	19
A.6.1	常用の温度の範囲に戻す措置	19
A.6.2	安全装置	19
A.6.3	安全弁等の放出管	19
A.6.4	内部反応監視装置	19
A.6.5	危険状態防止装置	19
A.6.6	緊急遮断装置（特殊反応設備等）	19
A.6.7	緊急移送設備	20
A.6.8	貯槽の温度上昇防止装置，貯槽の耐熱・冷却措置	20
A.6.9	負圧防止措置	20
A.6.10	液化ガスの流出防止措置	20
A.6.11	不活性ガス置換構造	20
A.6.12	毒性ガス配管等の接合	20
A.6.13	毒性ガス配管の二重管等	20
A.6.14	貯槽の配管に設けたバルブ	20
A.6.15	緊急遮断装置（貯槽配管）	20
A.6.16	除害のための措置	20
A.6.17	インターロック機構	20
A.6.18	ガス漏洩検知警報設備	20
A.6.19	防消火設備	21
A.6.20	ベントスタック，フレアスタック	21
A.6.21	アセチレン容器の破裂防止措置	21
A.6.22	車両に固定した三フッ化窒素容器等の破裂防止措置	21
A.6.23	圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充填場所等間の障壁	21
A.6.24	保安用不活性ガス等	21
A.6.25	通報措置	21
A.7	導管	21
A.7.1	コンビナート製造事業所間の導管以外の導管（9 条導管）	21
A.7.1.1	設置場所	21
A.7.1.2	地盤面上・下の導管の設置及び標識	21
A.7.1.3	水中設置	21
A.7.1.4	耐圧性能及び強度	21
A.7.1.5	気密性能	23
A.7.1.6	腐食防止措置及び応力吸収措置	23
A.7.1.7	温度上昇防止措置	23
A.7.1.8	圧力上昇防止措置	23
A.7.1.9	水分除去措置	23
A.7.1.10	通報措置	23
A.7.2	コンビナート製造事業所間の導管（10 条導管）	23

A.8 その他.....	23
附属書 B（参考）解釈の問合せ	24
解説	25

まえがき

この規格は、一般社団法人日本溶接協会（以下、協会という。）の定款及び諸規定に基づいて規格案が作成され、パブリックコメント公募を経て規格委員会の審議及び理事会によって承認された日本溶接協会規格（WES）である。これによって、**WES 9801:2024** は改正され、この規格に置き換えられた。

当協会は、この規格に関する説明責任を有するが、この規格に基づいて使用又は保有したことから生じるあらゆる経済的損害、損失を含め、一切の間接的、付随的、また結果的損失、損害についての責任を負わない。また、この規格に関連して主張される特許権及び著作権などの知的財産権の有効性を判断する責任も、それらの利用によって生じた知的財産権の侵害に係る損害賠償請求に応ずる責任ももたない。そうした責任は、全てこの規格の利用者にある。

この規格の内容の一部又は全部を他書に転載する場合には、当協会の許諾を得るか、又はこの規格からの転載であることを明示のこと。このような処置がとられないと、著作権及び出版権の侵害となり得る。

日 本 溶 接 協 会 規 格

特定認定高度保安実施者による保安検査基準
(コンビナート等保安規則関係)

Safety inspection standards by Specifically Certified Advanced Safety
Implementer

序文

この規格は、一般社団法人日本溶接協会（以下、JWES という。）が特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が行う“高圧ガス保安法（昭和 26.6.7 法律第 204 号）（以下、法という。）”第 35 条に定められた保安検査を行うための規格として、**KHKS 0850-3:2024** を基に国際的に広く活用されている米国石油協会（American Petroleum Institute, API）規格及び米国機械学会（American Society of Mechanical Engineers, ASME）規格の維持管理手法を取り入れた。

1 適用範囲

この規格は、“コンビナート等保安規則（昭和 61.12.13 通商産業省令第 88 号）（以下、コンビ則という。）”で規定された技術上の基準への適合状況を確認するための検査項目及び検査方法について規定する。

この規格は、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が行うコンビ則の適用を受ける製造設備のうち、コンビ則第 34 条第 1 項に規定する特定施設に係る法第 35 条で規定する保安検査に適用する。

ただし、次の **a)**及び **b)**の設備は対象外とする。

- a)** コンビ則の適用を受ける製造設備のうち、コンビ則第 2 条第 1 項第 9 号の 2 の液化石油ガス岩盤貯槽を有する岩盤備蓄基地、同第 14 号の特定液化石油ガススタンド、同第 15 号の圧縮天然ガススタンド、同第 15 号の 2 の液化天然ガススタンド、同第 15 号の 3 の圧縮水素スタンド、液化天然ガス受入基地（**KHKS 0850-7** の適用範囲のもの）及びコールド・エバポレータ
- b)** コンビ則の経過措置によって、“一般高圧ガス保安規則（昭和 41.5.25 通商産業省令第 53 号）”又は“液化石油ガス保安規則（昭和 41.5.25 通商産業省令第 52 号）”に規定する技術上の基準を適用する製造設備

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0190 圧力容器の構造に関する共通用語

JIS Z 2300 非破壊試験用語

JIS Z 2330 非破壊試験－漏れ試験方法の種類及びその選択

JIS Z 3001-1 溶接用語－第 1 部：一般

KHKS 0850-3:2024 保安検査基準 [コンビナート等保安規則関係 (スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。)]

WES 8103 溶接管理技術者認証基準

WES 9802:2025 圧力設備の維持管理基準

API RP 571:2020, Damage Mechanisms Affecting Fixed Equipment in the Refining Industry

API 579-1/ASME FFS-1:2021, Fitness-For-Service

ASME PCC-2:2022, Repair of Pressure Equipment and Piping

注記 ASME PCC-2:2022 には、API 又は ASME が承認し、規定の理解に参考となる日本語翻訳版が発行されている。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS B 0190**、**JIS Z 2300** 及び **JIS Z 3001-1** による。

3.1 法令用語

3.1.1

特定認定高度保安実施者

認定高度保安実施者 (**3.1.2**) で、“高圧ガス保安法施行令 (平成 9.2.19 政令第 20 号) (以下、令という。)” 第 10 条の 2 のただし書きに規定する経済産業大臣の認定に定める基準に適合していると経済産業大臣に認定された者

(出典：令第 10 条の 2)

3.1.2

認定高度保安実施者

法第 39 条の 13 に基づき、高度な保安を確保することが可能な者として経済産業大臣に認定された者

(出典：法第 39 条の 13)

3.1.3

特定認定事業者

認定完成検査実施者 (**3.1.4**) 又は認定保安検査実施者 (**3.1.5**) で、令第 10 条のただし書きに規定する経済産業大臣の認定に定める基準に適合していると経済産業大臣に認定された者

(出典：令第 10 条)

3.1.4

認定完成検査実施者

法第 20 条第 3 項第 2 号に基づき、製造のための施設又は第一種貯蔵所に係る特定変更工事が完成したときに、法第 8 条第 1 号又は法第 16 条第 2 項の技術上の基準に適合しているか否かについての検査を自ら行うことが可能な者として経済産業大臣に認定された者

(出典：法第 20 条第 3 項第 2 号)

3.1.5

認定保安検査実施者

法第 35 条第 1 項第 2 号に基づき、特定施設が法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合しているか否かについて、運転を停止することなく自ら保安検査を行うことが可能な者、又は運転を停止して自ら保安検査を行うことが可能な者として経済産業大臣に認定された者

(出典：法第 35 条第 1 項第 2 号)

3.1.6

検査項目

技術上の基準に適合していることを確認するために、技術上の基準の各条項に対し必要となる検査の区分

3.1.7

気密構造

(コンビ則における技術上の基準の) 内圧のある状態においてガスが漏えいしない構造

(出典：コンビ則第 5 条第 1 項第 15 号)

3.1.8

耐圧性能

(コンビ則における技術上の基準の) 水又はその他の安全な液体を使用して行う耐圧試験、又は経済産業大臣がこれらと同等以上と認める試験に合格する性能

(出典：コンビ則第 5 条第 1 項第 17 号)

3.1.9

強度

(コンビ則における技術上の基準の) 常用の圧力 (3.1.22) 又は常用の温度 (3.1.23) において発生する最大応力に対し、設備の形状、寸法、材料の許容応力、溶接継手の効率などに応じて必要となる材料特性

(出典：コンビ則第 5 条第 1 項第 19 号)

3.1.10

気密性能

(コンビ則における技術上の基準の) 常用の圧力 (3.1.22) 以上の圧力で行う気密試験、又は経済産業大臣がこれと同等以上と認める試験に合格する性能

(出典：コンビ則第 5 条第 1 項第 18 号)

3.1.11

警戒標

法の適用を受ける事業所が外部の者に知らせるべき事項を記載した標識

3.1.12

保安距離

コンビ則における技術上の基準に基づき、製造施設と保安対象物との間に確保すべき距離

(出典：コンビ則第 5 条第 1 項第 2 号～第 8 号)

3.1.13**コンビナート製造事業所**

コンビナート地域内にある製造事業所（**3.1.14**）（専ら燃料の用に供する目的で高圧ガスを製造，又は専ら高圧ガスを容器に充填する事業所であって，貯蔵能力が 2 000 m³ 又は 20 t 以上の可燃性ガスの貯槽を設置していない事業所，及び専ら不活性ガス及び空気の製造をする事業所を除く。）

（出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 22 号イ）

3.1.14**製造事業所**

処理能力が 100 m³（不活性ガス又は空気にあつては 300 m³）以上の処理設備を有する製造設備（**3.1.15**）を使用して高圧ガスを製造する事業所

（出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 20 号）

3.1.15**製造設備**

高圧ガス製造のための設備（地盤面に対して移動することが可能なものを除く。）

（出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 13 号）

3.1.16**ガス設備**

製造設備（**3.1.15**）（製造に係る導管を除く。）のうち，製造する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分にある設備

（出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 16 号）

3.1.17**高圧ガス設備**

ガス設備（**3.1.16**）のうち，高圧ガスが通る部分にある設備

（出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 17 号）

3.1.18**特定設備**

高圧ガス製造（製造に係る貯蔵を含む。）のための設備のうち，高圧ガスの爆発又はその他の災害の発生を防止するために，設計の検査，材料の品質の検査，又は製造中の検査を行うことが特に必要なものとして特定設備検査規則（昭和 51.2.17 通商産業省令第 4 号）で定められた設備

（出典：法第 56 条の 3 第 1 項）

3.1.19**導管**

高圧ガスを製造事業所外に輸送する管，又は製造事業所外から受け入れるために使用する管

3.1.20**9 条導管**

導管（**3.1.19**）のうち，コンビ則第 9 条の技術上の基準が適用される管

注釈 1 コンビナート製造事業所間でない導管（**3.1.19**），及びコンビナート製造事業所（**3.1.13**）に接続する他の製造事業所（**3.1.14**）又は道路を通過する部分の総延長が 100 m 未満の導管（**3.1.19**）

（出典：コンビ則第 9 条第 1 号）

3.1.21

10 条導管

導管（3.1.19）のうち、コンビ則第 10 条の技術上の基準が適用される管

注釈 1 コンビナート製造事業所間の導管（3.1.19）

（出典：コンビ則第 10 条第 1 号）

3.1.22

常用の圧力

通常の使用状態において当該設備に作用する圧力

注釈 1 圧力が変動する場合にあっては、その変動範囲のうち最高の圧力をいう。

（出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 9 号）

3.1.23

常用の温度

通常の使用状態において当該設備に作用する温度

注釈 1 温度が変動する場合にあっては、その変動範囲のうち最高の温度をいう。

〔出典：コンビ則第 2 条第 1 項第 10 号〔“高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和 5.12.21 施行 20231212 保局第 1 号）” 第 2 条関係〕〕

3.1.24

CBM 認定

高圧ガス設備（3.1.17）の長期開放検査周期設定の評価体制が整備されている旨の経済産業大臣の認定

注釈 1 CBM（Condition Based Maintenance）は、設備の劣化傾向を連続的又は定期的に監視、把握などしながら設備の寿命などを予測し、次の整備時期を決める保全方式である。

〔出典：“認定高度保安実施者の認定について（令和 5.12.21 施行 20231213 保局第 1 号）” 第 11 項〕

3.2 検査用語

3.2.1

圧力設備

圧力容器、配管系（3.2.3）、加熱炉管、タンク、動機器（3.2.2）などの耐圧部などから構成される設備

注釈 1 圧力容器には、例えば熱交換器、反応器、塔、槽などを含む。

注釈 2 動機器には、例えばポンプ、圧縮機などの回転機械の機器本体を含み、スナッパ、配管などの附属機器は含まない。

3.2.2

動機器

ポンプ、圧縮機などの回転機械

注釈 1 回転機械とは、ケーシング、シリンダ、ノズルなどの機器本体で、連結されたスナッパ、配管、小型容器などの附属機器は含まない。

3.2.3

配管系

通常、ほぼ同じ成分のプロセス流体、及び／又は使用条件にさらされ、連結された配管の集合系統

注釈 1 配管系には、直管部及びエルボ継手、T 継手、ボス継手などの継手部及び配管附属品〔弁（圧

力容器に直結された弁類を含む。), ノズル, ストレーナ, フィルタなどであって特定設備 (3.1.18) に該当しないもの。] 並びにローディングアームなどが含まれる。

注釈 2 配管サポート部材 (スプリング, ハンガ, ガイドなど) も含まれるが, 架構, 垂直ビーム, 水平ビーム, 基礎などの支持構造物 (3.2.11) は含まれない。

(出典: API 570:2016 の一部を変更)

3.2.4

同じ又は同様の運転

2 基以上の圧力容器が並列, 同等又は同一の運転下に設置され, これらのプロセス条件及び環境条件がそれぞれ 4 年以上一致しており, 同じ損傷要因 (3.2.13) 及び同等の損傷速度と評価される状態

例 1 並列の運転とは, 例えば類似点及び明らかな類似性をもって, 同等の構成で並列に接続されたプロセス又はプロセスの一部をいう。

例 2 同一の運転とは, 例えば構成, プロセス, 運転範囲, 材料, 環境条件が全て同じであり, 予期される劣化特性が同じであるものをいう。

(出典: API 510:2022 の一部を変更)

3.2.5

フレキシブルチューブ

屈曲運動, 振動などを吸収するため, 波形に加工した管 (ベローズ) 又はら (螺) 旋形に加工した管 (スパイラル) と固定式管継手とが一組になっているものであって, 管を所定の長さに保持するため, 及び管の内圧力に対する耐圧力強度保持のためのワイヤ又は帯状板を編組みしたブレードを取り付けたもの

(出典: KHKS 0805 の箇条 3)

3.2.6

ベローズ形伸縮管継手

軸方向, 軸曲げ, 軸直角方向などの変位を, 一つ以上のベローズの伸縮及び屈曲によって吸収する管継手

(出典: KHKS 0804 の箇条 3)

3.2.7

プレートライニング

圧力容器の内側に内部流体による腐食及び劣化損傷 (3.2.14) から保護する目的で, 溶接される金属板

注釈 1 ストリップライニングともいう。

3.2.8

ライニング

圧力容器と一体的に結合されていない保護層を示し, プレートライニング (3.2.7), コンクリートライニング, ゴムライニングなどの総称

3.2.9

被覆材

設備などの温度保持, 環境遮断及び保護を目的とした保温材, 保冷材, 火傷防止, モルタル, 耐火材 (耐火被覆), 断熱材などの被覆材料

3.2.10

塗覆

塗覆装

金属材料の防食の一種で、環境と材料との絶縁目的で材料表面に有機質の皮膜材料を施したもの

注釈 1 皮膜材料は、古くはアスファルト及びコールタールエナメル、近年はポリエチレン、塩化ビニル、ポリウレタンなどが使われている。

3.2.11

支持構造物

ハンガ、サポート、ラグ、スカート、レグ、サドルなどの設備などを支持又は保持するための構造物

(出典：JPI 8S-1 の箇条 3)

3.2.12

分解点検及び整備のための開放時期

摺動部の消耗品の分解点検及び整備のために計画的に行う開放検査時期

注釈 1 開放検査時期は、製造者が定める消耗品の推奨交換時期、運転時間及びその状況、日常点検結果、過去の分解点検実績などを参考に決定する。

3.2.13

損傷要因

石油精製設備、石油化学設備などで発生し、減肉、きず、欠陥などの原因となって圧力設備（3.2.1）の健全性に影響を及ぼす可能性のある化学的又は機械的な材料の劣化因子

注釈 1 その具体的な項目は API RP 571:2020 などによる。

(出典：API 570:2016)

3.2.14

劣化損傷

流体及び材料の組合せ、使用条件などによって発生する割れ、材質変化などであり、損傷要因（3.2.13）のうち減肉以外のもの

3.2.15

環境助長割れ

引張応力とともに環境との相互作用が原因で発生する材料の割れ

注釈 1 延性的な材料でも顕著な塑性変形を伴うことなく破壊に至る場合がある。特に指定のない限り、API RP 571:2020 による損傷要因（3.2.13）のうち、塩化物応力腐食割れ、腐食疲労、アルカリ応力腐食割れ、アンモニア応力腐食割れ、液体金属脆化、水素脆化、エタノール応力腐食割れ、硫酸塩応力腐食割れ、ポリチオン酸応力腐食割れ、アミン応力腐食割れ、湿潤硫化水素損傷、ニッケル合金のフッ酸応力腐食割れ、カーボネイト応力腐食割れ、及びフッ酸中の水素応力割れを含む応力腐食割れを指す。

(出典：NACE/ASTM G193 の一部を変更)

3.2.16

水素損傷

水素の作用によって金属材料に発生する割れなどの損傷

注釈 1 特に指定のない限り、API RP 571:2020 による損傷要因（3.2.13）のうち、湿潤硫化水素損傷、高温水素侵食、水素脆化及びフッ酸中の水素応力割れを指す。

3.2.17

供用適性評価

圧力設備（**3.2.1**）の継続的な使用のための健全性判断に用いる減肉、及び／又は劣化損傷（**3.2.14**）を評価する工学的な手法

注釈 1 例えば **API 579-1/ASME FFS:2021**，又は **WES 2820:2015** に従って評価を行う。

（出典：API 510:2022 の一部を変更）

3.2.18

防食管理

腐食又は劣化損傷（**3.2.14**）の防止及び抑制を目的とした処置及び性能確保のために行う全ての活動

（出典：JPI 8S-1 の 4.6）

3.2.19

運転変更

運転圧力、運転温度の変更のほか、内部流体の変更など損傷要因（**3.2.13**）の見直しが必要となる変更

（出典：API 510:2022 の一部を変更）

3.2.20

硬化肉盛溶接

摩耗に耐えるように、母材表面へ硬い金属層を溶着させる溶接

（出典：JIS Z 3001-1 の 11806）

3.2.21

ストレングス溶接

チューブ長手方向の負荷に耐えるよう強度設計をされた熱交換器の伝熱管及び管板をつなぐ溶接

3.2.22

溶接補修

劣化損傷（**3.2.14**）又は減肉などにより強度（**3.1.9**）が低下し、継続して供用が困難と判断する場合に、溶接による回復処置を行うことによって安全に使用可能な状態にする作業

（出典：WES 7700-1:2019 の 3.8）

4 資格

この規格を使用する者は、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者として認定を受けた者でなければならない。

また、この規格では **API**，**ASME** 規格などの海外規格，国内規格などを参考にして制定しており，これら規格の活用，及びその技術的根拠は **WES 9802:2025** に定めている。よって，この規格を使用する者は，業界団体などが主催する **WES 9802:2025** に基づいた圧力設備の維持管理に関する事例の共有，教育活動，及び技術改善活動に参加し，これら規格の理解を深めなければならない。

5 保安検査の方法

5.1 一般

保安検査の方法は、**附属書 A** による。ただし、**5.2～5.5** に示す検査方法も使用してよい。

なお、この規格では圧力設備の維持管理に関する技術的な事項について、**API 510:2022** 及び **API 570:2016** をはじめとする海外規格、並びに国内規格を引用しており、これら規格の活用、及びその技術的な内容は **WES 9802:2025** による。

5.2 経済産業大臣が認めた保安検査の方法

コンビ則第 37 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 49 条の 7 の 13 第 5 項第 1 号、第 54 条などの規定によって、経済産業大臣が認めた保安検査方法に基づき実施してもよい。

5.3 特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が設定した保安検査の方法

コンビ則第 37 条第 2 項第 2 号又は第 49 条の 7 の 13 第 5 項第 2 号の規定により、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が設定した保安検査方法に基づき実施してもよい。

5.4 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備の保安検査の方法

コンビ則第 5 条第 1 項ただし書きの規定によって、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることが可能な製造設備の冷却の用に供する冷凍設備については、**KHKS 0850-4:2017** に基づき検査を実施してもよい。

5.5 使用を中止している製造設備の保安検査の方法

使用を中止している製造設備（休止設備を除く。）については、窒素などの不活性ガスで保管している場合には保圧圧力が低下していないこと、高圧ガス流体を排出した状態で保管している場合にはその保管状態において内部流体の漏えいがないことを確認するとともに、その設備に該当する検査項目に対対象設備に損傷などの異常がないことを目視にて確認することで、各検査項目の保安検査に代替してもよい。この場合、設備の使用を再開する際に、該当する検査項目の検査を実施する。

6 技術上の基準条項と対応する検査項目の該当箇所

コンビ則の技術上の基準条項に対応する検査項目の一覧を**表 1**に示す。

コンビ則第 5 条第 1 項の適用を受ける製造設備の検査項目は、**A.1～A.6**、同第 9 条及び第 10 条の導管の検査項目は、**A.7**、及び同第 11 条第 2 項のコンビナート製造事業所の検査項目は、**A.8** による。

表 1—コンビ則技術上の基準条項と対応する検査項目

コンビ則技術上の基準条項	検査項目
第 5 条第 1 項第 1 号（境界線・警戒標）	A.1 警戒標等
第 5 条第 1 項第 2 号～第 8 号（保安距離）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 9 号（区分・面積）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 10 号（高圧ガス設備の位置・燃焼熱量数値）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 11 号～第 13 号（設備間距離）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 14 号（火気取扱施設までの距離）	A.2 保安距離・施設レイアウト等

表 1—コンビ則技術上の基準条項と対応する検査項目（続き）

コンビ則技術上の基準条項	検査項目
第 5 条第 1 項第 15 号（ガス設備（高圧ガス設備を除く）の気密構造）	A.4.1 ガス設備（高圧ガス設備を除く）の気密構造
第 5 条第 1 項第 16 号（ガス設備に使用する材料）	A.4.2 ガス設備に使用する材料
第 5 条第 1 項第 17 号，第 19 号（高圧ガス設備の耐圧性能及び強度）	A.4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度
第 5 条第 1 項第 18 号（高圧ガス設備の気密性能）	A.4.4 高圧ガス設備の気密性能
第 5 条第 1 項第 20 号（温度計，常用の温度の範囲に戻す措置）	A.5 計装・電気設備
	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 21 号（圧力計，安全装置）	A.5 計装・電気設備
	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 22 号（安全弁の放出管）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 23 号（基礎）	A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等
第 5 条第 1 項第 24 号（耐震設計構造）	A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等
第 5 条第 1 項第 25 号（内部反応監視装置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 26 号（危険状態防止措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 27 号（緊急遮断装置（特殊反応設備等））	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 28 号（緊急移送設備）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 29 号（可燃性ガスの貯槽であることが容易にわかる措置）	A.1 警戒標等
第 5 条第 1 項第 30 号（削除）	—
第 5 条第 1 項第 31 号，第 32 号（貯槽の温度上昇防止措置及び貯槽の耐熱・冷却措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 33 号（液面計等）	A.5 計装・電気設備
第 5 条第 1 項第 34 号（負圧防止措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 35 号（液化ガスの流出防止措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 36 号（防液堤内の設備設置規制）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 37 号（—）	—
第 5 条第 1 項第 38，第 39 号（埋設貯槽）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 40 号（不活性ガス置換構造）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 41 号（毒性ガス配管等の接合）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 42 号（毒性ガス配管の二重管等）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 43 号（貯槽の配管に設けたバルブ）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 44 号（緊急遮断装置（貯槽配管））	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 45 号（バルブ等の操作に係る適切な措置）	A.1 警戒標等
第 5 条第 1 項第 46 号（除外のための措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 47 号（静電気除去措置）	A.5 計装・電気設備
第 5 条第 1 項第 48 号（電気設備の防爆構造）	A.5 計装・電気設備
第 5 条第 1 項第 49 号（インターロック機構）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 50 号（保安電力等）	A.5 計装・電気設備
第 5 条第 1 項第 51 号（滞留しない構造）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 52 号（毒性ガスの識別措置・危険標識）	A.1 警戒標等
第 5 条第 1 項第 53 号（ガス漏えい検知警報設備）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 54 号（防消火設備）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 55 号，第 56 号（バントスタック，フレアースタック）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 57 号（削除）	—
第 5 条第 1 項第 58 号（アセチレン容器の破裂板防止）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 58 号の 2（車両に固定した三フッ化窒素容器等の破裂防止措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 59 号，第 60 号（圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充てん場所等の障壁）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 61 号（計器室）	A.2 保安距離・施設レイアウト等

表 1—コンビ則技術上の基準条項と対応する検査項目（続き）

コンビ則技術上の基準条項	検査項目
第 5 条第 1 項第 62 号（保安用不活性ガス）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 63 号（通報措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 64 号（貯槽の沈下測定状況）	A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等
第 5 条第 1 項第 65 号イ（境界線・警戒標）	A.1 警戒標等
第 5 条第 1 項第 65 号ロ（一）	—
第 5 条第 1 項第 65 号ハ、ニ、ホ（保安距離）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 65 号ヘ（直射日光を遮るための措置）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 65 号ト（滞留しない構造）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 65 号チ（ジシラン等の自然発火に対し安全な構造）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 65 号リ（除外のための措置）	A.6 保安・防災設備
第 5 条第 1 項第 65 号ヌ（二階建容器置場構造）	A.2 保安距離・施設レイアウト等
第 5 条第 1 項第 65 号ル（防消火設備）	A.6 保安・防災設備
第 9 条第 1 号，第 10 条第 1 号（設置場所）	A.7.1.1 設置場所
第 9 条第 2 号，第 3 号（地盤面上・下の導管の設置及び標識）	A.7.1.2 地盤面上・下の導管の設置及び標識
第 9 条第 4 号，第 10 条第 1 号（水中設置）	A.7.1.3 水中設置
第 9 条第 5 号，第 10 条第 1 号（耐圧性能及び強度，気密性能）	A.7.1.4 耐圧性能及び強度
	A.7.1.5 気密性能
第 9 条第 6 号，第 10 条第 1 号（耐圧性能及び強度）	A.7.1.4 耐圧性能及び強度
第 9 条第 7 号（腐食防止措置及び応力吸収措置）	A.7.1.6 腐食防止措置及び応力吸収措置
第 9 条第 8 号，第 10 条第 1 号（温度上昇防止措置）	A.7.1.7 温度上昇防止措置
第 9 条第 9 号，第 10 条第 1 号（圧力上昇防止措置）	A.7.1.8 圧力上昇防止措置
第 9 条第 10 号，第 10 条第 1 号（水分除去措置）	A.7.1.9 水分除去措置
第 9 条第 11 号（通報措置）	A.7.1.10 通報措置
第 10 条第 2 号（標識）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 3 号（腐食防止措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 4 号（材料）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 5 号（構造）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 6 号（伸縮を吸収する措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 7 号，第 8 号（接合及びフランジ接合部の点検可能措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 9 号（溶接）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 10 号～第 23 号（設置状況の確認）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 24 号（漏えいガス拡散防止措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 25 号，第 29 号（ガス漏えい検知警報設備（二重管部分を含む。））	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 26 号（運転状態を監視する措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 27 号（異常事態が発生した場合の警報措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 28 号（安全制御装置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 30 号（緊急遮断装置等）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 31 号（内容物除去措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 32 号（感震装置等）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 33 号（保安用接地等）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 34 号～第 36 号（絶縁）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 37 号（落雷による影響回避措置）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 38 号（保安電力）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 10 条第 39 号（巡回監視車等）	A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管
第 11 条第 2 項（コンビナート製造者の連絡用直通電話）	A.8 その他

附属書 A

(規定)

保安検査の方法

A.1 警戒標等

事業所の境界線、警戒標及び容器置場の警戒標などに係る検査は、**KHKS 0850-3:2024** の II の **箇条 1**（警戒標等）による。

A.2 保安距離・施設レイアウト等

保安距離、施設レイアウトなどに係る検査は、**KHKS 0850-3:2024** の II の **箇条 2**（保安距離・施設レイアウト等）による。

A.3 高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等

高圧ガス設備の基礎、耐震設計構造などに係る検査は、**KHKS 0850-3:2024** の II の **箇条 3**（高圧ガス設備の基礎・耐震設計構造等）による。

A.4 ガス設備（導管を除く。）

A.4.1 ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の気密構造

可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備（高圧ガス設備及び空気取入口を除く。）については、**JIS Z 2330** が規定する漏れ試験方法（発泡漏れ試験、圧力変化による漏れ試験など）、ガス漏えい検知器による方法又はガス漏れ検知用赤外線（OGI）カメラのいずれかによる方法のうち、設備の状況、検査条件などを考慮した最適な試験方法（必要に応じ、試験方法を組み合わせる。）を採用し、当該ガス設備の運転状態の圧力で、運転状態のガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を 1 年に 1 回実施し、漏えいがないことを確認する。なお、**A.4.4.3.3** の段階法による気密試験を適用してもよい。

A.4.2 ガス設備に使用する材料

ガス設備に使用されている材料に係る検査は、**KHKS 0850-3:2024** の II の **4.2**（ガス設備の使用材料）による。

A.4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度

A.4.3.1 一般

高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は、次の **a)～c)** の要件を満たし、**A.4.3.2**、**A.4.3.3** 及び **A.4.3.4**、又は **A.4.3.5** に示した方法により、耐圧性能及び強度を満足することを確認する。

- a) 高圧ガス設備の減肉、劣化損傷などの損傷要因を整理把握する。なお、損傷要因の種類及び発生条件などは **API RP 571:2020** による。
- b) 検査の実施者は、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が個別に定めた資格を有している者と

- する。
- c) 配管は、配管附属品を含めた相互に連結された配管系に分類し、配管系ごとに検査する。
- なお、次に示す設備は、A.4.3の対象外とする。
- 二重殻構造の貯槽
 - メンブレン式貯槽
 - エチレンプラントの低温又は超低温アルミ熱交換器
 - 空気液化分離装置のコールドボックス内機器
 - 外部が不活性な断熱材で覆われ、窒素などの不活性ガスにてシールされている高圧ガス設備、又はこれと同等（例えば真空断熱）の高圧ガス設備であって、当該高圧ガスなどによる化学作用によって変化しない材料を使用している機器

A.4.3.2 肉厚測定

- 肉厚測定は、次の a)～c)による。
- a) 高圧ガス設備が強度上十分な肉厚を有していることを確認するため、表 A.1 に示す周期で肉厚測定を行う。ただし、余寿命が 4 年未満の場合には、次のうち短い方による。
- 余寿命と同じ期間
 - 2 年

表 A.1－高圧ガス設備の肉厚測定の周期

設備の種類	周 期
配管系を除く高圧ガス設備	余寿命 a) の 50 % 又は 4 年の短い方の期間以内
配管系	余寿命 a) の 50 % 又は 4 年の短い方の期間以内
注 a) A.4.3.6 で定義する減肉速度を用いて、A.4.3.7 によって算定する。	

- b) 次の 1)～3)に示す設備の検査周期については、表 A.1 にらず次による。
- 1) 過去の実績、経験などによって内部の減肉のおそれがないと判断可能な動機器については、分解点検及び整備のための開放時期の目視検査で異常が認められたときに肉厚測定を行う。
 - 2) 腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備については、外部の目視検査で減肉が認められたときに肉厚測定を行う。ただし、フレキシブルチューブ、ベローズ形伸縮管継手及びエロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。
- 注記** 腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備とは、次に掲げる設備で、不純物、水分の混入などによる腐食及びエロージョン、又は劣化損傷が生じないよう管理している設備をいう。
- ・ 液化石油ガス受入基地の低温の液化石油ガス設備
 - ・ 液化天然ガス受入基地の高圧ガス設備
 - ・ 腐食性のない不活性ガス設備
 - ・ フレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手
- 3) 砂詰め方式の地下埋設貯槽については、KHKS 0850-3:2024 の 4.3.4 の a) の 3)による。
- c) フレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手のうち、構造、材質などによって肉厚測定の実施が困難なものについては、同様の腐食環境の配管系などで腐食による異常が生じていないことを確認した場合、肉厚測定は不要とする。
- ただし、エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く。
- 注記** 肉厚測定の実施が困難なフレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手の例として、プレー

ドで覆われた薄肉のベローズ部を有するもの、ゴム、樹脂、金属などによる多層構造のものなどがある。

A.4.3.3 内部の検査

A.4.3.3.1 内部の目視検査

内部の目視検査は、次の a)～c)による。

- a) 内部の目視検査は、直接目視又はファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡などの検査器具類、又はこれらを組み合わせて行う。

ただし、腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備（エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものを除く）は、内部の目視検査は不要とする。

- b) 内部の目視検査の周期は、表 A.2 による。

ただし、余寿命が 4 年未満の場合には、次のうち短い方による。

- 余寿命と同じ期間
- 2 年

表 A.2—高圧ガス設備の内部の目視検査の周期

設備の種類	周 期
配管系を除く高圧ガス設備	余寿命 ^{a)} の 50 % 又は 12 年の短い方の期間以内、シェル&チューブ式熱交換器のチューブは、余寿命 ^{a)} の 80 % 又は 12 年の短い期間以内
配管系	余寿命 ^{a)} の 50 % 又は 4 年の短い方の期間以内
注 ^{a)} A.4.3.6 によって算定した減肉速度を用いて、A.4.3.7 によって算定する。	

- c) 次の 1) 及び 2) に示す設備の検査周期については、表 A.2 によらず 1) 及び 2) による。

- 1) CBM 認定を取得している設備は、その認定に基づき、12 年超えの検査周期を設定してもよい。
- 2) 動機器は、分解点検及び整備のための開放時期に行う。

A.4.3.3.2 内部の非破壊検査

内部の非破壊検査は、次の a)～c)による。

- a) 減肉以外の損傷要因のある設備に対しては、非破壊検査（磁気探傷試験、浸透探傷試験、超音波探傷試験、放射線透過試験、渦電流探傷試験など）を、次の 1) 又は 2) のうち、短い方の期間で行う。ただし、動機器は、次の 1) 及び 2) によらず、分解点検及び整備のための開放時期に行う。

- 1) 対象の劣化損傷と使用環境から API RP 571:2020 などを参考に設定した期間
- 2) A.4.3.3.1 の b) に定める期間

- b) 非破壊検査方法は、劣化損傷に対して適切なものを用いる。

- c) 非破壊検査箇所は、使用環境、目視検査、過去の検査結果などをもとに選定する。

A.4.3.3.3 内部の検査の代替検査

次の高圧ガス設備は、外部からの適切な検査方法（超音波探傷試験、放射線透過試験など）による検査によって、A.4.3.3.1 及び A.4.3.3.2 に定める内部の検査に代替してもよい。

- a) 配管系
- b) 特定設備検査規則の機能性基準の運用について（平成 28 年 10 月 3 日 20160920 商局第 4 号）の別添 1 特定設備の技術基準の解釈第 45 条第 1 項（1）～（5）又は同別添 7 第二種特定設備の技術基準の解釈

第 45 条第 1 項 (1) ～ (5) までの掲げる特定設備

- c) 特定設備検査規則の制定前に設置された設備であるが、現在の特定設備検査規則に照らして **b)** と同等の設備
- d) 内部の検査のための対象設備への立入りが物理的に可能で、かつ、次の全ての条件を満たす場合。なお、**WES 9802:2025** の **A.2.6.5** の **c)**により同じ又は同様の運転下の設備の内部検査結果をもって判断してもよい。
 - 1) 減肉速度が 0.125 mm/y 未満である。
 - 2) 余寿命が 12 年を超えている。
 - 3) 微量成分を含めた腐食環境が、少なくとも 4 年以上ほぼ同じである。
 - 4) 外部の検査において異常がない。
 - 5) 運転温度が、**API 579-1/ASME FFS-1:2021** の圧力設備材料のクリープ下限温度を超えない。
 - 6) 取り扱う流体に起因した環境助長割れ、又は水素損傷の対象でない。
 - 7) プレートライニングなど、一体的に結合されていないライニングを有しない。

A.4.3.4 外部の検査

A.4.3.4.1 外部の目視検査

外部の目視検査は、次の **a)～c)**による。

- a) 高圧ガス設備の外部については、外面腐食、被覆材下の外面腐食の可能性がある耐火材又は断熱材などの外装材の剥がれ、破損などが無いことを、1 年に 1 回目視により確認する。
- b) 配管の支持構造物について、目視により、ハンガの割れ又は損傷、スプリングサポートの設定値外れ、サポートシューの脱落、その他拘束又は周辺障害物との干渉などが無いことを確認する。
- c) ダミーサポート、スタンションサポートなどの支持構造物内部に、雨水などが浸入する状態になっていないことを確認する。
- d) フレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手については、次の **1)**及び **2)**について 1 年に 1 回目視により確認する。
 - 1) 設置状況が適切に維持されていることを確認する。
注記 設置状況については、製造業者の条件、**JIS B 2352**、**JLPA 209** など製作時の基準を参考に確認する。
 - 2) 充填枝管、充填ホース類に取り付け及び取り外しを行う箇所に用いられるフレキシブルチューブ及びベローズ形伸縮管継手については、次の **2.1)**及び **2.2)**も実施する。
 - 2.1)** 金属製の場合、ブレード部の破損及びブレード部と継手部との接続部の割れ又は膨れなどの異常がないことを確認する。
 - 2.2)** ゴム、樹脂製の場合、補強層の露出、外層の亀裂又は膨れ、折れ、つぶれ、金属部との接続部の割れ又は膨れなどの異常がないことを確認する。
- e) 砂詰め方式の地下埋設貯槽の外部の目視検査については、**KHKS 0850-3:2024** の **4.3.3** の **b)**の **2)**による。

A.4.3.4.2 外部の非破壊検査

設備の外部環境により減肉以外の損傷要因のある設備に対しては、**A.4.3.3.2** に準じて非破壊検査を行う。

A.4.3.5 耐圧性能及び強度の検査の代替方法

A.4.3.5.1 検査を行うことが困難な箇所を有する高圧ガス設備

設備の大きさ、形状、構造（二重管、ジャケット構造など）、他の設備との接合状況（溶接接合など）などによって、内部及び外部からも検査を行うことが困難な箇所を有する設備については、当該設備に接続されている同等の腐食及び劣化損傷が発生するおそれのある環境下の複数の検査箇所の検査結果をもとに、当該箇所に腐食及び劣化損傷がないことを確認する。

注記 内部及び外部のいずれからも検査を行うことが困難な箇所とは、例えばフルジャケット構造の二重管式熱交換器の内管部などである。

A.4.3.5.2 内部の検査及び肉厚測定が困難な高圧ガス設備

A.4.3.2 及び **A.4.3.3** の適用が困難な高圧ガス設備については、1年に1回耐圧試験を行うことで、**A.4.3.2** 及び **A.4.3.3** の検査に代替してもよい。なお、耐圧試験は、設備及び試験の安全性を十分に配慮して行う。

注記 耐圧試験は、水などの安全な液体を使用して常用の圧力の1.5倍（第2種特定設備は1.3倍）以上の圧力で行う。ただし、液体の使用が不可能な場合、空気又は窒素などの気体を使用して常用の圧力の1.25倍（第2種特定設備は1.1倍）以上の圧力で行う。

A.4.3.6 減肉速度の設定

A.4.3.6.1 既存の高圧ガス設備

高圧ガス設備の減肉速度は、式(A.1)及び式(A.2)による減肉速度のうち、それまでの腐食環境の変化や運転経歴などを踏まえて、現在の腐食の状態を最もよく示した方を減肉速度として採用する。また、これらに代えて最小二乗法によって求めた減肉速度を採用してもよい。その場合には、解析に用いたデータを保管しなければならない。

$$\text{長期減肉速度} = \frac{t_{\text{initial}} - t_{\text{actual}}}{t_{\text{initial}} \text{と} t_{\text{actual}} \text{の間の期間}} \quad \dots\dots\dots (\text{A.1})$$

$$\text{短期減肉速度} = \frac{t_{\text{previous}} - t_{\text{actual}}}{t_{\text{previous}} \text{と} t_{\text{actual}} \text{の間の期間}} \quad \dots\dots\dots (\text{A.2})$$

ここで、
 t_{initial} : 初期肉厚 (mm)
 t_{actual} : 直近の検査で測定した肉厚 (mm)
 t_{previous} : 前回の検査で測定した肉厚 (mm)
 期間 : 期間 (y)

A.4.3.6.2 溶接補修又は更新を行った設備

溶接補修又は更新を行った設備のうち、次の **a)** 及び **b)** に該当する場合、補修又は更新前に確認した減肉速度を用いてもよい。

- a)** 溶接補修又は更新後の材質が、当該損傷要因に対して、既設と同等又はそれ以上の防食性能を有する設備
- b)** 使用条件に変更がない設備

A.4.3.6.3 新設又は運転変更を行った設備

新設又は運転変更を行った設備については、次の **a)～c)**のいずれかの方法によって減肉速度を決定してもよい。**a)～c)**の方法で減肉速度の算定が不可能な場合、配管系以外の高圧ガス設備にあっては供用開始後 6 か月以内、配管にあっては供用開始後 3 か月以内に、肉厚測定を実施して減肉速度を算定しなければならない。

- a) 同じ又は同様の運転下の設備の肉厚データから算定した減肉速度
- b) 設備に設置した超音波センサで測定した肉厚データから算定した減肉速度
- c) 同じ又は同様の運転下の設備の公表データから推定した減肉速度

A.4.3.7 余寿命の算定

A.4.3.7.1 一般

余寿命の算定は、**A.4.3.7.2**、**A.4.3.7.3** 及び **A.4.3.7.4** による。

ただし、供用適性評価を適用する場合、将来腐れ代を求めるために想定した期間を余寿命とする。

なお、供用適性評価は、**WES 9802:2025** の**箇条 6**に基づき実施する。

A.4.3.7.2 既存の高圧ガス設備

既存の高圧ガス設備の余寿命は、式(A.3)により算定する。

$$\text{余寿命} = \frac{t_{\text{actual}} - t_{\text{required}}}{\text{減肉速度}} \quad \dots\dots\dots (A.3)$$

ここで、
 t_{actual} : 直近の検査で測定した肉厚 (mm)
 t_{required} : 対象部材の必要肉厚 (mm) で、対象設備の製造時の技術基準による。

A.4.3.7.3 溶接補修又は更新を行った設備

溶接補修又は更新を行った設備の余寿命は、**A.4.3.6.2**の方法による減肉速度を用いて、**A.4.3.7.2**により算定する。なお、当て板溶接補修の場合は、式(A.3)の t_{required} は **ASME PCC-2: 2022** により算定する。

A.4.3.7.4 新設又は運転変更を行った設備

新設又は運転変更を行った設備の余寿命は、**A.4.3.6.3**の方法による減肉速度を用いて、**A.4.3.7.2**により算定する。

A.4.3.8 溶接補修

溶接補修を行う場合は法に基づき必要となる許認可に係る手続き（以下、法手続きという。）を実施するとともに、次の **a)～e)**を満足しなければならない。

- a) 補修対象設備の設計基準に基づき設計し、**WES 9802:2025** の**箇条 7**に基づき設計及び施工を実施する。
- b) 溶接管理技術者を任命し、補修要領のレビュー及び施工結果の確認を行う。なお、溶接管理技術者は **WES 8103** の 1 級資格又は同等以上の能力をもつ者とする。
- c) 溶接補修要領に従い、**WES 8103** の 2 級資格又は同等以上の能力をもつ者の指示監督下で実施する。
- d) 適用する基準及び溶接施工要領書に従って溶接前及び溶接後に検査を行い、健全性を確認する。
- e) 溶接補修を行った場合は耐圧試験を行う。

なお、水などの安全な液体を使用して耐圧試験を実施する場合、耐圧試験時重量に対して法で要求される耐震性能を満足しなければならない。また、耐震性能を満足しない場合、当該施設が万一地震で倒壊しても、二次的に周辺施設に危害が生じないような安全措置を講じなければならない。

ただし、当て板溶接補修以外の、表 A.3 の基準を満足する溶接補修の場合は耐圧試験を免除してもよい。

注記 都道府県知事等による製造施設の変更許可等が必要な場合は、溶接補修の対象や施工の方法を含め、確認を行う必要がある。

表 A.3—耐圧試験が免除される溶接補修（当て板溶接補修は除く。）

項 目	基 準
溶接補修の程度	ASME PCC-2:2022 の Article 502.2 に規定する範囲で、次のいずれかの条件を満たす場合とする。 a) 耐圧部材を貫通していない溶接又はろう付 b) 漏れ止め溶接（シール溶接ともいう。） c) クラッド（プレートライニング、耐食肉盛など）の施工又はその補修 d) 硬化肉盛溶接 e) フランジシート面の補修溶接で、フランジの厚さの 50 %未満の深さの溶接 f) 伝熱管—管板のストレングス溶接で、1 回の運転期間後の伝熱管取替本数が総伝熱管本数の 10 %未満 g) 熱交換器、蒸気発生器及びボイラの伝熱管のプラグ打設、又はスリーブ施工

A.4.4 高圧ガス設備の気密性能

A.4.4.1 気密性能の確認を必要としない高圧ガス設備

次の高圧ガス設備は、気密性能に係る検査は適用しない。

- a) 二重殻構造の貯槽
- b) メンブレン式貯槽

A.4.4.2 気密試験の方法

JIS Z 2330 が規定する漏れ試験方法（発泡漏れ試験、圧力変化による漏れ試験など）、ガス漏えい検知器による方法又はガス漏れ検知用赤外線（OGI）カメラによる方法のうち、設備の状況、検査条件などを考慮した最適な試験方法（必要に応じ、試験方法を組み合わせる。）を採用し、設備の管理状況により A.4.4.3 又は A.4.4.4 の方法で気密試験を 1 年に 1 回実施し、当該高圧ガス設備から漏えいがないことを確認する。

A.4.4.3 高圧ガス設備を開放した場合の気密試験

A.4.4.3.1 一般

高圧ガス設備を開放（分解点検、整備、清掃などのために行う開放を含む。）した場合、A.4.4.3.2 又は A.4.4.3.3 のいずれかによる気密試験を実施する。

ただし、動機器の軸封部など、停止時にガスを用いて昇圧すると漏洩する可能性がある設備については、これらによらず、実流体により気密試験を実施してよい。

A.4.4.3.2 従来法による気密試験

設備を窒素又は危険性のない気体で当該高圧ガス設備の常用の圧力以上に昇圧させ気密試験を実施する。

A.4.4.3.3 段階法による気密試験

JIS Z 2330 が規定する発泡漏れ試験，又はこれと同等以上の検知性能を有する試験方法によって，105 kPa 又は高圧ガス設備の常用の圧力の 25 % の小さい方の圧力で気密試験を実施する。その後，実流体を導入し，設備の圧力を運転圧力まで段階的に上昇させながら，各段階で気密試験を実施する。

A.4.4.4 高圧ガス設備を開放しない場合の気密試験

当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で，運転状態の高圧ガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を実施する。

A.5 計装・電気設備

計装・電気設備に係る検査は，**KHKS 0850-3:2024** の II の **箇条 5**（計装・電気設備）による。

A.6 保安・防災設備

A.6.1 常用の温度の範囲に戻す措置

常用の温度の範囲に戻す措置に係る検査は，**KHKS 0850-3:2024** の II の **6.1**（常用の温度の範囲に戻す措置）による。

A.6.2 安全装置

高圧ガス設備の安全装置に係る検査は，次の **a)** 及び **b)** による。

- a)** 外観に腐食，損傷，変形及びその他の異常がないことを 1 年に 1 回目視にて確認する。
- b)** バネ式安全弁等を設置した状態又は取り外した状態で，作動検査用器具若しくは設備を用いた作動試験を行う。破裂板については作動試験ができないため取替を行う。

作動試験及び破裂板の取替周期は，次の **c)** 又は **d)** のいずれかによる。なお，検査周期内に安全装置の作動に影響がありそうな汚れが確認された場合は，汚れが問題とならない期間に検査周期の見直しを行う。

- c)** 一般的なプロセス運転下の場合は 4 年
- d)** 実績により汚れがなく，かつ腐食性がないことが確認されている運転下の場合は 8 年

A.6.3 安全弁等の放出管

安全弁等の放出管に係る検査は，**KHKS 0850-3:2024** の II の **6.3**（安全弁等の放出管）による。

A.6.4 内部反応監視装置

内部反応監視装置に係る検査は，**KHKS 0850-3:2024** の II の **6.4**（内部反応監視装置）による。

A.6.5 危険状態防止装置

危険状態防止装置に係る検査は，**KHKS 0850-3:2024** の II の **6.5**（危険状態防止装置）による。

A.6.6 緊急遮断装置（特殊反応設備等）

緊急遮断装置（特殊反応設備等）に係る検査は，**KHKS 0850-3:2024** の II の **6.6** [緊急遮断装置（特殊反応設備等）] による。

A.6.7 緊急移送設備

緊急移送設備に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.7（緊急移送設備）による。

A.6.8 貯槽の温度上昇防止装置、貯槽の耐熱・冷却措置

貯槽の温度上昇防止装置、貯槽の耐熱・冷却措置に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.8（貯槽の温度上昇防止装置、貯槽の耐熱・冷却措置）による。

A.6.9 負圧防止措置

負圧防止措置に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.9（負圧防止措置）による。

A.6.10 液化ガスの流出防止措置

液化ガスの流出防止措置に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.10（液化ガスの流出防止措置）による。

A.6.11 不活性ガス置換構造

不活性ガス置換構造に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.11（不活性ガス置換構造）による。

A.6.12 毒性ガス配管等の接合

毒性ガス配管等の接合に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.12（毒性ガス配管等の接合）による。

A.6.13 毒性ガス配管の二重管等

毒性ガス配管の二重管等に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.13（毒性ガス配管の二重管等）による。

A.6.14 貯槽の配管に設けたバルブ

貯槽の配管に設けたバルブに係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.14（貯槽の配管に設けたバルブ）による。

A.6.15 緊急遮断装置（貯槽配管）

緊急遮断装置（貯槽配管）に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.15 [緊急遮断装置（貯槽配管）]による。

A.6.16 除害のための措置

除害のための措置に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.16（除害のための措置）による。

A.6.17 インターロック機構

インターロック機構に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.17（インターロック機構）による。

A.6.18 ガス漏洩検知警報設備

ガス漏洩検知警報設備に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.18（ガス漏洩検知警報設備）による。

A.6.19 防消火設備

防消火設備に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.19（防消火設備）による。

A.6.20 ベントスタック、フレアスタック

ベントスタック、フレアスタックに係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.20（ベントスタック、フレアスタック）による。

A.6.21 アセチレン容器の破裂防止措置

アセチレン容器の破裂防止措置に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.21（アセチレン容器の破裂防止措置）による。

A.6.22 車両に固定した三フッ化窒素容器等の破裂防止措置

車両に固定した三フッ化窒素容器等の破裂防止措置に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.22（車両に固定した三フッ化窒素容器等の破裂防止措置）による。

A.6.23 圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充填場所等間の障壁

圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充填場所等間の障壁に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.23（圧縮機とアセチレン・圧縮ガス充填場所等間の障壁）による。

A.6.24 保安用不活性ガス等

保安用不活性ガス等に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.24（保安用不活性ガス等）による。

A.6.25 通報措置

通報措置に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 6.25（通報措置）による。

A.7 導管

A.7.1 コンビナート製造事業所間の導管以外の導管（9条導管）

A.7.1.1 設置場所

導管の設置されているルートの周囲の状況に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 7.1.1（設置場所）による。

A.7.1.2 地盤面上・下の導管の設置及び標識

導管の設置されている場所に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 7.1.2（地盤面上・下の導管の設置及び標識）による。

A.7.1.3 水中設置

水中の導管の設置状況に係る検査は、KHKS 0850-3:2024 のⅡの 7.1.3（水中設置）による。

A.7.1.4 耐圧性能及び強度

A.7.1.4.1 一般

導管の耐圧性能及び強度に係る検査は、**A.4.3.1** の要件を満たし、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がないことを、外部から、**A.7.1.4.2** 及び **A.7.1.4.3** によって確認する。

ただし、内部から検査が可能な場合には、**A.4.3** に準じて確認する。

A.7.1.4.2 目視検査

導管地上部の目視検査は、次の **a)～c)**による。

- a)** 高圧ガス設備の外部について、外面腐食、被覆材下の外面腐食の可能性のある耐火材、断熱材などの外装材の剥がれ、破損などがないことを、1年に1回目視により確認する。
- b)** 配管の支持構造物について、目視検査により、ハンガの割れ又は損傷、スプリングサポートの設定値外れ、サポートシューの脱落、その他拘束又は周辺障害物との緩衝などがないことを確認する。
- c)** ダミーサポート、スタンションサポートなどの支持構造物内部に雨水などが浸入する状態になっていないことを確認する。

A.7.1.4.3 非破壊検査

A.7.1.4.3.1 肉厚測定

導管の肉厚測定は、次の **a)**及び **b)**による。

- a)** 導管が強度上十分な肉厚を有していることを確認するため、余寿命の半分又は4年の短い方の期間以内に肉厚測定を行う。

ただし、余寿命が4年未満の場合には、次のうち短い方による。

- 余寿命と同じ期間
- 2年

- b)** 次の **1)**及び **2)**に示す設備については、**a)**によらず **1)**及び **2)**による。

- 1)** 腐食性のない高圧ガスを取り扱う導管については、外部の目視検査で減肉が認められたときに肉厚測定を実施する。ただし、エロージョンによる減肉が発生するおそれがあるものは除く。
- 2)** 電気防食、塗覆などにより防食管理が適切になされている地中に埋設された導管又は水中に設置された導管については、塗覆装の点検時に実施する肉厚測定で代替してもよい。

注記 腐食性のない高圧ガスを取り扱う導管には、不純物や水分の混入などによる腐食や劣化損傷が生じないように管理されている次のようなものがある。

- ・ 液化石油ガス受入基地の低温の液化石油ガス導管
- ・ 液化天然ガス受入基地の導管
- ・ 腐食性のない不活性ガスの導管

A.7.1.4.3.2 肉厚測定以外の非破壊検査

減肉以外の損傷要因のある設備に対しては、**A.4.3.3.2** に準じて検査を行う。

ただし、次の **a)**及び **b)**に示す設備については、**a)**及び **b)**による。

- a)** **API RP 571:2020** に基づいて評価した劣化損傷が発生するおそれがない導管については、非破壊検査は不要とする。

- b) 電気防食，塗覆などにより防食管理が適切になされている地中に埋設された導管又は水中に設置された導管については，塗覆装の点検時に実施する非破壊検査で代替してもよい。

A.7.1.5 気密性能

JIS Z 2330 が規定する漏れ試験方法（発泡漏れ試験，圧力変化による漏れ試験など），ガス漏えい検知器による方法又はガス漏れ検知用赤外線（OGI）カメラのいずれかによる方法のうち，設備の状況，検査条件などを考慮した最適な試験方法（必要に応じ，試験方法を組み合わせて）により，当該高圧ガス設備の運転状態の圧力で，運転状態の高圧ガス又は危険性のない気体を用いて気密試験を 1 年に 1 回実施し，当該高圧ガス設備から漏えいがないことを確認する。なお，**A.4.4.3.3** の段階法による気密試験を適用してもよい。

A.7.1.6 腐食防止措置及び応力吸収措置

導管の腐食を防止するための措置及び応力吸収措置に係る検査は，**KHKS 0850-3:2024** の II の **7.1.6**（腐食防止措置及び応力吸収措置）による。

A.7.1.7 温度上昇防止措置

導管の温度の上昇を防止するための措置は，**KHKS 0850-3:2024** の II の **7.1.7**（温度上昇防止措置）による。

A.7.1.8 圧力上昇防止措置

導管の圧力の上昇を防止するための措置は，**A.6.2** に準じて検査を行う。

A.7.1.9 水分除去措置

酸素又は天然ガスを輸送する導管と圧縮機との間の水分除去の措置は，**KHKS 0850-3:2024** の II の **7.1.9**（水分除去措置）による。

A.7.1.10 通報措置

通報を速やかに行うための措置は，**KHKS 0850-3:2024** の II の **7.1.10**（通報措置）による。

A.7.2 コンビナート製造事業所間の導管（10 条導管）

KHKS 0850-3:2024 の II の **7.2**（コンビナート製造事業所間の導管），並びに **A.7.1.3**，**A.7.1.4**，**A.7.1.5**，**A.7.1.7**，**A.7.1.8** 及び **A.7.1.9** による。

A.8 その他

KHKS 0850-3:2024 の II の **箇条 8**（その他）による。

附属書 B

(参考)

解釈の問合せ

B.1 はじめに

協会は、当該規格に対する解釈の問合せがあった場合はこれを受け付ける。解釈の問合せに対しては、圧力設備サステナブル保安部会の規格原案作成 WG で回答案を検討し、規格原案作成委員会で審議を行う。なお、問合せの受付に当たっては、誤解に基づく問合せの場合があるため、必要に応じて問合せ者に対して質問し詳細説明を要求することがある。この確認の結果、問合せが誤解に基づくものであることが明らかになった場合は、問合せ者に対し差し戻される。

B.2 問合せの方法

解釈の問合せは、次の **a)** 及び **b)** による。なお、問合せは、規格の根拠、使用者の技術的解釈に間違いなのかの確認、解釈しづらい文章の確認など、規格の使用者が規格の内容について理解を深めるための内容に限られる。

- a)** 解釈の問合せをする者は、解釈の問合せ書を協会ホームページの圧力設備サステナブル保安部会のページの“解釈の問合せ等について”の項の“解釈の問合せフォーム”に従い提出する。

https://www.jwes.or.jp/committees/pressure_equipment/enquiries/

- b)** 文書以外の問合せ、匿名など問合せ者が特定できない場合は、原則、受け付けない。

B.3 問合せへの回答

解釈の問合せへの回答は、次の日本溶接協会のホームページの圧力設備サステナブル保安部会のページで確認が可能である。

https://www.jwes.or.jp/committees/pressure_equipment/enquiries/

参考文献

- [1] **JIS B 2352** ベローズ形伸縮管継手
- [2] **JLPA 209**, 金属フレキシブルホース基準
- [3] **WES 2820:2015** 圧力設備の供用適性評価方法-減肉評価
- [4] **WES 7700-1:2019** 圧力設備の溶接補修 第1部：一般
- [5] **WES 7700-2:2019** 圧力設備の溶接補修 第2部：きず除去と肉盛溶接補
- [6] **WES 7700-3:2019** 圧力設備の溶接補修 第3部：窓形溶接補修
- [7] **API 510:2022** Pressure Vessel Inspection Code: In-Service Inspection, Rating, Repair, and Alteration
- [8] **API 570:2016** Piping Inspection Code: In-Service Inspection, Rating, Repair, and Alteration of Piping Systems, Addendum 1:2017, Addendum 2:2018, Errata 1:2018

WES 9801 : 2025

特定認定高度保安実施者による保安検査基準 (コンビナート等保安規則関係) 解 説

この解説は、規格に規定・記載した事柄を説明するもので、この規格の一部ではない。

この解説は、日本溶接協会が編集・発行するものであり、これに関する問合せ先は日本溶接協会である。

1 制定時の趣旨及び今回の改正までの経緯

1.1 制定時の趣旨

近年、産業保安分野において、革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足、電力の供給構造の変化、災害の激甚化及び頻発化、気候変動問題への対応の要請など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえ経済産業省ではスマート保安¹⁾の推進として高圧ガス保安法の整備について検討されてきた。その一環として従来から運用されてきた認定事業者制度についても見直しが検討され、2023年12月に施行された新認定事業者制度の中で、より保安力の高い事業所として認定された特定認定高度保安実施者に対して、高圧ガス設備の保安検査に、海外規格などの民間規格を柔軟に採用できる規格複線化の特例措置が設けられた。

この法改正を受け、国際的に広く活用されている米国石油協会（American Petroleum Institute, **API**）規格及び米国機械学会（American Society of Mechanical Engineers, **ASME**）規格の維持管理手法を取り入れた **WES 9801**（以下、初版という）を制定した。

注¹⁾ スマート保安とは、将来にわたって国民の安全及び安心を創り出すために、急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化、人口減少など経済社会構造の変化を的確に捉えながら、産業の振興及び競争力強化の観点に立って、官及び民が産業保安に関し主体的かつ挑戦的に取り組めるよう、経済産業省が目指している産業保安規制の姿をいう。

1.2 今回の改正の趣旨及び経緯

API 及び **ASME** 規格の維持管理手法について保安検査基準として適用するために技術的な整理を進め、次の **a)** 及び **b)** について新たにこの規格に反映するとともに、一部補足事項を追記した。

- a)** 当て板溶接補修
- b)** 安全弁の検査方法

今回、圧力設備サステナブル保安部会は、**WES** 原案作成委員会を組織し、**WES** 原案を作成した。

2 審議中に特に対応した事項

API 及び **ASME** 規格の維持管理基準を取り入れる上で、**API** 及び **ASME** 規格の海外規格、並びに **JIS**、**JPI**（石油学会規格）などの国内規格の製作基準の違い、及び高圧ガス保安法の規定への対応について議論を進め、次の内容を規格に反映した。

- a) **当て板溶接補修** API 及び ASME 規格で規定されている当て板溶接補修を検査の基準に反映すべきか、反映する場合、保安検査基準における当て板溶接補修の高圧ガス保安法の位置づけについて議論した。議論の結果、当て板溶接補修を適用する事業所で必要な法手続きを実施する前提で、保安検査基準として技術的な事項をこの規格に反映した。なお、高圧ガス保安法の要件から、当て板溶接補修については耐圧試験を必須事項とした。
- b) **規格構成などの見直し** 初版の改正に伴い、1)~3)について次のように見直した。
- 1) **余寿命の算定 (A.4.3.7)** A.4.3.6 と同様に、A.4.3.7.2 (既存の高圧ガス設備)、A.4.3.7.3 (溶接補修又は更新を行った設備) 及び A.4.3.7.4 (新設又は運転変更を行った設備) の構成に見直した。
 - 2) **溶接補修 (A.4.3.8)** 維持基準として溶接補修全般を規定したため、細分箇条を溶接補修とし、耐圧試験も含め構成を見直した。
 - 3) **保安・防災設備 (A.6)** 初版では A.6 のすべての項目について KHKS 0850-3:2017 を引用していたが、新たに A.6.2 について API 570 を参考に規定したため、A.6.2 以外について KHKS 0850-3:2024 を引用する旨を規定した。

3 主な改正点

3.1 引用規格 (箇条 2)

WES 9802:2025 を引用することで、本体及び**附属書 A**で直接引用していない規格類 (WES 2820:2015, WES 7700-1:2019, WES 7700-2:2019, API 510:2022 及び API 570:2016) を削除した。なお、削除した規格類は参考文献として追加した。

3.2 用語及び定義 (箇条 3)

3.2.4 を追加した。

3.3 保安検査の方法 (附属書 A)

- a) **気密試験 (A.4.1, A.4.4.3.1 及び A.7.1.5)**
- 1) ガス設備及び導管への段階法適用可否が分かりにくかったため、高圧ガス設備と同様に、ガス設備及び導管についても設備を開放した際の気密試験に段階法を適用可能であることを明確にした。
 - 2) 動機器の軸封部など、停止状態でガスを用いて昇圧すると軸封部から漏えい (洩) する可能性がある設備について、従来から運用されてきた実流体により昇圧して気密試験を実施する方法を採用できることを明確にした。
- b) **内部の検査の代替検査 (A.4.3.3.3)** API 510:2022 の基準を参考に、同じ又は同様の運転下の設備の検査結果を内部の検査の代替検査の判断に活用可能とした。
- c) **溶接補修又は更新を行った設備の余寿命の算定 (A.4.3.7.3)** 当て板溶接補修時の余寿命算定に使用する必要肉厚を、当て板溶接補修の設計基準が規定されている ASME PCC-2:2022 の規定により算定することにした。
- d) **溶接補修 (A.4.3.8)**
- 1) 溶接補修の対象、肉盛り溶接補修、はめ板溶接補修、当て板溶接補修などの施工方法によって都道府県知事等による製造施設の変更許可等の法手続きが必要になる場合があるため、許可に係る必要な法手続きを実施することを明確に規定した。
 - 2) 溶接補修の設計は、当該設備の設計基準によるが、新たに設計する当て板溶接補修については基準が規定されている ASME PCC-2: 2022 により実施することとした。

- 3) 溶接補修の施工は、**WES 9802:2025** を引用し、具体的には基準が明確に規定されている **ASME PCC-2:2022** 若しくは **WES 7700-1:2019**, **WES 7700-2:2019**, 又は **WES 7700-3:2019** により実施することとした。
- 4) 溶接士及び溶接の施工管理は、**WES 8103** の有資格者が実施することとした。
- 5) 当て板溶接補修を実施した際には、耐圧試験を実施することを明確にした。
- 6) **表 A.3** の“a) 耐圧部材を貫通していない溶接又はろう付”とは、前処理も含め溶接前の状態で耐圧部材を貫通している部位の溶接だけでなく、溶接前の状態では貫通していなくても溶接後に板厚全体にわたって溶け込んだ溶接のことであり、例えば片側肉盛溶接において溶接面の反対側（裏側）の一部が熔融して溶接金属（溶着金属又は熔融部）となった溶接は、耐圧試験の免除条件に該当しない。
- e) **安全装置の検査周期 (A.6.2)** 安全装置の作動試験周期を **API 570:2016** の基準を参考に設定した。ただし、日本の連続運転期間を踏襲し、**API** の基準の 5 年を 4 年、及び 10 年を 8 年に変更した。また、作動試験周期を適切に見直すことができるよう、目視検査を少なくとも 1 年に 1 回実施することとした。

3.4 解釈の問い合わせ（附属書 B）

規格問合せ対応について、**附属書 B** に詳細を規定した。

4 その他解説事項

4.1 規格制定時に特に対応した事項

この規格は、海外規格などの民間規格を柔軟に採用できる規格複線化の特例措置を用いることを目的としていることから、**KHKS 0850-3:2017** に代わるものである。多くの検査項目で **KHKS 0850-3:2017** を引用しており、本規格の細分箇条の番号と **KHKS 0850-3:2017** の細分箇条を一致させることが望ましい。しかし、**KHKS 0850-3:2017** には、**JIS** 及び **WES** にある“用語及び定義”，“引用規格”などの箇条がなく、規格の原案作成審議段階において、次の a) 及び b) の通り規格の構成を見直した。

- a) この規格では、**KHKS 0850-3:2017** の“**I 総則**”を本体、“**II 保安検査の方法**”を附属書（規定）とし、**KHKS 0850-3:2017** の“**II 保安検査の方法**”とこの規格の**附属書 A** の細分箇条とを一致させた。
- b) **箇条 3** では、“**JIS B 0190**, **JIS Z 2300** 及び **JIS Z 3001-1** による。”とした上で、**3.1** を高圧ガス保安法、高圧ガス保安法施行令及びコンビナート等保安規則[以下、コンビ則²⁾という。]を参照して作成した。また、**3.2** に**箇条 2** を参照して作成した。

注²⁾ コンビ則とは、“コンビナート地域内にある製造事業所における高圧ガスに関する保安について規定した高圧ガス保安法に基づく経済産業省令”を指す。

4.2 規定項目の内容

4.2.1 適用範囲（箇条 1）

この規格は、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の検査方法を規定したものであり、その活用に当たっては、高圧ガス保安法で定めた認定事業者制度の規定を遵守しなければならないとした。

4.2.2 引用規格（箇条 2）

この規格を使用するに当たって、特に必要な規格について次の a) 及び b) のとおり引用した。

- a) **KHKS 0850-3:2017** は、経済産業省の告示で指定された保安検査基準であり、この規格を基として各検査項目の検査方法に引用した。また、気密構造、耐圧性能及び強度、気密性能、及び導管の検査方法に、**WES 2820:2015**, **WES 7700-1:2019**, **WES 7700-2:2019**, **JIS Z 2330**, **API 510:2022**, **API 570:2016**, **API 579-1/ASME FFS-1:2021**, **API RP 571:2020**, 及び **ASME PCC-2:2018** を引用し、これら規格の活用方法及び技術的な内容は **WES 9802:2024** を引用した。その他の規格は**簡条 3** で引用した。
- b) この規格は、一部の引用規格について年版を指定した。これらの引用規格は、この規格の方法や判定への影響が大きいと見られるため、改正された場合、その改正内容の採否を原案作成委員会で審議し、必要に応じてこの規格を改正する。

4.2.3 用語及び定義（簡条 3）

この規格は、保安検査を行うための検査方法を規定したものであり、多くの法令用語を使用しているため、法令用語と検査用語とに分けて規定した。また、法令用語については、出典として可能な限り適用法規の条文を記載した。

4.2.4 資格（簡条 4）

この規格は、**API** 規格、**ASME** 規格などの海外規格、国内規格などを参考にして制定しており、これら規格の活用方法、及びその技術的な内容を **WES 9802:2024** に定めた。よって、この規格を使用する者は、**WES 9802:2024** が引用している規格群も含め、設備の維持管理技術を適切に活用しながら保安検査を実施することが重要である。このため、設備の維持管理技術に関する最新情報の収集活用、継続的な技術研鑽、教育活動などが不可欠であり、そのような業界団体の取組みへの参画と継続が望ましいとした。具体的な取組みまでは規定しないが、例えば、圧力設備サステナブル保安部会の事例共有委員会への参加などが挙げられる。

4.2.5 保安検査の方法（簡条 5）

保安検査の方法を**附属書 A** に規定した。また、一部**附属書 A** によらない検査方法としてコンビ則で定められた例外事項、及びこの規格で技術的な背景から設定した例外事項について、次の a) 及び b) に規定した。

- a) コンビ則で定められた例外事項を、**5.2**, **5.3** 及び **5.4** に規定した。
- b) 需給上等の理由で製造設備の使用を停止している場合、保安検査のためだけに 1 年に 1 回の頻度で製造設備を運転状態にして気密試験を実施する必要がある、非定常作業に伴うリスクが発生している。このリスクを回避するため、使用を停止している製造設備の気密試験方法を **5.5** に規定した。

4.2.6 技術上の基準条項と対応する検査項目の該当箇所（簡条 6）

保安検査として法（コンビ則の技術上の基準）で要求される項目を一覧として整理すると共に、その要求事項に対応するこの規格の細分簡条を明確にすることで、保安検査の全体像を理解できるようにした。

4.2.7 保安検査の方法（附属書 A）

4.2.7.1 一般

保安検査の各検査方法を、次の a), b) 及び c) により規定した。

- a) コンビ則第 5 条第 1 項の適用を受ける製造設備、同第 9 条及び第 10 条の導管、同第 11 条第 2 項のコンビナート製造事業所に分け、コンビ則の要求項目ごとに整理した。
- b) 圧力設備の検査に係る検査項目の技術的な根拠、背景、海外規格などの活用方法を、**WES 9802:2024** に規定した。

- c) この規格では、多くの検査項目で **KHKS 0850-3:2017** を引用しており、この規格の細分箇条の番号と **KHKS 0850-3:2017** の細分箇条とを一致させた。

4.2.7.2 検査項目ごとの配慮事項

各検査項目のほとんどが **KHKS 0850-3:2017** によるとしたが、気密構造、耐圧性能及び強度、気密性能、並びに導管に関する同規格からの主な変更点は、次のとおりである。

a) 気密試験 (A.4.1, A.4.4.3 及び A.7.1.5)

- 1) ガス設備及び高圧ガス設備の漏れ試験方法として、従来から活用されてきた発泡漏れ試験、圧力変化による漏れ試験、及びガス漏えい検知器による方法に加え、先進技術として活用が進んでいるガス漏れ検知用赤外線 (OGI) カメラによる方法を追加した。
- 2) 高圧ガス設備を開放した場合の気密試験方法として、低圧での漏れ試験を適用した段階法を規定した。低圧での漏れ試験方法については、**ASME PCC-2:2018** の **Part 5** の **6.3** (tightness test) を引用した。

b) 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度の一般事項 (A.4.3.1)

- 1) 減肉、割れ、材質劣化などの損傷要因を整理把握するためのより多くの情報を参考にできるように、国内でも広く活用されている **API RP 571:2020** を引用した。
- 2) **API** 規格に基づき、検査の実施者について資格要件を規定した。また、目視検査など、公的資格制度 (**JIS Z 2305**) のない検査の実施者も含め、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者として資格要件を定め、検査の施工品質を確保することを規定した。

- c) **肉厚測定** [A.4.3.2 の a) 及び A.7.1.4.3.1 の a)] 肉厚測定の検査周期を **API 510:2022** 及び **API 570:2016** の基準を参考に設定した。ただし、最長検査周期は日本の連続運転期間を踏襲し **API** の基準の 5 年を 4 年に変更した。

d) 内部の目視検査 (A.4.3.3.1)

- 1) 内部目視検査の周期を **API 510:2022** の基準を参考に設定した。ただし、最長検査周期は日本の連続運転期間を踏襲し、**API** の基準の 10 年を 12 年に変更した。
- 2) 特定認定高度保安実施者の認定制度で認められている **CBM** 認定 (12 年超の検査周期を設定できる認定制度) を受けた設備の検査周期を規定した。

- e) **内部の非破壊検査** [A.4.3.3.2 の a)] 内部の非破壊検査の周期を、**API 510:2022** の基準を参考に設定した。

- f) **内部の検査の代替検査** (A.4.3.3.3) 内部の検査の代替検査を、その条件が明確に規定されている **API 510:2022** の基準を参考に設定した。

- g) **外部の非破壊検査** (A.4.3.4.2 及び A.7.1.4.3.2) 外部の非破壊検査の周期を、**API 510:2022** の基準を参考に設定した。

h) 減肉速度の設定 (A.4.3.6)

- 1) 溶接補修又は更新を行った設備の検査周期を決定するための減肉速度を、**API 510:2022** の基準を参考に設定した。
- 2) 新設機器の検査周期を決定するための減肉速度を、**API 510:2022** の基準を参考に設定した。

- i) **余寿命の算定** (A.4.3.7) **KHK/PAJ/JPCAS 0851** (高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準) の **附属書 5B** として保安検査に適用が認められている減肉における評価区分Ⅱの供用適正評価手法として **WES 9802:2024** を引用し、具体的には **WES 2820:2015** を適用可能とし、加えて世界で広く活用されている **WES 2820:2015** の元となった **API 579-1/ASME FFS-**

1:2021 の **Part 4** 及び **Part 5** の Level 1 及び Level 2 評価についても適用可能とした。

- j) **溶接補修 (A.4.3.8)** 耐圧試験が免除される溶接補修について，その条件が明確に規定されている ASME PCC-2:2018 の規定を参考に設定するとともに，耐圧試験時の安全措置の要件を規定した。

日本溶接協会規格

WES 9801 特定認定高度保安実施者による保安検査基準
(コンビナート等保安規則関係)

令和 7 年 7 月 1 日 第 1 刷発行

編 集 一般社団法人日本溶接協会 規格委員会

発行人 大丸 成一

発行所 一般社団法人 日 本 溶 接 協 会

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20

<https://www.jwes.or.jp>



圧力設備の維持管理基準

In-service inspection and maintenance of pressure
equipment

WES 9802 : 2025

令和 7 年 7 月 1 日 改正

一般社団法人 日本溶接協会

The Japan Welding Engineering Society

WES 9802（圧力設備の維持管理基準）

原案作成委員会 構成表

	氏 名	所 属
（ 委 員 長 ）	南 二 三 吉	大阪大学
（ 副委員長 ）	小 川 武 史	青山学院大学
（ 委 員 ）	保 坂 由 文	神奈川県庁
〃	増 子 敏 昭	ENEOS 株式会社
〃	萩 誠 剛	コスモ石油株式会社
〃	小 倉 剛	出光興産株式会社
〃	多 田 年 孝	日本製鋼所M&E 株式会社
〃	松 久 弘 典	非破壊検査株式会社
〃	隆 賢 治	株式会社 IHI プラント
〃	岡 本 茂	徳機株式会社
〃	高 橋 淳	日揮グローバル株式会社
〃	中 野 正 大	株式会社高田工業所
（ 事 務 局 ）	佐 古 浩 昭	一般社団法人日本溶接協会

原案作成委員会 分科会 構成表

	氏 名	所 属
（ 主 査 ）	増 子 敏 昭	ENEOS 株式会社
（ 委 員 ）	福 田 健 彦	ENEOS 株式会社
〃	吉 井 清 英	コスモ石油株式会社
〃	鈴 木 晴 記	コスモ石油株式会社
〃	服 部 龍 明	昭和四日市石油株式会社
〃	小 倉 剛	出光興産株式会社
〃	鈴 木 哲 平	出光興産株式会社
〃	高 橋 淳	日揮グローバル株式会社
〃	大 原 良 友	大原技術士事務所
（ 事 務 局 ）	佐 古 浩 昭	一般社団法人日本溶接協会

制定年月日 : 令和 6 年 7 月 1 日

改正年月日 : 令和 7 年 7 月 1 日

原案作成委員会：一般社団法人日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会（部会長 石崎 陽一）
規格原案作成委員会（委員長 南 二三吉）

審議委員会 : 一般社団法人日本溶接協会 規格委員会（委員長 山根 敏）

この規格についてのご意見又はご質問は、附属書 F 参照又は一般社団法人日本溶接協会 業務部（〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20）にご連絡ください。

なお、WES は、少なくとも 5 年を経過する日までに一般社団法人日本溶接協会 規格委員会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 資格	9
5 検査	9
6 供用適性評価	9
7 補修	9
7.1 一般	9
7.2 溶接補修要領のレビュー	9
7.3 溶接補修施工の確認	9
7.4 検査	9
7.5 気密試験及び耐圧試験	10
8 気密試験	10
8.1 気密試験時の漏れ試験方法	10
8.2 気密試験の方法	11
9 耐圧試験	11
9.1 一般	11
9.2 耐圧試験の免除	12
附属書 A (規定) API 510 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項	13
附属書 B (規定) API 570 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項	26
附属書 C (規定) API 579-1/ASME FFS-1 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項	36
附属書 D (規定) WES 2820 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項	38
附属書 E (参考) 多管円筒形熱交換器の余寿命の算定に関する補足事項	39
附属書 F (参考) 解釈の問合せ	40
解説	41

まえがき

この規格は、一般社団法人日本溶接協会（以下、協会という。）の定款及び諸規定に基づいて規格式案が作成され、パブリックコメント公募を経て規格委員会の審議及び理事会によって承認された日本溶接協会規格（WES）である。これによって、**WES 9802:2024** は改正され、この規格に置き換えられた。

当協会は、この規格に関する説明責任を有するが、この規格に基づいて使用又は保有したことから生じるあらゆる経済的損害、損失を含め、一切の間接的、付随的、また結果的損失、損害についての責任を負わない。また、この規格に関連して主張される特許権及び著作権などの知的財産権の有効性を判断する責任も、それらの利用によって生じた知的財産権の侵害に係る損害賠償請求に応ずる責任ももたない。そうした責任は、全てこの規格の利用者にある。

この規格の内容の一部又は全部を他書に転載する場合には、当協会の許諾を得るか、又はこの規格からの転載であることを明示のこと。このような処置がとられないと、著作権及び出版権の侵害となり得る。

日 本 溶 接 協 会 規 格

圧力設備の維持管理基準

In-service inspection and maintenance of pressure equipment

序文

この規格は、協会が、国際的に広く活用されている米国石油協会（American Petroleum Institute, API）規格及び米国機械学会（American Society of Mechanical Engineers, ASME）規格の維持管理手法を体系的に国内向けに整理し、高圧ガス保安法が適用される設備を含め、圧力設備の適切な維持管理を達成するために制定するものである。高圧ガス保安法の対象設備に関しては、特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者が行う保安検査の方法として **WES 9801:2025** があり、この規格は **WES 9801:2025** に従って圧力設備の維持管理を行うための技術的な内容とした。

1 適用範囲

この規格は、圧力設備の維持管理における検査、評価、補修及び試験について規定する。

高圧ガス保安法の対象設備の維持管理にこの規格を適用する場合で、この規格と適用法規との間に矛盾がある場合、この規格の内容にかかわらず、適用法規を優先して適用する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0190 圧力容器の構造に関する共通用語

JIS B 2251:2024 フランジ継手締付け方法

JIS B 8210 安全弁

JIS Z 2300 非破壊試験用語

JIS Z 2305 非破壊試験技術者

JIS Z 2329 非破壊試験—発泡漏れ試験方法

JIS Z 2330 非破壊試験—漏れ試験方法の種類及びその選択

JIS Z 3001-1 溶接用語—第1部：一般

KHKS 0861:2018 高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（レベル1）

KHKS 0862:2018 高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（レベル2）

WES 2820:2015 圧力設備の供用適性評価方法-減肉評価

WES 7700-1:2019 圧力設備の溶接補修 第1部：一般

WES 7700-2:2019 圧力設備の溶接補修 第2部：きず除去と肉盛溶接補修

WES 7700-3:2019 圧力設備の溶接補修 第3部：窓形溶接補修

WES 7700-4:2019 圧力設備の溶接補修 第4部：外面当て板溶接補修

WES 8103 溶接管理技術者認証基準

WES 9801:2025 特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）

API 510:2022, Pressure Vessel Inspection Code:In-Service Inspection, Rating, Repair, and Alteration

API 570:2016, Piping Inspection Code:In-Service Inspection, Rating, Repair, and Alteration of Piping Systems

Addendum 1:2017, Addendum 2:2018, Errata 1:2018

API RP 571:2020, Damage Mechanisms Affecting Fixed Equipment in the Refining Industry

API RP 576:2017, Inspection of Pressure-relieving Devices

API 579-1/ASME FFS-1:2021, Fitness-For-Service

ASME PCC-1:2019, Guidelines for Pressure Boundary Bolted Flange Joint Assembly

ASME PCC-2:2022, Repair of Pressure Equipment and Piping

注記 **API 510:2022**, **API 570:2016**, 及び **ASME PCC-2:2022** には, **API** 又は **ASME** が承認し, 規定の理解に参考となる日本語翻訳版が発行されている。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は, 次によるほか, **JIS B 0190**, **JIS Z 2300**, **JIS Z 3001-1**, **API 510:2022** 及び **API 570:2016** による。

3.1

圧力設備 (pressure equipment)

圧力容器, 配管, 加熱炉管, タンク, 動機械の耐圧部などから構成される設備

注釈 1 圧力容器には, 例えば熱交換器, 反応器, 塔, 槽などを含む。

注釈 2 動機械には, 例えばポンプ, 圧縮機などの回転機械の機器本体を含み, スナッパ, 配管などの附属機器は含まない。

(出典: **WES 7700-1:2019** の一部を変更)

3.2

供用中 (in-service)

圧力設備 (3.1) が設置され, 使用を開始してから廃止されるまでの間の状態

注釈 1 圧力設備 (3.1) の運転状態及び停止状態の両方を含む。

3.3

損傷要因 (damage mechanism)

石油精製設備, 石油化学設備などで発生し, 減肉, きず, 欠陥などの原因となって圧力設備 (3.1) の健全性に影響を及ぼす可能性のある化学的又は機械的な材料の劣化因子

注釈 1 その具体的な項目は, **API RP 571:2020** などによる。

(出典: **API 570:2016**)

3.4

劣化損傷

流体及び材料の組合せ、使用条件などによって発生する割れ、材質変化であり、損傷要因（3.3）のうち減肉以外のもの

3.5

腐食速度 (corrosion rate)

エロージョン、エロージョン・コロージョン、又は環境との化学反応による減肉の速度

注釈 1 減肉速度ともいう。

（出典：API 570:2016 の一部を変更）

3.6

環境助長割れ (environmentally assisted cracking 又は environmental cracking)

引張応力とともに環境との相互作用が原因で発生する材料の割れ

注釈 1 延性的な材料でも顕著な塑性変形を伴うことなく破壊に至る場合がある。特に指定のない限り、API RP 571:2020 による損傷要因のうち、塩化物応力腐食割れ、腐食疲労、アルカリ応力腐食割れ、アンモニア応力腐食割れ、液体金属ぜい化、水素ぜい化、エタノール応力腐食割れ、硫酸塩応力腐食割れ、ポリチオン酸応力腐食割れ、アミン応力腐食割れ、湿潤硫化水素損傷、ニッケル合金のフッ酸応力腐食割れ、カーボネイト応力腐食割れ、及びフッ酸中の水素応力割れを含む応力腐食割れを指す。

（出典：NACE/ASTM G193 の一部を変更）

3.7

水素損傷 (hydrogen damage)

水素の作用によって金属材料に発生する割れなどの損傷

注釈 1 特に指定のない限り、API RP 571:2020 による損傷要因のうち、湿潤硫化水素損傷、高温水素侵食、水素ぜい化及びフッ酸中の水素応力割れを指す。

3.8

総合気密試験

設備の運転停止中に行う気密試験のうち、個々の設備などの耐圧性能が確認され、その周辺の設備も含めた装置内の特定の範囲又は全ての範囲が復旧、接続されて運転開始の工事準備が完了した時点で、対象範囲の気密性能を確認するために行う試験

（出典：JPI-8S-1 の一部を変更）

3.9

運転中気密性能確認試験

設備を開放せず、運転中に気密性能に異常がないかを確認するために行う試験

3.10

供用適性評価 (Fitness for service, FFS)

圧力設備（3.1）の継続的な使用のための健全性判断に用いる減肉、及び／又は劣化損傷（3.4）を評価する工学的な手法

注釈 1 例えば API 579-1/ASME FFS-1:2021 又は WES 2820:2015 に従って評価を行う。

（出典：API 510:2022 の一部を変更）

3.11

内部検査 (internal inspection)

目視及び／又は非破壊検査を用いて圧力設備 (3.1) の耐圧性能に影響する状態を確認するために内側から実施する検査 (3.14)

(出典：API 510:2022)

3.12

外部検査 (external inspection)

目視及び／又は非破壊検査により圧力設備 (3.1) の外側から実施する検査 (3.14) で、耐圧性能に影響する状態、又は支持構造 (はしご、プラットフォーム、サポートなど) の健全性を損なう状態を発見するための検査 (3.14)

注釈 1 設備の運転中又は運転停止中に行うことが可能で、オンストリーム検査 (3.13) と同時に実施する場合もある。

(出典：API 510:2022 の一部を変更)

3.13

オンストリーム検査 (on-stream inspection)

非破壊検査を用いて、圧力設備 (3.1) を開放しない状態で、圧力設備 (3.1) の外側から内部の状態を確認するために実施する検査 (3.14)

注釈 1 継続運転に対する設備の健全性を証明するために行う。

(出典：API 510:2022 の一部を変更)

3.14

検査 (inspection)

検査員 (3.18)、又は検査員 (3.18) によって指名された者が、この規格に沿って行う圧力設備 (3.1) の確認調査

注釈 1 内部検査 (3.11)、外部検査 (3.12) 又はオンストリーム検査 (3.13)、又はその組合せをいう。

3.15

リスクベース検査 (risk-based inspection, RBI)

故障確率と故障影響度との両方を考慮するリスク評価プロセスを含む検査計画方法

注釈 1 この方法は、許容レベルを超えたリスクの管理、内部流体の漏えい故障の低減、及び検査方針の最適化を目的とするものである。

(出典：API 510:2022)

3.16

オーナー／使用者 (owner / user)

圧力設備 (3.1) の運転、エンジニアリング、検査 (3.14)、補修 (3.23)、設計変更 (3.25)、保全、耐圧試験及び再定格 (3.26) を管理する圧力設備 (3.1) のオーナー (所有者) 又は使用者

注釈 1 オーナーオペレータともいう。

3.17

認定検査機関 (authorized inspection agency)

圧力設備 (3.1) のオーナー／使用者 (3.16) のうち、**箇条 4** の要件を満たすオーナー／使用者 (3.16) の自らの装置向けの検査 (3.14) を管理する機関

(出典：API 510:2022 の一部を変更)

3.18**検査員** (inspector)

A.2.11 及び B.2.10 の資格要件を満たし、この規格をもとに圧力設備 (3.1) の検査 (3.14) を行うよう認定検査機関 (3.17) が指定した者

注釈 1 API 510:2022 の 3.1.6 の認定圧力容器検査員 (authorized pressure vessel inspector)、及び API 570:2016 の 3.1.7 の認定配管検査員 (authorized piping inspector) に相当する。

3.19**検査作業員** (examiner)

圧力設備 (3.1) のための非破壊検査を実施する者

(出典：API 510:2022 の一部を変更)

3.20**認定 UT 斜角法検査作業員** (industry qualified UT angle beam examiner)

超音波探傷試験斜角法を実施する検査作業員 (3.19) で、JIS Z 2305 の UT レベル 2 又はレベル 3 の資格を保有し、オーナー／使用者 (3.16) が承認した者

(出典：API 510:2022 の一部を変更)

3.21**エンジニア** (engineer)

圧力設備 (3.1) の技術者で、オーナー／使用者 (3.16) が指定した者

(出典：API 510:2022 の一部を変更)

3.22**腐食専門家** (corrosion specialist)

特定のプロセスの化学物質、損傷要因 (3.3)、金属材料、材料選定、腐食防止策、腐食監視方法及びそれらの機器に対する影響に関して知識及び経験を有し、オーナー／使用者 (3.16) が指定した者

(出典：API 510:2022)

3.23**補修** (repair)

圧力設備 (3.1) を設計条件下で安全な運転に適した状態に復元するために必要な、耐圧部の溶接、切断、又は研削作業を伴う作業

注釈 1 これらの作業のうち、設計温度又は設計圧力を変更するものは、補修ではなく、設計変更 (3.25) に該当する。

(出典：API 510:2022)

3.24**補修機関** (repair organization)

圧力設備 (3.1) のオーナー／使用者 (3.16) が指定した圧力設備 (3.1) の補修 (3.23) を実施する機関

(出典：API 510:2022 の一部を変更)

3.25**設計変更** (alteration)

既存の設計の範囲を超えた、耐圧性能に影響する設計関連部品の構造変更

注釈 1 類似又は同仕様の取替, 既存の寸法以内の補強ノズルの取替, 及び補強不要のノズルの追加は, 設計変更には該当しない。

(出典: API 510:2022)

3.26

再定格 (rerating)

圧力設備 (3.1) の設計温度, 最低設計金属温度又は最高許容圧力 (3.27) の変更を含む設計条件変更

注釈 1 再レーディングともいう。

(出典: API 510:2022)

3.27

最高許容圧力 (maximum allowable working pressure, MAWP)

適用する規格で許容される, 評価温度での最高の運転圧力

(出典: WES 2820:2015)

3.28

常用の圧力

通常の使用状態において当該設備に作用する圧力

注釈 1 圧力が変動する場合にあっては, その変動範囲のうち最高の圧力をいう。

(出典: コンビ則第 2 条第 1 項第 9 号)

3.29

局部腐食 (localized corrosion)

金属の表面の限られた範囲で, 局部的に発生している腐食

(出典: API 510:2022)

3.30

運転変更 (service change 又は change in service)

運転圧力, 運転温度の変更のほか, 内部流体の変更など損傷要因 (3.3) の見直しが必要となる変更

注釈 1 API 510:2022 及び API 570:2016 の service change に相当し, サービス変更ともいう。

(出典: API 510:2022 の一部を変更)

3.31

配管系 (piping system)

通常, ほぼ同じ成分のプロセス流体, 及び／又は使用条件にさらされ, 連結された配管の集合系統

注釈 1 配管系には, 直管部及びエルボ継手, T 継手, ボス継手などの継手部及び配管附属品 [弁 (圧力容器に直結された弁類を含む。), ノズル, ストレーナ, フィルタなどであって特定設備に該当しないもの] 並びにローディングアーム等が含まれる。

注釈 2 配管系には, 配管サポート部材 (スプリング, ハンガ, ガイドなど) も含まれるが, 架構, 垂直ビーム, 及び水平ビーム, 及び基礎などの支持構造物は含まれない。

注釈 3 配管システムともいう。

(出典: API 570:2016 の一部を変更)

3.32

配管サーキット (pipe circuit)

配管系（3.31）の中で、腐食環境、損傷要因（3.3），及び構成材料がほぼ同じ範囲
（出典：API 570:2016 の一部を変更）

3.33

小径配管（small bore piping）

JIS 呼び径が 50 A（2 B）以下の配管及び配管部品

3.34

一次配管（primary process piping）

バルブによって停止不可能，又はバルブによって停止した場合，装置の運転に大きな影響を及ぼすプロセス配管

注釈 1 通常，運転状態の環境にあるもので，一次配管には，小径配管（3.33）及び附属配管は含まれない [二次配管（3.35）についても参照]。

注釈 2 一次プロセス配管ともいう。

（出典：API 570:2016）

3.35

二次配管（secondary process piping）

遮断弁の下流に配置され，プロセス装置の運転に著しく影響を及ぼすことなくバルブによって停止可能なプロセス配管

注釈 1 二次配管は，小径配管（3.33）であることが多い。

注釈 2 二次プロセス配管ともいう。

（出典：API 570:2016）

3.36

合流部（mixing point）

流体の成分，温度などの異なる 2 種類以上の流れが合流する配管部位

（出典：API 570:2016 の一部を変更）

3.37

注入部（injection point）

プロセス本管とは異なる水，蒸気，化学薬品，添加剤などの流体が，プロセス本管の流れに比べて少量で導入される配管部位

（出典：API 570:2016 の一部を変更）

3.38

同じ又は同様の運転（same or similar service）

2 基以上の圧力容器が並列，同等又は同一の運転下に設置され，これらのプロセス条件及び環境条件がそれぞれ 4 年以上一致しており，同じ損傷要因（3.3）及び同等の損傷速度と評価される状態

例 1 並列の運転とは，例えば類似点及び明らかな類似性をもって，同等の構成で並列に接続されたプロセス又はプロセスの一部をいう。

例 2 同一の運転とは，例えば構成，プロセス，運転範囲，材料，環境条件が全て同じであり，予期される劣化特性が同じであるものをいう。

（出典：API 510:2022 の一部を変更）

3.39**状態監視部位**（condition monitoring location, CML）

設備の状態を評価するために、定期的に検査（3.14）を実施する設備の指定した範囲

注釈 1 CML には、予測する損傷要因（3.3）に基づき複数の検査手法を適用する場合がある。

注釈 2 CML は、単一の検査点ではなく、配管のある部分全体を含んだ面などに設定する場合もある。

注釈 3 CML には TML（Thickness Monitoring Location）と呼ばれるものも含まれるが、それらに限定するものではない。

（出典：API 570:2016）

3.40**硬化肉盛溶接**（hard facing 又は hard surfacing）

摩耗に耐えうるように、母材表面に硬い金属層を溶着させる溶接

（出典：JIS Z 3001-1 の 11806）

3.41**ホットタップ**（hot tapping）

運転中の圧力設備（3.1）に分岐管を溶接などで接続する方法

注釈 1 分岐管を接続した箇所に穴を開けるか切断することで圧力設備（3.1）に開口部を設ける。

3.42**プレートライニング**

圧力容器の内側に内部流体による腐食や劣化損傷（3.4）から保護する目的で、溶接される金属板

注釈 1 ストリップライニングともいう。

3.43**ライニング**

圧力容器と一体的に結合されていない保護層を示し、プレートライニング（3.42）、コンクリートライニング、ゴムライニングなどの総称

3.44**ストレングス溶接**（strength weld）

伝熱管長手方向の負荷に耐えるよう強度設計をされた熱交換器の伝熱管と管板をつなぐ溶接

3.45**一時的な補修**

恒久補修までの間、設備が継続使用に適する状態にするための補修（3.23）

（出典：API 510:2022 の一部を変更）

3.46**当て板溶接補修**

圧力容器の内部又は外部に当て板をすみ肉溶接で取り付けの一時的な補修方法であり、すみ肉当て板溶接補修、容器の全周当て板溶接補修、スリーブ溶接補修などの総称

3.47**リスクアセスメント**

リスク特定、リスク分析、及びリスク評価の行程全体のこと

注釈 1 リスク特定の技法は、**JIS Q 31010** による。

(出展： **JIS Q 0073**)

4 資格

高圧ガス保安法の対象設備に対して、この規格を使用して圧力設備の維持管理を行う者は、高圧ガス設備の特定認定高度保安実施者又は特定認定事業者として認定を受けた者でなければならない。また、高圧ガス設備において、この規格を使用する者は、業界団体などが主催する、この規格に基づいた圧力設備の維持管理に関する事例の共有、教育活動、及び技術改善活動に参加し、この規格の理解を深めなければならない。

5 検査

圧力設備の検査に関する事項は、**API 510:2022** 及び **API 570:2016** による。高圧ガス保安法の対象設備の検査をこれらの規格に従って行う場合、その補足事項及び例外事項は、**附属書 A** 及び **附属書 B** による。

6 供用適性評価

圧力設備の供用適性評価に関する事項は、**API 579-1/ASME FFS-1:2021** 又は **WES 2820:2015** のいずれかによる。なお、一つの設備で評価対象となる減肉が複数ある場合には、過去の評価箇所も含めて、全ての減肉をいずれか一方の方法で統一して評価し、両規格を併せて用いてはならない。

供用適性評価を **API 579-1/ASME FFS-1:2021** による場合、その補足事項及び例外事項は **附属書 C** による。供用適性評価を **WES 2820:2015** による場合、その補足事項及び例外事項は **附属書 D** による。

7 補修

7.1 一般

圧力設備の補修に関する事項は、**API 510:2022** 及び **API 570:2016** による。高圧ガス保安法の対象設備の補修をこれらの規格に従って行う場合、その補足事項及び例外事項は、**附属書 A** 及び **附属書 B** による。

圧力設備の補修に関する具体的な方法は、**ASME PCC-2:2022** 又は **WES 7700** 規格群による。なお、同一時期かつ同一箇所の補修において、両規格を併せて用いてはならない。

7.2 溶接補修要領のレビュー

溶接管理技術者を任命し、補修要領のレビュー及び施工結果の確認を行う。なお、溶接管理技術者は **WES 8103** の 1 級資格又は同等以上の能力をもつ者とする。

7.3 溶接補修施工の確認

溶接補修要領に従い、**WES 8103** の 2 級資格又は同等以上の能力をもつ者の指示監督下で実施する。

7.4 検査

適用する基準及び溶接施工要領書に従って溶接前及び溶接後に検査を行い、健全性を確認する。

7.5 気密試験及び耐圧試験

圧力設備の補修に伴う気密試験及び耐圧試験は、それぞれ**箇条 8** 及び**箇条 9** による。

8 気密試験

8.1 気密試験時の漏れ試験方法

8.1.1 一般

気密試験におけるフランジなどの漏えいの懸念がある箇所の漏れ試験の方法は、**JIS Z 2330** による。また、適用する関連規格に基づいて、**8.1.2** 又は **8.1.3** の方法を採用してもよい。

8.1.2 ガス漏えい検知器による方法

ガス漏えい検知器は、**表 1** の性能基準を満足しなければならない。

表 1—ガス漏えい検知器の性能基準

項 目	性能基準
警報設定値	警報設定値は、対象とするガスに応じて次のとおりとする。 — 可燃性ガス又は特定不活性ガスは、爆発下限界の 1/4 以下 — 酸素は 25 % — 毒性ガスは、許容濃度値以下（アンモニア、塩素、その他これらに類する毒性ガスで試験用標準ガスの調製が困難なものは、許容濃度値の 2 倍の値以下）
警報精度	警報精度は、警報設定値に対して次のとおりとする。 — 可燃性ガス又は特定不活性ガスは、±25 %以内 — 酸素用は、±5 %以内 — 毒性ガス用は、±30 %以内
警報遅れ時間	警報設定値のガス濃度の 1.6 倍の濃度のガスを検知部に導入し、30 秒以内に作動しなければならない。ただし、検知警報設備の構造上又は理論上これより遅れる特定のガス（アンモニア、一酸化炭素、その他これらに類するガス）は 1 分以内とする。

8.1.3 ガス漏れ検知用赤外線カメラによる方法

ガス漏れ検知用赤外線カメラは、**表 2** の性能基準を満足しなければならない。

表 2—ガス漏れ検知用赤外線カメラの性能基準

項 目	性能基準
検知対象ガス	メタン、プロパン、ブタンなどの炭化水素系ガス
漏えい検知（可視化）下限	メタンガス（体積分率 99 %以上）については、17 g/h の漏えいを検知（可視化）できなければならない。 さらに、次のいずれか一つのガスの漏えいを確認できなければならない。 — プロパンガス（体積分率 99 %以上）18 g/h の漏えい — ブタンガス（体積分率 99 %以上）5.0 g/h の漏えい
検知（可視化）条件	ガス温度（気温）と背景温度との差が 5 °C 以下、かつ、風速 1 m/s 以下の測定環境条件において、2 m 以上離れた場所から検知（可視化）できなければならない。
検知時間	測定開始から 10 秒以内に検知できなければならない。
記録機能	録画時間 5 分以上を記録として保持できなければならない。

8.2 気密試験の方法

8.2.1 運転中気密性能確認試験

設備運転中の気密性能の確認では、設備の運転中に次のいずれかの方法により、フランジなどの漏れの懸念がある箇所において漏れの確認を行う。

- 8.1.2 に規定するガス漏えい検知器による方法
- 8.1.3 に規定する赤外線検知カメラによる方法
- JIS Z 2329 による発泡漏れ試験方法

8.2.2 総合気密試験

設備の運転開始前に実施する総合気密試験は、次のいずれかの方法による。ただし、認定検査機関により個別に承認された場合には、他の方法を用いてもよい。

- a) **従来法** 設備を窒素又は安全な気体で設計圧力（高压ガス設備にあつては常用の圧力）以上に昇圧させ、フランジなどの漏れの懸念がある箇所において漏れ試験を行って漏れがないことを確認する。漏れ試験の方法は、JIS Z 2329 による。
- b) **段階法** 次に示す実施手順により、漏れがないことを確認する。
 - 1) フランジの締付け作業は、例えば JIS B 2251:2024 又は ASME PCC-1:2019 に準じて行う。
 - 2) フランジの締付け作業完了後、JIS Z 2330 に規定されている漏れ試験方法のうち、発泡漏れ試験又はこれと同等以上の検知性能を有する試験方法を選定して漏れを確認する。発泡漏れ試験の方法は JIS Z 2329、それ以外の試験の方法は JIS Z 2330 の引用規格による。ただし、試験圧力は 105 kPa 又は設計圧力（高压ガス設備にあつては常用の圧力）の 25 % の小さい方の圧力以上とし、かつ、脆性破壊防止の観点から設計圧力の 35 % を超えない範囲とする。
 - 3) この段階でフランジ接続部などに漏えいを確認した場合、内部圧力を試験圧力の 50 % まで低下させ、フランジ接続部などの増締めを実施した上で、再度、b) の 2) に規定する試験を実施する。
 - 4) 試験に合格後、実流体を導入して設備の圧力を上昇させ、内部圧力が運転圧力の 10 % に到達した段階、又は可能な限り低圧で 1 分以上保持し、8.1.2、8.1.3 又は JIS Z 2329 で規定する漏れ試験方法のいずれかで異常がないことを確認する。その後、段階的に運転圧力の 100 % に至るまで、同様の手順を繰り返し、漏れがないことを確認する。

8.2.3 補修に伴う気密試験

補修に伴い実施する気密試験では、JIS Z 2330 に規定されている漏れ試験方法のうち、発泡漏れ試験又はこれと同等以上の検知性能を有する試験を選定して、フランジなどの漏れの懸念がある箇所において漏れがないことを確認する。ただし、認定検査機関により個別に承認された場合には、他の方法を用いてもよい。漏れ試験の方法は、JIS Z 2330 の引用規格（例えば、発泡漏れ試験は、JIS Z 2329 など）による。

9 耐圧試験

9.1 一般

9.1.1 耐圧試験の実施

耐圧部材に対する溶接補修を行った場合、9.2 に該当する場合を除いて耐圧試験を実施しなければなら

ない。なお、耐圧部材に対する溶接補修とは、耐圧部材に非耐圧部材を溶接する場合を含む。

9.1.2 耐圧試験圧力

耐圧試験の試験圧力は、適用法規又は設計規格に定められた圧力以上とする。

9.1.3 耐圧試験方法

設計規格又は ASME PCC-2:2022 の Article 501 による。

9.1.4 耐圧試験時の耐震性確保

液体を使用した耐圧試験の実施においては、耐圧試験時重量に対して法令で要求される耐震性能を満足する。耐震性能を満足しない場合、当該施設が万一地震で倒壊しても、二次的に周辺施設に危害が生じないような安全措置を講じなければならない。

9.2 耐圧試験の免除

当て板溶接補修以外の、表 3 の基準を満足する溶接補修は耐圧試験を免除してもよい。ただし、認定検査機関が個別に要求した場合には、耐圧試験を実施する。

表 3—耐圧試験が免除される溶接補修の要求事項（当て板溶接補修は除く。）

項 目	性能基準
溶接補修の程度	ASME PCC-2:2022 の Article 502-2 に規定する範囲で、次のいずれかの条件を満たす場合とする。 a) 耐圧部材を貫通していない溶接又はろう付 b) 漏れ止め溶接（シール溶接ともいう。） c) クラッド（プレートライニング、耐食肉盛など）の施工又はその補修 d) 硬化肉盛溶接 e) フランジシート面の補修溶接で、フランジの厚さの 50 %未満の深さの溶接 f) 伝熱管—管板のストレングス溶接で、1 回の運転期間後の伝熱管取替本数が総伝熱管本数の 10 %未満 g) 熱交換器、蒸気発生器及びボイラの伝熱管のプラグ打設、又はスリーブ施工

附属書 A (規定)

API 510 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項

A.1 一般

API 510:2022 を高圧ガス保安法の対象設備に適用する場合、この附属書は、**箇条 5**（検査）及び**箇条 7**（補修）の補足事項及び例外事項を規定する。

API 規格の引用文章のうち、（要求事項）と記載された規程は、原文に“shall”又は“shall not”を用いて表記された規程であり、それぞれ要求又は禁止を意味する。（推奨事項）と表記されたものは、原文に“should”又は“should not”を用いて表記された規程であり、それぞれ推奨又は緩い禁止を意味する。

A.2 補足事項及び例外事項

A.2.1 API 510 の適用範囲

A.2.1.1 一般用途

API 510:2022 の適用範囲のうち、一般用途は、API 510:2022 の 1.1 による。ただし、次の事項は読み替える。

- a) 対象範囲（API 510:2022 の 1.1.1）は、高圧ガス保安法 特定設備検査規則に基づいて設計製作された圧力容器、及び特定設備検査規則の制定前に設置された設備であるが、現在の特設設備検査規則に照らして同等の設備についても、対象範囲とする。
- b) 意図（API 510:2022 の 1.1.2）のうち、検査員の要件である API 510:2022 の Annex B に基づく資格取得は、移行措置として 2029 年までの間はオーナー／使用者が個別に定めた要件をもって代替してもよい。

A.2.1.2 特定用途

API 510:2022 の適用範囲のうち、特定用途は API 510:2022 の 1.2 による。

A.2.2 API 510 の引用規格

API 510:2022 に規定された引用規格（API 510:2022 の**箇条 2**）について、相当国内規格への読替え及び高圧ガス設備への適用は、**表 A.1** のとおりとする。**表 A.1** に記載のない API 510:2022 の引用規格については、そのまま引用する。

表 A.1—API 510:2022 引用規格の国内対応

API 510:2022 引用規格 ^{a)}	国内適用指針
API 510, Inspector Certification Examination Body of Knowledge	オーナー／使用者により別途定めることとして読み替える（2029 年までの経過措置）。
API 579-1/ASME FFS-1, Fitness-For-Service	この規格の 箇条 6 に関する事項は、 WES 2820 に読み替えてもよい。ただし、当て板溶接補修に関する規定（ ASME PCC-2 の Article 206 及び Article 212 ）は読み替えてはならない。ただし、一つの設備で評価対象となる減肉が複数ある場合には、過去の評価箇所も含めて、全ての減肉をいずれか一方の方法で統一して評価し、両規格を併せて用いてはならない。
API RP 580, Risk-Based Inspection	適用対象外とする。
API RP 581, Risk-Based Inspection Methodology	適用対象外とする。
API RP 2201, Safe Hot Tapping Practices in the Petroleum and Petrochemical Industries	適用対象外とする。
ASME PCC-2, Repair of Pressure Equipment and Piping	この規格の 箇条 7 に関する事項は、 WES 7700 規格群に読み替えてもよい。ただし、当て板溶接補修に関する規定（ ASME PCC-2 の Article 206 及び Article 212 ）は読み替えてはならない。また、同一時期かつ同一箇所の補修において、 ASME PCC-2 及び WES 7700 規格群の両規格を併せて用いてはならない。
ASME Boiler and Pressure Vessel Code, Section II, Materials ASME Boiler and Pressure Vessel Code, Section V, Nondestructive Examination ASME Boiler and Pressure Vessel Code, Section VIII, Rules for Construction of Pressure Vessels; Division 1 ASME Boiler and Pressure Vessel Code, Section VIII, Rules for Construction of Pressure Vessels; Division 2: Alternative Rules ASME Boiler and Pressure Vessel Code, Section IX, Welding and Brazing Qualifications	対象設備の設計製作時の規格又は適用法規の該当基準に読み替える。
ASNT CP-189, Standard for Qualification and Certification of Nondestructive Testing Personnel	JIS Z 2305 に読み替える。
ASNT SNT-TC-1A, Personnel Qualification and Certification in Nondestructive Testing	JIS Z 2305 に読み替える。
注 ^{a)} RP : Recommended Practice	

A.2.3 用語、定義及び略語

用語、定義及び略語（**API 510:2022** の**箇条 3**）は、この規格の**箇条 3**による。

A.2.4 オーナ／使用者の検査機関

A.2.4.1 オーナ／使用者の責務

オーナー／使用者の責務は、**API 510:2022** の**4.1**による。

A.2.4.2 エンジニア

エンジニアの要件は、API 510:2022 の 4.2 による。

A.2.4.3 補修機関

補修機関の要件は、API 510:2022 の 4.3 による。

A.2.4.4 検査員

圧力容器の検査員の要件は、API 510:2022 の 4.4 による。ただし、API 510:2022 の Annex B に基づく資格取得は、移行措置として 2029 年までの間は、オーナー／使用者が個別に定めた要件をもって代替してもよい。

A.2.4.5 検査作業員

検査作業員の要件は、API 510:2022 の 4.5 による。

A.2.4.6 その他の人員

その他の人員の要件は、API 510:2022 の 4.6 による。

A.2.4.7 検査機関の監査

検査機関の監査は、API 510:2022 の 4.7 によるほか、高圧ガス保安法に基づく事業所による内部監査で代替してもよい。

A.2.5 検査・調査・耐圧試験の手順

A.2.5.1 検査計画

検査計画（検査計画の作成、内容など）は、API 510:2022 の 5.1 による。

A.2.5.2 リスクベース検査

リスクベース検査（API 510:2022 の 5.2）は、適用対象外とする。

A.2.5.3 検査の準備

検査の準備（安全準備、記録準備など）は、API 510:2022 の 5.3 による。

A.2.5.4 種々の損傷要因及び故障形態に対する検査

種々の損傷要因と故障形態に対する検査は、API 510:2022 の 5.4 による。

A.2.5.5 圧力容器の検査及び監視の種類

圧力容器の検査及び監視の種類（内部検査、外部検査、オンストリーム検査、肉厚測定、保温材下腐食検査など）は、API 510:2022 の 5.5 による。

A.2.5.6 状態監視部位（CML）

CML に関する事項（CML の監視方法、CML の設定方法など）は、API 510:2022 の 5.6 による。

A.2.5.7 状態監視の方法

状態監視の方法（監視方法の種類，選択方法など）は，API 510:2022 の 5.7 による。

A.2.5.8 耐圧試験

耐圧試験に関する事項（実施時期，試験圧力，事前準備，水圧及び気圧試験の配慮事項，非破壊検査による代替など）は，API 510:2022 の 5.8 による。ただし，API 510:2022 の 5.8.5.1 は，表 A.2 のとおり読み替える。

表 A.2—API 510:2022 の 5.8.5.1 の読替え

対象箇条	規定 ^{a)}
API 510:2022 5.8.5.1	水圧試験を適用する前に，支持構造及び基礎設計を確認し，KHKS 0861:2018 又は KHKS 0862:2018 で要求される耐震性能を満足する（要求事項）。満足しない場合，補強を行わなければならない（要求事項）。水圧試験の最大圧力が加わる可能性のある計器とその他部品は，指定の耐圧試験用に設計されていなければならない（要求事項）。指定の耐圧試験用に設計されていない場合，試験から除外しなければならない（要求事項）。
注 ^{a)} 読替え箇所を下線部で示す。	

A.2.5.9 材料の検証及びトレーサビリティ

材料の検証及びトレーサビリティは，API 510:2022 の 5.9 による。

A.2.5.10 供用中の溶接部の検査

供用中の溶接部の検査（検査の対象，方法など）は，API 510:2022 の 5.10 による。ただし，API 510:2022 の 5.10.3 は，表 A.3 のとおり読み替える。

表 A.3—API 510:2022 の 5.10.3 の読替え

対象箇条	規定 ^{a)}
API 510:2022 5.10.3	割れ状のきず，環境助長割れ，及び溶接部の選択腐食は，検査員のほか，エンジニア又は腐食専門家が評価しなければならない（要求事項）。 <u>きずは，製作時の検査合格基準により評価する。</u>
注 ^{a)} 読替え箇所を下線部で示す。	

A.2.5.11 フランジ継手の検査及び補修

フランジ継手の検査及び補修は，API 510:2022 の 5.11 による。

A.2.5.12 多管式熱交換器の検査

多管式熱交換器の検査は，API 510:2022 の 5.12 による。

A.2.6 検査の周期/頻度及び範囲

A.2.6.1 一般

検査の周期，頻度及び範囲に関する一般事項（適用規格，承認方法，材料，設計の配慮事項など）は，API 510:2022 の 6.1 による。

A.2.6.2 設置時及び運転変更時の検査

設置時及び運転変更時の検査周期，頻度及び範囲は，API 510:2022 の 6.2 による。

A.2.6.3 リスクベース検査 (RBI)

リスクベース検査 (API 510:2022 の 6.3) は、適用対象外とする。

A.2.6.4 外部検査

外部検査の周期、頻度及び範囲は、API 510:2022 の 6.4 による

A.2.6.5 内部検査、オンストリーム検査、肉厚測定検査

内部検査、オンストリーム検査及び肉厚測定検査の周期、頻度及び範囲は、API 510:2022 の 6.5 による。ただし、次の a) 及び b) の読替え及び補足に従う。

- a) 内部検査、オンストリーム検査及び肉厚測定検査の周期は、API 510:2022 の 6.5.1 による。ただし、API 510:2022 の 6.5.1.1 及び 6.5.1.5 は、それぞれ表 A.4 及び表 A.5 の読替え及び補足に従う。

表 A.4—API 510:2022 の 6.5.1.1 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 6.5.1.1	内部検査又はオンストリーム検査の周期は圧力容器の余寿命の半分又は <u>12 年の短い方</u> を超えない周期としなければならない (要求事項)。ただし、余寿命が 4 年未満の場合、次のうち短い方とする。 — 余寿命と同じ期間 — 2 年 検査員又はエンジニアは、オーナー/使用者の品質保証 (QA) システムに従って周期を設定する。内部検査の代わりにオンストリーム検査を実施する場合、その要件については、<u>この規格の表 A.6</u> を参照する。
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

表 A.5—API 510:2022 の 6.5.1.5 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 6.5.1.5	<u>A.2.7.3 に従って各圧力容器部品の MAWP を推定し、検査周期を設定する方法がある。この方法では、仮設定した検査周期、及びその周期による次回検査までの期間に推定される減肉量から、次回検査時点における MAWP を推定する。推定した MAWP が、次のいずれかの値よりも高い場合に、仮設定した検査周期を適用してよい。</u> — <u>高圧ガス設備</u> 常用の圧力 — <u>ASME 規格による設備</u> 銘板に記載された MAWP に静水圧を加えた値、又は再定格した MAWP に静水圧を加えた値 <u>この方法を使う場合の最長検査周期は 12 年とする。</u>
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

- b) 内部検査の代わりにオンストリーム検査は、API 510:2022 の 6.5.2 による。ただし、API 510:2022 の 6.5.2.1 は、表 A.6 の読替え及び補足に従う。

表 A.6—API 510:2022 の 6.5.2.1 の読替え及び補足

対象箇条	規定 ^{a)}
API 510:2022 6.5.2.1	次の状況においては、検査員の承認で、内部検査の代わりにオンストリーム検査を行ってもよい。 a) サイズ又は構造により、内部検査のための容器への立入りが不可能な場合 b) 内部検査のための容器への立入りが物理的に可能であっても、以下の全ての条件を満足する場合 1) 圧力容器の腐食速度が 0.125 mm/y 未満であることを把握している。 2) 圧力容器の余寿命が 12 年を超えている。 3) 微量成分の影響を含めて、内容物の腐食性が少なくとも 4 年以上ほぼ同じである。 4) 外部検査において疑わしい状態を発見していない。 5) 運転温度が、<u>API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Table 4.1 に示されている圧力容器材料のクリープ下限温度を超えない。</u> 6) 圧力容器が、取り扱う流体に起因した環境助長割れ又は水素損傷の対象ではない。 7) 圧力容器が、プレートライニングなど、一体的に結合されていないライニングを有さない。
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

c) 同じ及び同様の運転の機器（API 510:2022 の 6.5.3）の代表検査は、表 A.7 の読替え及び補足に従う。

表 A.7—API 510:2022 の 6.5.3 の読替え及び補足

対象箇条	規定 ^{a)}
API 510:2022 6.5.3	<u>同じ又は同様の運転下の圧力容器群において、ある圧力容器に内部検査が行われた場合、その検査結果を群の代表として扱い、同じ群の他の圧力容器に対して、表 A.6 に基づく内部検査のオンストリーム検査による代替の判断を行ってよい。</u> <u>ただし、検査結果を群の代表として扱うには、次の a)～c)を満足しなければならない。</u>なお、群の中で最も状態が悪いものを代表として扱うことが望ましい： a) 2 基以上の圧力容器が直列に接続されている場合には、群の中間点で、容器の健全性に影響する可能性のある腐食性物質が導入されない又は生成しない。 b) 群のあらゆる場所の運転条件が同じであり、同じ損傷要因及び同等の腐食速度と評価される。 c) 腐食経歴が十分に蓄積されている。 <u>同じ又は同様の運転の規定を適用する範囲及び検査対象基数を検討する際に、リスク評価又は RBI 分析が有効な場合がある。</u> ただし、環境助長割れ又は水素損傷の対象の圧力容器には、内部検査のオンストリーム検査による代替を行ってはならない。
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

A.2.6.6 圧力逃がし装置

圧力逃がし装置の検査の周期/頻度及び範囲は API 510:2022 の 6.6 による。ただし、6.6.3.2 は表 A.8 の読替えに従う。

表 A.8—API 510:2022 の 6.6.3.2 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 6.6.3.2	<u>圧力逃がし装置は 1 年に 1 回、目視検査を行い、外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを確認する。圧力逃がし装置の作動試験及び分解検査の周期は、次に示す a)又は b)を超えてはならない（要求事項）。また、破裂板については、作動試験ができないため、次に示す a)又は b)を超えない周期で取替を行う（要求事項）。</u> a) 一般的なプロセス運転下の場合 4 年 b) 実績により汚れがなく、かつ、腐食性がないことが確認されている運転下の場合 8 年
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

A.2.6.7 検査、試験及び調査の延期

検査、試験及び調査の延期は、API 510:2022 の 6.7 による。

A.2.6.8 検査結果による補修推奨期日の延期

検査結果による補修推奨期日の延期は、API 510:2022 の 6.8 による。

A.2.6.9 検査結果による補修推奨

検査結果による補修推奨は、API 510:2022 の 6.9 による。

A.2.7 検査データの評価、分析及び記録

A.2.7.1 腐食速度の決定

腐食速度の決定の方法は、API 510:2022 の 7.1 による。ただし、既存の圧力容器 (API 510:2022 の 7.1.1.1)、及び新規設置の圧力容器又はサービス変更 (API 510:2022 の 7.1.2) に関する事項は、それぞれ表 A.9 及び表 A.10 の読替え及び補足に従う。

表 A.9—API 510:2022 の 7.1.1.1 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 7.1.1.1	減肉の損傷要因に対する腐食速度は、2 回の肉厚測定値の差を、それらの測定時期の間隔で割ることで算定する。短期腐食速度は、直近 2 回の肉厚測定値によって算定する。長期腐食速度は、直近の測定値及びその機器の初期の測定値から算定する。<u>3 回以上の肉厚測定値を使用して、最小二乗法による腐食速度を算定してもよい。短期腐食速度 (ST) 及び長期腐食速度 (LT) の算定は、それぞれ式(3)及び式(4)による (要求事項)。</u> $\text{長期腐食速度(LT)} = \frac{t_{\text{initial}} - t_{\text{actual}}}{t_{\text{initial}} \text{と} t_{\text{actual}} \text{の間の期間}} \quad (3)$ $\text{短期腐食速度(ST)} = \frac{t_{\text{previous}} - t_{\text{actual}}}{t_{\text{previous}} \text{と} t_{\text{actual}} \text{の間の期間}} \quad (4)$ <u>最小二乗法による腐食速度 (R_{LSM}) の算定は、次の式による (要求事項)。</u> $\text{最小二乗法による腐食速度}(R_{\text{LSM}}) = \frac{n \sum_{k=1}^n y_k t_k - \sum_{k=1}^n y_k \sum_{k=1}^n t_k}{n \sum_{k=1}^n y_k^2 - \left(\sum_{k=1}^n y_k \right)^2}$ ここで、 t_{initial} : 初期肉厚 (mm) 製造初期の肉厚値、又は新たな腐食速度環境での初期肉厚 t_{actual} : 直近の検査で測定した肉厚 (mm) t_{previous} : 前回の検査で測定した肉厚 (mm) k : 1 から n までの順位数 (整数) n : 測定回数 (3 以上) y_k : k 回目の検査時における使用期間 (y) t_k : k 回目の肉厚測定値 (mm) 注記 1 t_{actual} は、t_{initial} 又は t_{previous} と同一箇所 で測定した値とする。 注記 2 t_k は、全て同一箇所 で測定した値とする。 注記 3 腐食速度の単位は、(mm/y) とする。
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

表 A.10—API 510:2022 の 7.1.2 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 7.1.2	新規の圧力容器、又は運転変更があった圧力容器については、次のいずれかの方法を使って推定腐食速度を決定しなければならない。この推定腐食速度から余寿命及び検査周期を推定してよい。 a) 同じ又は同様の運転下の圧力容器からオーナー／使用者が収集したデータを使って推定した腐食速度 b) 機器に適切に設置した超音波センサで測定した肉厚データから算定した腐食速度 c) 同じ又は同様の運転下の圧力容器の公表データから推定した腐食速度 a) から c) の腐食速度が不確実な場合、腐食速度の予想外の加速が起こらないことを確認するために、供用 6 か月後に、肉厚測定によるオンストリームでの減肉速度の評価を検査計画に含めなければならない。<u>計測誤差が影響する可能性があるため、6 か月という短い間隔の測定では、信頼性の高い腐食速度の評価が不可能な場合もあるが、この測定データは、信頼性の高い腐食速度が設定されるまでの間、余寿命の算定に利用してもよい。</u>
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

A.2.7.2 余寿命の算定

余寿命の算定は、API 510:2022 の 7.2 による。ただし、API 510:2022 の 7.2.1 及び 7.2.2 は、それぞれ表 A.11 及び表 A.12 のとおり読み替える。

表 A.11—API 510:2022 の 7.2.1 の読替え

対象箇条	規定 ^{a)}
API 510:2022 7.2.1	圧力容器の余寿命は、次に示す式(5)から算定する（要求事項）。ただし、供用適性評価を適用する場合の余寿命は、将来腐れ代を求めるために想定した期間とする。 $\text{余寿命} = \frac{t_{\text{actual}} - t_{\text{required}}}{\text{腐食速度}} \quad (5)$ ここで、 t_{actual} : 直近の検査で測定した肉厚 (mm) t_{required} : 対象部材の必要肉厚 (mm) 注記 1 必要肉厚は対象設備の製作時の設計式（例えば、圧力及び構造による設計式）により算定され、腐れ代は含まない。 注記 2 多管円筒形熱交換器の伝熱管の必要肉厚は、附属書 E により算定してもよい。 腐食速度は、長期腐食速度 (LT)、及び短期腐食速度 (ST) のうち、腐食環境変化などの考察を踏まえて、適切な方を選定しなければならない。適切な判断根拠がない場合、安全側の評価となるよう、LT 又は ST のうち大きい方の腐食速度を用いる。検査員が適切と判断した場合、これらに代えて最小二乗法による腐食速度 (R_{LSM}) を採用してもよい。
注 ^{a)} 読替え箇所を下線部で示す。	

表 A.12—API 510:2022 の 7.2.2 の読替え

対象箇条	規定 ^{a)}
API 510:2022 7.2.2	圧力容器の各部位の腐食速度と余寿命の算定に用いる<u>最小二乗法による腐食速度</u>は、内部検査の周期を決定する目的や内部検査の代わりにオンストリーム検査を行うための評価（表 A.6 参照）に適用してもよい。<u>ただし、最小二乗法による検討が、圧力容器の実際の状態を反映しているか、注意を払うことが望ましい（推奨事項）。分析に用いたデータは、保管しなければならない（要求事項）。</u>
注 ^{a)} 読替え箇所を下線部で示す。	

A.2.7.3 最高許容圧力 (MAWP) の決定

MAWP の決定は、API 510:2022 の 7.3 による。

A.2.7.4 腐食範囲の分析評価

腐食範囲の分析評価（供用適性評価による減肉評価、孔食評価、代替評価方法、継手効率の調整、容器ヘッドの腐食範囲の評価など）は、API 510:2022 の 7.4 による。ただし、API 510:2022 の 7.4.2、7.4.3 及び 7.4.4 は、次の a)、b)、及び c) の補足及び読替えに従う。

a) 局部腐食範囲の評価（API 510:2022）の 7.4.2 は、表 A.13 のとおり読み替える。

表 A.13—API 510:2022 の 7.4.2 の読替え

対象箇条	規定 ^{a)}
API 510:2022 7.4.2	局部減肉の評価は、<u>API 579-1/ASME FFS-1:2021 又は WES 2820:2015 による。</u>なお、一つの設備で評価対象となる減肉が複数ある場合には、過去の評価箇所も含めて全ての減肉をいずれか一方の方法で統一して評価し、両規格を併せて用いてはならない。高圧ガス設備の評価にこれらの方法を使用する場合の補足及び例外事項は、API 579-1/ASME FFS-1:2021 については附属書 C、又は WES 2820:2015 については附属書 D による。
注 ^{a)} 読替え箇所を下線部で示す。	

- b) 孔食の評価（API 510:2022 の 7.4.3）は、適用対象外とする。
- c) 減肉の代替評価方法（API 510:2022 の 7.4.4）は、表 A.14 のとおり読み替える。

表 A.14—API 510:2022 の 7.4.4 の読替え

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 7.4.4	全面減肉及び局部減肉については、 <u>API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 4 又は Part 5 若しくは WES 2820:2015 を適用してもよい。</u> なお、一つの設備で評価対象となる減肉が複数ある場合には、過去の評価箇所も含めて全ての減肉をいずれか一方の方法で統一して評価し、両規格を併せて用いてはならない。高圧ガス設備の評価にこれらの方法を使用する場合の補足及び例外事項は、 <u>API 579-1/ASME FFS-1:2021 については附属書 C、又は WES 2820:2015 については附属書 D による。</u>
注 ^{a)} 読替え箇所を下線部で示す。	

A.2.7.5 供用適性評価

供用適性評価（API 510:2022 の 7.5）は、表 A.15 のとおり読み替える。さらに、供用適性評価の適用範囲は箇条 6 による。

表 A.15—API 510:2022 の 7.5 の読替え

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 7.5.	荷重 [圧力及び他の荷重（例えば API 579-1/ASME FFS-1:2021 に記載された、重量、風などの荷重）] の支持能力に影響しうる損傷が見つかった耐圧部については、使用継続が可能であるか評価しなければならない。供用適性評価を、この評価に適用してもよい。 <u>供用適性評価は API 579-1/ASME FFS-1:2021 又は WES 2820:2015 の方法による。</u> なお、一つの設備で評価対象となる減肉が複数ある場合には、過去の評価箇所も含めて全ての減肉をいずれか一方の方法で統一して評価し、両規格を併せて用いてはならない。高圧ガス設備の評価にこれらの方法を使用する場合には、 <u>API 579-1/ASME FFS-1:2021 については附属書 C、又は WES 2820:2015 については附属書 D による。</u>
注 ^{a)} 読替え箇所を下線部で示す。	

A.2.7.6 必要肉厚の決定

必要肉厚の決定は、API 510:2022 の 7.6 による。

A.2.7.7 最小限の文書記録を有する既存設備の評価

銘板がない機器の評価、設計記録のない機器の評価など、最小限の文書記録を有する既存設備の評価は、API 510:2022 の 7.7 による。

A.2.7.8 報告書及び記録

報告書及び記録（構造設計の記録、検査経歴、補修及び設計変更の記録、供用適性評価の記録など）は、API 510:2022 の 7.8 による。

A.2.8 圧力容器及び圧力逃がし装置の補修、設計変更及び再定格

A.2.8.1 補修及び設計変更

補修及び設計変更（一般事項、承認方法、設計、材料及び欠陥補修の配慮事項など）は、API 510:2022 の 8.1 による。A.2.8.2 を除き、箇条 7 に従って、ASME PCC-2 を WES 7700 規格群に読み替えて用いてもよい。

A.2.8.2 一時的な補修

一時的な補修は、API 510:2022 の 8.2 による。ただし、次の a)～c)の補足及び読替えに従う。

- a) 圧力容器の一時的な補修に関する一般事項 (API 510:2022 の 8.2.1) は、表 A.16 のとおり読み替える。

表 A.16—API 510:2022 の 8.2.1 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 8.2.1	圧力容器への一時的な補修は、それによって圧力容器が、恒久的な補修が行われるまでの間、継続使用に適する状態になることを検査員及びエンジニアが承認した場合に実施してよい。<u>一時的な補修については、次の保全の機会までに、適切な恒久的補修又は取替を実施しなくてはならない (要求事項)。</u>一時的な補修の文書記録には、次の a)～c)の情報を含むことが望ましい (推奨事項)。 a) 補修箇所 b) 補修仕様の詳細 (構成材料、厚さ、溶接サイズ、実施される非破壊検査など) c) 恒久補修又は取替までの間、容器が供用に適することを証明する検討の詳細 d) 今後の検査の要件 e) 恒久的な補修を行う期日 恒久的な補修が完成するまでの間、検査計画には、一時的な補修の健全性の監視を含めなければならない (要求事項)。<u>なお、リークボックス溶接補修 (ASME PCC-2 の Article 204) 及びメカニカルクランプ補修 (ASME PCC-2 の Article 306) は適用対象外とする。</u>
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

- b) すみ肉溶接当て板は API 510:2022 の 8.2.2 による。ただし、8.2.2.2 及び 8.2.2.3 は、それぞれ表 A.17 及び表 A.18 のとおり読み替える。なお、割れの補修には使用してはならない。

表 A.17—API 510:2022 の 8.2.2.2 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 8.2.2.2	すみ肉溶接当て板は、特に溶接継手効率に関連して、次の a)～c)の特別な設計上の考慮が必要である。 a) すみ肉溶接当て板は、シェル、ヘッド、及びヘッドの内面又は外面に適用してよい。オンストリーム状態での検査を容易にするために、外表面に設置するのが望ましい。 b) すみ肉溶接当て板は、各部品の膜ひずみを吸収するように、適用構造規格の規定に従って 1) 及び 2)を満足するよう設計しなければならない (要求事項)。 1) 容器部品や当て板において、許容膜応力を超えない。 2) <u>すみ肉溶接部で許容応力を超えるような応力を生じない。</u> c) すみ肉溶接の設計に、ASME PCC-2 の Article 212 を適用してもよい。
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

表 A.18—API 510:2022 の 8.2.2.3 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 8.2.2.3	すみ肉溶接当て板は、適用構造規格によって認められた開口部の補強を除いて、既存のすみ肉溶接当て板の上に重ねて設置してはならない（要求事項）。既存のすみ肉溶接当て板に隣接してすみ肉溶接当て板を設置する場合、すみ肉溶接止端の間の距離は<u>次の距離を下回ってはならない（要求事項）</u>。 $d_v = 4\sqrt{Rt_v} \quad (7)$ ここで、 d_v : 対象のすみ肉溶接と隣接するすみ肉溶接の止端の間の最小距離 (mm) R : すみ肉溶接箇所の実際の内半径 (mm) t_v : すみ肉溶接箇所の容器の実際の肉厚 (mm)
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

c) 全周当て板溶接補修（API 510:2022 の 8.2.3）は、表 A.19 のとおり読み替える。

表 A.19—API 510:2022 の 8.2.3 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 8.2.3	<u>容器胴に対する全周当て板溶接補修は、次のa)～i)の要件を満足する場合、検討してもよい。</u> a) 設計がエンジニア及び検査員によって承認され文書化されている。 b) <u>補修対象の損傷が割れではない（要求事項）。</u> c) 全周当て板は、容器の設計圧力を保持するよう設計されている。 d) 全周当て板の長手溶接は、全て完全溶込み突合せ溶接であり、適用規格に準じて設計継手効率を設定し、検査している。 e) 全周当て板及び容器母材を接合するすみ肉周溶接は、継手効率 0.45 として長手方向の荷重を伝達するよう設計されている。偏心の影響が顕著な場合、容器母材に対する全周当て板の偏心の影響を、全周当て板溶接寸法に考慮しなければならない（要求事項）。 f) 全ての取付溶接継手に対して、適切な表面検査を実施しなければならない（要求事項）。 g) 該当する場合は、容器母材と全周当て板との熱膨張差に起因する疲労など、取付溶接部の疲労を考慮することが望ましい（推奨事項）。 h) 全周当て板の材料及び溶接金属は、設計条件における内部流体との接触に適した材料であり、全周当て板に適切な腐れ代を設けている。 i) 補修の原因となった損傷要因を考慮し、補修部に対する追加監視及び今後の検査の必要性を判断しなければならない（要求事項）。 <u>ノズルに対する全周当て板溶接補修については、ASME PCC-2のArticle 206に規定された配管の全周当て板溶接補修（スリーブ補修）を参照する。ただし、ASME PCC-2のArticle 206-1.1.1（タイプAスリーブ）は適用対象外とする。</u>
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

d) 非貫通ノズル補修（API 510:2022 の 8.2.4）及び非金属コンポジットラップ補修（API 510:2022 の 8.2.5）は、適用対象外とする。

A.2.8.3 恒久的な補修

恒久的な補修（補修方法、配慮事項など）は、API 510:2022 の 8.3 による。ただし、**箇条 7** に従い、ASME PCC-2 を WES 7700 規格群に読み替えて用いてもよい。

A.2.8.4 溶接及びホットタツプ

溶接に関する事項（溶接方法、品質管理方法など）は、API 510:2022 の 8.4 による。ただし、ホットタツプは適用対象外とする。また、**箇条 7** に従い、ASME PCC-2 を WES 7700 規格群に読み替えて用いてもよい。

A.2.8.5 PWHT

PWHTに関する事項（PWHT方法など）は、API 510:2022 の 8.5 による。ただし、**箇条 7**に従い、ASME PCC-2 を WES 7700 規格群に読み替えて用いてもよい。

A.2.8.6 PWHT の代替方法

PWHT の代替方法は、API 510:2022 の 8.6 による。ただし、**箇条 7**に従い、ASME PCC-2 を WES 7700 規格群に読み替えて用いてもよい。

A.2.8.7 溶接部の非破壊検査

溶接部の非破壊検査は、API 510:2022 の 8.7 による。

A.2.8.8 ぜい性破壊を生じるおそれのある圧力容器の溶接検査

ぜい性破壊を生じるおそれのある圧力容器の溶接検査は、API 510:2022 の 8.8 による。

A.2.8.9 再定格

再定格（再定格の方法、配慮事項など）は、API 510:2022 の 8.9 による。

A.2.9 採掘及び生産に用いられる圧力容器への代替規則

採掘及び生産に用いられる圧力容器への代替規則（API 510:2022 の**箇条 9**）は、適用対象外とする。

A.2.10 規格の免除範囲

規格の免除範囲は、オーナー／使用者が指定し、例えば、API 510:2022 の Annex A を参照する。

A.2.11 検査員の認証

認定圧力容器検査員の認証（API 510:2022 の Annex B）の資格は、移行措置として、2029 年までの間はオーナー／使用者が個別に定めた要件をもって代替する。

附属書 B (規定)

API 570 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項

B.1 一般

API 570:2016, API 570 Addendum 1:2017, API 570 Addendum 2:2018 及び Errata 1:2018 を高圧ガス保安法の対象設備に適用する場合, この附属書は, 箇条 5 (検査) 及び箇条 7 (補修) の補足事項及び例外事項を規定する。

API 規格の引用文章のうち, (要求事項) と記載された文章は, 原文に “shall” 又は “shall not” を用いて表記された規程であり, それぞれ要求又は禁止を意味する。(推奨事項) と表記された文章は, 原文に “should” 又は “should not” を用いて表記された規程であり, それぞれ推奨又は緩い禁止を意味する。

B.2 補足事項及び例外事項

B.2.1 API 570 の適用範囲

B.2.1.1 一般用途

API 570:2016 の適用範囲のうち, 一般用途は API 570:2016 の 1.1 による。ただし, a) 及び b) は, 次のとおり読み替える。

- a) 対象範囲 (API 570:2016 の 1.1.1) については, 高圧ガス保安法コンビナート等保安規則に基づいて設計製作された配管も対象範囲とする。
- b) 意図 (API 570:2016 の 1.1.2) のうち, 配管の検査員の要件である API 570:2016 の Annex A に基づく資格取得は, 移行措置として 2029 年までの間はオーナー/使用者が個別に定めた要件をもって代替してもよい。

B.2.1.2 特定用途

適用範囲のうち, 特定用途は API 570:2016 の 1.2 による。

B.2.2 API 570 の引用規格

API 570:2016 に規定された引用規格 (API 570:2016 の 箇条 2) について, 相当国内規格への読替え及び高圧ガス設備への適用は, 表 B.1 による。表 B.1 に記載のない API 570:2016 の引用規格については, そのまま適用する。

表 B.1—API 570:2016 引用規格の国内対応

API 570:2016 の引用規格 ^{a)}	国内適用指針
API 579-1/ASME FFS-1, Fitness-For-Service	この規格の 箇条 6 に関する事項は、 WES 2820 に読み替えてもよい。ただし、一つの設備で評価対象となる減肉が複数ある場合には、過去の評価箇所も含めて、全ての減肉をいずれか一方の方法で統一して評価し、両規格を併せて用いてはならない。
API RP 580, Risk-Based Inspection	適用対象外とする。
API RP 581, Risk-Based Inspection Methodology	適用対象外とする。
API RP 2201, Safe Hot Tapping Practices in the Petroleum and Petrochemical Industries	適用対象外とする。
ASME B16.34, Valves—Flanged, Threaded, and Welding End	対象設備の設計・製作時の適用規格又は適用法規の該当箇所に読み替える。
ASME B31.3, Process Piping	対象設備の設計・製作時の適用規格又は適用法規の該当箇所に読み替える。
ASME PCC-2, Repair of Pressure Equipment and Piping	この規格の 箇条 7 に関する事項は、 WES 7700 規格群に読み替えてもよい。ただし、当て板溶接補修に関する規定（ASME PCC-2 の Article 206 及び Article 212 ）は、読替えてはならない。また、同一時期かつ同一箇所の補修において、ASME PCC-2 及び WES 7700 規格群の両規格を併せて用いてはならない。
ASNT CP-189, Standard for Qualification and Certification of Nondestructive Testing Personnel	JIS Z 2305 に読み替える。
ASNT SNT-TC-1A, Personnel Qualification and Certification in Nondestructive Testing	JIS Z 2305 に読み替える。
注 ^{a)} RP : Recommended Practice	

B.2.3 用語、定義及び略語

用語、定義及び略語（API 570:2016 の**箇条 3**）は、この規格の**箇条 3**による。

B.2.4 オーナ／使用者の検査機関

B.2.4.1 一般

オーナ／使用者の検査機関に関する一般事項は、API 570:2016 の**4.1**による。

B.2.4.2 認定配管検査員の適格性確認及び認証

認定配管検査員の適格性確認及び認証は、API 570:2016 の**4.2**による。ただし、Annex A に規定される適格性確認のための資格は、移行措置として、2029 年までの間はオーナ／使用者が個別に定めた要件をもって代替してもよい。

B.2.4.3 責務

責務（オーナ／使用者の責務、構成人員の責務など）は、API 570:2016 の**4.3**による。ただし、オーナ／使用者の責務のうち、検査機関の監査（API 570:2016 の**4.3.1.2**）は、高圧ガス保安法に基づく事業所による内部監査で代替してもよい。

B.2.5 検査・調査・耐圧試験の手順

B.2.5.1 検査計画

検査計画（配管系の設定及び配管サーキットの設定、検査計画の作成、最小限の要求内容など）は、**API 570:2016** の **5.1** による。

B.2.5.2 リスクベース検査（RBI）

リスクベース検査（**API 570:2016** の **5.2**）は、適用対象外とする。

B.2.5.3 検査の準備

検査の準備（安全準備、記録確認など）は、**API 570:2016** の **5.3** による。

B.2.5.4 劣化及び故障の損傷形態に応じた検査の種類及び箇所

劣化及び故障の損傷形態に応じた検査の種類及び箇所（配管系の損傷種類、配管系の劣化範囲など）は、**API 570:2016** の **5.4** による。

B.2.5.5 一般的な検査及び監視の種類

一般的な検査及び監視の種類（内部目視検査、外部目視検査、オンストリーム検査、肉厚測定など）は、**API 570:2016** の **5.5** による。

B.2.5.6 状態監視部位（CML）

CML に関する事項（CML の設定方法など）は、**API 570:2016** の **5.6** による。

B.2.5.7 状態監視方法

状態監視方法の種類（超音波探傷試験、放射線透過試験、非破壊検査のための表面処理など）は、**API 570:2016** の **5.7** による。

B.2.5.8 保温材下腐食の検査

保温材下腐食の検査は、**API 570:2016** の **5.8** による。

B.2.5.9 合流部の検査

合流部の検査は、**API 570:2016** の **5.9** による。

B.2.5.10 注入部の検査

注入部の検査は、**API 570:2016** の **5.10** による。

B.2.5.11 配管系の耐圧試験

配管系の耐圧試験に関する事項（耐圧試験の実施時期、試験圧力、事前準備、水压及び気圧試験時の配慮事項、非破壊検査による代替など）は、**API 570:2016** の **5.11** による。ただし、**API 570:2016** の **5.11.1** は、**表 B.2** の読替え及び補足に従う。

表 B.2—API 570:2016 の 5.11.1.の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 570:2016 5.11.1.	通常、日常的な検査の一部として耐圧試験を実施しない（補修、設計変更、及び再定格に対する耐圧試験要件については B.2.8 を参照）。<u>ただし、所轄官庁の要件</u>、溶接後の設計変更、埋設配管、検査員又は配管エンジニアの指示などによる耐圧試験の実施は、この限りではない。耐圧試験を実施する場合、耐圧試験は、ASME B31.3 の要件に準じて実施しなければならない（要求事項）。耐圧試験に関するその他の考慮事項は、API RP 574、API 579-1/ASME FFS-1:2021、及び ASME PCC-2 Article 501 による。配管系の気密試験は、オーナー／使用者が指定する圧力で実施してもよい。 耐圧試験は、一般的に配管サーキット全体に対して実施する。ただし、支障がなければ、配管サーキット全体の代わりに（配管の取替セクションなど）個々の部品又は部分に対して耐圧試験を行ってもよい。配管の部品又は部分への耐圧試験を行う場合、所期の目的に沿っているか、エンジニアに相談することが望ましい（孤立縁切り用機器の使用も含め）（推奨事項）。 耐圧試験は、全ての熱処理を実施した後に行う（要求事項）。 液体による耐圧試験を行う前に、支持構造及び基礎の設計が、KHKS 0861:2018 又は KHKS 0862:2018 で要求される耐震性能を満足することをエンジニアが確認する（要求事項）。満足しない場合、補強を行わなければならない（要求事項）。 注記 オーナー／使用者は、特に高温運転機器において、試験温度における当該材料の規格最低降伏強度の 90 %を超えないよう注意する。
注 ^{a)}	読替え箇所を下線部で示す。

B.2.5.12 材料の検証及びトレーサビリティ

材料検証及びトレーサビリティ（新設及び既存配管の材料検証など）は、**API 570:2016** の **5.12** による。

B.2.5.13 バルブの検査

バルブの検査は、**API 570:2016** の **5.13** による。

B.2.5.14 溶接部の供用中検査

溶接部の供用中検査は（**API 570:2016** の **5.14**）は、**表 B.3** の読替え及び補足に従う。

表 B.3—API 570:2016 の 5.14 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 570:2016 5.14	配管溶接品質の検査は、通常、新規製作、補修又は設計変更における要件の一環として行う。一方、溶接部は、放射線透過試験又は内部検査の一環として、腐食がないか検査することが多い。溶接部の選択腐食が見つかった場合、同じ配管サーキット又は配管系の溶接部を、腐食がないか追加調査することが望ましい。 注記 1 API 577 に、溶接検査におけるその他のガイダンスが明記されている。 各種非破壊検査の特徴及びきず検出性は異なるため、製作時とは別の非破壊検査を使用することにより、供用中ではなく、元から存在していたきずが見つかる場合がある [例えば、製作時は RT のみが適用され、供用中検査では超音波探傷試験 (UT) 及び磁気探傷試験 (MT) が適用される場合]。このため、製作時に、オーナー／使用者が供用中検査で適用を計画している種類の非破壊検査を指定して実施しておくことが望ましい。 配管系の運転中に割れ状きずなどの不全部を検知した場合、その不完全の程度を評価するために、放射線透過試験及び／又は超音波探傷試験を使った追加検査を行うことが望ましい (推奨事項)。さらに、検査員は、割れ状の不全部が元々の溶接施工に起因するものか、環境割れ要因によるものか検討することが望ましい (推奨事項)。 割れ状きず及び環境割れについては、エンジニアが製作時の検査合格基準に基づき評価するか、及び／又は腐食専門家が評価しなければならない (要求事項)。溶接部の選択腐食については、検査員が<u>その原因を検討し腐食速度を評価しなければならない</u> (要求事項)。既存の溶接部の品質を評価する際に考慮すべき事項には、次を含む。 a) 元々の製作時検査方法及び受入れ基準 b) きずの範囲、大きさ、及び方向 c) 使用期間 d) 設計条件に対する実際の運転の条件 e) 配管 2 次応力 (残留及び熱) の影響 f) 疲労負荷 (機械的疲労及び熱疲労) の可能性 g) 一次配管系か二次配管系か h) 衝撃負荷又は過渡負荷の可能性 i) 環境助長割れの可能性 j) 補修及び熱処理の経歴 k) フェライト系－オーステナイト系、アロイ 400－炭素鋼などの異材溶接 l) 溶接部の硬さ 供用中の配管溶接部において、ASME B31.3 における元々の構造規格の溶接品質に対する放射線透過試験の許容基準を適用するのは不適切な場合がある。ASME B31.3 の許容基準は、<u>新規製作への適用を意図しており、当該溶接部だけではなく、系内の全ての溶接部 (又は溶接作業員) の品質を推定し評価するためのものである。</u> オーナー／使用者により次のいずれかが要求される場合、オーナー／使用者は認定 UT 斜角法検査作業員を指定しなければならない (要求事項)。 a) 外面からの検査により、内表面の面状きずを検知する場合。 b) 面状きずの検知、特性評価、及び／又は肉厚方向のきず寸法の測定が必要な場合。 このような認定 UT 斜角法検査作業員を適用する例としては、供用適性評価のためのきず寸法の確認、既知のきずの監視などが含まれる。
注 ^{a)}	読替え及び補足箇所を下線部で示す。

B.2.5.15 フランジ継手の検査

フランジ継手の検査は、API 570:2016 の 5.15 による。

B.2.6 検査の周期、頻度及び範囲

B.2.6.1 一般

検査周期、頻度及び範囲に関する一般事項は、API 570:2016 の 6.1 による。

B.2.6.2 設置時及び運転変更時の検査

設置時及び運転変更時の検査は、API 570:2016 の 6.2 による。

B.2.6.3 配管検査計画

配管検査計画（周期設定の方法、配管サービスクラスなど）については、API 570:2016 の 6.3 による。ただし、RBI を使用した検査周期の設定（API 570:2016 の 6.3.2）は、適用対象外とする。

B.2.6.4 外部目視検査及び保温材下腐食検査の範囲

外部目視検査及び保温材下腐食検査の範囲は、API 570:2016 の 6.4 による。

B.2.6.5 肉厚測定検査の範囲及びデータ分析

肉厚測定検査の範囲及びデータ分析は、API 570:2016 の 6.5 による。

B.2.6.6 小径配管、デッドレグ、附属配管、及びねじ接続部の検査

小径配管、デッドレグ、附属配管、及びねじ接続部の検査は、API 570:2016 の 6.6 による。

B.2.6.7 圧力逃がし装置の検査及び保全

圧力逃がし装置の検査及び保全は API 570:2016 の 6.7 による。ただし、6.7.3.2 は表 B.4 の補足及び読替えに従う。

表 B.4—API 570:2016 の 6.7.3.2 の読替え及び補足

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 510:2022 6.7.3.2	圧力逃がし装置は 1 年に 1 回、目視検査を行い、外観に腐食、損傷、変形及びその他の異常がないことを確認する。圧力逃がし装置の作動試験又は分解検査の周期は、次に示す a) 又は b) を超えてはならない（要求事項）。また、破裂板については、作動試験ができないため、次に示す a) 又は b) を超えない周期で取替を行う： a) 一般的なプロセス運転下の場合 4 年 b) 実績により汚れがなく、かつ、腐食性がないことが確認されている運転下の場合 8 年 圧力逃がし装置に深刻な汚れ、固着を認めた場合、又は圧力逃がし装置が清掃前の作動試験の結果不合格になった場合、個別の評価により現在の周期の妥当性が別途示されない限り、検査及び試験周期を短くしなければならない（要求事項）。作動試験の合否基準は、設定圧力に対する試験作動圧力の比を基に設定し、詳細は JIS B 8210 に従う。評価では、不合格の原因又は作動不良の理由を調査することが望ましい（推奨事項）。検査及び試験のために圧力逃がし装置を取り外す場合、入口及び出口配管の汚れや詰まりを目視検査することが望ましい（推奨事項）。 作動試験結果及び調査に関する詳細については API RP 576:2017 を参照すること。
注 ^{a)} 読替え及び補足箇所を下線部で示す。	

B.2.7 検査データの評価、分析、及び記録

B.2.7.1 腐食速度の決定

腐食速度の決定の方法（二点間法など）は、API 570:2016 の 7.1 による。ただし、統計的分析法（API 570:2016 の 7.1.3）には、表 A.9 の最小二乗法を用いる。

B.2.7.2 余寿命の算定

余寿命の算定は、API 570:2016 の 7.2 による。ただし、腐食速度の決定に、B.2.7.1 による最小二乗法を使用した場合の余寿命の算定は、A.2.7.2 による。

B.2.7.3 新規設置の配管系及び運転変更

新規設置後の配管系及び運転変更した配管系の腐食速度は、API 570:2016 の 7.3 による。

B.2.7.4 既存配管及び更新配管

既存配管及び取替配管の腐食速度は、API 570:2016 の 7.4 による。

B.2.7.5 最高許容圧力（MAWP）の決定

最高許容圧力（MAWP）の決定は、API 570:2016 の 7.5 による。

B.2.7.6 必要肉厚の決定

必要肉厚の決定は、API 570:2016 の 7.6 による。

B.2.7.7 検査結果の評価

検査結果の評価は、API 570:2016 の 7.7 を、表 B.5 のとおり読み替える。

表 B.5—API 570:2016 の 7.7 の読替え

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 570:2016 7.7	荷重〔圧力及び他の荷重（例えば API 579-1/ASME FFS-1 に記載された、重量、風などの荷重）〕の支持能力に影響し得る損傷が見つかった耐圧部については、継続使用が可能と評価されるか、是正処置／補修を実施するまで使用を停止しなければならない（要求事項）。発見した損傷の形態に対して適切な供用適性評価をこの評価に適用してもよい。供用適性評価は <u>API 579-1/ASME FFS-1:2021</u> 又は <u>WES 2820:2015</u> の方法による。なお、一つの設備で供用適性評価の対象となる減肉が複数ある場合には、過去の評価箇所も含めて全ての減肉をいずれか一方の方法で統一して評価し、両規格を併せて用いてはならない。 <u>API 579-1/ASME FFS-1:2021</u> による場合には 附属書 C 、又は <u>WES 2820:2015</u> による場合には 附属書 D による。
注 ^{a)} 読替え箇所を下線部で示す。	

B.2.7.8 配管応力解析

配管の支持構造の検査と応力解析は、API 570:2016 の 7.8 による。

B.2.7.9 配管系の検査報告書及び記録

配管系の検査報告書及び記録（記録の種類、運転及び保全記録、コンピュータ記録、配管サーキット記録など）は、API 570:2016 の 7.9 による。

B.2.7.10 検査結果による更新又は補修の推奨

検査結果による更新又は補修の推奨は、API 570:2016 の 7.10 による。

B.2.7.11 外部検査の記録

外部検査の記録は、API 570:2016 の 7.11 による。

B.2.7.12 配管系の故障及び漏えいの報告書

配管系の故障及び漏えいの報告書は、API 570:2016 の 7.12 による。

B.2.7.13 検査、試験及び調査の延期

検査、試験及び調査の延期は、API 570:2016 の 7.13 による。

B.2.8 配管系の補修、設計変更及び再定格

B.2.8.1 補修及び設計変更

補修及び設計変更（承認方法、溶接補修、非溶接補修など）は、API 570:2016 の 8.1 による。ただし、次の補足及び読替えに従う。なお、適用法規の規定に矛盾する場合、適用法規を優先する。

a) 一時的な補修（API 570:2016 の 8.1.4.1）は、表 B.6 の読替え及び補足に従う。

表 B.6—API 570:2016 の 8.1.4.1 の読替え

対象箇条	規 定 ^{a)}
API 570:2016 8.1.4.1	一時的な補修として、配管エンジニアが設計した全周当て板溶接補修を損傷又は腐食範囲に適用してもよい。詳細については、ASME PCC-2 の Article 206 を参照する。ただし、ASME PCC-2 の Article 206-1.1.1（タイプ A スリーブ）は適用対象外とする。また、この方法で割れの補修を行ってはならない（要求事項）。 補修範囲が局部的で（孔食、ピンホールなど）、配管の規格最小降伏強度が 40 000 psi (275.8 MPa) 未満であり、かつ、該当する供用適性評価により許容可能な場合、これらの減肉範囲に対して、適切に設計された分割カップリング (ASME PCC-2 の Article 206) 又は部分当て板 (ASME PCC-2 の Article 212) による一時的な補修を適用してもよい（設計の検討事項については 8.1.4、例については Annex C を参照）。ただし、ASME PCC-2 の Article 206-1.1.1（タイプ A スリーブ）は適用対象外とする。補修材料は、配管エンジニアが承認した場合を除いて、母材相当材としなければならない（要求事項）。すみ肉溶接当て板は、既存のすみ肉溶接当て板に重ねて設置してはならない（要求事項）。既存のすみ肉溶接当て板に隣接してすみ肉溶接当て板を設置する場合、すみ肉溶接の止端の間の距離は、次の距離を下回ってはならない（要求事項）。 $d_p = 4\sqrt{Rt_p} \quad (3)$ ここで、 d_p : 対象のすみ肉溶接と隣接するすみ肉溶接の止端の間の最小距離 (mm) R : すみ肉溶接部の配管の実際の内半径 (mm) t_p : すみ肉溶接当て板の最小必要厚さ (mm) オンストリーム状態での補修は、適用対象外とする。 一時的な補修については、次の保全の機会までに、適切な恒久的補修又は取替を実施しなくてはならない（要求事項）。
注 ^{a)}	読替え箇所を下線部で示す。

- b) 非溶接補修（オンストリーム）（API 570:2016 の 8.1.5）は、適用対象外とする。
- c) 箇条 7 に従って、ASME PCC-2 を WES 7700 規格群に読み替えてもよい。ただし、API 570:2016 の 8.1.4.1 については、ASME PCC-2 を WES 7700 規格群に読み替えてはならない。

B.2.8.2 溶接及びホットタツプ

溶接に関する事項（品質管理方法、溶接方法、予熱及び PWHT の方法、PWHT の代替方法、設計、材料、非破壊検査、耐圧試験など）は、API 570:2016 の 8.2 による。ただし、ホットタツプは、適用対象外とする。また、箇条 7 に従い、ASME PCC-2 を WES 7700 規格群に読み替えてもよい。

B.2.8.3 再定格

配管の再定格は、API 570:2016 の 8.3 による。

B.2.9 埋設配管の検査

B.2.9.1 一般

埋設配管の検査に関する一般的な事項は、API 570:2016 の 9.1 による。

B.2.9.2 地上部の目視監視

埋設配管の地上部の目視検査は、API 570:2016 の 9.2 による。

B.2.9.3 管対地クローズインターバル電位の調査

管対地クローズインターバル電位の測定は、API 570:2016 の 9.3 による。

B.2.9.4 配管コーティングの欠陥調査

配管コーティングの欠陥調査は、API 570:2016 の 9.4 による。

B.2.9.5 土壌抵抗率

土壌抵抗率の測定は、API 570:2016 の 9.5 による。

B.2.9.6 カソード防食の監視

カソード防食の監視は、API 570:2016 の 9.6 による。

B.2.9.7 検査方法

埋設配管の検査方法は、API 570:2016 の 9.7 による。

B.2.9.8 検査頻度及び範囲

埋設配管の検査頻度及び範囲は、API 570:2016 の 9.8 による。

B.2.9.9 埋設配管系の補修

埋設配管系の補修は、API 570:2016 の 9.9 による。ただし、クランプ補修（API 570:2016 の 9.9.2）は、適用対象外とする。

B.2.9.10 記録

埋設配管の検査の記録は、**API 570:2016** の **9.10** による。

B.2.10 検査員の認証

API 570:2016 の **Annex A** に規定される認定配管検査員の認証の資格は、移行措置として、2029 年までの間はオーナー／使用者が個別に定めた要件をもって代替してもよい。

附属書 C (規定)

API 579-1/ASME FFS-1 の高圧ガス設備への適用のための 補足事項及び例外事項

C.1 一般

API 579-1/ASME FFS-1:2021 を高圧ガス保安法の対象設備に適用する場合、この附属書は、**箇条 6**（供用適性評価）の補足事項及び例外事項を規定する。

C.2 補足事項及び例外事項

C.2.1 ぜい性破壊に対する既存設備の評価（API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 3）

高圧ガス設備に対しては、Level 1 評価、又は Level 2 評価のうち Pressure Vessel Method A を使用する。

C.2.2 全面減肉の評価（API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 4）

全面減肉の評価は、次の a)～c)による。

- a) 高圧ガス設備に対しては、Level 1 評価又は Level 2 評価のいずれかを使用し、Level 3 評価は使用しない。
- b) **KHK S 0861:2018** に基づく耐震性能が求められている場合、最小測定厚さ t_{mm} 、並びにその値を測定した部位の平均径及び内径が、評価対象部位全体の寸法であると仮定してレベル 1 耐震評価を行い、耐震性の可否を判定する。
- c) **KHK S 0862:2018** に基づく耐震性能が求められている場合、耐震性能を満足するための設計検討時の肉厚を最小測定厚さ t_{mm} が上回っていれば合格とする。

C.2.3 局部減肉の評価（API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 5）

局部減肉の評価は、次の a)～c)による。

- a) 高圧ガス設備に対しては、Level 1 評価又は Level 2 評価のいずれかを使用し、Level 3 評価は使用しない。
- b) **KHK S 0861:2018** に基づく耐震性能が求められている場合、次による。
 - 1) レベル 1 耐震評価に基づく外力を **API 579-1/ASME FFS-1:2021** の **5.4.3.4** に規定するサプリメンタル荷重として与えて評価を行う。
 - 2) 減肉部の周方向長さに基づくサプリメンタル荷重評価の免除規定 [**API 579-1/ASME FFS-1:2021** の **Part 5** の式(5.13)に示されている条件] は、適用しない。
 - 3) 圧縮側許容値は、最小測定厚さ、及びこれを測定した部位の平均径又は内径を用いて **KHK S 0861:2018** に基づいて求める。
 - 4) **KHK S 0861:2018** に示されているレベル 1 引張側許容値、又は 3) で得られた圧縮側許容値を耐震許容応力 S_e として適用し、次の式を満足しなければならない。ただし、 σ_e^A 及び σ_e^B は、**API 579-1/ASME FFS-1:2021** の **5.4.3.4** による。

$$\max(\sigma_e^A, \sigma_e^B) \leq S_e$$

- 5) 4)を適用する場合、API 579-1/ASME FFS-1:2021 の 5.4.3.4 の 9 の ii)に規定されている圧縮許容応力の算定方法は使用しない。
- c) KHK S 0862:2018 に基づく耐震性能が求められている場合、耐震性能を満足する設計検討時の肉厚を最小測定厚さ t_{mm} が上回っていれば合格とする。

C.2.4 孔食の評価 (API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 6)

孔食の評価は、高圧ガス設備の可否の判定には使用しない。

C.2.5 水素誘起割れ及び応力指向性水素誘起割れによる水素ブリスタ及び水素損傷の評価 (API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 7)

水素誘起割れ及び応力指向性水素誘起割れによる水素ブリスタ及び水素損傷の評価は、高圧ガス設備の可否の判定には使用しない。

C.2.6 溶接目違い及びシェルのひずみの評価 (API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 8)

溶接目違い及びシェルのひずみの評価は、高圧ガス設備の可否の判定には使用しない。

C.2.7 割れ状きずの評価 (API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 9)

割れ状きずの評価は、高圧ガス設備の可否の判定には使用しない。

C.2.8 クリープ域で運転する部材の評価 (API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 10)

クリープ域で運転する部材の評価は、高圧ガス設備の可否の判定には使用しない。最小肉厚が適用法規などによって定められた必要肉厚を下回った場合、クリープ余寿命にかかわらず不合格とする。

C.2.9 ヘこみ、ガウジ及びそれらの組合せの評価 (API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 12)

ヘこみ、ガウジ^リ及びそれらの組合せの評価は、高圧ガス設備の可否の判定には使用しない。

注^リ 細長く局部的な減肉であり、例えば機械的に生じた引掻ききずによる減肉などが該当する。

C.2.10 ラミネーションの評価 (API 579-1/ASME FFS-1:2021 の Part 13)

ラミネーションの評価は、高圧ガス設備の可否の判定には使用しない。

附属書 D (規定)

WES 2820 の高圧ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項

D.1 一般

この附属書は、**WES 2820:2015** を高圧ガス設備の供用適性評価に適用する場合における、**箇条 6**（供用適性評価）の補足事項及び例外事項を示す。

D.2 補足事項及び例外事項

補足事項及び例外事項は、次の **a)** 及び **b)** による。

a) KHK S 0861:2018 に基づく耐震性能が求められている場合、次による。

- 1) 全面減肉評価においては、評価対象部位全体が、最小測定厚さ $t_{\min}$ であり、かつ、その最小厚さを測定した部位の平均径、又は内径が均一であると仮定してレベル 1 耐震評価を行い、耐震性の合否を判定する。
- 2) 局部減肉評価は、次による。
 - 2.1) レベル 1 の耐震評価に基づく外力を、**WES 2820:2015** の**箇条 11** のサプリメンタル荷重として与えて評価を行う。
 - 2.2) 圧縮側許容値は、最小測定厚さ $t_{\min}$ 、及びこれを測定した部位の平均径又は内径を用いて求める。
 - 2.3) レベル 1 引張側許容値、又は **2.2)** で得られた圧縮側許容値を S_e として、それぞれ引張側又は圧縮側に対して適用し、次の式を満足しなければならない。ただし、 σ_e^A 及び σ_e^B は、**WES 2820** の**箇条 11** による。

$$\max(\sigma_e^A, \sigma_e^B) \leq S_e$$

b) KHK S 0862:2018 に基づく耐震性能が求められている場合、最小測定厚さ $t_{\min}$ が耐震性能を満足する設計検討時の肉厚を上回っていれば合格とする。

附属書 E (参考)

多管円筒形熱交換器の余寿命の算定に関する補足事項

E.1 一般

この附属書は、**A.2.7.2**（余寿命の算定）のうち、多管円筒形熱交換器の伝熱管の余寿命の算定に関する補足事項を示す。

E.2 補足事項

A.2.7.2（余寿命の算定）のうち、多管円筒形熱交換器の伝熱管で、次の **a)～c)**に該当する安全上の配慮がされた設備に対しては、 t_{required} を、伝熱管内外面の運転差圧を基に設定してもよい。ただし、高圧ガス設備においては、伝熱管内外面の差圧を常用の圧力に変更する法手続きを実施する。

- a) 管側及び胴側の設計圧力について、低圧側が高圧側の 2/3 以上の設備、又は低圧側が高圧側の 2/3 未満であっても管が破断した場合に低圧側が設計圧力以内に圧力上昇を抑えるための安全装置が設置されている設備
- b) 設計資料、変更の管理を含むリスクアセスメントの記録などで **a)**が確認できる設備
- c) 海水や循環冷却水等、大気開放系と接続していない設備

附属書 F

(参考)

解釈の問合せ

F.1 はじめに

協会は、当該規格に対する解釈の問合せがあった場合はこれを受け付ける。解釈の問合せに対しては、圧力設備サステナブル保安部会の規格原案作成 WG で回答案を検討し、規格原案作成委員会で審議を行う。なお、問合せの受付に当たっては、誤解に基づく問合せの場合があるため、必要に応じて問合せ者に対して質問し詳細説明を要求することがある。この確認の結果、問合せが誤解に基づくものであることが明らかになった場合は、問合せ者に対し差し戻される。

F.2 問合せの方法

解釈の問合せは、次の **a)** 及び **b)** による。なお、問合せは、規格の根拠、使用者の技術的解釈に間違いないかの確認、解釈しづらい文章の確認など、規格の使用者が規格の内容について理解を深めるための内容に限られる。

- a)** 解釈の問合せをする者は、解釈の問合せ書を協会ホームページの圧力設備サステナブル保安部会のページの“解釈の問合せ等について”の項の“解釈の問合せフォーム”に従い提出する。
https://www.jwes.or.jp/committees/pressure_equipment/enquiries/
- b)** 文書以外の問合せ、匿名など問合せ者が特定できない場合は、原則、受け付けない。

F.3 問合せへの回答

解釈の問合せへの回答は、次の日本溶接協会のホームページの圧力設備サステナブル保安部会のページで確認が可能である。

https://www.jwes.or.jp/committees/pressure_equipment/enquiries/

WES 9802 : 2025

圧力設備の維持管理基準 解 説

この解説は、規格に規定・記載した事柄を説明するもので、この規格の一部ではない。

この解説は、日本溶接協会が編集・発行するものであり、これに関する問合せ先は日本溶接協会である。

1 制定時の趣旨及び今回の改正までの経緯

1.1 制定の趣旨

石油／石油化学産業を中心に利用されている圧力設備については、従来、設計規格を基にした維持管理が行われてきたが、近年、圧力設備の最大活用と国際競争力の確保が注目される中で、国内外において供用中の圧力設備の維持管理方法に関する規格化が進められ、それらを活用した合理的かつ最適な維持管理の考え方へと大きくシフトしている。そこで、国内においてそのニーズに応えるべく、世界的に活用されている米国石油協会（American Petroleum Institute, API）、米国機械学会（American Society of Mechanical Engineers, ASME）などの維持管理に関する規格群を国内に体系的に取り込んで活用するための基準として、この規格を作成した。

1.2 改正の趣旨及び経緯

API 及び ASME 規格の維持管理手法について、国内の圧力設備に適用するために技術的な整理を進め、制定時に検討未了だった次の a)～c)について、検討結果を新たにこの規格に反映するとともに、一部補足事項を追記した。

- a) 同じ又は同様の運転下の機器の検査に関する規定
- b) 圧力逃がし装置の検査方法
- c) 一時的な補修のうち、当て板補修の方法

今回、圧力設備サステナブル保安部会は、WES 原案作成委員会を組織し、WES 原案を作成した。

2 審議中に特に問題となった事項

今回のこの規格の審議において問題となった主な事項及び審議結果は、次のとおりである。

- a) **同じ又は同様の運転 (3.38)** API 510 は、同じ又は同様の運転の定義として、プロセス条件及び環境条件が一致していることを挙げているが、対象期間が数年とされ曖昧である。この点を明確にするために、この規格は一般的な定修間隔に基づきプロセス条件及び環境条件が 4 年以上一致していることと規定した。
- b) **一時的な補修 (A.2.8.2 及び B.2.8.1)** この規格は、補修方法全般に ASME PCC-2 及び WES 7700 規格群を引用しているが、当て板溶接補修に関する規定のうち、特に強度計算方法の規定が両者で異なる。WES 7700 規格群の当て板溶接補修の規定は、国内独自の調査に基づいており、必要厚みは ASME PCC-2 の規定に比べて薄く算定される。この規格の改正時点で、当該規格については ASME PCC-2 を

参考に見直しを検討しており、この点を考慮し、この規格は **ASME PCC-2** のみを引用することとした。今後、**WES 7700** 規格群が改正された後、この規格への引用を改めて検討することとした。

3 主な改正点

3.1 用語の定義（箇条 3）

この規格に関連する用語として、**3.38**（同じ又は同様の運転）、**3.45**（一時的な補修）、及び**3.46**（当て板溶接補修）、**3.47**（リスクアセスメント）を追加した。

3.2 補修（箇条 7）

補修に関する要件を明確にするため、**WES 7700-1** を参考に、旧規格では耐圧試験を免除するための要件だった **7.2**（溶接補修要領のレビュー）、**7.3**（溶接補修施工の確認）、及び **7.4**（検査）を補修に関する要件として追加した。また補修後の **7.5**（気密試験及び耐圧試験）は、**箇条 8** 及び**箇条 9** を引用する構成とした。

3.3 耐圧試験の免除（9.2）

当て板溶接補修は耐圧試験の免除対象外である点を明記した。

3.4 一般（A.1 及び B.1）

JIS Z 8301（規格票の様式及び作成方法）に従い、（要求事項）及び（推奨事項）の定義に、それぞれ“shall not（禁止）”及び“should not（緩い禁止）”を含むことを明記した。

3.5 内部検査、オンストリーム検査、肉厚測定検査（A.2.6.5）

API 510:2022 の **6.5.3**（同じ及び同様の運転の機器）について、旧規格では適用対象外としていたが、考え方を整理し、適用可能とした。**API 510:2022** の規定は、適用範囲に関して曖昧だったため、その読替え及び補足を表 **A.7** に追加した。並列の場合と、直列の場合の条件が規定されており、使用者は、いずれの場合も対象範囲が同等の材質で、かつ同じ損傷要因及び同等の腐食速度であることについて、予測、十分な実績の蓄積などにより確認することが求められる。例えば次のような場合には、特に慎重に検討する必要がある。

- a) 並列であっても腐食が偏流の影響を受けやすい環境など、腐食の過酷度に違いが予想される場合
- b) 直列であっても、上流と下流の構造違い、温度差などにより、腐食速度に違いが予想される場合

3.6 圧力逃がし装置（A.2.6.6 及び B.2.6.7）

API 510:2022 の **6.6**（圧力逃がし装置）及び **API 570:2016** の **6.7**（圧力逃がし装置の検査と保全）について、旧規格では適用対象外としていたが、考え方を整理し、適用可能とした。その読替え及び補足を表 **A.8** 及び表 **B.4** に追加した。作動試験又は分解検査の周期については、**API 510:2022** 及び **API 570:2016** の 5 年又は 10 年を、国内の連続運転期間に合わせ、それぞれ 4 年又は 8 年とした。また、**API 510:2022** 及び **API 570:2016** には標準的な周期が規定されていたが、国内での実績を踏まえて、この規格では最長周期を規定するよう読み替えた。目視検査については、国内関連法規や引用規格である **API RP 576:2017** を参考に、外観目視検査を 1 年に 1 回実施するよう追記した。尚、清掃前の作動試験で異常がなく分解検査を行わない場合、分解検査と検査後の作動試験を行う場合などが考えられるため、ここでは作動試験又は分解検査の周期とした。

3.7 余寿命の算定 (A.2.7.2 及び附属書 E)

多管円筒形熱交換器の伝熱管で API 521:2020 の 4.4.14 (伝熱機器の損傷) を満足している設備 [E.2 の a) に該当] については、ASME PCC-2:2022 の Article 312 を参考に維持管理する考え方を採用可能とした。高圧ガス設備においては、伝熱管内外面の差圧を常用の圧力に変更する法手続きを実施する。

運転差圧で管理する場合、 t_{required} が非常に小さくなることがあるため、使用者は伝熱管の管理肉厚を個別に設定して管理することが望ましい。なお、気密試験における昇圧時等は注意を要する。

3.8 一時的な補修 (A.2.8.2 及び B.2.8.1)

API 510:2022 の 8.2 (一時的な補修) 及び API 570:2016 の 8.1.4.1 (一時的な補修) について、旧規格では適用対象外としていたが、考え方を整理し、そのうち、当て板溶接補修を適用可能とした。その読替え及び補足を表 A.16, 表 A.17, 表 A.18, 表 A.19 及び表 B.6 に追加した。解説箇条 2 の a) のとおり、当て板溶接補修の規定については WES 7700 規格群を引用せず、ASME PCC-2:2022 のみを引用した。一時的な補修の使用期日を明確にすることを推奨事項ではなく要求事項とした。

3.9 解釈の問合せ (附属書 F)

問合せ方法に関する附属書を追加した。

4 その他の解説事項

4.1 制定時に問題になった事項

この規格の制定審議において問題となった主な事項及び審議結果は、次のとおりである。

- a) この規格は API の維持管理の基盤規格である API 510:2022 及び API 570:2016 を全般的に引用したが、API 510:2022 及び API 570:2016 の要点をこの規格に記載すべきかが議論となった。審議の結果、要点のみでは原文の意図を正確に説明するのが困難なこと、及び引用規格の規定全文の記載は著作権上の問題があることから、引用にとどめ、この規格の規定は補足事項及び例外事項を中心に構成した。ただし、附属書 A 及び附属書 B を、API 510:2022 及び API 570:2016 の箇条ごとに引用する構成にすることで、これらの引用規格の構成や概要が使用者に理解しやすいよう配慮した。
- b) 引用した API 規格の多くは、製作時の構造規格として ASME の圧力容器及び配管の構造規格を引用しており、国内適用の際、国内の構造規格に代えてこれらの ASME の構造規格群を引用すべきか、審議において議論となった。調査の結果、引用規格は構造規格を ASME の規格に限定する内容ではなく、国内の他の構造規格を用いても問題ないことを確認した。ただし、この点を明確にするため、附属書 A 及び附属書 B において、ASME の構造規格を製作時の構造規格や適用法規に読み替えるよう明記した。
- c) 補修及び供用適性評価の方法については、ASME PCC-2:2018, API 579-1/ASME FFS-1:2021 などの海外規格に加えて、WES 2820:2015, WES 7700 規格群などの国内で実績のある同等の規格を引用したが、その際、同一の補修や評価において、海外規格と国内の同等規格を混在させて適用する懸念が委員会で挙げた。そこで、そのような混同を避けるため、複数の規格を併せて適用しないことをこの規格の規定に明記した。

4.2 制定の基本方針

この規格の制定時の基本方針は、次のとおりである。

- a) この規格は、圧力設備の維持管理に関して世界的に広く用いられている API 及び ASME の圧力設備の維持管理に関する規格群の方法を体系的に整理し、国内の圧力設備の維持管理にも広く取り入れることで、圧力設備の最適な維持管理を達成することを目的としている。そのために、それらの規格群の中で石油精製及び石油化学の圧力設備の維持管理に関する基盤規格である **API 510:2022** 及び **API 570:2016** を骨子とした。
- b) この規格は、**API 510:2022** 及び **API 570:2016** を中心とした規格群を国内で適用する場合に、追加及び補足すべき事項（補足事項）、及び適用対象外とする事項（例外事項）を中心に規定した。主要な引用規格である **API 510:2022** 及び **API 570:2016** に対する補足事項及び例外事項を**附属書 A** 及び**附属書 B** にまとめた。補足及び例外事項の例を次に示す。これらの中には、今後の調査検討によって見直す可能性のある事項も含んでいる（**解説箇条 5** 参照）。
- 1) **補足事項の例** 原文規格に対して、国内の法規などで優先すべき基準があるもの、及び国内で実績があり確立された方法がある場合、それらを規定に追加した。また、原文規格を国内に適用する際に意図が曖昧な場合は、その意図ができるだけ明確に伝わるよう補足を加えた。
 - 2) **例外事項の例** 海外との資格や認証などの制度の違いにより国内で適用が困難な事項、及び国内の一般的な方法と大きく異なり技術的な調査検討を要する事項は、例外として適用対象外とするか、代替えする方法に読み替えた。
- c) この規格は、高圧ガス保安法の対象の圧力設備を主な対象としたが、それ以外の圧力設備にも適用可能な構成とした。

4.3 制定時の規定項目の内容

4.3.1 適用範囲（箇条 1）

この規格は、特定認定高度保安実施者による高圧ガス設備への適用を主な対象として検討したが、高圧ガス設備に限定せず、それ以外の圧力設備にも適用できるような構成とした。

4.3.2 引用規格（箇条 2）

この規格を使用するに当たって、特に必要な規格について次の **a)** 及び **b)** を考慮して引用した。

- a) この規格は、一部の引用規格について年版を指定した。これらの引用規格は、この規格の規定の方法や判定への影響が大きいため、改正された場合、その改正内容の採否を規格原案作成委員会で審議し、必要に応じてこの規格を改正することとした。
- b) **API 510:2022** 及び **API 570:2016** は、具体的な検査及び保全の実施方法について、API、ASME などの膨大な推奨規格（Recommended Practice）群を引用している。推奨規格の例を**解説表 1** に示す。推奨規格の規定は要求事項ではなく推奨事項である。このため、使用者がその採用を判断し、参照することで適切な検査と保全の遂行に活用することを目的としている。この規格の引用規格には関連する推奨規格の一部しか含まれていないが、**API 510:2022** 及び **API 570:2016** を引用することで、検査及び保全に関連する推奨規格群を参照できるような構成とした。

解説表 1－供用中設備の検査及び保全に関する推奨規格の例（引用規格を除く。）

API RP 572, Inspection Practices for Pressure Vessels
API RP 573, Inspection of Fired Boilers and Heaters
API RP 574, Inspection Practices for Piping System Components
API RP 575, Inspection Practice of Atmospheric and Low-pressure Storage Tanks
API RP 576, Inspection of Pressure-relieving Devices
API RP 577, Welding Processes, Inspection, and Metallurgy
API RP 578, Material Verification Program for New and Existing Assets
API RP 582, Welding Guidelines for the Chemical, Oil, and Gas Industries
API RP 583, Corrosion Under Insulation and Fireproofing
API RP 584, Integrity Operating Windows
API RP 585, Pressure Equipment Integrity Incident Investigation
API RP 939-C, Guidelines for Avoiding Sulfidation (Sulfidic) Corrosion Failures in Oil Refineries
API RP 941, Steels for Hydrogen Service at Elevated Temperatures and Pressures in Petroleum Refineries and Petrochemical Plants

4.3.3 用語及び定義（箇条 3）

4.3.3.1 一般

この規格で使用した用語のうち、引用規格にない用語に加え、引用規格に定義があっても次のような用語については定義した。

- a) 海外と国内との制度の違いなどを理由に補足及び読替えが必要な用語
- b) 意図をより明確にすべく、追加説明及び補足が必要な用語
- c) 複数の引用規格の間で定義に違いがあり、整合化が必要な用語

4.3.3.2 各用語

主な用語の定義は、次の事項を考慮した。

- a) **環境助長割れ（3.6）及び水素損傷（3.7）** API 510:2022 及び API 570:2016 はこれらの用語を定義していないが、検査計画の検討におけるいくつかの規定でこれらの劣化損傷を引用しており、具体的な定義が必要だったため、NACE / ASTM G 193 及び API RP 571:2020 を参考に具体的に定義した。
- b) **認定検査機関（3.17）** API 510:2022 には次のような定義が挙げられているが、1)、2)及び4)は制度の違いにより国内では該当がないため、本体の定義のみを採用した。
 - 1) 所轄官庁の検査機関
 - 2) 圧力容器の保険を取り扱う許可を有した保険会社の検査機関
 - 3) 圧力容器のオーナーオペレータの検査機関で、販売又は再販を目的とする容器向けではなく、自らの装置向けの検査機関
 - 4) 所轄官庁に認められ、オーナー／使用者との契約のもとに検査を行う検査機関
- c) **検査員（3.18）** API 510:2022 には認定圧力容器検査員、API 570:2016 には認定配管検査員が定義され、それぞれに資格認証制度があるが、この規格は圧力容器及び配管の共通の検査員として用語を定

義した。国内では同様の資格認証制度がないため、その要件の検討を将来的な課題としたが、圧力容器と配管の検査員の資格を別々とするかも含めて検討中である。なお、同じように、API 510:2022 及び API 570:2016 において、類似した用語をそれぞれ圧力容器向け及び配管向けに定義しているが、この規格では圧力設備を対象とした一つの用語に読み替えた。

- d) **認定 UT 斜角法検査作業員 (3.20)** API には、UT 斜角法によるきずの検出、寸法計測などに関して、検査作業員の適格性確認のための認証制度があり、API 510:2022 はそのような認証を受けた者を認定 UT 斜角法検査作業員の例に挙げている [例えば、API QUSE (Qualification of Ultrasonic Examiners) など]。国内には該当する制度はないが、国内の非破壊検査実施者の認証制度のうち JIS Z 2305 の UT レベル 2 又はレベル 3 が適切と判断し、読み替えて定義した。
- e) **補修機関 (3.24)** API 510:2022 には次のような定義が挙げられているが、1), 2), 及び 4) については国内では該当する制度がないため、本体の定義のみを採用した。
 - 1) ASME の構造規格による該当する刻印の認定、NBIC (National Board Inspection Code) の R 刻印及び VR 刻印、又は他の適用規格に基づく認定を有して補修を実施する機関
 - 2) 自らの設備の補修を実施するオーナー／使用者の機関
 - 3) 圧力容器のオーナーオペレータに適格性を認められた契約補修者
 - 4) 所轄官庁により補修を実施する認定を受けた機関
- f) **補修 (3.23), 設計変更 (3.25) 及び再定格 (3.26)** この規格の補修、設計変更及び再定格の定義は、API 規格における定義に従った。補修、変更などは適用法規により定義が異なるため、適用法規の定義と矛盾がある場合、適用法規による申請及び届出などの手続きについては適用法規の定義を用いる。
- g) **運転変更 (3.30)** 引用した API 規格には定義されていない用語だが、検査計画の策定において具体的に定義する必要があったため、引用規格の規定を基に具体的な定義を検討した。

4.3.4 資格 (箇条 4)

次のような背景から、高压ガス設備にこの規格を適用する使用者の要件を規定した。

- a) この規格は、特定認定高度保安実施者が保安検査の方法として適用することを想定としており、その旨を明記した。
- b) この規格を適用して圧力設備の維持管理を適切に実施するには、オーナー／使用者が解説表 1 に例示する推奨規格群を活用しながら、適切な維持管理の方法を追求していくことが重要である。そのためには設備管理技術に関する最新情報及び事例情報の収集活用、継続的な技術改善、教育活動などが不可欠であり、そのような業界団体の取組みへの参画と継続を推奨事項とした。具体的な取組み内容までは規定しないが、例えば、圧力設備サステナブル保安部会の事例共有委員会への参加などが挙げられる。

4.3.5 検査 (箇条 5)

API 510:2022 及び API 570:2016 は、石油精製及び石油化学設備の圧力容器及び配管の供用中検査に関する基盤規格であり、オーナー／使用者の責務、検査手順、検査周期、余寿命評価、記録、補修などを規定している。この規格は、検査に関する規定として、API 510:2022 及び API 570:2016 を全面的に引用するよう構成した。

4.3.6 供用適性評価（箇条 6）

API 510:2022 及び API 570:2016 は供用適性評価の手法として API 579-1/ASME FFS-1:2021 を引用していることから、この規格は供用適性評価に関して API 579-1/ASME FFS-1:2021 を引用した。ただし、国内では減肉の供用適性評価の方法として、WES 2820:2015 が規格化され広く活用されていることから、WES 2820:2015 も引用し、適用可能とした。WES 2820:2015 は、API 579-1/ASME FFS-1 をベースに、FFS に基づく圧力設備の減肉評価について、部位のタイプ分類、残存厚さ測定法、減肉特性化、継続供用可否判定、不合格判定後の処置などの評価手順を整え、規格の利便性を図っている。

4.3.7 補修（箇条 7）

API 510:2022 及び API 570:2016 は、当て板、肉盛などの補修方法の選択と配慮事項について規定している。それぞれの具体的な補修の方法は、ASME PCC-2:2018 を引用している。この規格も同様に、補修の選択、配慮事項などについては API 510:2022 及び API 570:2016 を引用し、その際の具体的な方法については ASME PCC-2:2018 を引用した。ただし、国内では圧力設備の補修方法に WES 7700 規格群が広く活用されていることから、ASME PCC-2:2022 だけでなく WES 7700 規格群も適用可能となるよう引用した。

4.3.8 気密試験（箇条 8）

気密試験の方法は、従来から高压ガス設備に適用されてきた気密試験方法を規定するとともに、次の事項を検討し追加した。

- a) 漏れ試験の方法として、ガス漏れ検知用赤外線カメラによる方法を取り入れた。ガス漏れ検知用赤外線カメラによる方法は、国内外の石油関連設備で活用されており、米国連邦規則 **40 CFR part 60 subpart OOOOa**（石油及び天然ガス設備の性能に関する基準）においても漏れ監視の方法として認められている。この規格は、**40 CFR part 60 subpart OOOOb/c Appendix K**（2023）を参考にして、一般的な要求性能を表 2 に規定した。
- b) 気密試験の方法として、低圧での漏れ試験を適用した段階法による気密試験を規定した。低圧での漏れ試験の方法については、ASME PCC-2:2018 Part 5 の 6.3（tightness test）を引用した。

4.3.9 耐圧試験（箇条 9）

供用中の圧力設備の耐圧試験について、次の a)～d)を考慮して、実施対象や配慮すべき事項を規定した。

- a) 溶接補修後に耐圧試験を実施することを基本としたが、API 510:2022 及び API 570:2016 を参考に耐圧試験の免除範囲を定めた。API 510:2018 は耐圧試験の対象について ASME PCC-2:2018 を引用していることから、この規格も免除範囲に ASME PCC-2:2018 の条件を引用した。ただし、ASME PCC-2:2018 の耐圧試験の免除範囲のうち、ホットタップに関する事項は対象外とした。これは、**附属書 A** 及び**附属書 B** の圧力設備の補修方法に関する事項において、ホットタップの採用を保留し、適用対象外としたためである（解説 4.3.16 参照）。参考として、関係する各規格の耐圧試験の免除範囲に関する規定を解説表 2 に示す。

解説表 2—各規格における耐圧試験の免除範囲

参考規格	規定の内容
NBIC NB23 Part 3	Routine repair の範囲内の補修については、通常、耐圧試験が要求されない。 Routine repair とは、次のいずれかに該当する溶接補修をいう。 1) 5 インチ以下の配管、バルブ、フィッティングの補修又は取替のための溶接で、製作規格上、PWHT や目視以外の非破壊検査が要求されない溶接 2) 荷重負担のない取付物の耐圧部への溶接のうち、PWHT が要求されない溶接 3) シェル、鏡又はフランジの肉盛溶接で、溶接深さが公称肉厚の 25 %又は 13 mm 深さ未満、又は溶接範囲が 0.645 m² 以下の溶接 4) 溶接範囲が 0.645 m² 以下の耐食オーバーレイ溶接 5) 漏れ止め溶接 6) 爆着溶接を用いた 19 mm 以下の熱交換器伝熱管のプラグ溶接
API 510:2022 5.8	日常的な検査として耐圧試験は実施しない。大規模補修及び設計変更には耐圧試験が要求される。その他は ASME PCC-2 による。 大規模補修とは、圧力設備の主要部品の取替（例えば、シェルの一部及び鏡の取替）をいう。ただし、ノズルの取替は大規模補修に該当しない。また、設計変更に該当するもの、及び再定格に該当するものは、補修には該当しない。

- b) 表 3 の a)にある“耐圧部材を貫通していない溶接又はろう付”とは、前処理も含め溶接前の状態で耐圧部材を貫通している部位の溶接だけでなく、溶接前の状態では貫通していなくても溶接後に板厚全体にわたって溶け込んだ溶接のことであり、例えば片側肉盛溶接において溶接面の反対側（裏側）の一部が溶融して溶接金属（溶着金属又は溶融部）となった溶接は、耐圧試験の免除条件に該当しないこととした。
- c) 耐圧試験の方法は、適用法規及び規格によるほか、ASME PCC-2:2018 に詳しい配慮事項が解説されていることから、ASME PCC-2:2018 を引用した。
- d) 耐圧試験時の耐震性能の要求については、国内の高圧ガス設備の基準を引用した。

4.3.10 API 510 の適用範囲 (A.2.1)

認定圧力容器検査員の API 資格は、国内での取得が困難であり、国内に相当する資格がないため、代替要件を圧力設備サステナブル保安部会で検討中である。当面は代替する要件に読み替えた。

4.3.11 API 510 の引用規格 (A.2.2)

API 510:2022 の引用規格は、次の a)～e)を考慮して補足及び読替え事項を規定した。

- API 規格には構造規格として ASME 規格が多く引用されているが、ASME 規格に限定されず他の構造規格も適用してよい規定となっている。その意図がより明確に伝わるよう、この規格を国内に適用する際には ASME の構造規格を国内の適用規格や適用法規に読み替えてよいことを明記した。
- API 510:2022 が供用適性評価方法として API 579-1/ASME FFS-1:2021 を引用している部分は、WES 2820:2015 に読み替えてよいことを明記した（箇条 6 参照）。
- API 510:2022 が補修方法として ASME PCC-2:2018 を引用している部分については、WES 7700 規格群に読み替えてよいことを明記した（箇条 7 参照）。
- 非破壊試験技術者の適格性に関する規格（ASNT CP-189 及び ASNT SNT-TC-1A）は、国内においてほぼ同等の規格である JIS Z 2305 に読み替えてもよいことを明記した。
- リスクベース検査及びホットタップは、国内の圧力設備への適用に当たって検討すべき課題も多いため、この規格は導入の判断を保留して適用対象外としており、引用規格も適用対象外とした。

4.3.12 オーナ／使用者の検査機関 (A.2.4)

API 510:2022 には、規格を使用するオーナ／使用者の役割責任などが規定されている。そのうちオーナ／使用者の検査機関の監査については、他のオーナ／使用者、本社、又は経験と能力を要する第三者機関を監査実施者の例として挙げている。国内の高圧ガス設備のオーナ／使用者においては、類似の仕組みとして高圧ガス設備の内部監査があり適切に機能していることから、これと同様の内部監査により、この規格への適合状況を確認してよいことを規定した。

4.3.13 検査・調査・耐圧試験の手順 (A.2.5)

検査・調査・耐圧試験の手順は、次の a)～c)を考慮して、補足及び読替え事項を規定した。

- a) リスクベース検査は国内の現行の方法との差異が大きく、適用に当たって調査検討を要することから、この規格では導入判断を保留し、高圧ガス設備に対しては適用対象外とした。
- b) 耐圧試験については、API 510:2022 では、水圧試験において基礎及び支持構造の確認を推奨しているが、国内の高圧ガス設備においては、具体的な基準として KHKS 0861:2018 及び KHKS 0862:2018 が要求されるため、その点を追記して読み替えた。
- c) 供用中溶接部の検査について、API 510:2022 が溶接部の割れ状のきずの評価の方法として供用適性評価を引用しているが、この規格は割れ状のきずの供用適性評価を適用対象外としたため、この点を読み替えた（附属書 C 参照）。

4.3.14 検査の周期、頻度及び範囲 (A.2.6)

検査の周期、頻度及び範囲は、次の a)～c)を考慮して、補足及び読替え事項を規定した。

- a) リスクベース検査による周期の設定は、この規格では導入判断を保留し、適用対象外とした（解説 4.3.13 参照）。
- b) 内部検査及びオンストリーム検査の周期について、API 510:2022 では余寿命の半分又は 10 年の短い方を上限としている。一方、国内の高圧ガス設備では、余寿命の半分又は 12 年の短い方を上限として運用され実績がある。このため国内の実績を基に“余寿命の半分又は 10 年の短い方”を、“余寿命の半分又は 12 年の短い方”に読み替えた。
- c) 内部検査の代替としてオンストリーム検査を実施するため、API 510:2022 では腐食性が 5 年以上ほぼ同じであることを要求している。5 年という期間は、米国の石油精製及び石油化学設備の一般的な定修間隔に基づく。一方、国内の認定事業者の一般的な定修間隔は 4 年であることから、5 年以上を 4 年以上と読み替えた。

4.3.15 検査データの評価、分析、及び記録 (A.2.7)

検査データの評価、分析及び記録は、次の a)～c)を考慮して、補足及び読替え事項を規定した。

- a) 腐食速度の算定方法として、API 510:2022 には統計的手法が認められているが、その具体的な方法が明確には規定されていない。国内では、統計的手法の一つとして最小二乗法による腐食速度の算定が広く活用されていることから、統計的手法を最小二乗法に読み替えて規定した。なお、長期腐食速度又は短期腐食速度を適用するか、最小二乗法による腐食速度を適用するかは、検査員が腐食経歴や検査データを基に判断することを要求事項とした。
- b) 孔食の評価について、API 510:2022 は API 579-1/ASME FFS-1:2021 を参照した孔食の評価基準を規定しているが、この規格は孔食の供用適性評価を適用対象外としたため、A.2.7 においても適用対象外とした（附属書 C 参照）。

- c) **API 510:2022** の腐食範囲の分析及び FFS 評価には、減肉の供用適性評価方法として **API 579-1/ASME FFS-1:2021** が引用されているが、減肉の供用適性評価に **WES 2820:2015** も引用した（**箇条 6** 参照）。

4.3.16 圧力容器及び圧力逃がし装置の補修、設計変更及び再定格（A.2.8）

圧力容器及び圧力逃がし装置の補修、設計変更及び再定格は、次の **a)** 及び **b)** を考慮して、補足及び読替え事項を規定した。

- a) **API 510:2018** には一時的な補修として、すみ肉溶接当て板補修、ノズル補修などの補修方法が許容されているが、補修箇所の維持管理、使用期間などについて規定が曖昧なため、制定時には高压ガス設備には適用しないよう規定した（第 2 版での改正内容は**解説箇条 3.8** 参照）。
- b) **API 510:2022** には、圧力設備へのホットタッパが認められているが、高压ガス設備への適用には調査検討が必要なことから採用を保留し、適用対象外とした。

4.3.17 採掘と生産に用いられる圧力容器への代替規則（A.2.9）

この規格は、石油精製及び石油化学設備を主対象として検討したため、採掘装置及び生産装置に用いられる圧力容器は適用対象外とした。

4.3.18 検査員の認定（A.2.11）

検査員の認定のための資格は、国内での適用が困難なため、適用対象外とした（**解説 4.3.10** 参照）。

4.3.19 API 570 の高压ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項（附属書 B）

API 570:2016 は、次の事項を考慮して、適用における補足及び読替え事項を規定した。

- a) **一般** 検査員の認定、検査機関の監査、耐圧試験、リスクベース検査、供用適性評価など、**附属書 A** で読替え又は適用対象外とした事項は、**附属書 B** でも同様に読替え又は適用対象外とした。
- b) **埋設配管の検査（B.2.9）** 埋設配管の補修方法は、**API 570:2016** はクランプ補修を一時的な補修として認めているが、圧力設備及び配管の一時的な補修と同様にその管理に関する規定が曖昧なため、適用対象外とした（**解説 4.3.16** 参照）。

4.3.20 API 579-1/ASME FFS-1 の高压ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項（附属書 C）

API 579-1/ASME FFS-1:2021 は、次の事項を考慮して、適用における補足及び読替え事項を規定した。

- a) **API 579-1/ASME FFS-1:2021** の **Part 3**（ぜい性破壊に対する既存設備の評価）の Level 1 評価及び Level 2 評価のうち **method A** は、**JIS B 8267** の最低設計金属温度の設定方法と同様の方法であり、国内でも既に用いられ実績もある方法である。このため、この規格もそれらの方法を引用し適用できるよう規定した。ただし、**method A** 以外の方法は今後の調査検討によって判断するため、適用を保留した。
- b) **API 579-1/ASME FFS-1:2021** の **Part 4** 及び **Part 5** の Level 1 及び Level 2 評価は、国内では **WES 2820:2015** に同様の手法が規定され、適用の実績があることから、この規格でも、**API 579-1/ASME FFS-1:2021** を引用し評価に適用可能とした。ただし、評価に当たっては、高压ガス設備の耐震性に関する要求事項に従う必要があり、**KHK S 0861:2018** を引用した耐震性能の評価方法を読替え事項に示した。
- c) a) 及び b) を除く供用適性評価の手法は、導入に当たって検討調査を要するため、適用対象外とした。

4.3.21 WES 2820 の高压ガス設備への適用のための補足事項及び例外事項（附属書 D）

WES 2820:2015 の規定に加えて、高压ガス設備に適用する場合の耐震性能に関する要求事項として **KHK**

S 0861:2018 を引用した。

5 懸案事項

この規格の作成及び審議の段階で、懸案事項として挙げた事項は次のとおりである。これらの事項については、今後の改正において見直しを検討する。

- a) API 510:2022 及び API 570:2016 の検査員の適格性確認のための資格制度は、国内での取得が困難であり、国内に該当する資格制度もない。このため、国内の検査員の資格制度を圧力設備サステナブル保安部会で 2029 年までに検討する。
- b) 制定時に、国内の高圧ガス設備に適用するための技術的な判断が難しく、採用を保留して、今後の検討課題とした事項がある。主な検討課題は次のとおりである。今後、圧力設備サステナブル保安部会などで継続して調査検討する。
 - 1) ぜい性破壊に対する評価及び減肉の評価を除く供用適性評価（割れ状きずの評価、クリープ域で運転する部材の評価など）
 - 2) リスクベース検査による検査計画及び周期設定

参考文献

- 1) NATIONAL BOARD INSPECTION CODE NB-23 Part 3 Repaires and Alterations, The National Board of Boiler and Pressure Vessel Inspectors, 2023
- 2) 40 CFR part 60 subpart OOOOa, Standards of Performance for Crude Oil and Natural Gas Facilities for which Construction, Modification or Reconstruction Commenced After September 18, 2015
- 3) API STANDARD 521 Pressure-relieving and Depressuring Systems, SEVENTH EDITION, June 2020, ERRATA 1, NOVEMBER 2022

日本溶接協会規格 **WES 9802** 圧力設備の維持管理基準

令和 7 年 7 月 1 日 第 1 刷発行

編 集 一般社団法人日本溶接協会 規格委員会

発行人 大丸 成一

発行所 一般社団法人 日 本 溶 接 協 会

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20

<https://www.jwes.or.jp>